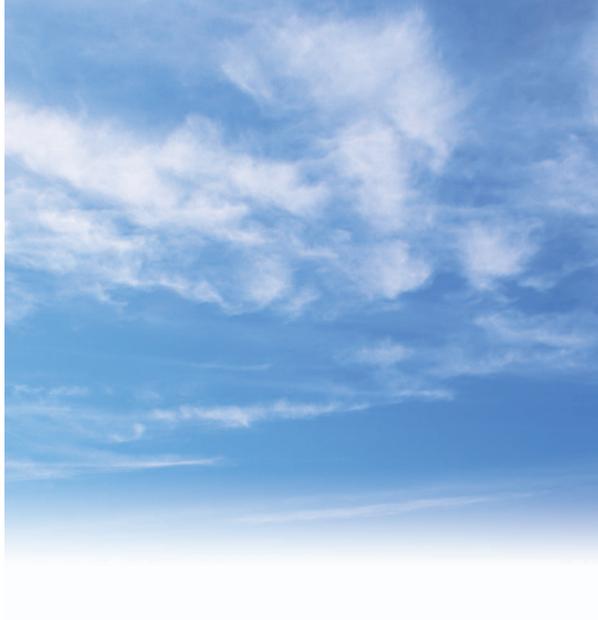


法テラス白書

令和4年度版

日本司法支援センター（法テラス）編著



法テラス白書

令和4年度版

日本司法支援センター 編著

法テラス 運営理念

使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

法テラス白書（令和4年度版）の発刊に寄せて

■日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充することを目指して、総合法律支援法に基づき平成18年4月10日に設立されました。業務開始以来、現在まで、情報提供・民事法律扶助・国選弁護等関連・犯罪被害者支援・司法過疎対策などの業務とともに、関係機関・団体から委託を受けた各種業務を実施し、また、東日本大震災の被災者に対する援助のための特例法に基づき「震災法律援助業務」を実施して、令和3年3月31日に特例法の終了期限を迎えるまで、様々な活動を展開してきました。

近年、少子高齢化の著しい進行と地域社会や家族関係の変化、格差や生活困窮と孤独・孤立問題の広がり、頻発する自然災害と感染症の急拡大、国際化・情報化の進展など社会経済情勢は大きく変動し、困難を抱える方々への法的サービスの提供と権利擁護の活動が各方面から期待され、そのニーズは多様化しています。

法テラスは、こうした社会の要請に応えるため、大規模災害の被災者に対する「被災者法律相談援助」、認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する「特定援助対象者法律相談援助」、DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する「DV等被害者法律相談援助」の業務を実施し、国選弁護では被疑者国選弁護対象事件の全勾留事件への拡大や、国選付添人対象事件の拡大に対応するなど、その業務は幅広いものとなっています。

また、各業務の実施に当たっては、自治体・福祉等の関係機関との連携協力を深め、困難を抱える方々が直面する複合的な問題に対し総合的な解決を図るべく、司法ソーシャルワークの取組も進めてきました。

法テラスは、本年で設立18年目を迎えましたが、今日に至るまで、多くの皆様に法テラスを御利用いただき、また、業務の遂行に当たり多くの御支援御協力をいただきました。改めて深く感謝申し上げます。

■さて、このたび令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務の概況をまとめた「法テラス白書（令和4年度版）」を発刊いたしましたので、お届けいたします。

令和4年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症がまん延し、その影響が少なからず残りましたが、電話等相談の活用や多様な媒体による積極的な広報等により、コールセンター・地方事務所の情報提供件数は近年では最高の水準で推移し、民事法律扶助の利用件数も増加に向かいました。

また、犯罪被害者支援ダイヤルはフリーダイヤル化したこともあり利用件数は前年より約30%の増加となり、外国人のニーズに対応する多言語情報提供や国際室の情報提供の件数も引き続き増加を続けています。

さらに、令和4年度は、靈感商法や高額献金等による深刻な被害が大きな社会問題となり、政府は関係省庁連絡会議を設置して合同電話相談窓口を開設してきたところ、法テラスは、同年11月からこの窓口を引き継ぎ、「靈感商法等対応ダイヤル」を新たに開設して関係機関や弁護士等との連携を図りつつ対応に当たることとなりました。また、ひとり親家庭・子ども支援が大きな社会課題となる中で、養育費の確保支援のため民事法律扶助の運用の見直しを進めるほか、ひとり親家庭と子ども支援のための関係機関・団体と連携した多彩な活動が各地で広がっています。

今回の白書では、令和4年度の法テラスの業務の状況を概観するとともに、ひとり親家庭・子ども支援の様々な取組と「靈感商法等対応ダイヤル」等の取組を特集として取り上げました。

令和4年度版法テラス白書の発刊に当たり、皆様におかれましては、法テラスの活動に対する一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年10月吉日

日本司法支援センター

理事長 丸島俊介

目 次

法テラス運営理念	2
法テラス白書(令和4年度版)の発刊に寄せて	3
■法テラスの概要	8
1. 概要	8
(1) 設立	8
(2) 組織	8
(3) 主な業務	9
(4) 事務所	10
(5) 予算・決算の概要	12
2. 主な業務の概況	13
■法テラスのあゆみ	14
1. これまでのあゆみ	14
2. 令和4年度の主な出来事	17
特集1 子ども支援 ～家庭の環境調整を通じたアプローチを中心に～	
第1 家庭の環境調整と法的支援の関係	19
第2 法テラスの取組	23
特集2 靈感商法等被害に関する取組	
第1 靈感商法等対応ダイヤルの開設	29
第2 関係機関・団体との連携	31
第3 ワンストップ相談会の企画・実施	33
1. 情報提供業務	
1-1 令和4年度における業務の概況	34
(1) 利用者の利便性向上のための取組	34
(2) 品質向上のための取組	34
(3) 多言語での情報提供	35
(4) 外国人在留支援センター(FRESC)における取組	35
(5) 法教育の取組	35
1-2 業務の概要	36
1-3 問合せ件数	37
(1) サポートダイヤル	37
(2) 地方事務所	38
1-4 問合せの傾向	39
(1) サポートダイヤル	39
(2) 地方事務所	42
1-5 認知媒体	43
(1) サポートダイヤル	43
(2) 地方事務所	44
1-6 利用者の地域分布	45
(1) サポートダイヤル	45
(2) 地方事務所	46

1-7 紹介先関係機関	47
1-8 多言語情報提供サービス	48
(1) サービスの概要	48
(2) サービスの仕組み	48
(3) 問合せ件数	49
(4) 問合せの傾向	50
(5) 認知媒体	50
(6) 利用者の地域分布	51
1-9 外国人在留支援センター(FRESC)における取組	52
(1) 国際室における問合せの傾向	52
(2) 国際室における連携対応事例の紹介	53
(3) 外国人支援者等向けセミナーの開催	54
1-10 法教育	55
2. 民事法律扶助業務	
2-1 令和4年度における業務の概況	58
(1) 法律相談援助及び代理援助	58
(2) 電話等相談援助	58
(3) 特定援助対象者援助事業	58
2-2 業務の概要	59
(1) 民事法律扶助業務	59
(2) 特定援助対象者援助事業	61
(3) 被災者法律相談援助	61
2-3 契約弁護士・司法書士数の推移	62
2-4 法律相談援助	63
(1) 実施状況	63
(2) 法律相談援助利用者の属性	65
(3) 特定援助対象者法律相談援助	66
(4) 外国人向け法律相談	67
2-5 代理援助・書類作成援助	68
(1) 実施状況	68
(2) 代理援助・書類作成援助利用者の属性	69
(3) 代理援助	71
(4) 書類作成援助	73
2-6 立替金の償還(返済)	74
(1) 償還	74
(2) 償還の免除	74
2-7 不服申立てと再審査申立て	75
3. 国選弁護等関連業務	
3-1 令和4年度における業務の概況	87
3-2 国選弁護関連業務	88
(1) 業務の概要	88
(2) 国選弁護制度	88
(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結	90

(4) 国選弁護士候補の指名通知	91	2 総合法律支援法改正と被災者法律相談援助	140
(5) 国選弁護士に対する報酬及び費用の算定	94	3 被災者への情報提供	140
(6) 国選算定基準の改正	96		
3-3 国選付添関連業務	97		
(1) 業務の概要	97		
(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定	99		
4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務		7. 受託業務	
4-1 令和4年度における業務の概況	105	7-1 業務の概要	143
(1) 常勤弁護士とは	105	7-2 日本弁護士連合会委託援助業務	143
(2) 司法ソーシャルワークに関する業務	105	(1) 業務内容	143
4-2 業務の概要	106	(2) 援助要件等	145
4-3 常勤弁護士の配置	106	(3) 業務実績	145
4-4 常勤弁護士の確保	109	(4) 援助費用	145
(1) 説明会等の活用	109		
(2) 採用	110	8. その他	
4-5 司法過疎地域事務所の設置	111	8-1 組織	148
4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備	112	(1) 本部と地方事務所の組織	148
(1) 実務研修	112	(2) 事務所	149
(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・ 常勤弁護士業務支援室	116	(3) 根拠法	153
		(4) 主務大臣	153
		(5) 資本金	153
		(6) 役員の状況	153
		(7) 職員の状況	153
		8-2 法テラスの認知状況	154
		(1) 認知状況の推移	154
		(2) 令和4年度の主な取組	154
		(3) 性別・年代別認知度	155
		(4) 認知経路	156
		8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声	157
		8-4 審査委員会	161
		(1) 審査委員会とは	161
		(2) 審査委員会の審議事項	162
		8-5 顧問会議	163
		(1) 設立の趣旨	163
		(2) 顧問会議メンバー	163
		(3) 顧問会議の開催状況	163
		8-6 地方協議会	164
		開催の目的、状況	164
		法テラス用語の解説	168
		法テラスの刊行物	172
5. 犯罪被害者支援業務			
5-1 令和4年度における業務の概況	117		
(1) 犯罪被害者支援ダイヤルのフリーダイヤル化	117		
(2) DV等被害者法律相談援助業務の状況	117		
(3) 研修の実施	119		
(4) 刊行物の改訂	119		
5-2 犯罪被害者支援業務の概要	120		
5-3 犯罪被害者支援に関する情報の提供等	121		
(1) 犯罪被害者支援ダイヤル	121		
(2) 地方事務所	125		
5-4 DV等被害者法律相談援助業務	130		
5-5 被害者国選弁護関連業務	134		
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための 国選弁護制度の概要	134		
(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況	135		
5-6 被害者参加旅費等支給業務	137		
(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要	137		
(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績	138		
6. 災害対応			
法テラスにおける災害対応	139		
1 東日本大震災への対応	139		
(1) 令和4年度における 震災法律援助業務の実施状況	139		

資料目次

1. 情報提供業務

資料1-1	情報提供業務の流れ	36
資料1-2	サポートダイヤル問合せ件数の推移	37
資料1-3	地方事務所問合せ件数の推移	38
資料1-4	令和4年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別、年代	39
資料1-5	サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移	40
資料1-6	令和4年度サポートダイヤル問合せ分野別内訳(男女別)	40
資料1-7	令和4年度サポートダイヤル問合せ分野別件数(男女別・上位30分野)	41
資料1-8	地方事務所問合せ分野別内訳の推移	42
資料1-9	サポートダイヤル認知媒体内訳の推移	43
資料1-10	地方事務所認知媒体内訳の推移	44
資料1-11	令和4年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数	45
資料1-12	人口1万人当たりの令和4年度サポートダイヤル問合せ件数(都道府県別)	45
資料1-13	令和4年度地方事務所別の問合せ件数(電話・面談の合計数)	46
資料1-14	人口1万人当たりの令和4年度都道府県別問合せ件数(電話・面談の合計数)	46
資料1-15	令和4年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳	47
資料1-16	令和4年度地方事務所紹介先関係機関内訳	47
資料1-17	多言語情報提供サービスの流れ	48
資料1-18	多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移	49
資料1-19	令和4年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳	50
資料1-20	令和4年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳	50
資料1-21	令和4年度利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数(上位20都道府県)	51
資料1-22	令和4年度国際室における問合せ分野別内訳	52
資料1-23	令和4年度国際室における言語別問合せ内訳	53
資料1-24	令和4年度外国人支援者等向けセミナー実施状況	54

2. 民事法律扶助業務

資料2-1	民事法律扶助の手續(全体の流れ)	60
資料2-2	特定援助対象者法律相談援助の利用の流れ	61
資料2-3	契約弁護士数の推移	62
資料2-4	契約司法書士数の推移	62
資料2-5	法律相談援助件数の推移	63
資料2-6	法律相談援助の事件別内訳の推移	64
資料2-7	法律相談費の推移	64
資料2-8	令和4年度法律相談援助利用者の性別、年代	65
資料2-9	特定援助対象者法律相談援助件数の推移	66
資料2-10	令和4年度特定援助機関別相談実施件数	66
資料2-11	令和4年度特定援助申込対象者の資力状況	67
資料2-12	令和4年度特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳(一般相談との比較)	67
資料2-13	令和4年度外国人専門相談実施件数	67
資料2-14	代理援助・書類作成援助の開始決定件数の推移	68

資料2-15	令和4年度代理援助・書類作成援助利用者の性別、年代	69
資料2-16	代理援助・書類作成援助利用者の世帯収入(月額)の推移	70
資料2-17	代理援助・書類作成援助利用者の公的給付受給状況の推移	70
資料2-18	代理援助の事件別内訳の推移	71
資料2-19	代理援助立替金実績の推移	71
資料2-20	代理援助の事件結果別内訳の推移	72
資料2-21	書類作成援助の事件別内訳の推移	73
資料2-22	書類作成援助立替金実績の推移	73
資料2-23	立替金償還実績の推移	74
資料2-24	立替金償還免除実績の推移	74
資料2-25	不服申立てと再審査申立ての件数の推移	75
付表2-1	契約弁護士数・契約弁護士法人数の推移(地方事務所別)	76
付表2-2	契約司法書士数・契約司法書士法人数の推移(地方事務所別)	78
付表2-3	法律相談援助件数の推移(地方事務所別)	80
付表2-4	令和4年度法律相談援助の事件別内訳(地方事務所別)	82
付表2-5	代理援助・書類作成援助件数の推移(地方事務所別)	83
付表2-6	令和4年度代理援助の事件別内訳(地方事務所別)	84
付表2-7	令和4年度代理援助の事件結果別内訳(地方事務所別)	85
付表2-8	令和4年度書類作成援助の事件別内訳(地方事務所別)	86

3. 国選弁護等関連業務

資料3-1	国選弁護等関連業務の概要	88
資料3-2	勾留状が発付された被疑事件のうち国選弁護人が選任された割合	89
資料3-3	通常第一審事件のうち国選弁護人が選任された割合	89
資料3-4	刑事事件の流れと国選弁護制度	89
資料3-5	被疑者国選弁護事件の対象範囲	90
資料3-6	国選弁護人契約弁護士数・契約率の推移	91
資料3-7	被疑者国選弁護事件のうち24時間以内に指名をした割合	92
資料3-8	被疑者国選弁護事件受理件数の推移	93
資料3-9	被告人国選弁護事件受理件数の推移	93
資料3-10	被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬	94
資料3-11	被告人国選弁護事件(裁判員裁判事件以外)の基礎報酬	95
資料3-12	裁判員裁判事件の基礎報酬	95
資料3-13	被告人国選弁護事件の公判加算報酬	95
資料3-14	少年事件の流れと国選付添制度	97
資料3-15	国選付添人契約弁護士数・契約率の推移	98
資料3-16	国選付添事件受理件数の推移	98
資料3-17	少年保護事件のうち国選付添人が付された割合	99
資料3-18	国選付添人の基礎報酬	100
資料3-19	実質審理期日に対する加算報酬	100
付表3-1	国選弁護人契約弁護士数・契約率の推移(地方事務所別)	101
付表3-2	国選弁護事件受理件数の推移(地方事務所・支部別)	102
付表3-3	国選付添人契約弁護士数・契約率の推移(地方事務所別)	103
付表3-4	国選付添事件受理件数の推移(地方事務所・支部別)	104

4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

資料4-1	常勤弁護士配置先一覧	107
資料4-2	常勤弁護士の配置数の推移	108
資料4-3	司法過疎地域事務所の設置数の推移	111
資料4-4	常勤弁護士に対する実務研修実施状況	113

5. 犯罪被害者支援業務

資料5-1	法テラス犯罪被害者支援専用Webページ	117
資料5-2	児童向けポスター及びポケットカード	118
資料5-3	制度周知用アニメーション動画	118
資料5-4	改訂した犯罪被害者支援ポスター	119
資料5-5	犯罪被害者支援業務の流れ	120
資料5-6	犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移	121
資料5-7	犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移	122
資料5-8	令和4年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳	123
資料5-9	犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体内訳の推移	124
資料5-10	地方事務所問合せ件数の推移	125
資料5-11	地方事務所問合せ分野別内訳の推移	126
資料5-12	令和4年度地方事務所紹介先関係機関内訳	127
資料5-13	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移	128
資料5-14	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移 (地方事務所別)	128
資料5-15	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移	129
資料5-16	令和4年度犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士紹介案件の被害種別内訳	129
資料5-17	DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ	130
資料5-18	DV等被害者法律相談援助件数の推移	131
資料5-19	令和4年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別	132
資料5-20	令和4年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代	132
資料5-21	DV等被害者援助弁護士の推移	133
資料5-22	DV等被害者援助弁護士数の推移(地方事務所別)	133
資料5-23	国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ	134
資料5-24	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	135
資料5-25	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移(地方事務所別)	135
資料5-26	選定請求件数及び罪名内訳の推移	136
資料5-27	通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と 国選被害者参加弁護士への委託人員数(司法統計による)	136
資料5-28	被害者参加旅費等の支給の流れ	137
資料5-29	被害者参加旅費等支給業務実績の推移	138

6. 災害対応

資料6-1	法テラス災害対応年表	141
資料6-2	災害時に利用できる制度の比較	142

7. 受託業務

資料7-1	日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧	144
資料7-2	令和4年度申込受理件数(地方事務所別)	146
資料7-3	事業種別申込受理件数の推移	147
資料7-4	事業種別受託業務援助費用の推移	147

8. その他

資料8-1	本部及び地方事務所組織図	148
資料8-2	法テラス全国事務所所在地	149
資料8-3	名称認知度及び業務認知度の推移	154
資料8-4	認知状況の推移	155
資料8-5	認知経路の内訳の推移	156
資料8-6	苦情等受付件数・対象別苦情内訳の推移	157
資料8-7	令和4年度業務別苦情内訳	158
資料8-8	苦情等取扱結果の推移	158
資料8-9	令和4年度「皆様の声」に基づいた取組事例等の御紹介	159
資料8-10	日本司法支援センター審査委員会委員名簿	161
資料8-11	審査委員会議決の内訳	162
資料8-12	令和4年度地方協議会開催一覧	164

注記1：平成30年度の統計から、構成比の表記において、四捨五入をしているため、実際の構成比の合計は100にならないことがある。

注記2：本書において、日付の注記のないものは、令和4年3月31日現在の内容を掲載している。

注記3：本書における災害名称の表記については、以下のとおりとしている。

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」は、「東日本大震災」

「平成28年(2016年)熊本地震」は、「平成28年熊本地震」

「平成30年7月豪雨(西日本豪雨)」は、「平成30年7月豪雨」

「令和元年台風第15号(令和元年房総半島台風)」は、「令和元年台風第15号」

「令和元年台風第19号(令和元年東日本台風)」は、「令和元年台風第19号」

「令和元年台風第19号」

「令和2年(2020年)7月豪雨」は、「令和2年7月豪雨」

1. 概要

(1) 設立

日本司法支援センター（法テラス）は、司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）を受けて制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。

平成の初頭、国内外の社会経済情勢は大きく変化する時代を迎え、日本社会では、これに対応するべく政治・行政・地方分権・経済構造等を巡る諸々の改革の動きが始まることとなった。そして、これら諸改革は、憲法の基本理念の一つである「法の支配」の下に有機的に結び合わせられるべきものとして、その要となる司法制度改革の重要性が位置付けられた。

意見書は、司法機能の充実強化の一環として、司法へのアクセスを拡充するため、民事法律扶助の拡充と司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図ることや、被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した公的弁護体制を整備することなどを提言し、その運営主体等についての総合的な検討を求めた。

このような経過を経て、法テラスは、国等の責務に基づく総合法律支援の事業を適切に行い、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現することを目指して設立されたものである。

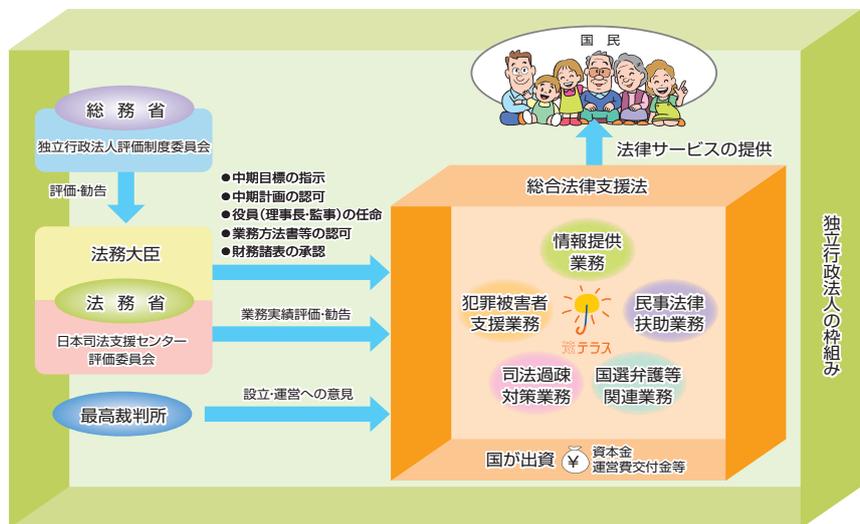
法テラスは、設立後半年の準備期間において、全国に事務所を設置して人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規程類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」）で業務を開始した。

(2) 組織

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公的な事業のうち、国が直接実施する必要はないものの、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法（独法通則法）及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは、法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与するため、三権分立の観点から、独立行政法人とはせず、独法通則法を準用する法人と規定されている。

業務の運営に関しては、独法通則法を準用し、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定した上で、それを達成すべく業務の質の向上や効率性に努めながら自律的に展開し、その結果については、第三者機関である日本司法支援センター評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。



通称「法テラス」の由来

利用者である国民に覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年9月、通称及びロゴを「 **法テラス**」と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へ進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

(3) 主な業務

法テラスの行う主な業務は、総合法律支援法第30条第1項及び第2項において次のように規定されている。

① 総合法律支援法第30条第1項の業務（主要業務）

ア 情報提供業務（34ページ：1 情報提供業務 参照）

法的問題の解決に役立つ制度や、適切な相談機関・団体に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等による問合せに対して提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（58ページ：2 民事法律扶助業務 参照）

(ア) 経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

(イ) 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者、障がい者等に対する資力にかかわらず行う法律相談等の業務。

(ウ) 大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談の業務。

ウ 国選弁護等関連業務（87ページ：3 国選弁護等関連業務 参照）

(ア) 貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定・支払などを行う業務。

(イ) 少年審判事件における国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選付添人候補の指名及び裁判所への通知を行い、国選付添人に対する報酬・費用の算定・支払などを行う業務。

エ 司法過疎対策業務（105ページ：4 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務 参照）

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（117ページ：5 犯罪被害者支援業務 参照）

犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次ぎ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行う業務。

また、刑事裁判に参加する犯罪被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名、裁判所への通知、報酬・費用の算定・支払及び被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅

費等の算定・送金などを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対する資力にかかわらず行う法律相談業務が追加された（平成30年1月24日施行）。

司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスでは、「司法ソーシャルワーク」を推進している。これは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自らの法的援助を求めることが難しい方々の下に出向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組である。そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。

(活動例)

- ・福祉機関の職員等を対象とした法テラス業務の説明や法律講座の開催
- ・福祉事務所、生活困窮者の自立相談支援機関、地域包括支援センター等における法律相談の実施
- ・地方公共団体・福祉機関等からの申入れに基づく高齢者・障がい者に対する出張法律相談の実施

② 総合法律支援法第30条第2項の業務

受託業務（143ページ：7 受託業務 参照）

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務。

(4) 事務所

本部（東京）、コールセンターのほか、全国103か所に事務所を設置（令和5年4月1日現在）。

①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4種類があり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

① 地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と北海道は札幌以外に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスの全ての業務を行う。

② 支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄するため、全国11か所に設置。法テラスの5つの主要業務を行う。

③ 出張所

東京に2か所（上野、八王子）、大阪に1か所（堺）設置。民事法律扶助業務を中心に、情報提供業務も行う。

この他被災地支援のため被災地出張所2か所（岩手に1か所（気仙）、福島に1か所（ふたば））を設置。

④ 地域事務所

弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。令和5年4月1日現在で37か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所には更に2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（34か所）。

もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、主にこれらの事件を扱うために設置する事務所である（3か所）。

事務所の種類	①地方事務所 (本所)	②支部	③出張所	④地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選地域事務所
正式名称	日本司法支援センター 〇〇地方事務所	日本司法支援センター 〇〇地方事務所 △△支部	日本司法支援センター 〇〇地方事務所 △△出張所	日本司法支援センター 〇〇地方事務所 △△地域事務所	
通称	法テラス〇〇 例：法テラス東京	法テラス△△ 例：法テラス多摩	法テラス△△ 例：法テラス上野	法テラス△△ 例：法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行う全ての業務	法テラスが行う5つの主要業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般（有償による法律相談・事件の受任も含む）	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地(47か所)のほか、北海道に3か所(函館、旭川、釧路)	全国に11か所 川越(埼玉)、松戸(千葉)、多摩(東京立川)、川崎・小田原(神奈川)、浜松・沼津(静岡)、三河(愛知)、姫路・阪神(兵庫)、北九州(福岡)	全国に5か所 上野・八王子(東京)、堺(大阪) (震災対応) 気仙(岩手)、ふたば(福島)	34か所 八雲・江差(函館)、むつ・鱒ヶ沢(青森)、宮古(岩手)、鹿角(秋田)、会津若松(福島)、牛久(茨城)、秩父(埼玉)、佐渡(新潟)、魚津(富山)、中津川・可児(岐阜)、下田(静岡)、福知山(京都)、南和(奈良)、倉吉(鳥取)、浜田・西郷(島根)、安芸・須崎・中村(高知)、平戸・対馬・壱岐・五島・雲仙(長崎)、高森(熊本)、延岡(宮崎)、鹿屋・指宿・奄美・徳之島(鹿児島)、宮古島(沖縄)	3か所 下妻(茨城)、熊谷(埼玉)、佐世保(長崎)

(注) 地方事務所、支部には法律事務所が併設されている事務所もある。

(5) 予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の大半が国費で賄われている。

他方、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助業務において発生した立替金の償還金や一般の方からの寄附金などの自己収入の確保に努めている。

なお、経費節減等を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性、緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

法テラスに係る政府予算の推移

(単位：百万円、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運営費交付金	15,861	15,820	15,191	17,666	16,623
国選弁護人確保業務等委託費	16,914	17,042	16,945	16,792	16,391
合計	32,775	32,862	32,136	34,458	33,014
対前年伸び率	1.65	0.27	△2.21	7.23	△4.19

(注1) 令和元年度、令和2年度、令和4年度の運営費交付金及び国選弁護人確保業務等委託費については、補正予算等の金額を含む。

(注2) 各欄予算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

法テラス決算の推移

(単位：百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 入					
運営費交付金	15,391	15,861	15,820	15,191	17,666
事業収入（民事法律扶助償還金等）	12,206	11,744	12,009	11,707	10,808
補助金等収入	45	55	38	62	116
受託事業収入	17,950	17,857	17,591	16,987	16,878
その他収入	1,667	1,505	1,541	3,203	547
計	47,260	47,022	47,000	47,149	46,015
支 出					
事業経費	33,705	33,254	31,782	30,918	30,414
一般管理費	4,061	3,353	3,533	3,786	5,052
人件費	7,875	8,665	8,796	9,073	8,796
計	45,642	45,272	44,111	43,777	44,262

(注) 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収入	支出
運営費交付金	事業経費
事業収入	一般管理費
補助金等収入	人件費
受託事業収入	
その他収入	

独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの

民事法律扶助業務の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など

国民からの寄附金など

国選弁護等関連業務及び受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの

運営費交付金の繰越分など

民事法律扶助業務の立替金、国選弁護人確保業務の契約弁護士報酬など

事務所賃借料、広報周知費など

給与、賞与及び法定福利費など

2. 主な業務の概況

平成30年度から5事業年度における各業務の概況は、次のとおりである。

業 務	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
情報提供業務					
サポートダイヤル問合せ件数（電話）	322,150件	345,623件	291,194件	317,999件	328,525件
サポートダイヤル問合せ件数（メール）	40,559件	49,477件	58,339件	59,754件	71,287件
サポートダイヤル問合せ件数（合計）	362,709件	395,100件	349,533件	377,753件	399,812件
地方事務所問合せ件数	206,269件	200,333件	202,211件	216,639件	226,110件
民事法律扶助業務					
法律相談援助件数	314,614件	315,085件	290,860件	312,770件	309,762件
代理援助開始決定件数	115,830件	112,237件	105,630件	103,478件	101,594件
書類作成援助開始決定件数	3,522件	3,309件	3,476件	3,393件	3,258件
契約弁護士数	23,371人	23,740人	24,028人	24,056人	24,293人
契約司法書士数	7,440人	7,453人	7,500人	7,525人	7,555人
国選弁護等関連業務					
被疑者国選弁護事件受理件数	78,780件	80,145件	76,073件	72,308件	73,775件
被告人国選弁護事件受理件数	53,862件	53,010件	50,076件	46,594件	44,046件
国選弁護人契約弁護士数	29,297人	30,160人	30,897人	30,950人	31,958人
国選付添事件受理件数	3,489件	3,325件	2,941件	2,604件	2,996件
国選付添人契約弁護士数	15,177人	15,501人	15,886人	15,909人	16,353人
常勤弁護士に関する業務					
常勤弁護士の配置数	198人	201人	194人	183人	204人
司法過疎地域事務所の設置数	35か所	34か所	34か所	34か所	34か所
犯罪被害者支援業務					
犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数	15,145件	15,343件	14,309件	15,908件	20,889件
地方事務所問合せ件数	14,035件	11,262件	10,768件	12,108件	14,644件
犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士紹介件数	1,795件	1,355件	1,252件	1,181件	1,529件
犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士登録数	3,723人	3,781人	3,869人	3,925人	3,963人
DV等被害者法律相談援助件数	809件	832件	983件	972件	1,292件
DV等被害者援助弁護士数	1,882人	1,953人	2,097人	2,198人	2,263人
国選被害者参加弁護士選定請求件数	635件	595件	691件	661件	691件
被害者参加弁護士契約弁護士数	5,250人	5,440人	5,570人	5,631人	5,756人
受託業務					
日本弁護士連合会委託援助業務申込件数 （全援助合計）	15,158件	12,374件	10,688件	10,364件	10,898件

1. これまでのあゆみ

平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立（本部・東京） 金平輝子理事長就任
	4月28日	法務大臣、第1期中期計画を認可
	5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
	10月2日	業務開始（東京でコールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任） 法務大臣、（財）法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
平成19年	3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務（受託業務）の委託者として日本弁護士連合会（日弁連）、中国残留孤児援護基金と契約締結
	4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10月1日	日本弁護士連合会委託援助業務開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	4月10日	寺井一弘理事長就任 顧問会議を設置
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転（千代田区九段北から中野区本町へ）
	5月21日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計で100万件を突破
	3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始
平成23年	3月11日	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）発生 仙台コールセンターの受電を打ち切り、東京コールセンターのみで受電業務を実施
	4月4日	仙台コールセンターの通称を「法テラス・サポートダイヤル」とし、受電業務を再開

	4月10日	梶谷剛理事長就任
	7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行
	10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
	11月1日	法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）開始
	12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所
平成24年	2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
	3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
	4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）が施行
	9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
平成25年	1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計で200万件を突破
	3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
	3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所 多言語情報提供サービスを開始
	10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数が累計で1万件を突破
	12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年	3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
	4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
	4月10日	宮崎誠理事長就任
	6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計で300万件を突破
	4月14日	平成28年熊本地震発生
	6月3日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」公布
	7月1日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の一部先行施行により、平成28年熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	1月	民事法律扶助援助件数（代理援助・書類作成援助）が累計で100万件突破
平成30年	1月24日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の全面施行により、「特定援助対象者法律相談援助」及び「DV等被害者法律相談援助」開始
	3月29日	法務大臣、第4期中期計画を認可

	3月30日	法テラス震災特例法の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	4月10日	板東久美子理事長就任
	6月1日	被疑者国選弁護の対象が勾留事件全件に拡大
	6月28日～7月8日	平成30年7月豪雨（西日本豪雨）発生
	7月14日	平成30年7月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和元年6月27日まで）
平成31年	1月5日	コールセンターへの問合せ件数が累計で400万件を突破
令和元年	10月12日	令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）日本上陸（伊豆半島）
	10月18日	令和元年台風第19号被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和2年10月9日まで）
令和2年	3月31日	中国残留孤児援護基金委託援助業務終了
	5月11日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、「電話等法律相談援助」開始
	7月3日～31日	令和2年7月豪雨発生
	7月14日	令和2年7月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和3年7月2日まで）
	7月6日	「外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）」にて、法テラス本部国際室が業務を開始
令和3年	2年19日	Web会議システム等を利用した多言語法律相談通訳サービス業務を開始
	3月31日	「法テラス震災特例法」の失効により、震災法律援助の新規申込受付終了
令和3年	4月10日	法テラス設立15周年
	9月3日	コールセンターへの問合せ件数が累計で500万件を突破
令和4年	3月29日	法務大臣、第5期中期計画を認可
	3月31日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大対応としての電話等を活用した相談のうち、DV等被害者電話等相談援助が終了

2. 令和4年度の主な出来事

令和4年 4月1日

丸島俊介理事長就任

通常電話等相談援助開始

新型コロナウイルス感染症まん延などの事情がない平常時においても、高齢者や障がい者など既設の相談場所に赴いて相談することが困難な方を対象とし、電話等を活用した法律相談（通常電話等相談援助）を開始した。

DV等被害者電話等相談援助開始

DV、ストーカー、児童虐待にあわれた方のための法律相談援助について、これまで新型コロナウイルス感染症に対する感染防止のため、時限的に実施していた電話やオンラインによる法律相談が、平常時においても利用できるようになった。

犯罪被害者支援ダイヤルにフリーダイヤルを導入

犯罪の被害にあわれた方や御家族の方などに対し、損害の回復や苦痛の軽減を図るための法制度情報や問題の解決につながる相談窓口等を御案内する「犯罪被害者支援ダイヤル」について、利用者の方が負担なく利用できるようフリーダイヤルを導入した。

令和4年11月11日

特定施策推進室新設

「日統一教会」問題等の総合的解決を図るため、専門的知見を有する弁護士や心理専門職等を配置した特定施策推進室を新設した。

令和4年11月14日

「靈感商法等対応ダイヤル」開設

政府が「日統一教会」問題等の相談対応を行うため設置した合同電話相談窓口の機能等を承継し、法テラスに「靈感商法等対応ダイヤル」を開設した。



令和4年11月21日

齋藤健法務大臣が法テラスの「靈感商法等対応ダイヤル」を視察

齋藤健法務大臣が、法テラスの「靈感商法等対応ダイヤル」を視察した。

令和4年12月14日

紀藤正樹弁護士による職員研修実施

全国靈感商法対策弁護士連絡会の紀藤正樹弁護士を研修講師として、靈感商法等に関する基礎的な知識をテーマとした職員向けの研修を実施した。

令和5年 1月11日

全国統一教会被害対策弁護団との連携協定締結

「日統一教会」問題の被害者に対する支援・救済をより円滑に進めるため、全国統一教会被害対策弁護団と相互に連携して協力する旨の協定を締結した。

令和5年 3月21日

「靈感商法等でお悩みの方のためのワンストップ電話相談会」を開催

靈感商法等でお悩みの方を対象としたワンストップ電話相談会を開催した。

当日は、弁護士、心理士、社会福祉士、消費生活相談員が連携して、無料で相談に応じた。



特集 1

こども支援

～家庭の環境調整を通じたアプローチを中心に～

はじめに

第1 家庭の環境調整と法的支援の関係

- 1 不登校の背景に親による面前 DV がある事例
- 2 ネグレクトの背景に生活困窮がある事例

第2 法テラスの取組

- 1 法制度や相談窓口に関する情報提供
- 2 法律相談の費用に関する援助制度
- 3 法律相談の方法・場所に関する工夫
- 4 弁護士等に各種手続を依頼する場合の費用等の援助制度
- 5 地域における関係機関連携

特集 2

靈感商法等被害に関する取組

第1 灵感商法等対応ダイヤルの開設

第2 関係機関・団体との連携

第3 ワンストップ相談会の企画・実施

(注) 画像及び写真の無断使用・転載・複写等を禁止します。

特集1

こども支援

～家庭の環境調整を通じたアプローチを中心に～

はじめに

令和3年度版法テラス白書の特集では、《司法も福祉の一部》として機能し得る場面があるという問題意識に基づき、「生活困窮者支援における福祉と司法の連携の意義と課題」について報告した。本特集も、同様の問題意識に基づくものである。

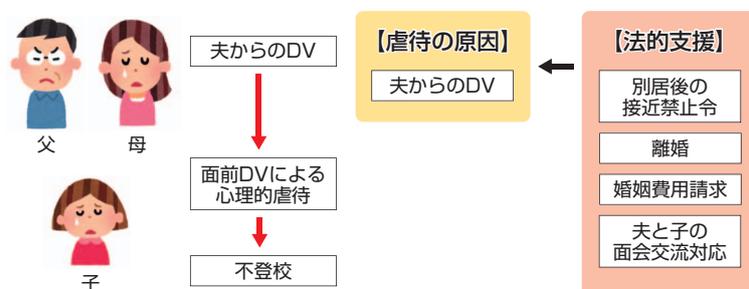
こどもの抱える最も深刻な問題の一つとして、親による虐待がある。虐待の背景には、親自身の成育環境に起因する問題、配偶者からのDV、社会からの孤立、生活困窮など、親の抱える様々な問題が複雑に絡み合っている。これら全ての問題を司法が解決できるものではないが、福祉と司法が適時に連携し、こども本人だけでなく、その親に適切な法的支援を行うことで、虐待の原因の一部を取り除くことができる場合がある。

そこで、本特集では、家庭環境の調整に取り組む福祉の現場において、法的支援がどのように役立つのかという視点に立って、法テラスの制度や取組事例を紹介する。

第1 家庭の環境調整と法的支援の関係

家庭の環境調整において、法的支援はどのように役立つのか。法テラスに寄せられる相談事例（一部事例を加工している。）をもとに考えてみたい。

1 不登校の背景に親による面前DVがある事例



子（小学5年生）は、夏休み明けから約1か月不登校が続いている。スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）が母と面談したところ、次のような事実が明らかになった。

- ① 夏休み前の7月中旬頃から、仕事のストレスを抱えた父が、専業主婦の母に対して、「部屋が片付いていない。」「夕食が手抜きである。」「誰の稼いで生活できていると思っている。」などと暴言を浴びせるようになった。母が父に反論すると、父が激高して、母の顔を叩いたり、食器を投げて割ったりすることがあった。
- ② これらの様子を目の前で見せられた子は、スマートフォンですっとYouTubeを観たり、突然泣き出したり、不安定になっていった。夏休みの宿題も全く手を付けていない。
- ③ 以上の経緯で、子は「学校に行きたくない。」「お母さんと一緒にいたい。」と言うようになった。母としても、父に怯える毎日で、子が心の支えになっている。子と一緒にいたいので、学校に行くようにとは言っていない。

この事案では、こどもの不登校の背景に、面前DVによる心理的虐待があると考えられる。父の母に対するDVをやめさせ、母子の生活環境を安全で安心できるものに調整することで、こどもの不登校という問題も解決できる可能性がある。法的支援としては、例えば次のようなものが考えられる。

【法的支援の内容とメリット】

(1) 別居後の接近禁止命令

母子がシェルター等に避難し父と別居した後、父が母子に接触するのを避けるため、裁判所に接近禁止命令を申し立てることが考えられる。

命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（令和6年4月1日施行の改正法のもとでは、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金）が科され得る。これにより母子の安全確保の実効性を高めることができる。

(2) 離婚に伴う各種手続代理

DVを受け、いわゆるパワレスな状態になっている母が、一人で離婚に向けた各種手続を進めていくことには相当な困難が伴う。離婚調停や離婚訴訟において、弁護士を代理人とすることで、DVの相手方である父と直接やりとりせずに離婚手続を進めることができる。離婚原因の有無・養育費・親権・離婚後の面会交流・財産分与・慰謝料・年金分割などについて、裁判所に対して適切に主張していくことができるようになる。

パワレスな状態にある母親に必要な法的支援につなげるために



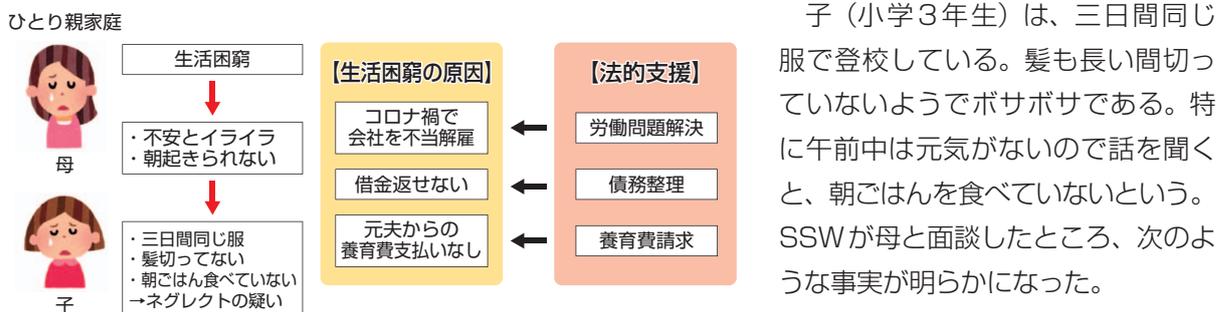
NPO法人全国女性シェルターネット 事務局長
山崎 友記子

DV被害を受けてきた方は、精神的に深く傷ついています。主体的に自らの力を発揮することが困難な状態、いわゆるパワレスな状態にある方も少なくありません。DVの相手方から避難し、婚姻費用の請求をしながら、離婚に向けて各種手続を進める。このように冷静に考えることは難しく、解決に向かって進んでいく力が湧いてこない状況にあります。このような状況にある方に、単に、「こういう制度がある。」、「こうすれば離婚できる。」、「一度法律事務所で相談してみると良い。」とアドバイスするだけでは、問題は解決しません。

そこで、私たちは、本人が法律事務所で法律相談を受ける際には、本人と担当弁護士の同意のもと、一緒に法律事務所に行き、本人の隣に座って法律相談を受けるようにしています。また、離婚手続を依頼した後の弁護士との打合せにも、できるだけ同席をするようにしています。

パワレスな状態にある本人に必要な法的支援につなげるためにも、本人の心の状態に対する深い理解と伴走型の支援が重要であると考えています。

2 ネグレクトの背景に生活困窮がある事例



子（小学3年生）は、三日間同じ服で登校している。髪も長い間切っていないようでボサボサである。特に午前中は元気がないので話を聞くと、朝ごはんを食べていないという。SSWが母と面談したところ、次のような事実が明らかになった。

- ① 母は、生活が困窮していて、このまま生きていけるのかとても不安に感じている。いつもイライラしていて、精神的に余裕がない。
朝も起きることができず、子のことを構う余裕がない。
- ② 生活が困窮しているのには、いくつかの理由がある。
1つ目は、コロナ禍で働いていた工場から突然解雇されたことである。その後、スーパーの店員として就職したが、収入は以前の7割程に減少した。
2つ目は、コロナ禍前から抱えていた消費者金融やクレジットカードの返済が追い付かないことである。
3つ目は、3年前に離婚した元夫が、コロナ禍で収入が減ったと言って、突然養育費の支払をやめたことである。コロナ禍が一段落した現在も、元夫からの養育費の支払はない。

上記の事案では、生活困窮の3つの原因について、例えば次のような法的支援が考えられる。

【法的支援の内容とメリット】

(1) 労働問題の解決

解雇には正当な理由が必要である。事案や現時点で今後どのような働き方を望むかなど個人事情にもよるが、解雇の無効を主張して復職が認められる場合もある。また、無効な解雇によって生じた損害の賠償請求をする方法などもある。

(2) 債務整理

債務の支払額や支払方法について、債権者との合意によって変更する方法（任意整理）がある。また、支払不能な債務について、裁判所の手続きで免責（支払わなくて良い状態）を受けるという方法（自己破産）もある。

(3) 養育費請求

裁判所を通じて、養育費の支払額を決定してもらう方法（養育費分担調停・審判）がある。これにより決まった養育費を相手方が支払わない場合は、預金や給与などを差し押さえることで、強制的に回収することもできる。

スクールソーシャルワーカー（SSW）と弁護士の連携の必要性



名古屋市立大学大学院 准教授
米川 和雄

生活困窮を始め、スクールソーシャルワーカー（SSW）が支援する児童の家庭が法的問題を抱えているということは少なくありません。適切な時期に法的支援が行われることで、家庭の法的問題への見通しが立ち、それにより児童の将来が拓けることもあります。同時に、困難事例で悩まれている現場のSSWの負担を軽減することにもなります。

しかし、実際のところ、現場のSSWと弁護士はまだまだ連携ができていないというのが現状です。スクールローヤーは全ての教育委員会に配置されているわけではありません。また、配置されていても具体的なケースについて、SSWが直接気軽に相談できないこともあります。

既に存在する法テラスの各種サービスなども利用しつつ、将来的には、SSWが日頃のケースについて電話でちょっと弁護士に聞くことができるホットラインや、ケース会議に気軽に弁護士も呼べるという仕組みができると、よりSSWと弁護士の連携が進むのではないかと思います。

児童相談所における家庭環境調整と法テラスの活用



さいたま市児童相談所 非常勤弁護士
法テラス本部 前第一事業部長
弁護士 設楽 あづさ

児童相談所では、こどもの安全を確保するために、一時保護など、やむを得ずこどもと親を引き離す方向での介入を求められることが少なくありません。児童相談所に勤務する弁護士としての主な仕事は、私の場合、この介入についての法的助言ということになります。

しかし、虐待の背景には必ず家庭環境の問題があります。こどもと親を引き離さなければならなくなる前に、家庭環境調整に関する適切な法的支援がなされれば、児童虐待を防ぐことにもつながります。

こどもが直接弁護士に相談するのは様々なハードルがありますが、その親の支援という形であれば、既存の法テラスの無料法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替制度は大いに活用する余地があります。児童相談所における家庭環境調整においても、法テラスの各種制度が活用されることを期待したいです。

第2 法テラスの取組

1 法制度や相談窓口に関する情報提供

第1のとおり、法的支援はこどもの家庭環境を調整するための有効な手段である。しかし、そもそものような法制度があるのか、どこに相談すればよいか分からない、相談行動をとることはできない。そこで、法テラスでは、これらの課題に対応するため、次のような取組を行っている。

(1) 犯罪被害者支援ダイヤル



被害にあわれた方向けポスター

犯罪被害者支援ダイヤルは、DV、ストーカー、児童虐待、性被害、職場のいじめを含む様々な被害について、犯罪被害者支援の知識や経験を持ったオペレーターが、無料で法制度紹介や相談窓口案内を行うサービスであるが、こども本人からの問合せにも対応している（詳細は121ページ参照）。

犯罪被害者支援ダイヤル
なくことないよ
0120-079714
(平日9時-21時、土曜9時-17時)

また、法テラスでは、学校における制度周知用ポスターの掲示、同ダイヤルの電話番号の記載されたポケットカードの配布、制度周知用アニメーション動画のYouTube配信等により制度周知を図っている。



学校掲示用ポスター



ポケットカード



制度周知用アニメーション動画



(2) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介

弁護士による相談・支援が必要な場合には、個々の状況に応じて、地方事務所の担当者から、DVや児童虐待を含む犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介している（詳細は128ページ参照）。

(3) 法テラス・サポートダイヤル

上記(1)とは別に、法テラスでは、適切な法制度、関係機関（法律相談・公的機関窓口等）の紹介を行う法テラス・サポートダイヤルを設け、債務整理や労働、離婚、相続等の幅広い問合せに対応している（詳細は37ページ参照）。

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374 (平日9時～21時、土曜9時～17時)

(4) 靈感商法等対応ダイヤル

保護者による宗教の信仰等を背景として虐待を受けている場合や、宗教団体に対する多額の献金により生活困窮に至った場合など、宗教2世・3世の家庭環境の調整が必要な場合がある。特集2（29ページ）で紹介している靈感商法等対応ダイヤルでは、靈感商法等でお悩みの方を対象として、相談窓口を案内している。このダイヤルは、宗教2世・3世のこども本人も利用可能である。

靈感商法等対応ダイヤル

0120-005931 (平日9時30分～17時)

【イベント】全国一斉養育費お困りダイヤル



「全国一斉養育費お困りダイヤル」
のチラシ

法テラスでは、令和4年3月6日、養育費の不払が社会問題化している背景を受けて、1日イベント「全国一斉養育費お困りダイヤル」を実施した。当日は、専用の電話機を設置し、法テラスの常勤弁護士が問合せに応じた。

当日は、例えば、次のような問合せが寄せられた。

「コロナ禍で収入減。元夫も養育費を支払ってくれず、どうしたら良いか相談したい。」

「離婚して養育費を支払っているが、再婚相手の子どもと養育費縁組をした。元妻への養育費の支払を減らすことは可能か相談したい。」

2 法律相談の費用に関する援助制度

弁護士による法律相談を受けたくても、費用を用意できないため、相談をすることが難しいという場合がある。この問題に対応するため、次の制度がある。

(1) 民事法律扶助に基づく無料法律相談

資力（収入・資産）が一定基準以下の方について、同一の相談につき3回まで、無料で法律相談を受けられるという制度である（詳細は63ページ参照）。

(2) DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方（受けるおそれのある方を含む。）を対象に速やかに弁護士による法律相談につなぐ制度である（詳細は130ページ参照）。

この制度は上記（1）の制度と異なり、DV、ストーカー、児童虐待の被害者であれば利用が可能である。ただし、法律相談実施時の処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円を超える方については、後日法律相談費として5,500円（税込）をご負担いただいている。

3 法律相談の方法・場所に関する工夫

(1) 電話・オンラインによる法律相談



上記2で紹介した法律相談の制度は、いずれも、対面だけでなく、電話・オンラインによる相談も可能である。本人が承諾し、相談を担当する弁護士の許可があれば、DV・ストーカー被害者の親やこども本人に支援者が同席して相談を受けることもできる。

施設における電話・オンライン相談の有用性

NPO法人全国女性シェルターネット 事務局長
山崎 友記子

DV被害者支援の課題の一つは、都市部を除き、近くにDV被害に精通した弁護士が少ないということです。

電話・オンラインでも利用できる法テラスの各種相談制度（DV等被害者法律相談援助、民事法律扶助）を利用して、シェルター利用者が、支援団体事務所などの安全な場所から電話やオンラインで法律相談ができれば、DV被害者に対する法的支援の機会は大きく広がるように思います。

(2) 男女共同参画センター等における女性弁護士によるDV相談



相談イメージ

例えば、大分市では、市・大分県弁護士会・法テラス大分との連携のもと、男女共同参画センター等を会場として、女性弁護士による女性のためのDV被害者支援等定期相談会を実施している。

同相談会では、法テラスのDV等被害者法律相談援助や民事法律扶助を利用することで、基準を満たす方については、無料でDV等に関する法律相談を受けることができるようにしている。

DV被害者等に対するワンストップ相談の必要性



大分市市民部生活安全・男女共同参画課
男女共同参画センターたびねす
所長 高橋 淳子(左)

大分市子どもすこやか部子育て支援課
中央子ども家庭支援センター
参事補 関 幸子(右)

このDV被害者支援等定期相談会が始まったきっかけは、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響として、女性のパート・非正規雇用による収入減や解雇、DV被害の増加など、女性が社会的弱者になりやすいことから生じる問題があらためて顕在化したことで、女性の困りごとに対して法的な知見での支援が必要であるという問題意識からでした。相談者の多くは、接近禁止命令、離婚、婚姻費用請求、養育費の問題等の法律問題を抱えています。また、相談者の中には、女性弁護士による相談を望まれる方も少なくありません。しかし、本市にはDV被害者支援等に対応する独自の無料法律相談の制度がありませんでした。そのため、DV被害者等の相談者は、自分でこの分野に対応できる弁護士を探さなければなりません。これは、やっとの思いで行政につながった相談者にとって、非常に負担の大きいことでした。

もともと、限られた資源のもとで、新たな無料法律相談制度を設けることは容易ではありませんでした。そんな時、DV被害者支援関係機関が参加する協議会をきっかけに法テラス大分の担当者の方とつながり、一定の基準を満たす方については、法テラスのDV等被害者法律相談援助や民事法律扶助を利用することで、無料でDV等の法律相談を受けることができることを知りました。

以上の経緯で、大分市と法テラス大分とで無料相談会の企画内容を調整し、大分県弁護士会からこの分野に対応できる女性弁護士の派遣協力をいただくことで、令和3年8月からDV被害者支援等定期相談会を実施しています。

相談会の利用者の方からは、「法的な解決策があることを知って自信をもって前に進むことができた。」「法的な支援があることで自分の悩みの方向性を整理できた。」など、行政での相談からの法的支援を含めた相談が、ワンストップで受けられることについて感謝する声をいただいています。今後も法テラス大分と連携し、女性支援の体制を拡充していければと思います。

(3) こども食堂における法律相談



※プライバシー保護のため、一部画像を加工しています。

食堂内での様子(法テラスの常勤弁護士は左から1人目)

各地で実施されているこども食堂は、単にこどもたちへの食事提供の場としてではなく、こどもの親世代や高齢者を含めた幅広い年齢層の地域住民のコミュニケーションの場として機能している。

そこで、一部の地域では、法テラスの常勤弁護士が、こども食堂を運営するNPO法人や社会福祉協議会と連携して、こども食堂で法律相談を実施するという取組を行なっている。弁護士もこども食堂に参加し、地域住民と何気なく会話したり、こどもたちと遊んだりする中で、住民から法律相談の希望があれば、別室で法律相談を実施するとい

うものである。弁護士も地域住民の一人としてコミュニティに参加することで、こどもやその親が気軽に法的支援につながれるようにする試みである。

4 弁護士等に各種手続を依頼する場合の費用等の援助制度

弁護士に各種手続を依頼したくても、費用を用意できないため依頼をすることが難しいという場合がある。この問題に対応するため、次の制度がある。

(1) 代理援助・書類作成援助(民事法律扶助)

裁判・調停・交渉等の手続において弁護士・司法書士の代理が必要なとき(代理援助)や、自分で裁判を起こす場合に裁判所に提出する資料の作成が必要なとき(書類作成援助)に、これらの手続を弁護士・司法書士が行うのに必要な費用を、審査の上、無利息で立て替え、その立替金を後から分割で支払うことができる制度である(詳細は68ページ参照)。

なお、この制度は、未成年者単独の利用はできず、未成年者が制度を利用する場合は、法定代理人(親など)の同意が必要である。

(2) 子どもに対する法律援助(日本弁護士連合会法テラス委託援助業務)

虐待を行う親との関係調整や離縁訴訟等の支援を必要とする場面では、親などの法定代理人の同意を前提とする民事法律扶助は利用になじまない。

また、児童相談所、児童養護施設や学校等との交渉では、民事法律扶助を利用することができない。

このように、民事法律扶助ではカバーされていないが、弁護士による支援が必要な一定の場合について、法テラスは、日本弁護士連合会から委託を受け、弁護士費用等を援助している(子どもに対する法律援助)。

この制度は、こども本人と受任予定弁護士の連名により申込みが可能である。上記1(1)の犯罪被害者支援ダイヤルやDV等被害者法律相談援助を利用して弁護士につながったこどもが、原則として弁護士費用の心配をすることなく、その先の対応を弁護士に依頼することができる(詳細は143ページ参照)。

5 地域における関係機関連携

(1) 弁護士のケース会議参加



生活困窮者支援調整会議に参加する法テラスの常勤弁護士（左から3人目）
（令和3年度法テラス白書特集より）

地域によって実施状況に差があるが、法テラスの常勤弁護士が、生活困窮、DV、その他の法的問題を抱える家庭に関する支援者のケース会議に参加している。また、一部地域における期間限定の取組であるが、常勤弁護士以外の弁護士がケース会議に参加する謝金を法テラスが負担するという取組も行なっている。ケース会議に弁護士も参加することで、法的問題を含む課題の整理、福祉関係者と弁護士の役割分担を行うことができる。

(2) DV被害者支援機関、スクールソーシャルワーカー等との各種協議会



地方協議会の様子

法テラスでは、全国の地方事務所において、地域の実情に応じた業務運営を実現するため、地域の関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。例えば、自治体の子育て支援課、教育委員会、児童相談所、学校、警察署といった関係機関が参加して、「女性と子ども」をテーマに地方協議会を開催した例もある。離婚・DV等、児童虐待・貧困・多重債務をテーマにしたグループワークを実施した上で、現場における法テラスの活用の仕方や地域の相談体

制整備について意見交換を実施している。

また、地域で開催されるスクールソーシャルワーカーネットワーク会議に、法テラス職員も参加し、事例検討や法テラスの活用について協議している例もある。

(3) 常勤弁護士の要保護児童対策地域協議会への参加



要保護児童対策地域協議会に参加している法テラスの常勤弁護士（右から4人目）

一部の地域では、法テラスの常勤弁護士が、要保護児童対策地域協議会に参加している。個別ケースについての助言を行うとともに、要保護児童に関する地域の体制整備に関する協議を地域の関係機関と共同して行っている。

特集2 霊感商法等被害に関する取組

「旧統一教会」（現在は「世界平和統一家庭連合」）について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、法務大臣の主宰により開催された「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の取りまとめを受け、その対応部署として、令和4年11月11日に特定施策推進室を法テラス本部に新設した。本特集では、同室による令和4年度の霊感商法等被害に関する取組を紹介する。

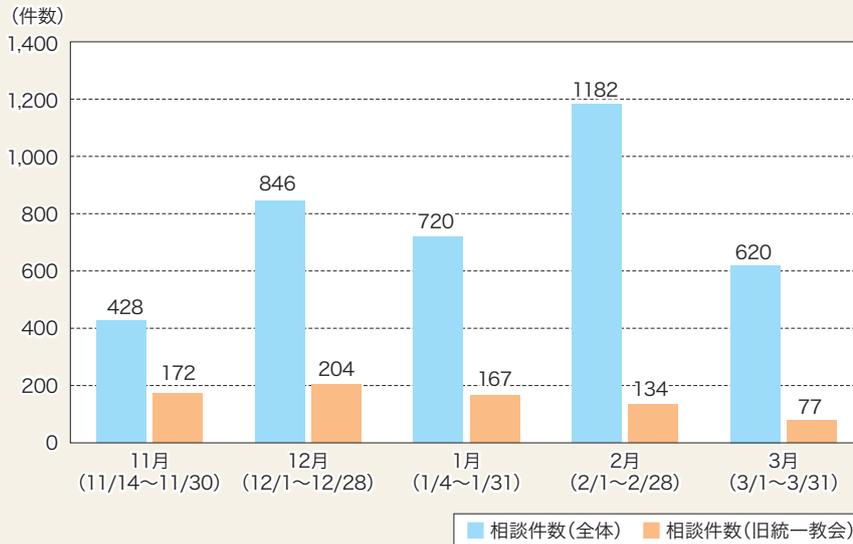
第1 霊感商法等対応ダイヤルの開設



霊感商法等対応ダイヤルを視察する齋藤健法務大臣

令和4年11月14日、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が設置した「合同電話相談窓口」の機能等を継承する形で、「霊感商法等対応ダイヤル」（以下「対応ダイヤル」という。）の運用を開始した。対応ダイヤルは国内のみならず、海外からの問合せにも対応しており、相談者の悩みの内容等に応じ、問題解決のために適切な相談窓口を案内するなどした。また、特定施策推進室に心理専門職を配置したことで、心の問題を抱える相談者にも対応できるよう体制を整備した。同年12月1日からは、24時間利用できるメールフォームを用いた相談受付を開始した。対応ダイヤルには、令和5年3月末までに累計3,796件（うち旧統一教会を相手方とするものは754件）の相談が寄せられた。

● 受付相談件数 累計 3,796 件



相談状況の分析「霊感商法等対応ダイヤル」（令和4年11月14日から令和5年3月31日）より抜粋

寄せられた相談のうち、金銭的トラブルに関するものは58%、金銭的トラブル以外に関するものは30%であった。

● 相談内容

【全体】

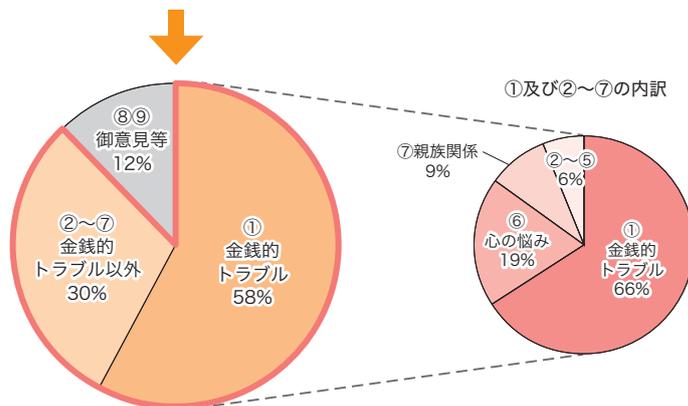
①金銭的 トラブル	②身体的 被害	③生活苦・ 就労の悩み	④誹謗中傷・ 嫌がらせ	⑤個人情報 の悪用	⑥心の悩み (心の健康 も含む)	⑦親族関係	⑧行政に 関する相談	その他	計
1,122件	38件	16件	47件	37件	790件	226件	113件	1,797件	4,186件

※複数入力されていた場合には重複して計上している。

【旧統一教会のみ】

①金銭的 トラブル	②身体的 被害	③生活苦・ 就労の悩み	④誹謗中傷・ 嫌がらせ	⑤個人情報 の悪用	⑥心の悩み (心の健康 も含む)	⑦親族関係	⑧行政に 関する相談	その他	計
508件	12件	9件	10件	13件	148件	70件	34件	77件	881件

※複数入力されていた場合には重複して計上している。



相談状況の分析「霊感商法等対応ダイヤル」（令和4年11月14日から令和5年3月31日）より抜粋

【相談例】

- 両親が、宗教団体から、悪い祖先のせいだ親族が病気になったのでお布施をすれば病気が完治すると言われ、数百万円以上献金した。
- 宗教団体であることを隠し、占いと称して勧誘された。先祖のためと言われ、献金を承諾するまで帰宅させてもらえず、献金してしまった。その後も借金をして数百万円以上の献金等を行った。
- 入信していた娘が脱会したものの、就労困難となり、精神科に通院している様子であるため、心の悩みについて相談したい。
- 過去の両親の献金によって生活が苦しいため、就労や生活再建のための支援を受けたい。

相談状況の分析「靈感商法等対応ダイヤル」（令和4年11月14日から令和5年3月31日）より抜粋

第2 関係機関・団体との連携

靈感商法等の被害者に対する効果的な支援を実現するため、法テラスでは、次のように関係機関・団体との連携を確保し、強化した。

1 日本弁護士連合会

対応ダイヤルでは、靈感商法等に関する相談について、日本弁護士連合会が設置した靈感商法等の被害に関するフリーダイヤル及びオンラインでの無料相談受付（令和5年2月末終了）を案内した。また、同受付終了後も随時、情報共有を図るなどして同会との連携を継続した。

2 全国統一教会被害対策弁護団



全国統一教会被害対策弁護団との連携協定式
（左から小林元治日弁連会長、村越進弁護団長、丸島理事長）

令和5年1月11日には、全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団（略称：全国統一教会被害対策弁護団）との間で連携協定を締結し、翌12日から、旧統一教会を相手方とする金銭賠償請求案件等については、対応ダイヤルで詳しい情報を聴き取った上で弁護団に直接引き継ぐ運用を開始した。

3 全国靈感商法対策弁護士連絡会



職員向け研修実施のため法テラス本部を訪問した紀藤正樹弁護士（左）

全国靈感商法対策弁護士連絡会所属の弁護士を特定施策推進室に配置し、同弁護士から、日々の対応ダイヤルの業務運営等に関する助言を受けるとともに、常勤弁護士や職員向けの研修を受けた。

4 心理専門職

心理専門職である公認心理師・臨床心理士を特定施策推進室に配置し、心の悩みを抱える相談者にも対応できるよう体制を整備した。また、日々の業務終了後にオペレーターが心理専門職と共にその日の対応結果に関する振り返りを行うなどした。

5 社会福祉士

日本社会福祉士会との連携の下、社会福祉士を講師として、対応ダイヤルのオペレーターに対する研修を実施したほか、社会福祉士から、日々の対応ダイヤルの業務運営等に関する助言を受けた。

6 消費者庁

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「不当寄附勧誘防止法」という。）が令和5年1月5日に施行されたことを踏まえ、連携に向けた協議等を行った（その結果、不当寄附勧誘防止法の行政措置等に関する規定が令和5年4月1日に施行された直後から、消費者庁が行う情報収集を目的とした連携を開始した。）。

7 法務少年支援センター

対応ダイヤルに寄せられた心の悩みに関する相談のうち、継続的なカウンセリングが必要と判断した相談については、その内容に応じて法務少年支援センターを案内した。

第3 ワンストップ相談会の企画・実施



ワンストップ相談会チラシ



ワンストップ相談会当日の様子

令和5年3月21日、靈感商法等のトラブルを抱える方を対象に、全国靈感商法対策弁護士連絡会所属の弁護士、常勤弁護士、心理専門職、社会福祉士及び消費生活相談員が電話で直接相談を受けるワンストップ型の相談会を実施した。

1. 情報提供業務



1-1 令和4年度における業務の概況

(1) 利用者の利便性向上のための取組 —サポートダイヤルの活用、Q&Aの充実—

法テラスの情報提供業務は、全国統一窓口であるコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」、以下「サポートダイヤル」という。）と地方事務所において実施し、日々多数の問合せに対応している。

サポートダイヤルについては、令和4年度に累計問合せ件数（電話・メールの合計）が560万件に達した。また、平成28年度にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置して以降、メールによる情報提供件数は増え続けており、令和4年度の問合せ件数は、前年度と比べ約11,000件増加し、71,000件を超えた。

サポートダイヤルでは、利用者の利便性向上の一環として平成27年10月から開始した、各地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をサポートダイヤルに自動転送して問合せに対応する取組を継続した。また、ナビダイヤルによる振分機能（利用者がサポートダイヤルと地方事務所を選択できる機能）の導入を拡大し、利用者の目的に合ったサービスを速やかに提供することが可能となった。さらに、ワンストップサービス（1か所で必要な案内や手続きが完了できること）を目指し、平成25年3月からサポートダイヤルにおいて、法律相談を希望する利用者に対し、法律相談援助を利用する要件となる収入や資産状況を確認し、スムーズに予約等につなげる取組を始めた。この取組は、平成29年10月から全国の地方事務所の利用者に範囲を拡大しており、令和4年度も継続することで、法律相談への橋渡しを行っている。また、新型コロナウイルス感染症への対応では、ホームページに掲載したQ&Aを随時更新し、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めた。

(2) 品質向上のための取組 —データの拡充と最新化、研修等—

法テラスでは、様々な問合せに対する確かな情報提供が行えるよう、法制度情報を「よくある質問と答え」（FAQ）として整備している。令和4年度は、よく利用されるFAQ1,125件をホームページで継続公開するとともに、129件を更新し、43件を新規作成した。また、関係機関データベース（全国の相談窓口情報をデータベース化したもの）のデータ拡充と最新化に努めており、令和4年度は既存の相談窓口情報2,700件を更新し、新たに63件を追加した。

トラブルを抱えた利用者の心情に配慮しつつ、適切な情報提供を行うためには、利用者の主訴（最も重要な訴え）の的確な把握やそのための会話技術が必要である。サポートダイヤルでは、第三者による客観的評価（実際に対応した通話音声記録（コールログ）を専門業者が評価したもの）の結果を踏まえ、オペレーター（サポートダイヤルにおいて情報提供業務を専門に行う職員）に対し個別に指導を行い、情報提供業務における対応の質の向上を図っている。

また、オペレーター等の研修用として相談分野別に作成した講義DVDを、民法改正を踏まえた内容に更新した上で、利便性を高めるため、地方事務所等の端末において視聴できるようにし、これを活用した研修を地方事務所において実施した。

さらに、地方事務所間をオンラインで結び、地方事務所における対応困難なケースに関する検討や、地方独自の取組等を共有する意見交換の機会を設けたほか、情報提供担当者のコミュニケーション傾向

に関するチェックリストを用いた自己分析や事例検討を含む高齢者・障がい者に関する知識、必要とされる配慮、対応に関する研修を行い、法テラス全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を行った。

(3) 多言語での情報提供 — 外国語話者の司法アクセス向上に向けた取組 —

日本の法制度や相談窓口情報に関する外国語話者のニーズに適切に対応するため、法テラスでは平成25年度から通訳サービス業者を介した多言語情報提供サービスを実施している。多言語情報提供サービスは「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(注)の一つであり、外国語話者の司法アクセス向上のための取組として、英語など10言語でリーフレットを作成した。また、外国語話者(スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語)に対するアンケートを実施し、外国語話者のニーズ把握に努めた。

令和4年度の対応言語は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の計10言語であり、問合せ件数は6,803件であった。

(注) 政府により決定。外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの。外国人に対する情報発信及び相談体制充実の具体的施策の一つとして当サービスが掲載されている。

(4) 外国人在留支援センター (FRESC) における取組

外国人在留支援センター (Foreign Residents Support Center 通称: FRESC /フレスク) 内に、法テラス本部国際室を設置し、各機関と連携・協力しながら法的支援を行っている。令和4年度の具体的な取組としては、問合せ対応のほか、外国人支援機関・団体の職員や個人支援者を対象としたセミナーを開催した。

(5) 法教育の取組 — 一般市民に向けた法教育事業を全国の法テラスで実施 —

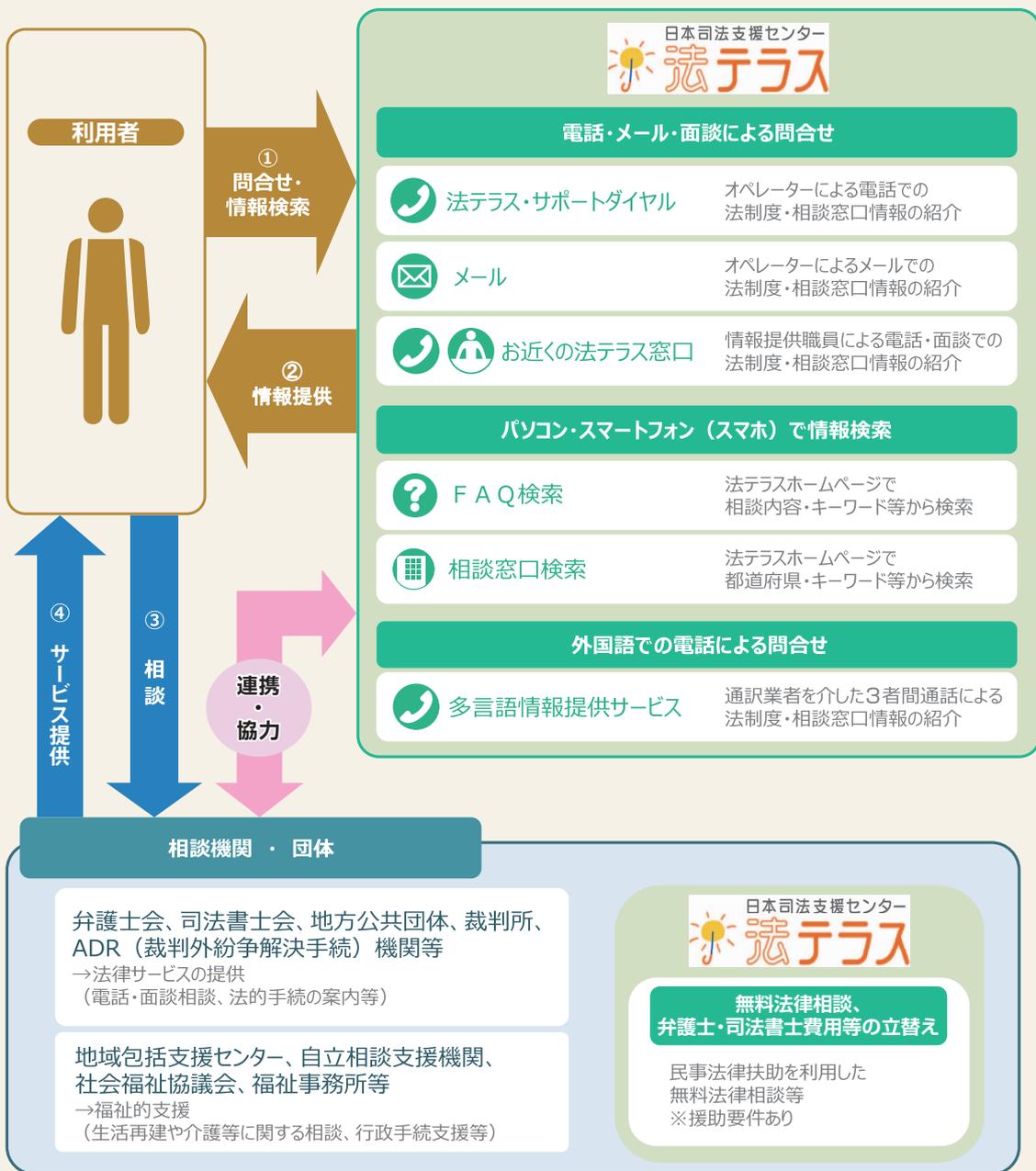
総合法律支援法の基本理念である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現」するためには、利用者である国民が、法が社会の中で持つ機能・役割や、なぜ法が社会に必要なのかなどについて理解することが必要との観点から、平成22年度以降、法テラスでは情報提供業務の一環として法教育に取り組んでいる。

令和4年度からは、法テラスの取組内容を、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした法教育事業と、関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資することを目的とした法教育関連事業であると位置付け、全国の地方事務所において、講演会、意見交換会、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業等を行ってきた。令和4年度も引き続き、法的トラブルの具体的事例を取り入れるなど、地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるような取組を実施したほか、大学等と連携し、SNSやアルバイトにおけるトラブルなど、若年層へ向けた法教育にも取り組んだ。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る政府や地方自治体の方針等を踏まえつつ、現地開催と配信の併用型や、チャット機能を利用して配信中に質問を受け付ける参加型など、社会のデジタル化の流れに対応した取組を行った。

1-2 業務の概要

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこに、誰に、相談したらいいかわからない方々に対し、①裁判、その他の法的紛争解決のための制度を有効に利用するための情報（法制度情報）及び②弁護士及び隣接法律専門職（司法書士など）の業務に関する情報（関係機関・団体の相談窓口情報）を提供するものである。利用資格などの制限はないため、広く国民等にかかれた、司法サービスの玄関口といえる。上記関係機関・団体との連携を図りながら、サポートダイヤルにおいては電話とメールで、各地方事務所においては面談と電話で個別の問合せに対応している（資料1-1参照）が、それ以外にも、ホームページやリーフレットなどを活用した情報提供も行っている。

資料 1-1 情報提供業務の流れ



1-3 問合せ件数

(1) サポートダイヤル

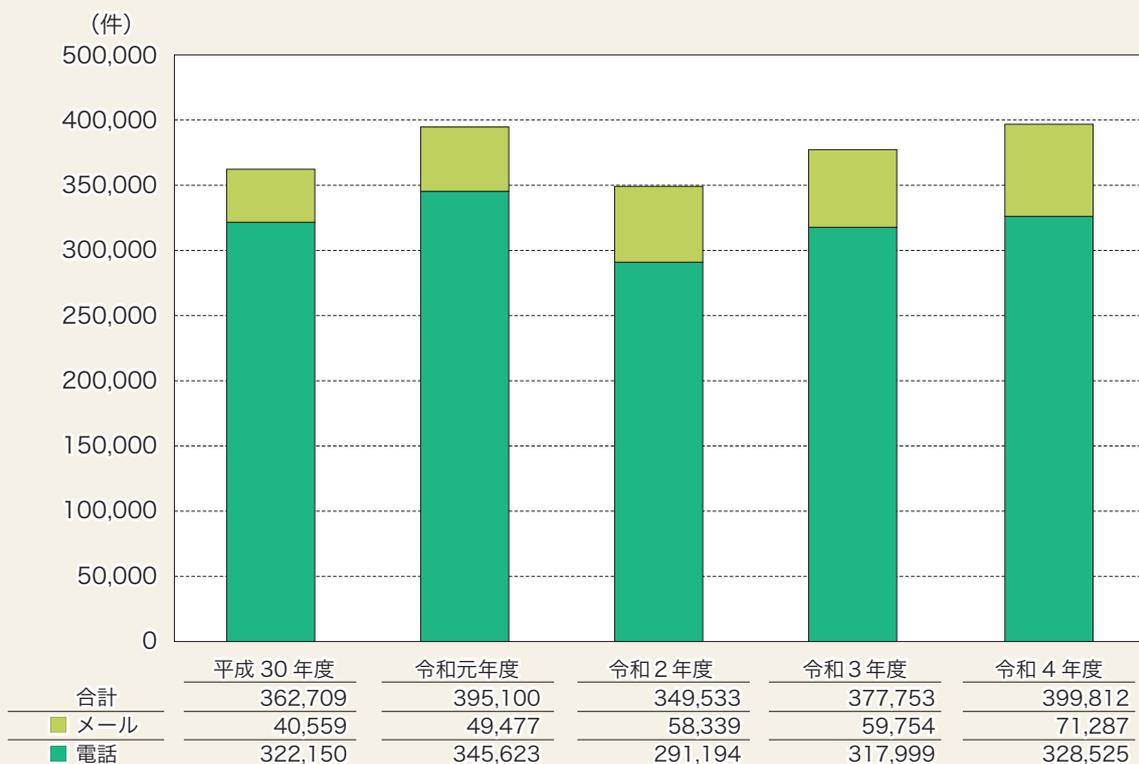
平成18年10月、法テラスの業務開始に合わせて、全国からの問合せに応じるコールセンターを設け、情報提供を行っている。コールセンターは、当初、専門業者に業務を委託していたが、平成23年4月から自主運営に切り替え、これを契機に、より親しみを持てるよう、通称を「法テラス・サポートダイヤル」とした。

電話受付時間については平日は午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとし、平日の日中に仕事・その他の事情で電話できない方も利用しやすいように体制を整えており、法的問題や電話対応の研修を積んだオペレーターが対応している。また、サポートダイヤルに寄せられた問合せ等を集計・分析し、関係機関への情報提供及びホームページからの情報発信などに活用している。

平成30年度以降にサポートダイヤルに寄せられた問合せ件数の推移は、資料1-2のとおりである。令和2年度に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務縮小のため減少した電話による問合せ件数については、令和3年度から増加に転じ、令和4年度は更に増加した。

また、平成19年1月から開始したメールによる情報提供は、平成28年9月にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置して以降増え続けており、令和4年度は、前年度と比べ約11,000件増加し、71,000件を超えた。電話及びメールによる累計問合せ件数は、560万件に達した。

資料 1-2 サポートダイヤル問合せ件数の推移



(2) 地方事務所

地方事務所では、支部も含め全国61か所に情報提供専門職員（地方事務所において情報提供業務を専門に行う職員）を配置し、面談と電話による問合せに対応している。情報提供専門職員は、行政機関等の相談員経験者、社会福祉士、消費生活相談関係の有資格者、司法書士などが担当している。平成30年度以降の地方事務所全体の問合せ件数の推移は、資料1-3のとおりである。

資料 1-3 地方事務所問合せ件数の推移

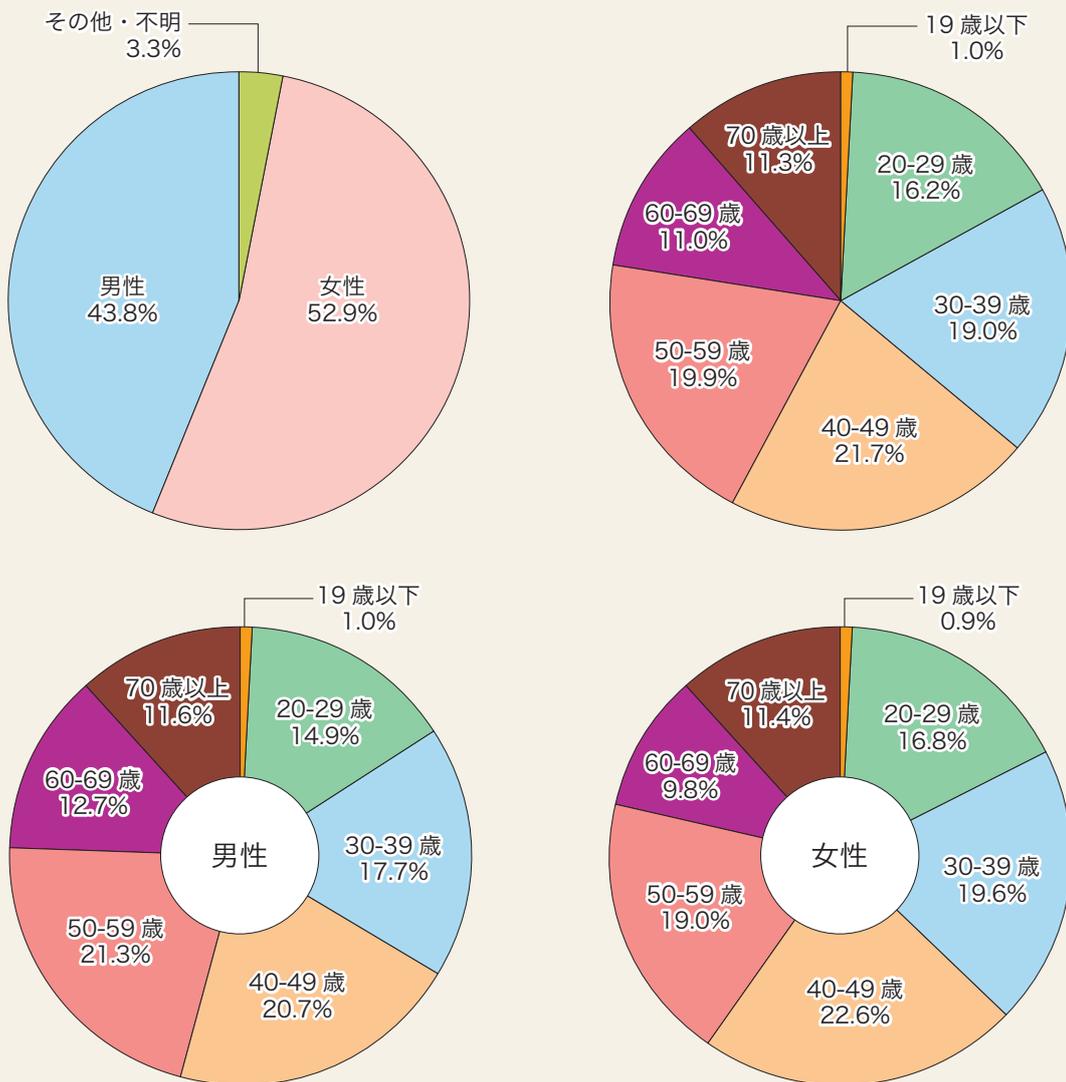


1-4 問合せの傾向

(1) サポートダイヤル

令和4年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別及び年代は、資料1-4のとおりである。利用者は女性の比率が高くなっており、年代別にみると、30代と40代で全体の4割以上を占めている。

資料 1-4 令和4年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別、年代

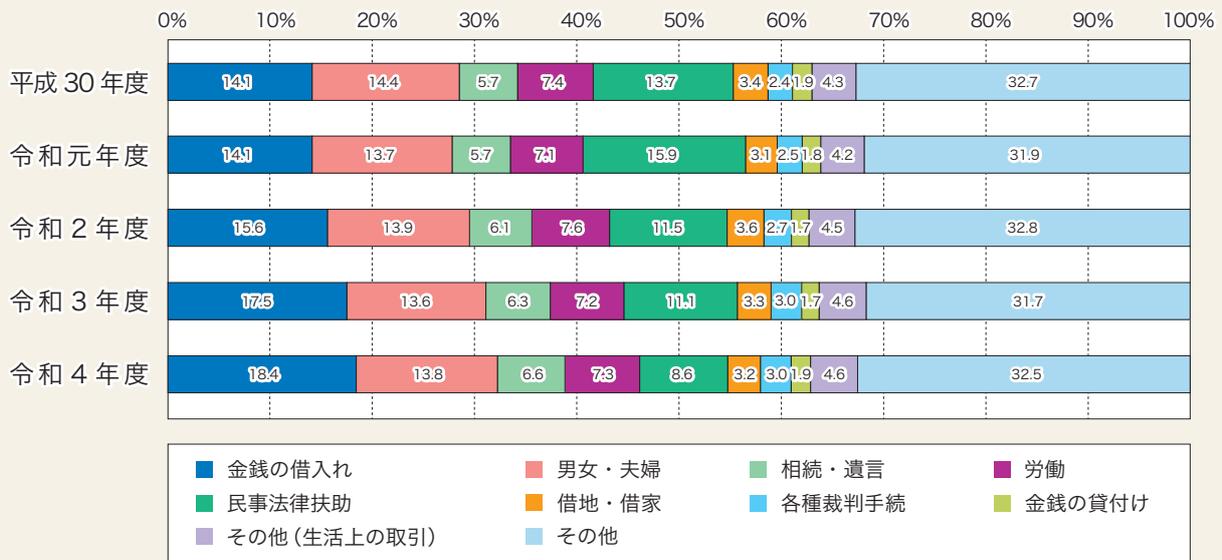


(注) 年代を含むグラフは、令和4年9月から令和5年3月に聞き取りを行い、任意で回答を得られたものを基に算出

平成30年度以降のサポートダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料1-5のとおりである。問合せが多い内容は、金銭の借入れ、男女・夫婦、民事法律扶助である。

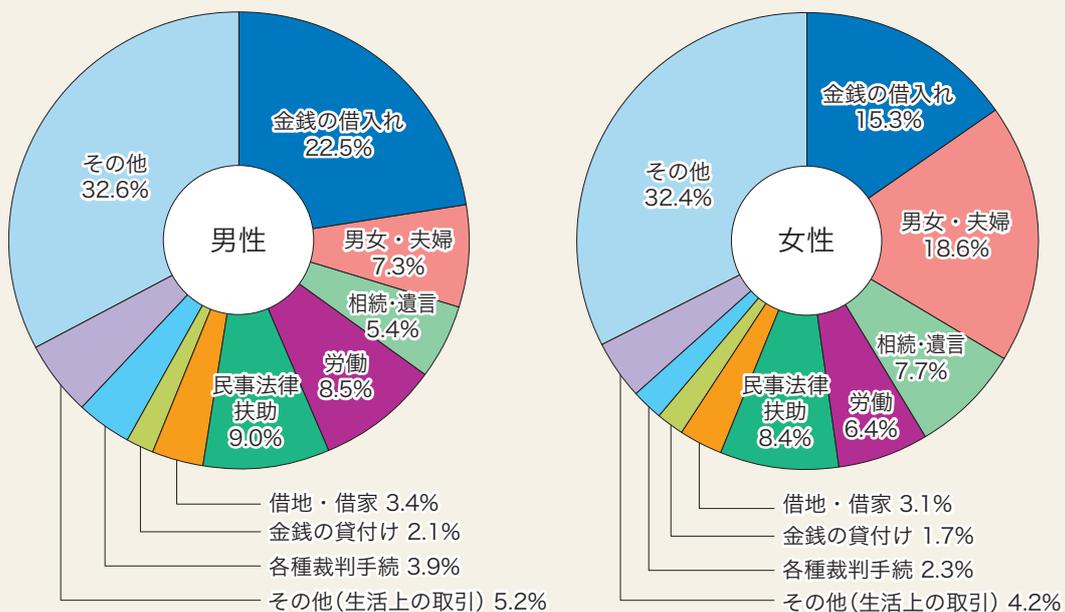
男女別の問合せ分野は、資料1-6のとおりである。男性からの問合せは金銭の借入れが多く、女性からは男女・夫婦が多い傾向にある。

資料1-5 サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移



(注)「その他」には、「高齢者・障がい者」、「犯罪被害者」、「損害賠償」などが含まれる。

資料1-6 令和4年度サポートダイヤル問合せ分野別内訳（男女別）



(注)「その他」には、「高齢者・障がい者」、「犯罪被害者」、「損害賠償」などが含まれる。

問合せ分野ごとの男女件数は、資料1-7のとおりである。女性からの問合せ比率が特に高い分野は、男女・夫婦、子ども、家族などである。一方、会社、賃金・退職金、各種裁判手続などの分野は男性の比率が特に高くなっており、男女ごとの問合せ傾向に違いが見られる。

資料1-7 令和4年度サポートダイヤル問合せ分野別件数（男女別・上位30分野）

順位	問合せ分野	件数			
		合計	分野別男女件数		
			男性	女性	その他・回答なし
1	金銭の借入れ	72,020	39,408	32,257	355
2	男女・夫婦	53,872	12,764	39,332	1,776
3	民事法律扶助	33,641	15,810	17,689	142
4	【参考】労働に関する問合せ合計（注1）	28,683	14,897	13,604	182
5	相続・遺言	25,842	9,528	16,224	90
6	その他（生活上の取引）	18,064	9,063	8,864	137
7	借地・借家	12,627	6,005	6,523	99
8	各種裁判手続	11,714	6,886	4,770	58
9	犯罪被害者	8,728	3,399	5,252	77
10	高齢者・障がい者	7,446	2,868	4,560	18
11	金銭の貸付け	7,341	3,724	3,573	44
12	その他（職場）	6,433	3,607	2,770	56
13	いじめ・嫌がらせ	6,232	2,971	3,237	24
14	定年・退職・解雇	6,215	3,113	3,073	29
15	その他（家族）	5,982	1,978	3,934	70
16	損害賠償	5,790	3,146	2,619	25
17	子ども	5,110	1,449	3,566	95
18	賃金・退職金	3,956	2,377	1,561	18
19	情報提供	3,860	1,866	1,978	16
20	その他の法律事務	3,481	1,772	1,651	58
21	その他（会社）	3,403	2,300	1,094	9
22	名誉毀損	3,311	1,403	1,823	85
23	弁護士	3,303	1,632	1,641	30
24	刑事手続の仕組み	3,188	1,807	1,362	19
25	その他（法テラス）	3,082	1,600	1,467	15
26	生活福祉	3,012	1,608	1,389	15
27	その他（犯罪・刑事事件）	2,882	1,601	1,268	13
28	インターネット取引	2,674	1,420	1,225	29
29	その他（医療）	2,620	1,207	1,406	7
30	民事上の問題	2,331	1,221	1,082	28

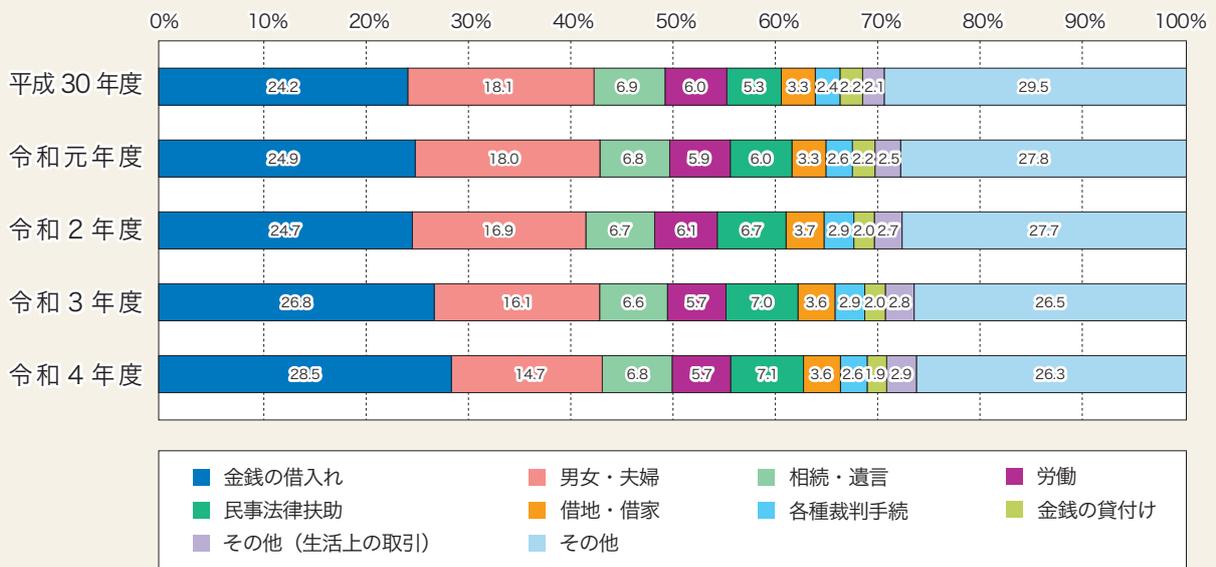
（注1）「労働に関する問合せ合計」は、表中の「定年・退職・解雇」「賃金・退職金」等の職場に関する問合せの件数に加え、「福祉」「保険」といった問合せ分野の中で労働に関連した件数も含む。

（注2）資料1-4に示した利用者の男女比（男性43.8%、女性52.9%）と比較して、男性からの問合せが10ポイント以上多い（53.8%以上）分野を青色、女性からの問合せが10ポイント以上多い分野（62.9%以上）を赤色で表示した。

(2) 地方事務所

平成30年度以降の地方事務所における問合せ分野別内訳は、資料1-8のとおりである。いずれの年度も金銭の借入れが最も多い。

資料1-8 地方事務所問合せ分野別内訳の推移



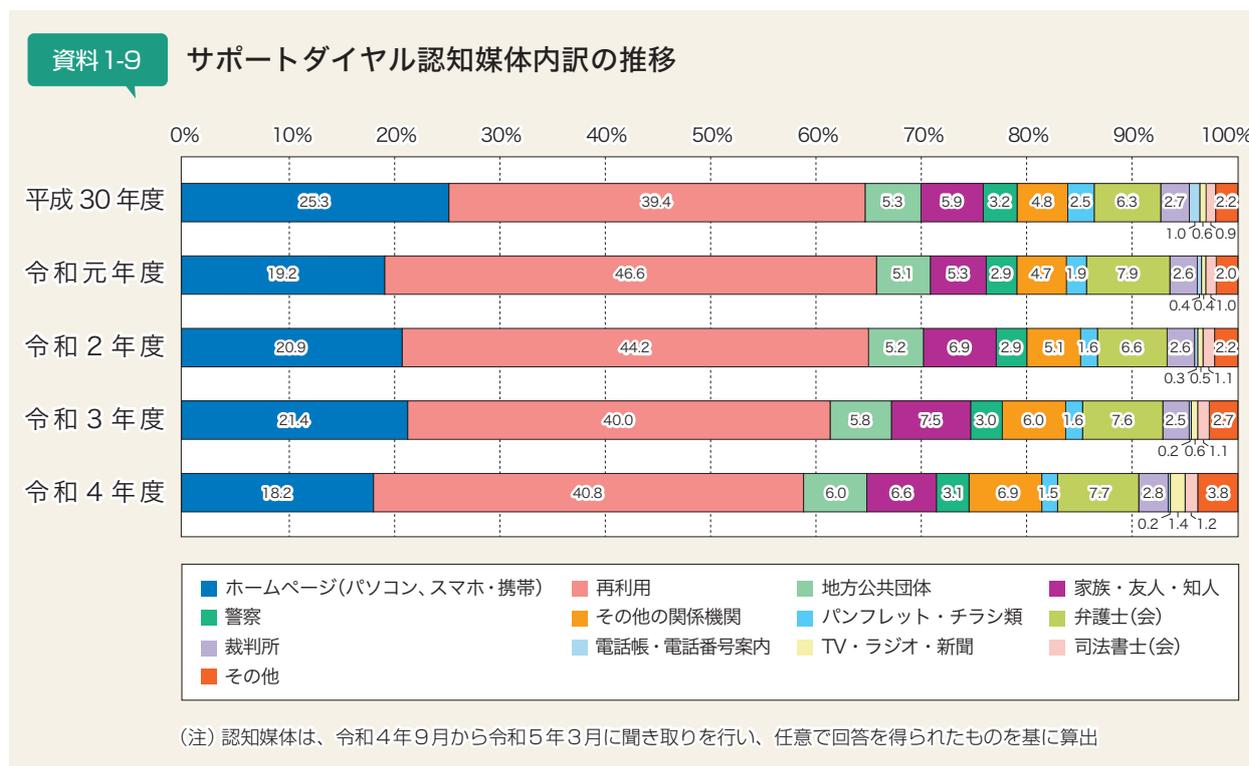
(注)「その他」には、「高齢者・障がい者」、「犯罪被害者」、「損害賠償」などが含まれる。

1-5 認知媒体

(1) サポートダイヤル

平成30年度以降のサポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体（注）の内訳は、資料1-9のとおりである。再利用の割合が最も高く、次いでホームページ（パソコン、スマートフォン・携帯電話の合計）となっている。

（注）認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと



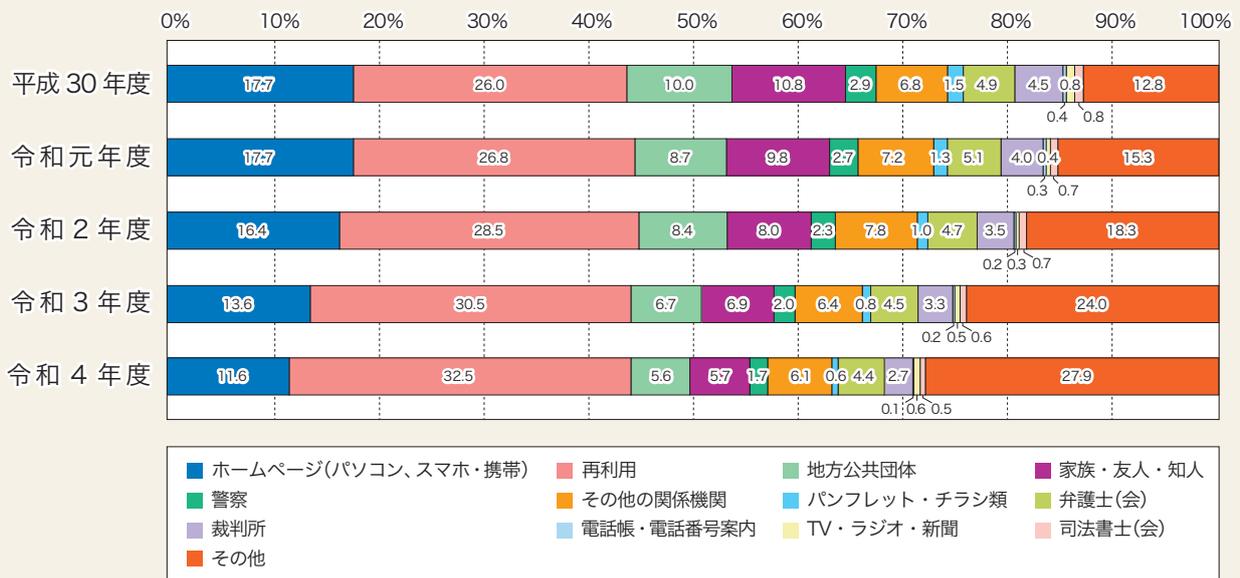
(2) 地方事務所

平成30年度以降の地方事務所における法テラスの認知媒体の内訳は、資料1-10のとおりである。

サポートダイヤルと同様に、再利用の割合が最も高く、次いでホームページとなっている。

地方事務所の特色として、地方公共団体、裁判所などの関係機関から法テラスを紹介され、利用につながるケースも多い。

資料1-10 地方事務所認知媒体内訳の推移



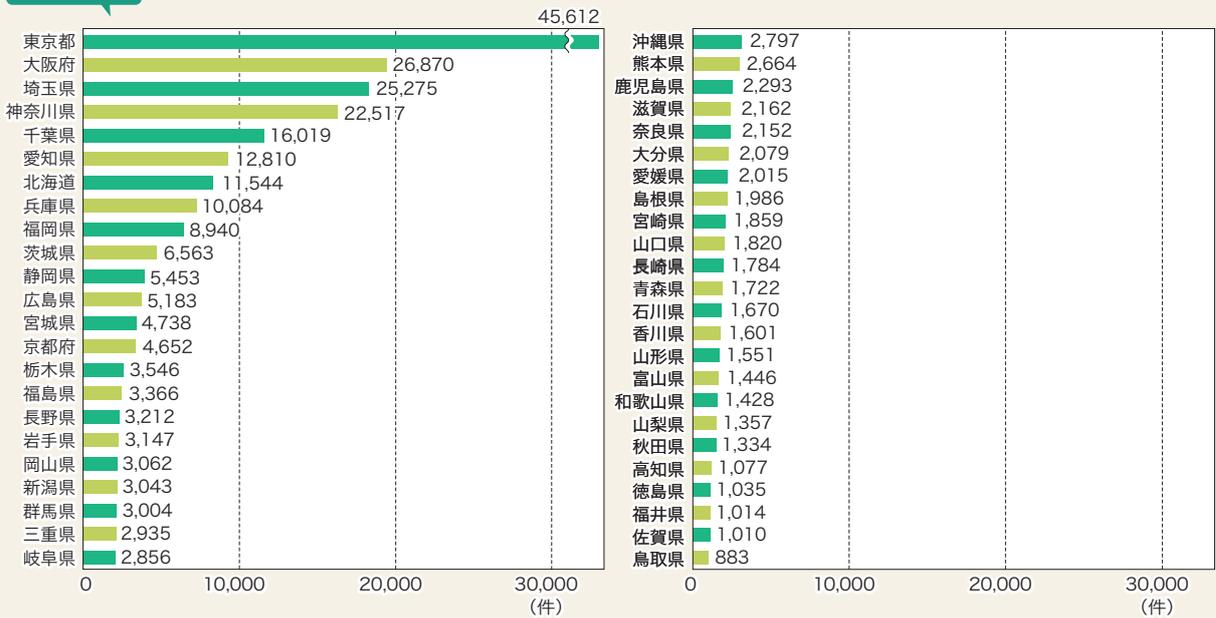
1-6 利用者の地域分布

(1) サポートダイヤル

令和4年度の都道府県別サポートダイヤル問合せ件数は、資料1-11のとおりである。東京、大阪、埼玉をはじめとする大都市圏での利用が多い。

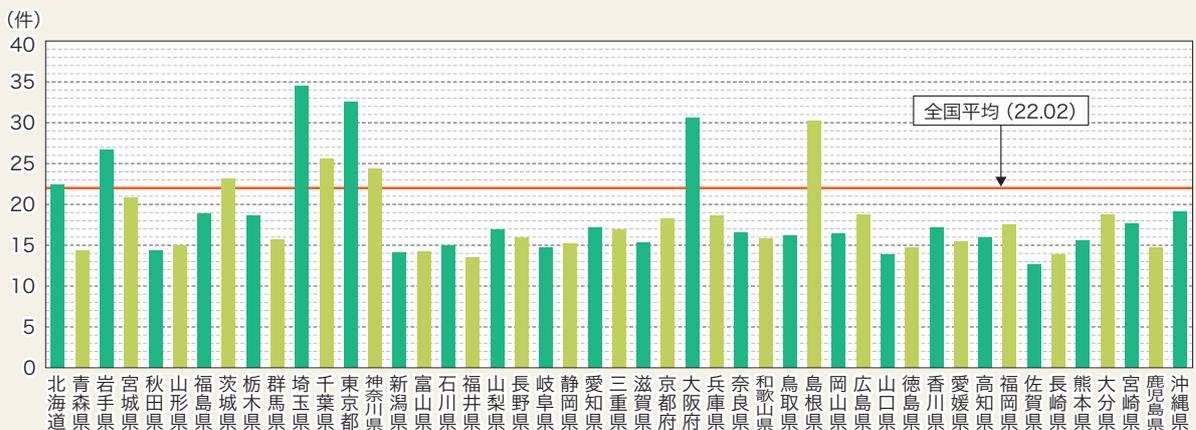
また、人口1万人当たりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-12のとおりである。埼玉が最も多く、次いで東京、大阪の順となっている。

資料 1-11 令和4年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数



(注) 法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの関係機関相談窓口を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-12 人口1万人当たりの令和4年度サポートダイヤル問合せ件数（都道府県別）



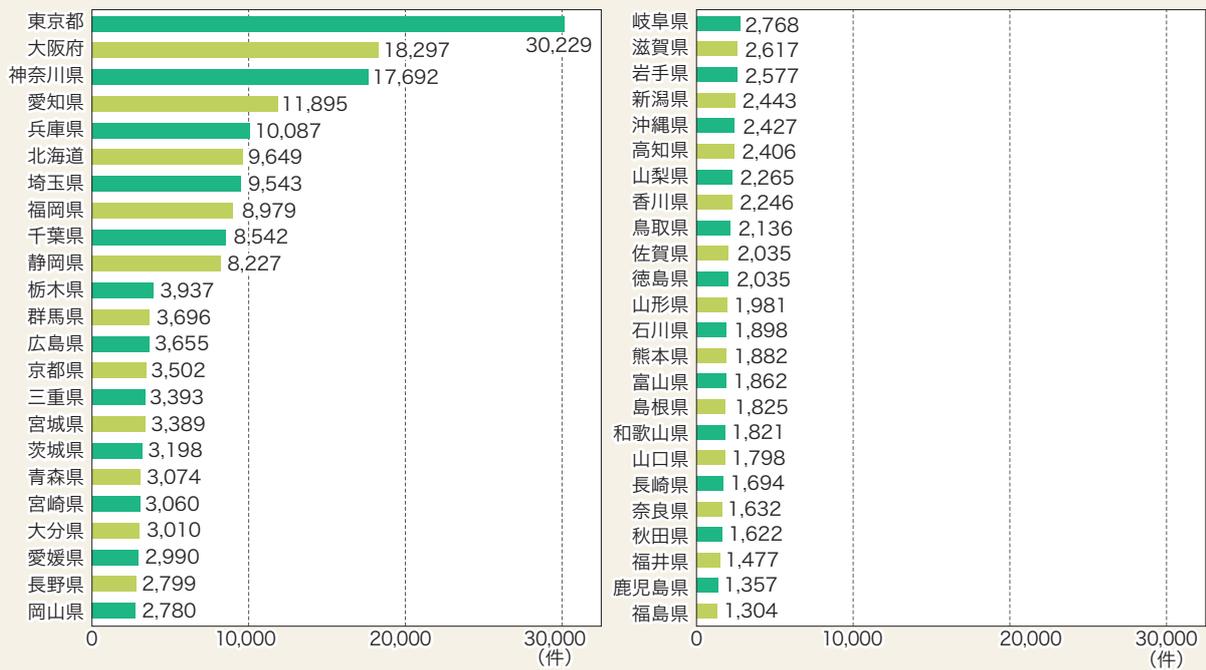
(注) 人口は、総務省統計局の「令和4年10月1日現在推計人口」データを参照した。

(2) 地方事務所

令和4年度の地方事務所別の問合せ件数は、資料1-13のとおりである。東京、大阪、神奈川を始めとする大都市圏での利用が多い。

また、人口1万人当たりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-14のとおりである。鳥取、高知、宮崎など比較的人口の少ない地域で比率が高くなっている。

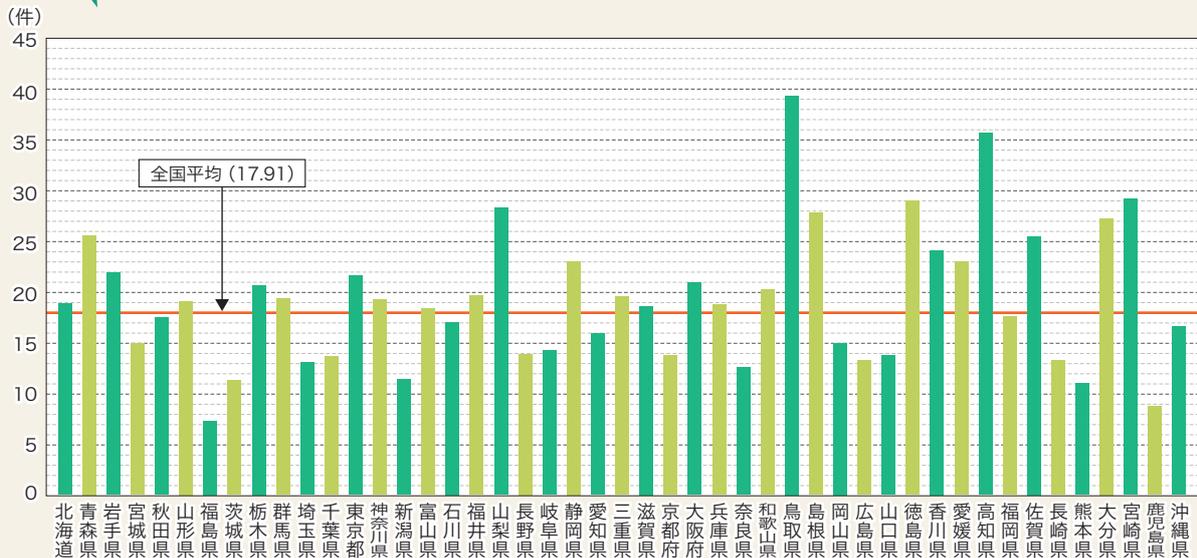
資料 1-13 令和4年度地方事務所別の問合せ件数（電話・面談の合計数）



(注1) 北海道は札幌(4,387)、函館(1,462)、旭川(1,828)、釧路(1,972)の合計。

(注2) テララスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの関係機関相談窓口を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-14 人口1万人当たりの令和4年度都道府県別問合せ件数（電話・面談の合計数）

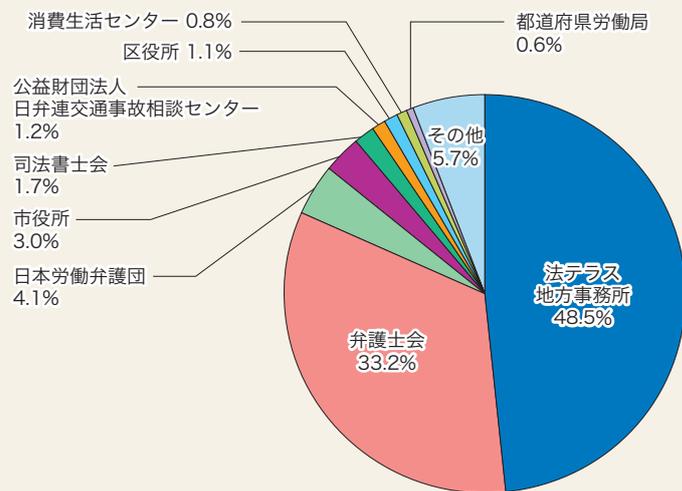


(注) 人口は、総務省統計局の「令和4年10月1日現在推計人口」データを参照した。

1-7 紹介先関係機関

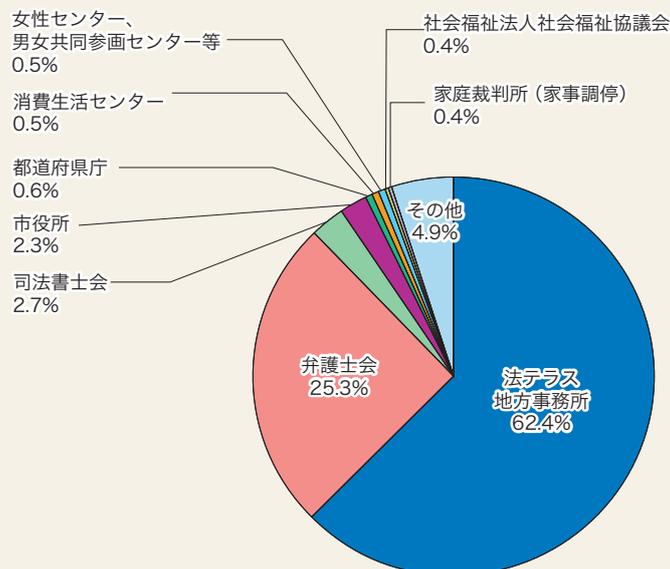
サポートダイヤルと地方事務所では、利用者の問合せ内容に応じ、適切な相談窓口（関係機関）を紹介している。利用者の居住地を聴取し、問合せ内容に適した相談窓口をデータベースから検索し、所在地や電話番号などを案内する。令和4年度にサポートダイヤルと地方事務所に寄せられた問合せに対し、紹介した関係機関の内訳は、資料1-15、1-16のとおりである。利用者が民事法律扶助制度による法律相談を希望している場合には、サポートダイヤルでは法テラスの地方事務所を案内し、地方事務所では法律相談の予約を取る。地方事務所以外の主要な紹介先関係機関としては、弁護士会や司法書士会、地方公共団体等がある。

資料 1-15 令和4年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

資料 1-16 令和4年度地方事務所紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

1-8 多言語情報提供サービス

(1) サービスの概要

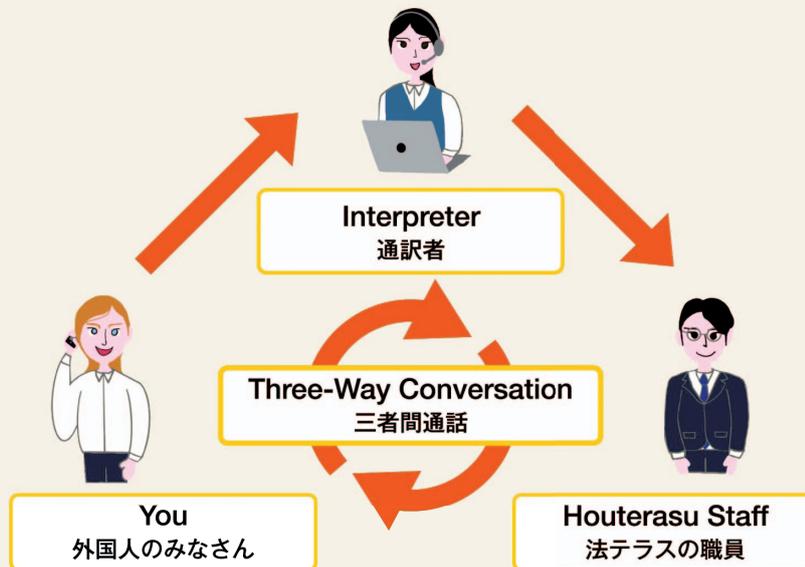
法テラスの情報提供業務は、日本語話者でない方々も利用できるが、法テラス職員だけでは外国語による対応が困難であったために、従前は十分なサービス提供が行えない状況にあった。そこで、用いる言語にかかわらず、適切な情報提供が受けられるように、平成25年度から「多言語情報提供サービス」を行っている。

当初は5言語で対応を開始し、その後、対応言語を追加するなどし、令和2年度からは英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の計10言語での対応を行っている。

(2) サービスの仕組み

多言語情報提供サービスにおいては、専用電話番号「0570-078377（おなやみナイナイ）」に入った電話を、利用者、通訳業者及び法テラス職員の3者間でつなぎ、法的トラブルの解決に役立つ法制度と相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

資料 1-17 多言語情報提供サービスの流れ

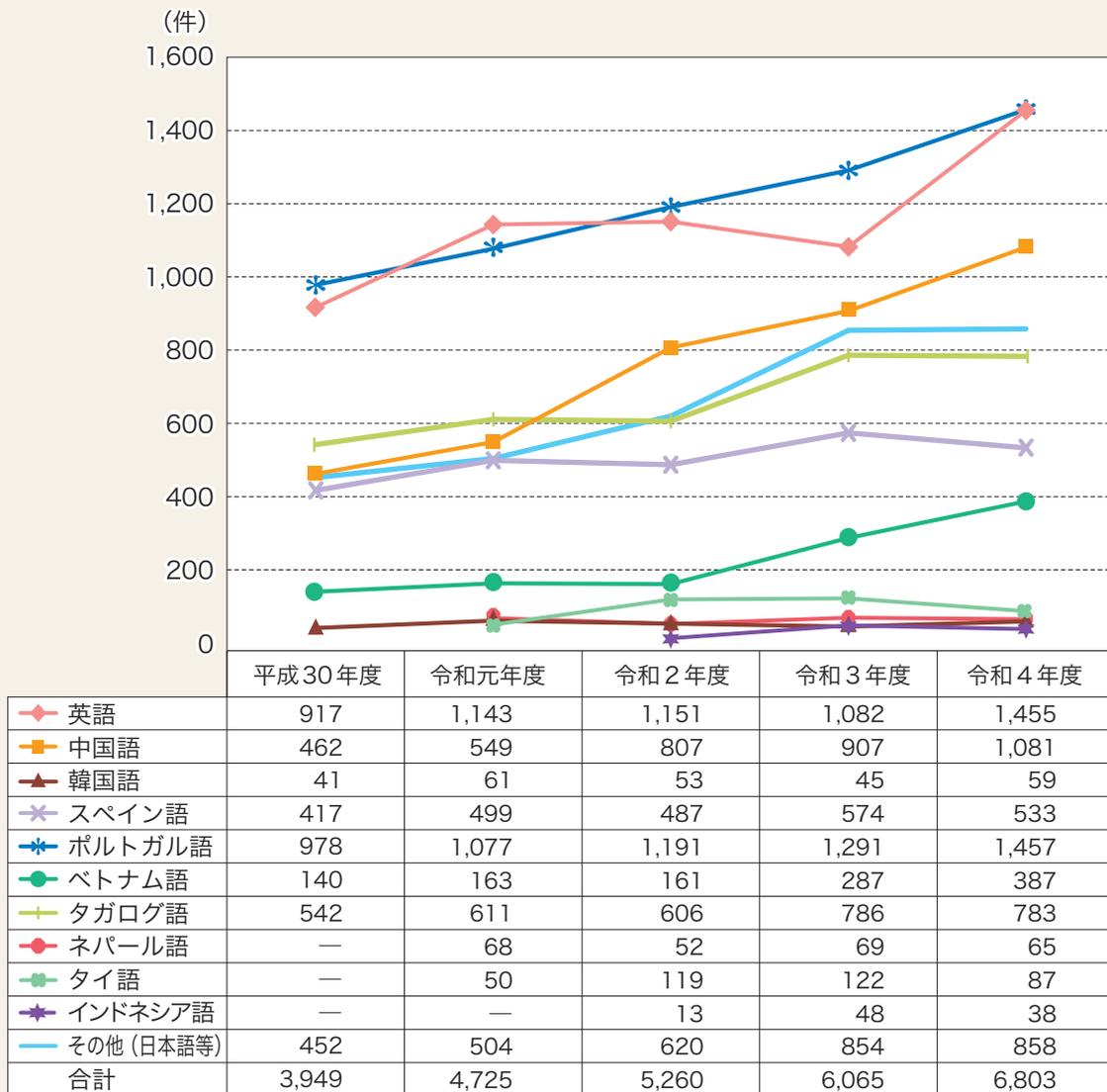


(注) 外国語リーフレットから抜粋

(3) 問合せ件数

多言語情報提供サービスの言語別問合せ件数の推移は、資料1-18のとおりである。問合せの合計件数は、サービスを開始した平成25年度から令和4年度まで増え続けており、今後も増加が見込まれる。言語別にみると、問合せ件数が特に多いのはポルトガル語と英語である。

資料 1-18 多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移



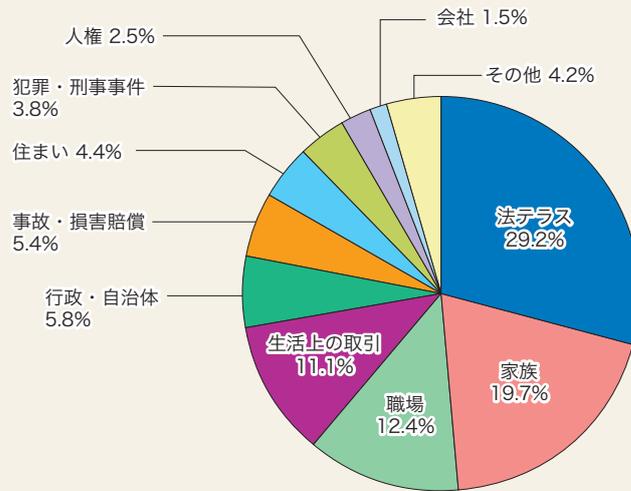
(注1) ネパール語とタイ語は令和元年度から対応を開始した。

(注2) インドネシア語は令和3年1月から対応を開始した。

(4) 問合せの傾向

令和4年度における多言語情報提供サービスの問合せ分野別内訳は、資料1-19のとおりである。離婚や子の親権など家族に関する問合せ、解雇や就労など職場に関する問合せ、法テラス地方事務所の電話番号など法テラスに関する問合せが多い。

資料 1-19 令和4年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳



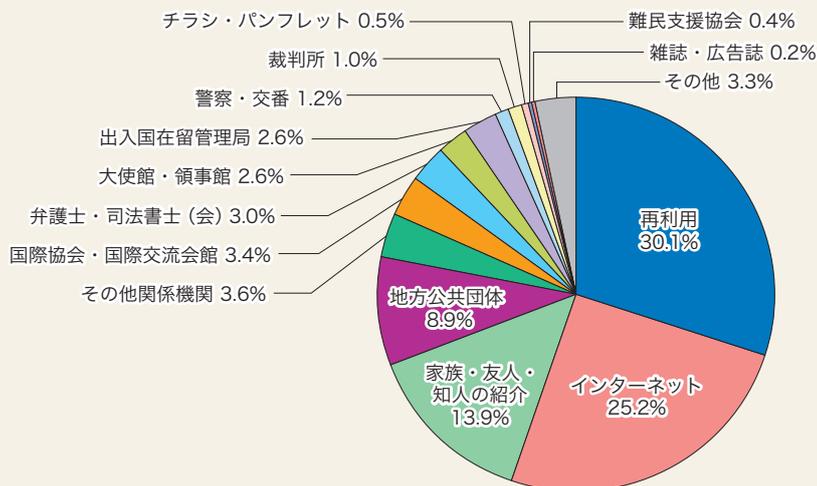
(注) 問合せ分野「会社」とは、会社の設立等に関連する問合せである。

(5) 認知媒体

令和4年度における多言語情報提供サービスの認知媒体（注）の内訳は、資料1-20のとおりである。再利用の割合が高く、次いでインターネットとなっている。

(注) 認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと

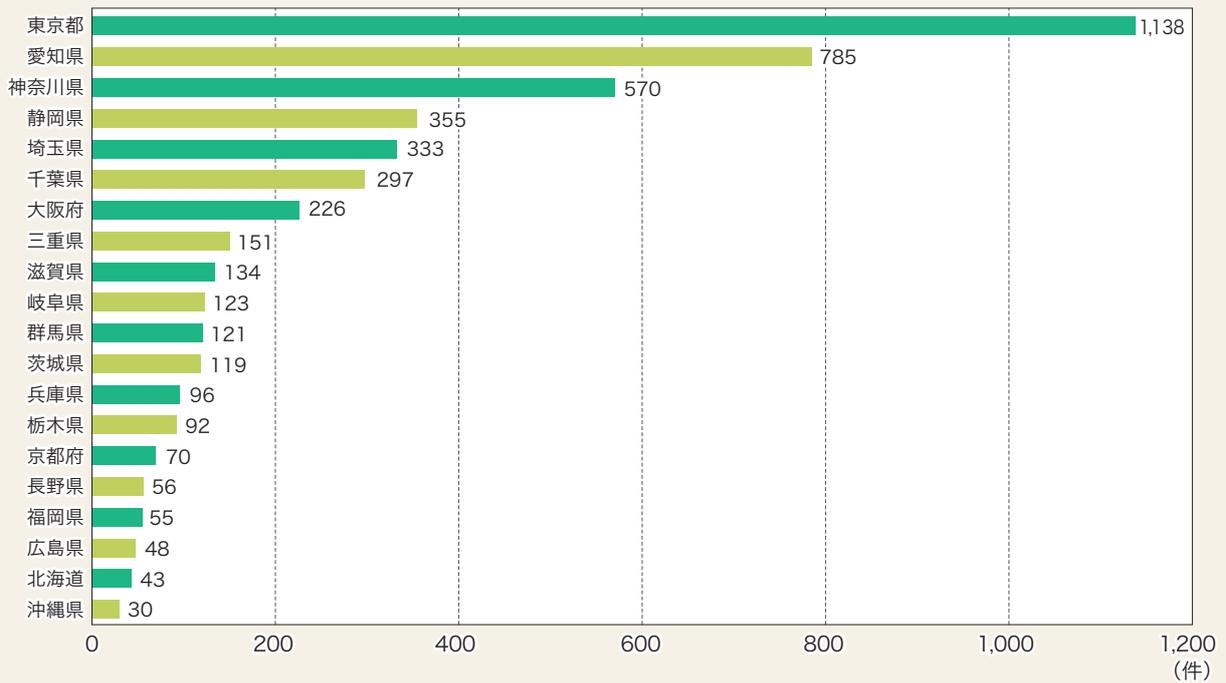
資料 1-20 令和4年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳



(6) 利用者の地域分布

令和4年度の利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数は、資料1-21のとおりである。東京、愛知、神奈川に住む利用者が多い。

資料 1-21 令和4年度利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数 (上位20都道府県)



1-9 外国人在留支援センター(FRESC)における取組

法テラスは、政府が令和2年7月に開設した「外国人在留支援センター（Foreign Residents Support Center 通称：FRESC / フレスク）」（以下「FRESC」という。）内に、「法テラス本部国際室」（以下「国際室」という。）を設置している。FRESCは、政府が外国人材の受入れ・共生のための取組を推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき設立した外国人の在留支援に関する拠点であり、東京出入国在留管理局や東京労働局外国人特別相談・支援室等、4省庁8機関が入居している。

FRESCでは、入居機関が相互に連携・協力することを通じ、効果的かつ効率的に在留外国人が抱える様々な課題への対応に当たっている。国際室では、外国人や外国人の在留支援に関わる地方公共団体等からの問合せに対して情報提供を実施したり、他のFRESC入居機関からの相談取次や同席相談に対応したりするなど、各機関と連携・協力しながら法的支援を行っている。

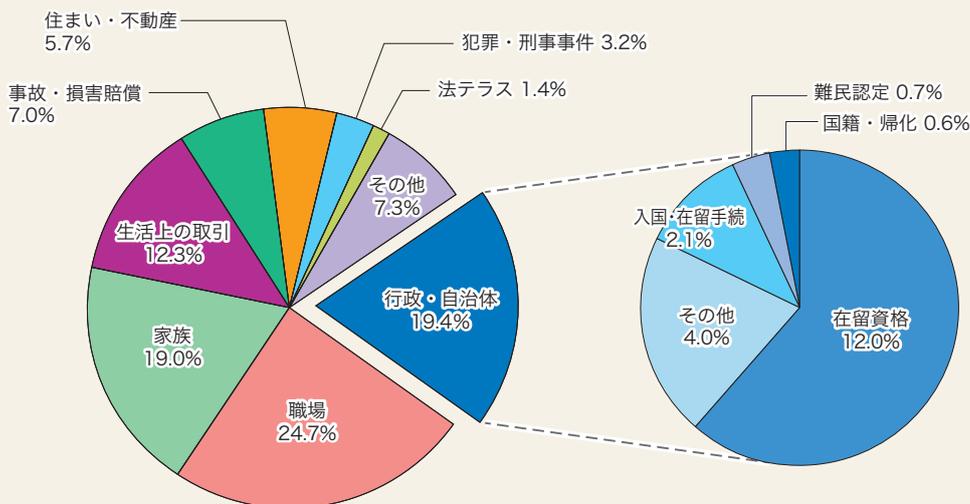
令和4年度の国際室の活動内容と実績は、以下のとおりである。

(1) 国際室における問合せの傾向

ア 問合せ内容

令和4年度の問合せ総件数は1,221件であり、このうち職場に関する問合せが最も多く、次いで行政・自治体の手続に関する問合せ、家族、生活上の取引に関する問合せと続いている。職場に関する問合せは解雇・退職に関するものが、行政・自治体の手続に関する問合せは在留資格に関するものがそれぞれ最も多い。

資料 1-22 令和4年度国際室における問合せ分野別内訳

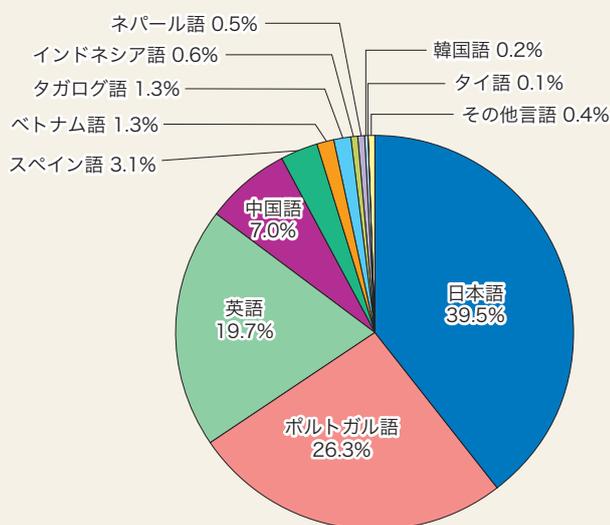


(注) 上記分野は、問合せの主たる内容に当てはまるものを選択してカウントしており、「家族」や「職場」とした問合せにも、在留資格の問題が含まれる場合がある。

イ 問合せ言語

日本語による問合せが最も多く、次いでポルトガル語、英語と続いている。日本語による問合せが多い理由は、日本語が話せる在留外国人や、自治体・民間の支援者等からの問合せが多いことによる。また、ポルトガル語による問合せが多い理由は、南米出身の日系人が多い地域に所在する地方事務所支部（浜松、三河）の入電の一次対応を代行していることによる。それらの代行分を除き、国際室への直接の問合せに限ると、日本語、英語、中国語の順となる。

資料 1-23 令和4年度国際室における言語別問合せ内訳



(2) 国際室における連携対応事例の紹介

ア 他のFRESC入居機関との連携対応事例の紹介

国際室では、他のFRESC入居機関からの相談取次や同席相談を実施しており、連携の上で対応した事例には、以下のようなものがある。

なお、特定を避けるため、実際のケースをもとに一部を変更している。

【事例1：未払賃金・訴訟（被告）】

（相談要旨）外国籍の相談者は、「技能」の在留資格で料理人として飲食店で働いていた。職場環境が過酷だったため、給料の増額を求めたところ、退職勧奨を受け、すぐに辞めた。未払賃金があり、東京労働局外国人特別相談・支援室の支援によって解決したが、飲食店側から店に生じた損害の賠償を求める訴訟を提起された。

⇒（対応要旨）東京労働局外国人特別相談・支援室と同席相談を行った。同室からは、これまでの経緯などの情報が共有された。法テラスは、訴状の内容を確認し、争点となる部分を説明した。訴訟への対応を踏まえると、早急に代理人となる弁護士を探す必要があるため、法律相談へつないだ。

イ 地方事務所との連携対応事例の紹介

国際室では、解雇、離婚、死別等に伴い住居や在留資格を失う可能性が高く至急の対応が必要な場合、速やかに弁護士等との法律相談につながるよう対応している。このうち民事法律扶助の利用条件に該当する利用者については、法テラスの地方事務所と連携して法律相談を案内している。以下はその具体例である。

なお、特定を避けるため、実際のケースをもとに一部を変更している。

【事例2：労働条件】

（相談要旨）相談者は外国籍で、「特定技能」の在留資格を有している。入国前に受入れ企業から説明されていた条件が、入社後数日して示された雇用契約書と異なる。抗議したところ、自己都合退職を迫られ、仕事を与えてもらえない。また、給与から差し引かれている諸経費についても疑問がある。

⇒（対応要旨）自己都合退職には応じる必要がないことと、退職が在留資格に与える影響を説明した。契約書の中で問題となっている部分や給与に関しては、面談で弁護士に相談するよう、最寄りの法テラス地方事務所に取り次ぎ、法律相談へつないだ。

（3）外国人支援者等向けセミナーの開催

国際室では、外国人に対する法的支援能力の向上を目的として、外国人支援機関・団体の職員や個人支援者を対象としたセミナーを開催している。外国人が関わることの多い問題について、毎回異なるテーマを取り上げ、基本的な法律知識を身に付けられるようにしている。令和4年度は、以下のテーマで計5回にわたるセミナーを開催し、参加人数は合計765人であった。



令和5年1月19日開催のセミナー「労働問題の基礎」のオンライン配信時の会場の様子（写真は一部加工しています。）

資料 1-24 令和4年度外国人支援者等向けセミナー実施状況

実施日	テーマ
令和4年 5月 19日	支援に役立つ在留資格の基礎知識
令和4年 8月 10日	無国籍問題や心理の壁から考える外国人の司法アクセス
令和4年 9月 15日	国際結婚の法律問題
令和5年 1月 19日	労働問題の基礎
令和5年 3月 1日	FRESC見学会&意見交換会

1-10 法教育

令和4年度は、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的として、全国各地で合計236回の法教育を実施した。全国の地方事務所において、講演会や、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業のほか、新型コロナウイルス感染症に係る政府や地方自治体の方針等を踏まえ、オンラインセミナー等、多数の参加者を同時に会場に集めることなく実施することに努めた。

また、同感染症に係る様々な問題に直面した社会や国民生活の状況を踏まえた内容のほか、若年層や高齢者に向け、法的トラブルの具体的事例を取り入れた解説を行うなど、地域住民等の法的トラブルへの関心を深め、その対応能力の向上につながるような法教育イベントとなるよう工夫した。

実施イベントの事例は、以下のとおりである。

(注) いずれも役職、所属はイベント当時のもの

事例1：家族と学ぶ法教育

「自分と家族のための終活」

～晩年の備えと死後の備え～

長崎

長崎地方事務所では、長崎県立図書館「ミライ on 図書館」との共催により、終活をテーマにした市民向け法律講座を開催した。法テラス長崎法律事務所の岩谷健作弁護士（長崎県弁護士会所属）が『自分と家族のための終活』に焦点を当てて、晩年の備えと死後の備えについて分かりやすく解説した。

参加者からは「今日は父母に代わって参加しました。何から始めるべきか明確になったので、今日聞いたことを伝えたいと思います。」「ちょうど年齢も古希になろうとしているので、終活の一步を考えようかと思っていたのでグッドタイミングでした。」「まだまだ元気ですが、今のうちから準備していきたいです。」などの声が寄せられた。

講演を担当した岩谷弁護士は「たくさんの質問もいただき、終活に対する関心の高さが良く分かりました。ニーズの高いジャンルなので、機会があればまた開催したいと思います。」と感想を述べた。

また、共催するミライ on 図書館は、講演会場に関連する書籍の貸出しが可能な特設コーナーを設けており、図書館の利用にもつながるきっかけとなった。

- [日 時] 令和5年2月25日（土曜日）
 [場 所] 長崎県立図書館（ミライ on 図書館）多目的ホール（1F）
 [参加人数] 40名
 [共 催] 長崎県立図書館（ミライ on 図書館）

無断使用・転載・複写等を禁止します。



法テラス長崎×ミライ on 図書館による
市民向け法律講座

くらしのなかの法律

「自分と家族のための終活」
～晩年の備えと死後の備え～

医療同意 どうすればいい？ 延命治療は する？しない？ 判断能力を 失ったら？

遺品整理を させたくない 財産で稼いで ほしくない 借金の負担を 背負わせたくない

参加無料
ご自宅でも
開催できます

日 時 令和5年2月25日（土）14:00～15:30
 場 所 ミライ on 図書館 多目的ホール（1F）
 講 師 岩谷 健作 弁護士（長崎県弁護士会所属）
 定 員 50名（先着順・事前予約制 ※予約なしでも当日会場受付可）
 問い合わせ ミライ on 図書館 TEL.0957-48-7700（24時間・広域支援課）

主催：日本司法支援センター長崎地方事務所（法テラス長崎）、長崎県立図書館（ミライ on 図書館）
 協力：長崎県司法書士会、長崎県弁護士会、長崎県高齢者福祉センター、長崎県障害者福祉センター、長崎県障害児福祉センター、長崎県障害者就業・生活支援センター、長崎県障害者自立支援センター、長崎県障害者相談センター、長崎県障害者相談センター、長崎県障害者相談センター

事例2：見て感じる法教育

「法の現場」見学ツアー

～裁判所・検察庁・法務局・弁護士会との共催による法教育～

広島

広島地方事務所では、例年、裁判所・検察庁・法務局・弁護士会と連携し、一般市民を対象に、3つの機関の施設見学及び業務説明などを行う、「法の現場」見学ツアーを実施している。

憲法の精神や司法の役割に対する理解を深めることを目的として、令和4年度は、5月3日の憲法記念日を中心とした憲法週間、10月1日の法の日を中心とした法の日週間にちなみ、2回実施した。

法テラスでは、職員及び常勤弁護士から法テラスの業務やスタッフ弁護士の役割について説明し、事務室の見学会を行った。

参加者からは、「普段関わることが少ない『法』に携わる方々から話を聞けて、とても面白かった。」「司法の場を身近に感じることができ、とても有意義な時間だった。」などの声が寄せられた。



- [日 時] ①令和4年5月18日（水曜日）②令和4年10月18日（火曜日）
 [場 所] ①広島地方検察庁→広島地方裁判所→法テラス広島
 ②広島地方裁判所→広島地方検察庁→法テラス広島
 [参加人数] 各回10名
 [共 催] 広島高等裁判所、広島地方裁判所、広島家庭裁判所、広島高等検察庁、
 広島地方検察庁、広島法務局、広島弁護士会

事例3：ドキュメンタリー映画から学ぶ法教育

映画「ぼけますから、よろしくお願ひします。」

～認知症の母と耳の遠い父と離れて暮らす私～

福井

福井地方事務所では、認知症とともに生きることの大変さやその家族の苦勞など現在の高齢者社会を描いたドキュメンタリー映画である「ぼけますから、よろしくお願ひします。」を鑑賞していただき、一般市民の方に、自分自身にも起こりうる家族介護の問題や権利擁護について考えることをテーマとして、本作品の映画上映会を開催した。

参加者には、法テラスが発刊している成年後見等に関するQ & Aのリーフレットなどを配布し、上映前後に事務局長から法テラスの業務説明を、共催の福井県立図書館から成年後見制度などの関連図書を紹介を行った。

参加者から、「今後、自分がそういう状況になった時にどうしたらよいかとても参考になった。」「成年後見のことは全く分からないが知っておくべきことだと思った。」「法テラスのことを聞けたのも良かった。」などの声が寄せられた。

- [日 時] 令和4年10月8日（土曜日）
 [場 所] 福井県立図書館多目的ホール
 [参加人数] 36名
 [共 催] 福井県立図書館



事例4：自立のための法教育

私たちの身近な法律について

～知っておきたい法律に関する知識～

和歌山

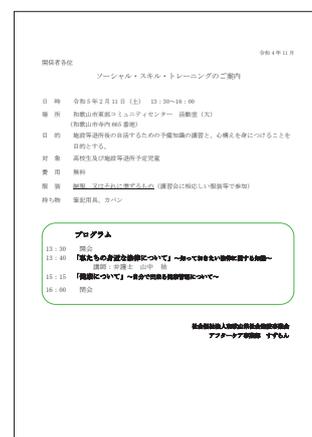
和歌山地方事務所では、社会福祉法人和歌山県社会施設事業会アフターケア事業部すずらんと連携し、里親や児童養護施設等で生活する高校生や施設等退所予定児童を対象に、施設等を退所後に自活するための予備知識や心構えを身に付けることを目的として、ソーシャル・スキル・トレーニングの講習会を行った。

講習会では、山中祐弁護士（和歌山弁護士会）が、自転車の交通事故や架空請求・不当請求等の身近な法律問題について、実際の事例に基づいて、クイズ等も交えながら、高校生等にも分かりやすく解説した。

参加した高校生等からは、「自分が詐欺や事故にあわないように気を付けたいと思った。」「自分が日常的に行うことが事件につながることを知った。」等の感想が寄せられ、法律問題を身近な問題と捉えてもらうことができた。

- [日 時] 令和5年2月11日（土曜日）
 [場 所] 和歌山市東部コミュニティセンター
 [参加人数] 23名（高校生等12名、施設の職員等11名）
 [共 催] 社会福祉法人和歌山県社会施設事業会
 アフターケア事業部すずらん

無断使用・転載・複写等を禁止します。



事例5：若年層への法教育

成年年齢が18歳になったこと

埼玉

埼玉地方事務所では、幸手看護学校の1年生2年生に対して、成年年齢引下げに関する講演を行った。講師は、常勤弁護士2名が担当した。

講義では、成年と未成年の違いや若者世代に多い消費者被害など、成年年齢が引き下げられたことで、若者世代が気を付けなければならない事項について事例を交えつつ紹介した。参加した学生の多くは成年年齢引下げの影響を受ける世代であった。学生と一緒に参加した教諭からも「大変参考になった。」との声が寄せられた。

- [日 時] 令和4年12月16日（金曜日）
 [場 所] 幸手看護学校
 [参加人数] 52名



2. 民事法律扶助業務



2-1 令和4年度における業務の概況

(1) 法律相談援助及び代理援助

弁護士・司法書士への無料法律相談（法律相談援助）の件数は、令和3年度は令和2年度より増加したが、令和4年度においては、309,762件となり、前年度（312,770件）より減少した。代理援助の件数は、令和4年度は前年度（103,478件）より減少し、101,594件となった。

(2) 電話等相談援助

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用者、相談担当者の感染リスクを回避するため、令和2年5月11日から開始した電話等を活用した法律相談（緊急時電話等相談援助）を、令和4年度においても引き続き実施し、令和5年3月末まで延長した。

また、令和4年4月1日から新型コロナウイルス感染症まん延などの事情がない平常時においても、高齢者や障がい者など既設の相談場所に赴いて相談することが困難な方を対象に電話等を活用した法律相談（通常電話等相談援助）を開始した。

さらに、緊急時電話等相談援助及び通常電話等相談援助については、令和5年3月31日に廃止し、対象者を限定しない電話等を活用した法律相談（電話等相談援助）が実施できるよう業務方法書を改正した。

(3) 特定援助対象者援助事業

平成30年1月24日の当援助開始以降、法律相談は月平均62件程度の件数で推移している。当援助は、地方公共団体等関係機関からの申入れがあって初めて手続を進めることになるため、関係機関との連携・協力がより重要となる。毎月一定の相談件数があるのは、そうした連携・協力関係の一端を示すものであり、法テラスがこれまで取り組んできた司法ソーシャルワーク活動の成果の一つといえるものである。

一方、特定援助対象者についてのみ代理援助・書類作成援助の対象となる、公的給付にかかる行政不服申立手続の令和4年度の援助実績は6件であった。

2-2 業務の概要

(1) 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務とは、経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要に応じ、弁護士・司法書士費用等の立替えを行う（代理援助・書類作成援助）業務である。刑事事件に関するものは対象にはならない。法律相談援助は、法テラスの事務所のほか、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所などでも行っている。

援助の申込みは法テラスの事務所、契約弁護士・契約司法書士の事務所、指定相談場所で受け付けている。

法律相談援助を受けるには、援助要件として、①資力（収入・資産）が一定基準以下であること、②民事法律扶助の趣旨に適すること（報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合でないこと）の2点を満たすことが必要となる。この場合、法律相談料は無料である。ただし、法律相談援助に付随し、相談担当弁護士・司法書士が被援助者（相談者）名義で簡易な法的文書を作成する簡易援助においては、被援助者が生活保護受給者でない場合、一部費用負担が発生する。

法律相談援助の結果、裁判や調停、交渉などの手続において弁護士・司法書士の代理が必要な場合（代理援助）や、自分で裁判を起こすときに裁判所提出書類の作成が必要な場合（書類作成援助）は、審査の上、弁護士・司法書士費用等の立替えを行う。審査においては、援助要件①②に加えて、③勝訴の見込みがないとはいえないこと（和解・調停・示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなどを含む。）の3点を満たす必要がある。

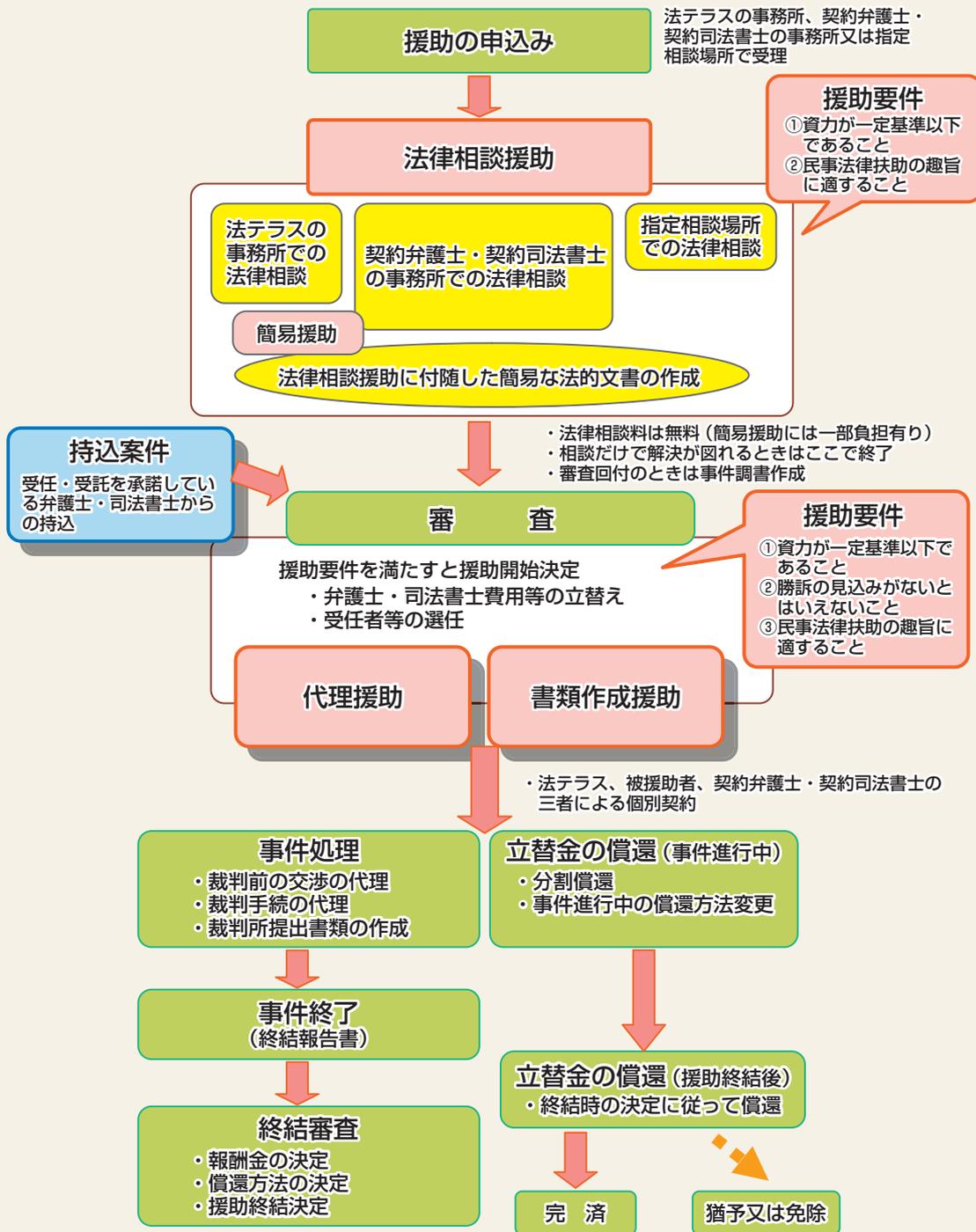
援助開始が決まると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士費用（着手金・実費等）を決定する。決定した費用は法テラスが立て替え、被援助者は毎月分割して償還（返済）することとなる。

事件処理が終了すると、弁護士・司法書士から終結報告書の提出を受けて終結審査を行い、報酬金及びその支払方法並びに立替残金の償還方法等を決定する。

報酬金の額は、事件の種類や性質、財産的利益の額に応じて法テラスが決定する（財産的利益がない場合でも、法的な成果があったと認められるときには報酬金が発生する。）。この決定において、被援助者が立替金を引き続き分割で償還する場合は、原則として援助終結日から3年以内に完済予定となる償還月額を法テラスが設定する。

なお、被援助者が生活保護を受給している場合は、原則として、援助終結まで立替金の償還を猶予し、援助終結後に本人からの申請により立替金の償還が免除となるときがある（事件の相手方等から経済的な利益を得た場合を除く。）。被援助者が生活保護を受給していない場合においても、それに準じる程度に生計が困難である場合は、本人からの申請により償還を猶予し、免除となる場合がある。

資料 2-1 民事法律扶助の手続 (全体の流れ)

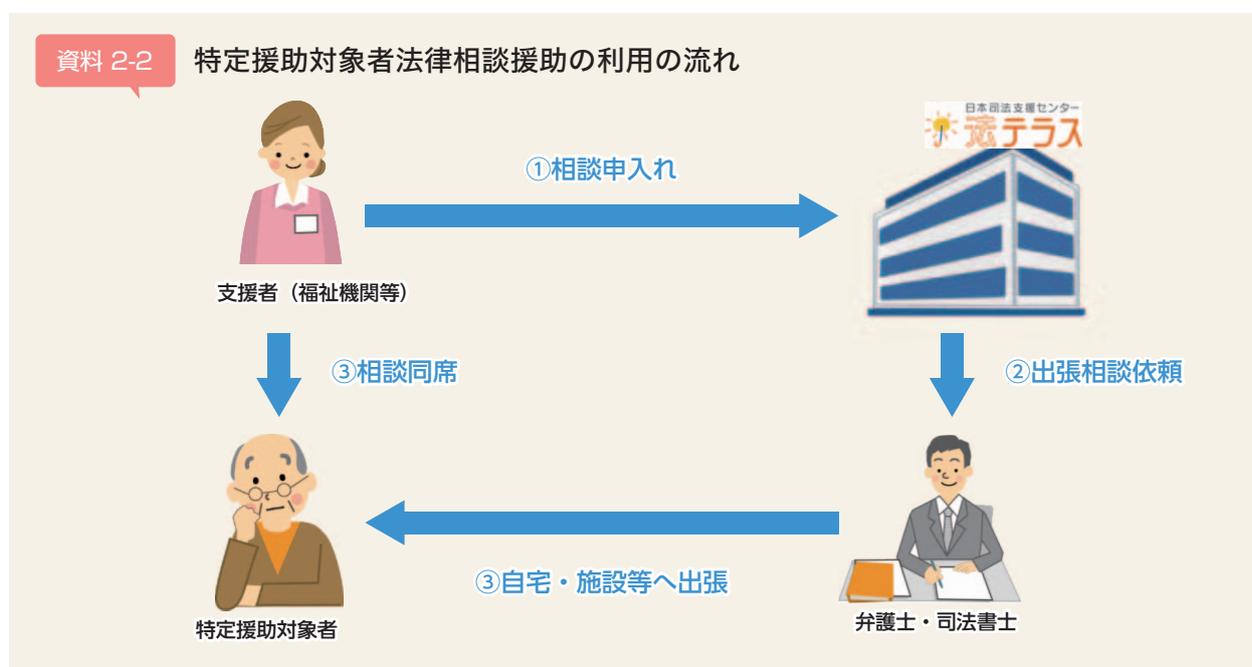


(2) 特定援助対象者援助事業

平成30年1月24日から、高齢や障がいなどで認知機能が十分でないために、自己の権利の実現を妨げられているおそれがある方（特定援助対象者）を対象とした、資力にかかわらず行う法律相談援助（特定援助対象者法律相談援助）を開始した。また、弁護士費用等の立替えの対象を一定の行政不服申立手続まで拡大した。

ア 特定援助対象者法律相談援助

当援助は、対象者本人ではなく、対象者を支援する地方公共団体又は福祉機関等からの申し込みに基づき、対象者の資力にかかわらず、弁護士等が対象者のもとへ出張して法律相談を実施するところに特徴がある（ただし、資力が一定の基準を超える場合、法律相談料は対象者の負担となる。）。申し込ができる機関（特定援助機関）は、地方公共団体のほか、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の7種類の機関である（資料2-10参照）。



イ 行政不服申立手続への法律扶助対象拡大

特定援助対象者については、代理援助・書類作成援助の対象手続が、公的給付にかかる行政不服申立手続に拡大された。具体的には、生活保護法（第64条の審査請求又は第66条第1項の再審査請求）、介護保険法（第183条第1項の審査請求）及び障害者総合支援法（第97条第1項の審査請求）上の不服申立手続、精神障害・身体障害者手帳の交付に関する不服申立手続が対象となる。

(3) 被災者法律相談援助

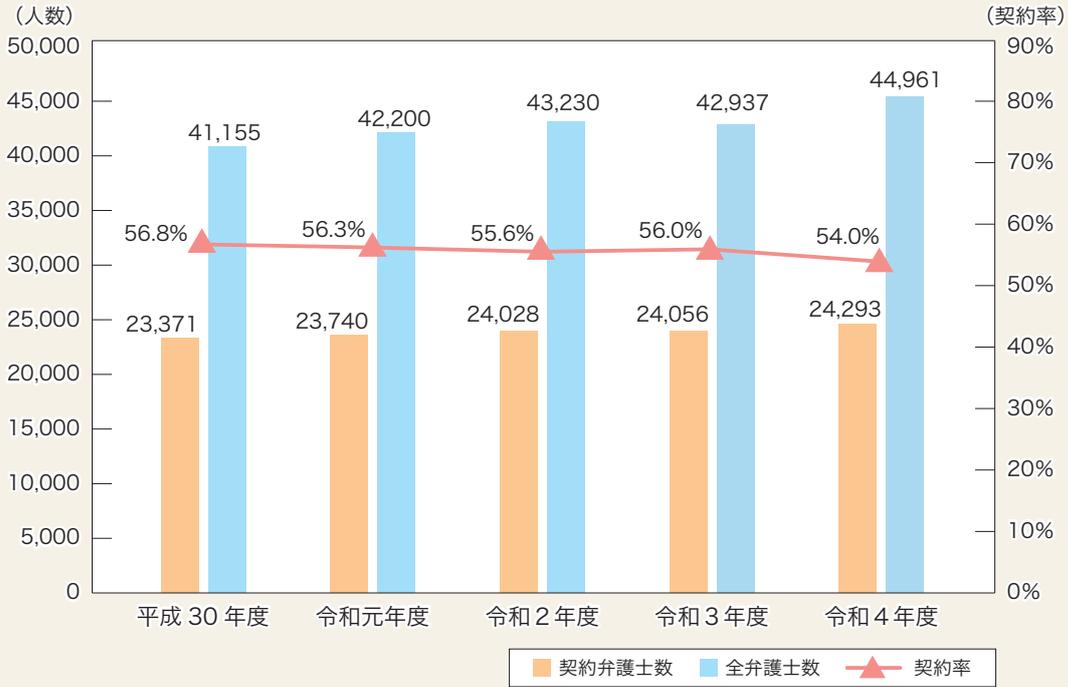
平成28年7月1日から、政令で指定された大規模災害により被災された方に、災害発生日から1年を超えない範囲で、資力を問わない無料法律相談を行う業務（被災者法律相談援助）を開始した。当援助はこれまでに、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨に適用された。なお、令和4年度は該当する災害はなかった（詳細は、「6 災害対応」を参照）。

2-3 契約弁護士・司法書士数の推移

法テラスでは、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めている。契約弁護士数は毎年増加しており、令和4年度末には24,293名となった。

資料 2-3 契約弁護士数の推移

地方事務所別データは 付表 2-1

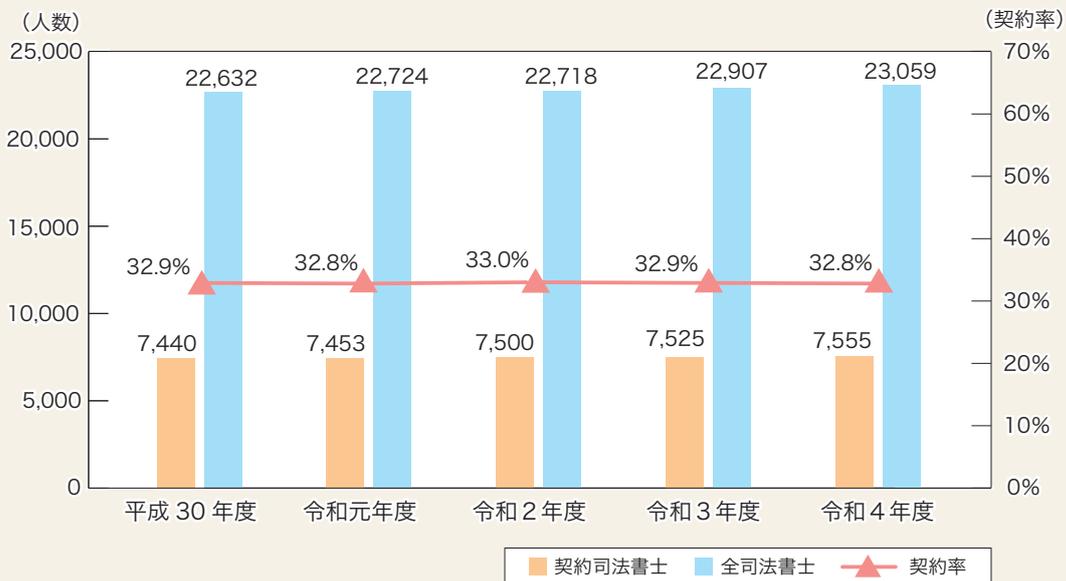


(注) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

契約司法書士数も毎年増加しており、令和4年度末には7,555名となった。

資料 2-4 契約司法書士数の推移

地方事務所別データは 付表 2-2



2-4 法律相談援助

(1) 実施状況

法律相談援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度に13,757件、平成5年度45,018件、平成17年度102,531件であった。法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度には147,430件に急増し、以後、平成23年度280,389件、平成30年度314,614件（前年度比4.0%増）、令和元年度315,085件（同0.1%増）と毎年増加していたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを回避するために面談による法律相談を縮小・中止せざるを得ない状況が続いたことから290,860件と減少した。令和3年度については、緊急時電話等相談援助の実施期間を延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた面談による法律相談も再開した結果、312,770件と前年度より増加したが、令和4年度は309,762件と減少した。

資料 2-5 法律相談援助件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-3



(注1) 法律扶助協会のデータは、(財)法律扶助協会発行の平成17年度事業報告書に基づく。

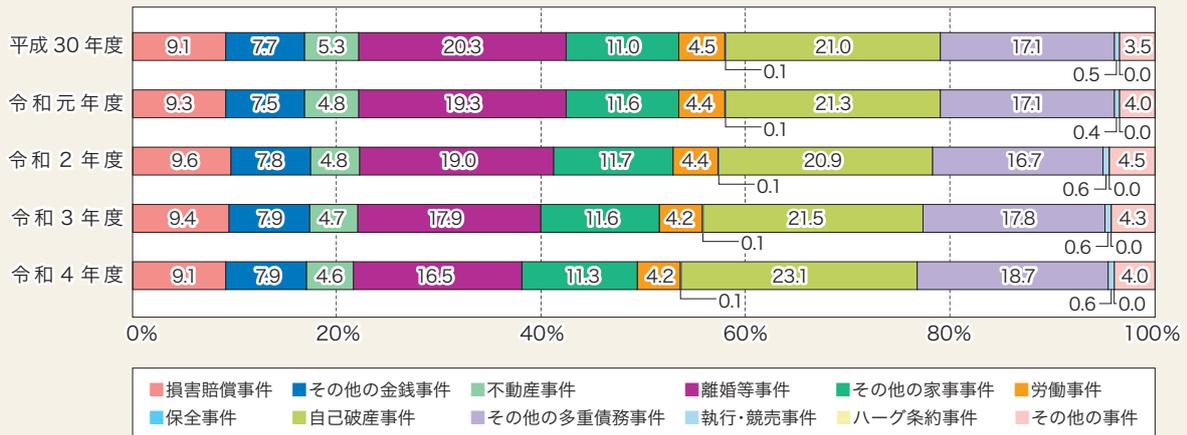
(注2) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

法律相談援助の事件別内訳をみると、令和4年度は自己破産に関する相談が最も多く、23.1%となっており、次いでその他の多重債務に関する相談が18.7%となっている。

資料 2-6

法律相談援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-4 (令和4年度のみ)



(注) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

民事法律扶助の法律相談援助件数は令和3年度より減少し、令和4年度において法テラスから弁護士・司法書士に支払った法律相談費は、17億7544万5721円となった。

資料 2-7

法律相談費の推移

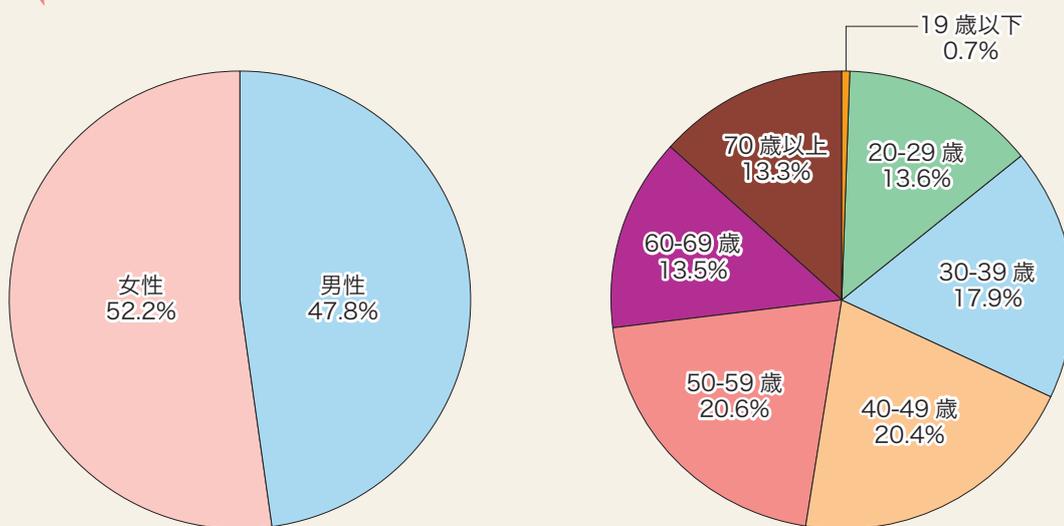


(注) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

(2) 法律相談援助利用者の属性

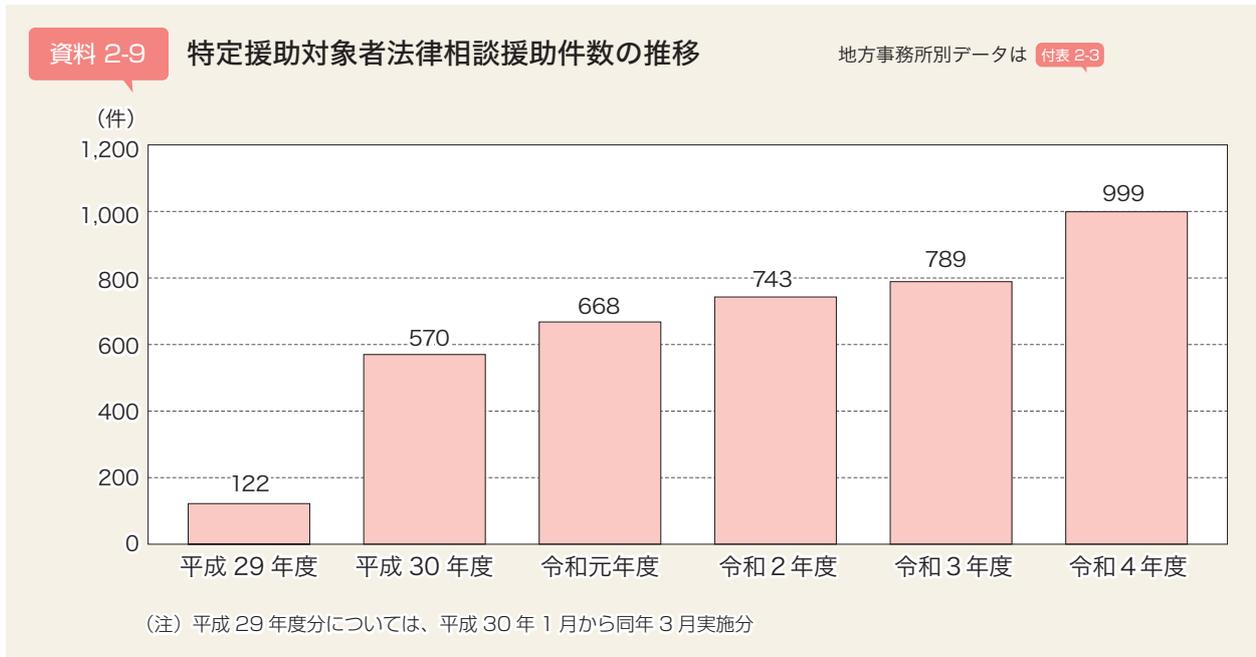
令和4年度の法律相談援助利用者は、女性が52.2%、男性が47.8%と、女性の比率が高くなっている。年代別に見ると、40代と50代の比率が大きく、全体の約41%を占め、次いで30代となっている。

資料 2-8 令和4年度法律相談援助利用者の性別、年代



(3) 特定援助対象者法律相談援助

平成30年1月24日の制度開始時からの法律相談援助件数の推移は、資料2-9のとおりである。



当援助は、相談する対象者本人からではなく、特定援助機関（7 類型）からの申し入れにより援助を開始する。令和4年度は、地域包括支援センターからの申し入れが27.1%と最多となっている。特定援助機関ごとの相談実施件数は、資料2-10のとおりである。

資料 2-10 令和 4 年度特定援助機関別相談実施件数

合計	申し入れ特定援助機関						
	地方公共団体	社会福祉協議会	地域包括支援センター	介護保険法上のサービス事業者(注1)	障害者総合支援法上のサービス事業者(注1)	児童福祉法上の支援事業者(注1)	その他(注2)
999件	232	142	271	181	42	0	131
100%	23.2%	14.2%	27.1%	18.1%	4.2%	0.0%	13.1%

(注1) 地方公共団体から指定又は監督を受ける事業者
 (注2) 医療ソーシャルワーカーが所属している医療機関、地域生活定着支援センター、精神保健福祉センター等

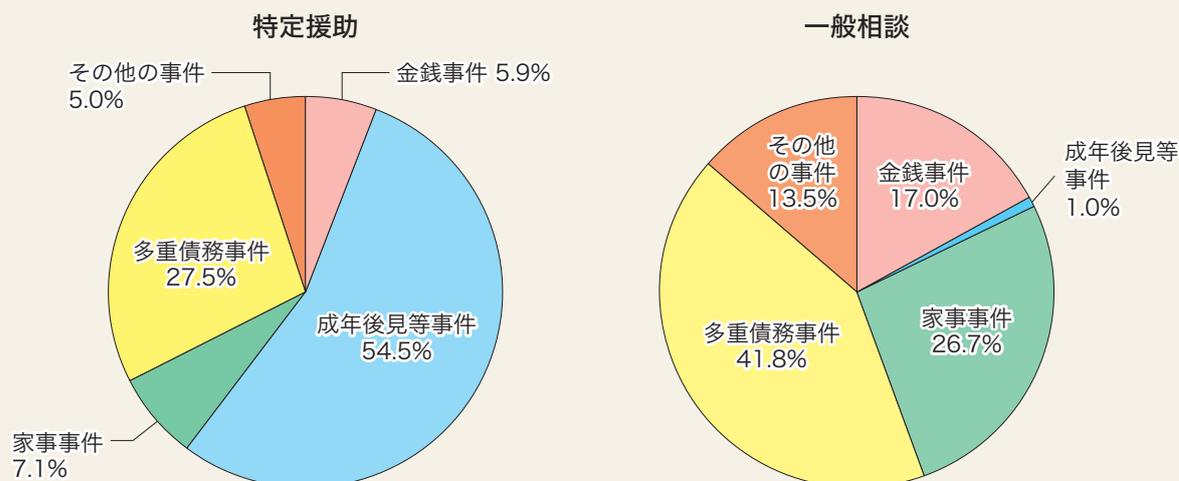
資力にかかわらず利用できる制度であるが、資力が一定の基準を超える場合は、法律相談料は申入対象者の負担となる。

資料 2-11 令和4年度特定援助申入対象者の資力状況

実施件数	資力状況	
	資力基準内だった方	資力基準を超えた方
999件	911件 (91.2%)	88件 (8.8%)

令和4年度における事件別内訳をみると、一般的な民事法律扶助制度による相談では1.0%程度の成年後見等事件が、当援助では54.5%と最多となっている。

資料 2-12 令和4年度特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳（一般相談との比較）



(4) 外国人向け法律相談

日本国内に住所を有し適法に在留する外国人は、民事法律扶助制度を利用できる。また、ハーグ条約事件（国際的な子の連れ去り事件）の対象者については、一定の要件のもと、国外に居住する外国人であっても利用が可能となっている。

資料 2-13 令和4年度外国人専門相談実施件数

地方事務所	東京	埼玉	浜松	愛知	三河	大阪	合計
実施件数(注)	283	27	72	42	116	111	651

(注) 外国籍の方でも通訳を必要としない場合等は、一般相談として取扱う場合がある。

2-5 代理援助・書類作成援助

(1) 実施状況

代理援助・書類作成援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度に2,169件（代理援助）、平成5年度5,480件（代理援助）、平成17年度59,957件（代理援助・書類作成援助の総件数）であったが、法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度は、73,107件となった。以後も、平成23年度109,915件、平成30年度119,352件と増加してきたが、令和元年度以降は減少傾向になった。

令和4年度は、代理援助101,594件（前年度比1.8%減）、書類作成援助3,258件（同4.0%減）の合計104,852件であった。

資料 2-14 代理援助・書類作成援助の開始決定件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-5



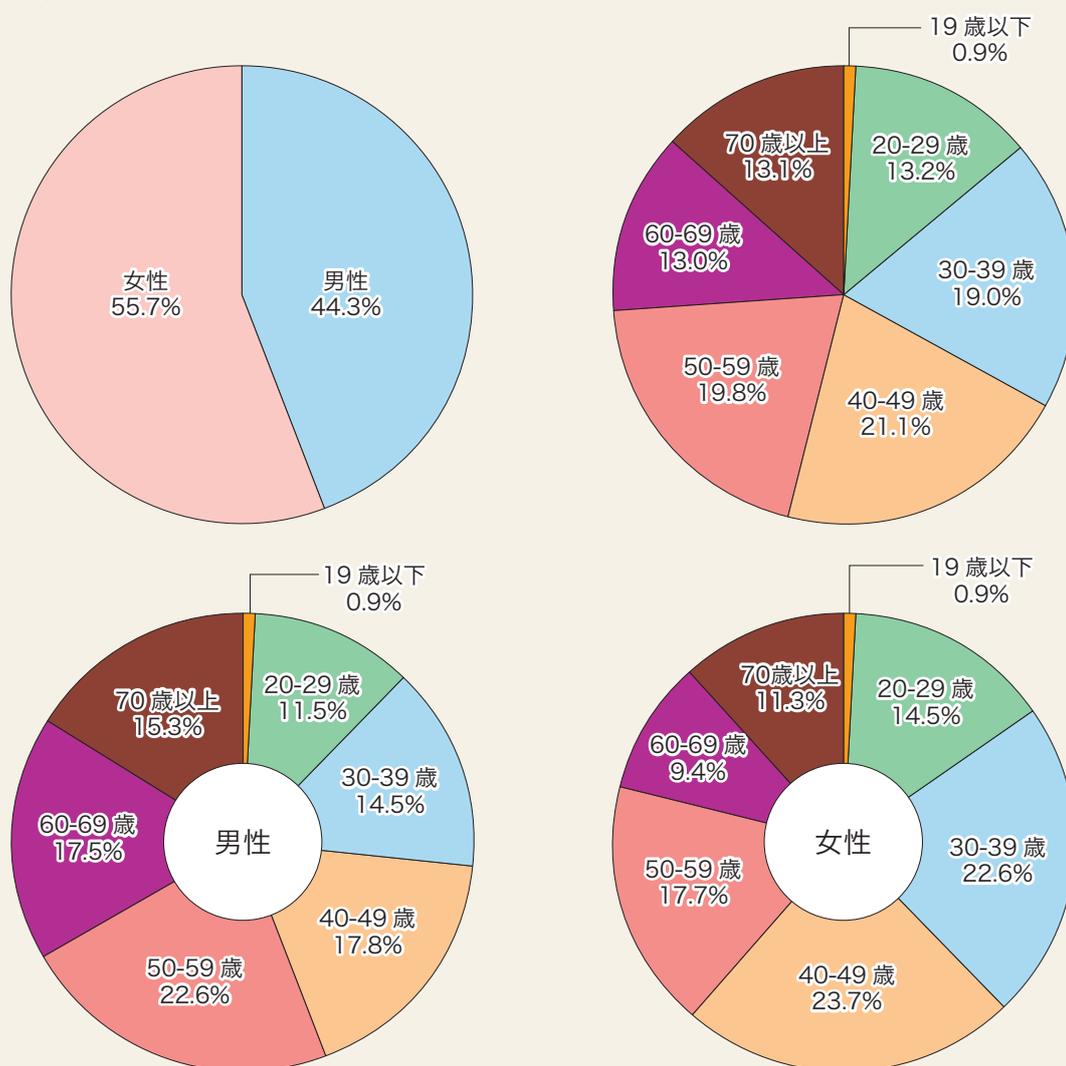
(注1) 法律扶助協会のデータは、(財)法律扶助協会発行の平成17年度事業報告書に基づく。

(注2) 平成17年度の件数については、令和4年度版白書から代理援助と書類作成援助に分けている。

(2) 代理援助・書類作成援助利用者の属性

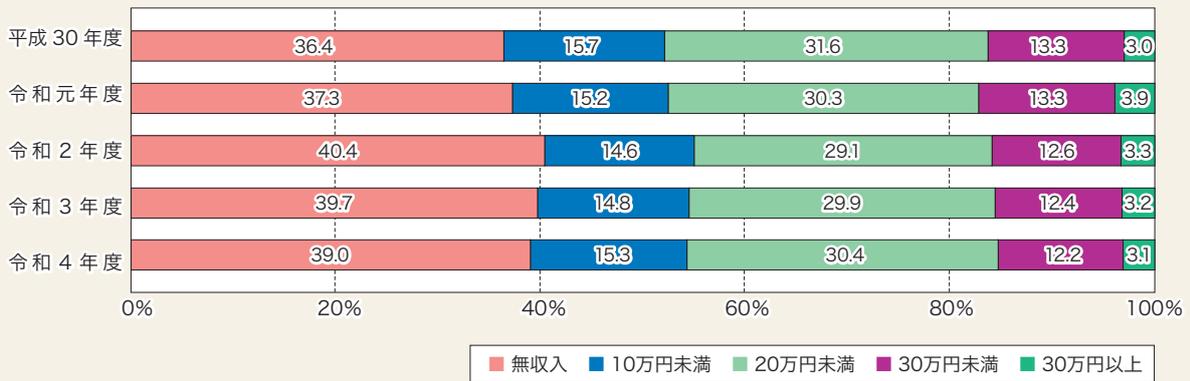
令和4年度の代理援助・書類作成援助利用者は、女性が55.7%、男性が44.3%と、法律相談援助と同様に女性の比率が高くなっている。年代別にみると、男性は50代、女性は40代が最も多かった。全体に占める、40代以下の比率をみると、男性では44.7%、女性では61.7%であり、女性のほうが、利用者の年齢層が若い傾向がある。

資料 2-15 令和4年度代理援助・書類作成援助利用者の性別、年代

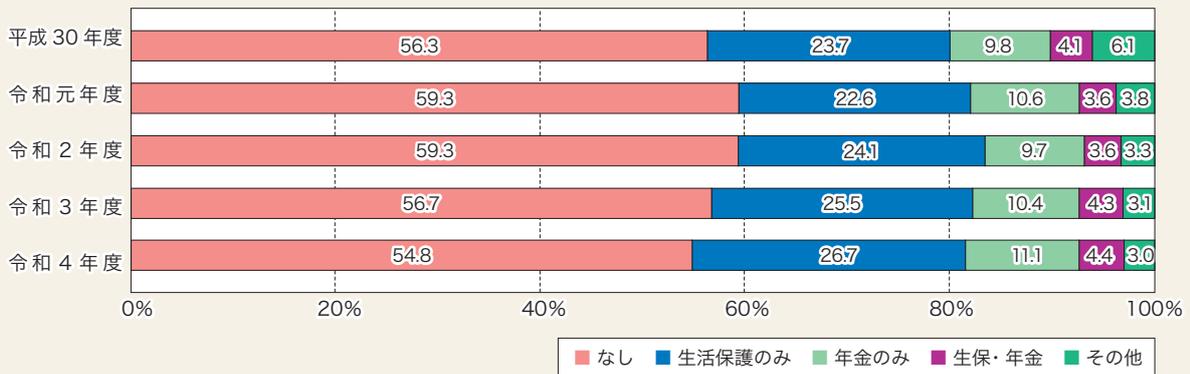


代理援助・書類作成援助利用者の世帯収入については、無収入が39.0%（前年度比0.7ポイント減）で、月収10万円未満の15.3%と合わせると54.3%（同0.2ポイント減）になる。月収10万円未満の援助利用者が全体の半数を超える状況が近年続いている。また、援助利用者の公的給付受給状況をみると、公的給付を受けていない援助利用者が半数を超える状況が近年続いている。

資料 2-16 代理援助・書類作成援助利用者の世帯収入（月額）の推移



資料 2-17 代理援助・書類作成援助利用者の公的給付受給状況の推移

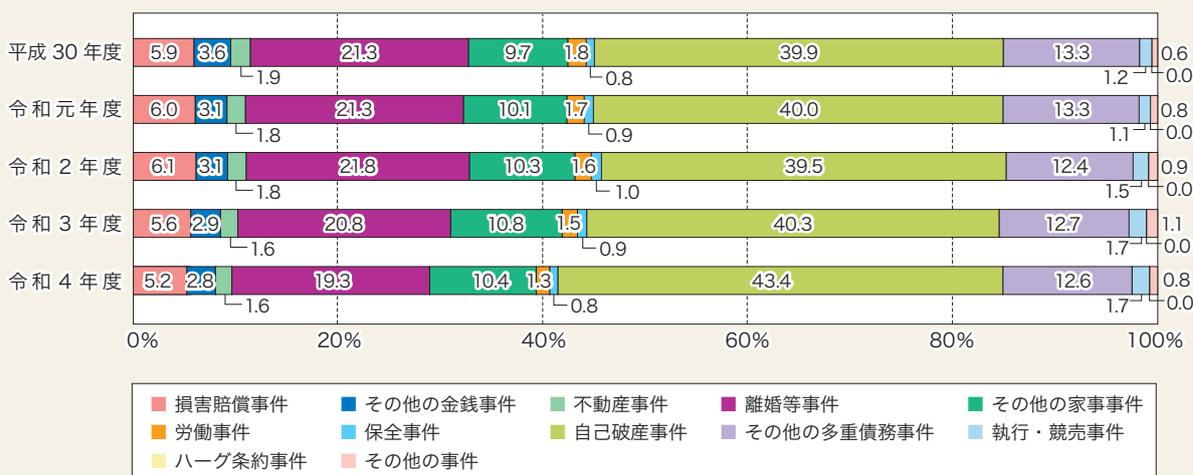


(3) 代理援助

代理援助の事件別内訳をみると、自己破産事件が最も多く、令和4年度は43.4%であり、任意整理などその他の多重債務事件と合わせると56.0%となった。

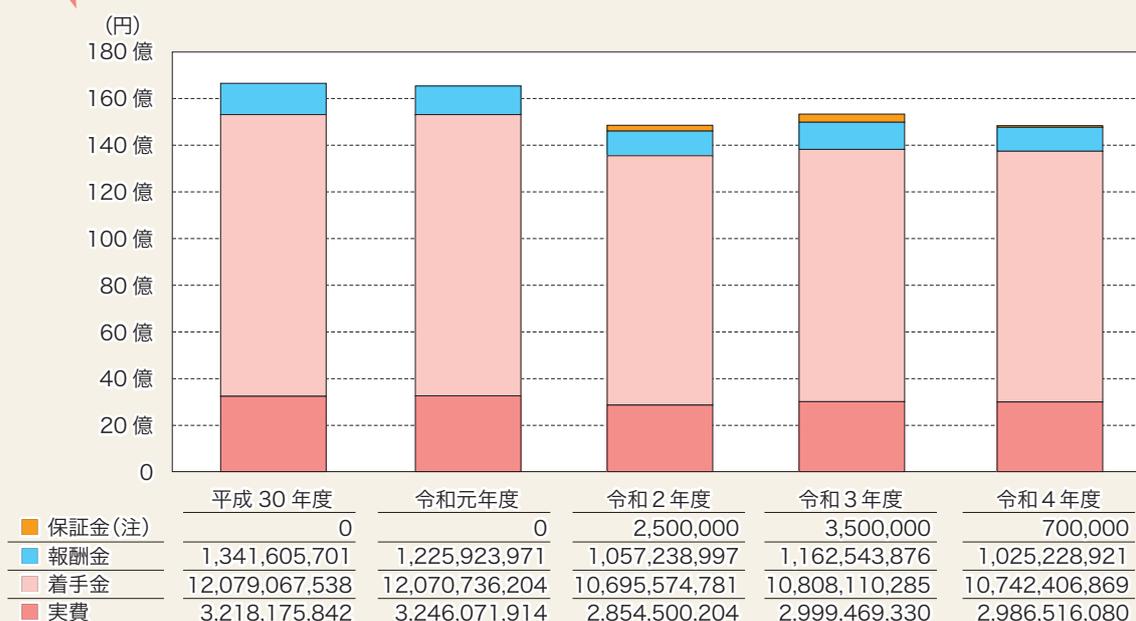
資料 2-18 代理援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-6 (令和4年度のみ)



代理援助にかかる立替金は着手金、実費、報酬金及び保証金からなり、令和4年度は、合計で147億5485万1870円であった。

資料 2-19 代理援助立替金実績の推移

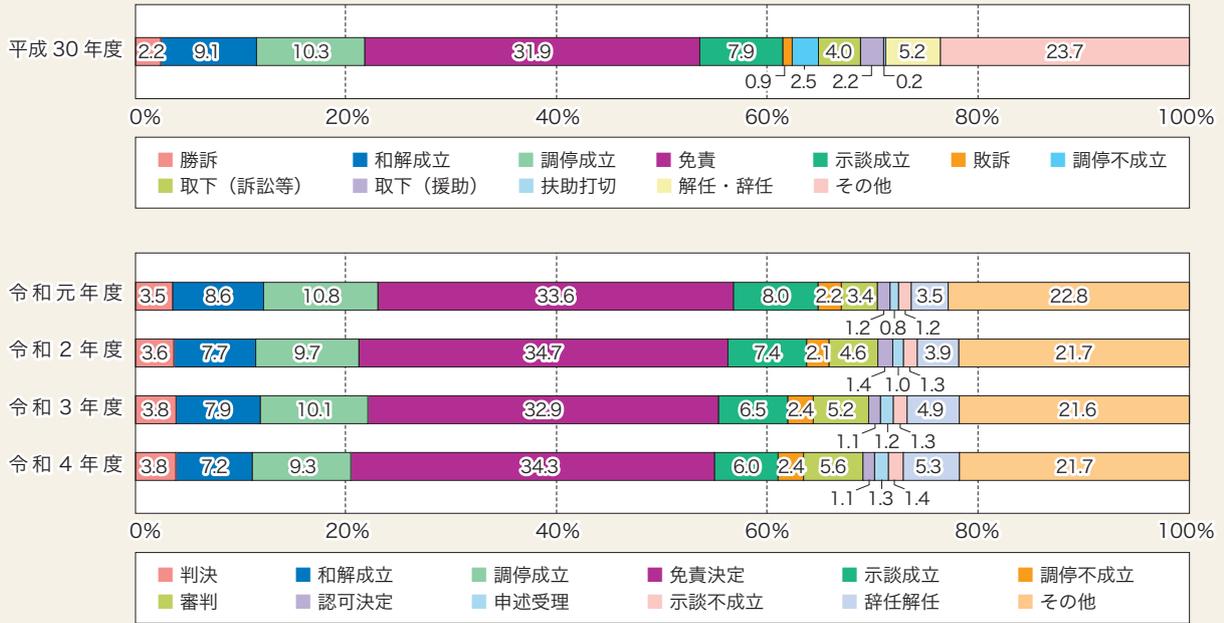


(注) 仮差押、仮処分等によって債務者が被る損害の賠償のための担保、執行停止によって債権者が被る損害の賠償のための担保等として裁判所から納付を命じられる金員

令和4年度における代理援助の事件結果は、免責・和解成立等により成功裏に終了したものが59.2%と多く、示談不成立は1.4%、調停不成立は2.4%であった。

資料 2-20 代理援助の事件結果別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-7 (令和4年度のみ)



	判決	和解成立	調停成立	免責決定	示談成立	調停不成立	過払金回収	審判	認可決定	申述受理	和解不成立	示談不成立	個別契約解除	辞任解任	その他
令和元年度	3.5%	8.6%	10.8%	33.6%	8.0%	2.2%	0.1%	3.4%	1.2%	0.8%	0.0%	1.2%	0.3%	3.5%	22.8%
令和2年度	3.6%	7.7%	9.7%	34.7%	7.4%	2.1%	0.1%	4.6%	1.4%	1.0%	0.0%	1.3%	0.8%	3.9%	21.7%
令和3年度	3.8%	7.9%	10.1%	32.9%	6.5%	2.4%	0.1%	5.2%	1.1%	1.2%	0.0%	1.3%	1.0%	4.9%	21.6%
令和4年度	3.8%	7.2%	9.3%	34.3%	6.0%	2.4%	0.0%	5.6%	1.1%	1.3%	0.0%	1.4%	0.7%	5.3%	21.7%

(注) 令和元年度より、事件結果の分類を変更した。

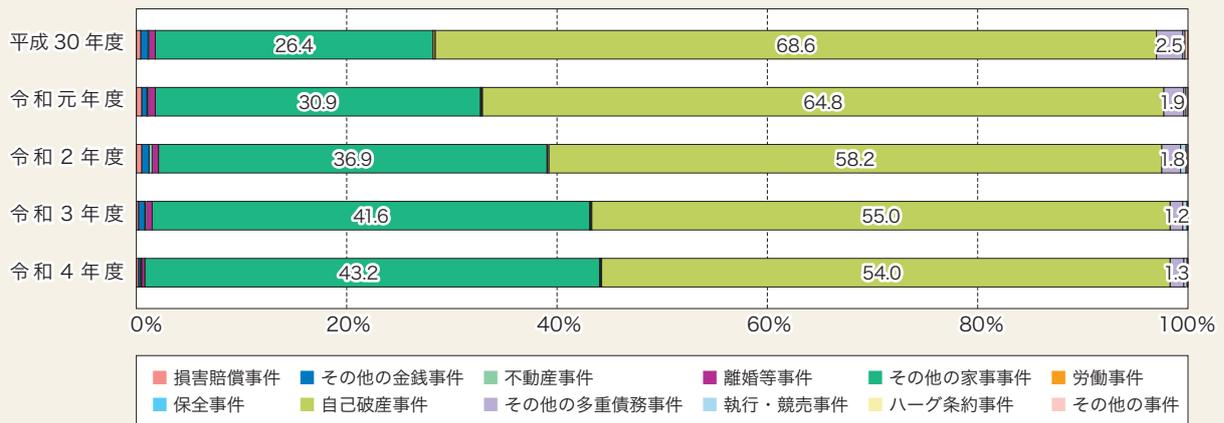
(4) 書類作成援助

令和4年度における書類作成援助の事件別内訳をみると、54.0%が自己破産事件となっている。年々割合は減ってきているものの、依然として書類作成援助の大半を占めている。

資料 2-21

書類作成援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-8 (令和4年度のみ)

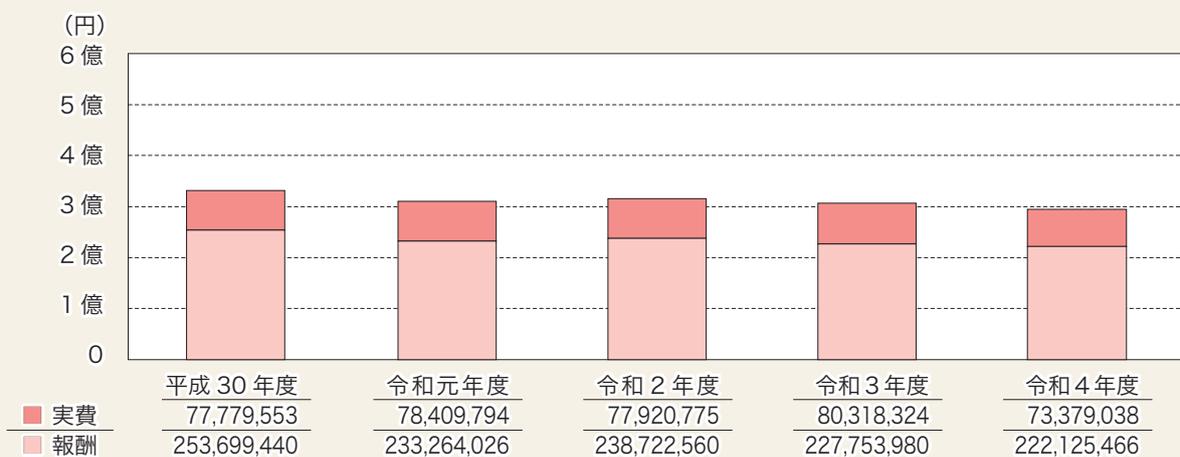


	損害賠償事件	その他の金銭事件	不動産事件	離婚等事件	その他の家事事件	労働事件	保全事件	自己破産事件	その他の多重債務事件	執行・競売事件	ハーグ条約事件	その他の事件
平成30年度	0.4%	0.7%	0.1%	0.6%	26.4%	0.0%	0.2%	68.6%	2.5%	0.2%	0.0%	0.2%
令和元年度	0.5%	0.5%	0.1%	0.7%	30.9%	0.1%	0.1%	64.8%	1.9%	0.2%	0.0%	0.2%
令和2年度	0.5%	0.7%	0.3%	0.6%	36.9%	0.1%	0.1%	58.2%	1.8%	0.5%	0.0%	0.2%
令和3年度	0.2%	0.6%	0.1%	0.6%	41.6%	0.1%	0.1%	55.0%	1.2%	0.4%	0.0%	0.1%
令和4年度	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	43.2%	0.1%	0.1%	54.0%	1.3%	0.3%	0.0%	0.1%

書類作成援助にかかる立替金は、実費と報酬からなり、令和4年度は、合計で2億9550万4504円であった。

資料 2-22

書類作成援助立替金実績の推移



2-6 立替金の償還（返済）

（1）償還

代理援助・書類作成援助利用者は、法テラスが立て替えた弁護士・司法書士費用等を、免除や猶予の決定を受けた場合を除き、法テラスに対し毎月割賦償還（分割返済）する。立替金償還実績の推移は、資料2-23のとおりである。

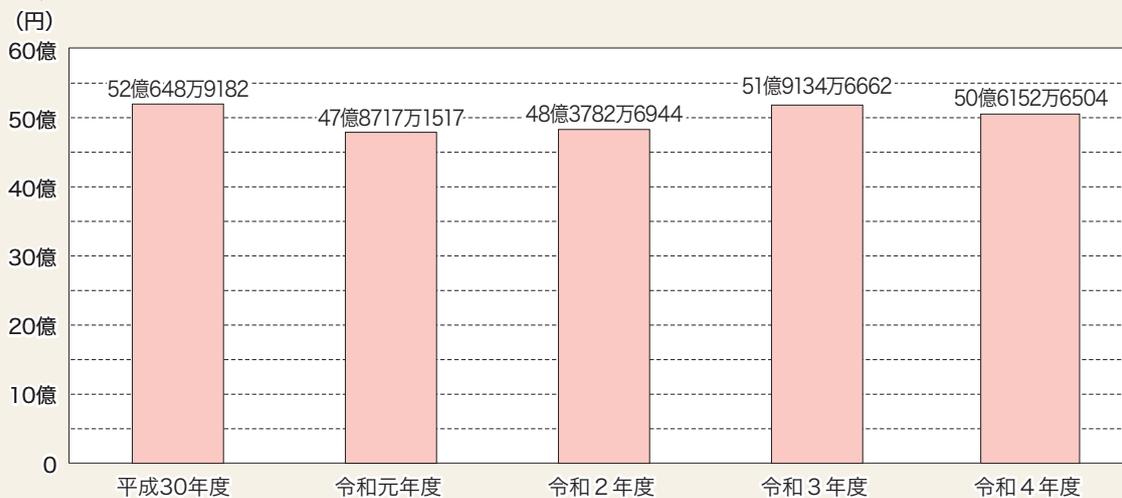
資料 2-23 立替金償還実績の推移



（2）償還の免除

代理援助・書類作成援助利用者は、生活保護を受給しているなど一定の要件を満たす場合は、立替金の償還について免除の申請をすることができる。立替金償還免除実績の推移は、資料2-24のとおりである。

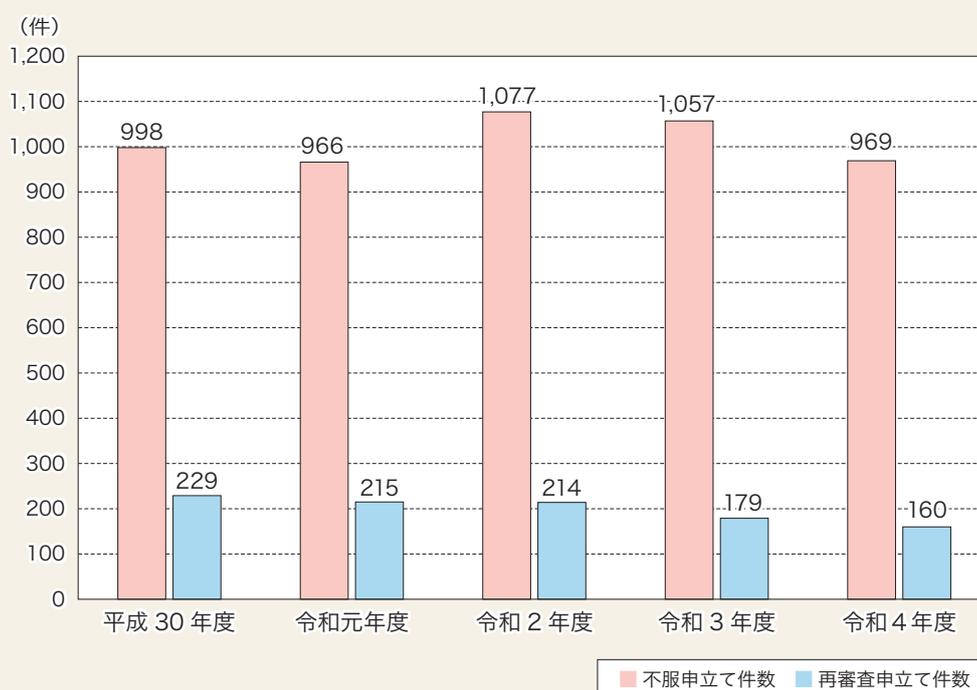
資料 2-24 立替金償還免除実績の推移



2-7 不服申立てと再審査申立て

代理援助・書類作成援助に関する地方事務所長の決定に不服がある利用者（援助の申込みをした、又は援助を受けた利用者）や法律相談費の不支給決定を受けた法律相談担当者、受任者等は、地方事務所長に対して不服申立てを行うことができる。この申立てに対する決定に更に不服がある不服申立人又はその他の利害関係人は、理事長に対して再審査申立てを行うことができる。令和4年度の不服申立て件数は969件（前年度比8.3%減）、再審査申立て件数は160件（同10.6%減）であった。

資料 2-25 不服申立てと再審査申立ての件数の推移



付表 2-1 契約弁護士数・契約弁護士法人数の推移（地方事務所別）

(人)

地方事務所	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約法人数
札幌	671	807	83.1%	27	684	812	84.2%	30	693	826	83.9%	29
函館	46	54	85.2%	2	47	54	87.0%	2	47	54	87.0%	2
旭川	66	73	90.4%	4	72	79	91.1%	4	72	79	91.1%	5
釧路	75	81	92.6%	10	73	80	91.3%	11	73	82	89.0%	11
青森	94	113	83.2%	3	93	114	81.6%	4	93	112	83.0%	4
岩手	94	104	90.4%	2	94	102	92.2%	2	94	101	93.1%	2
宮城	395	457	86.4%	13	401	471	85.1%	16	418	483	86.5%	16
秋田	71	77	92.2%	2	69	76	90.8%	2	67	75	89.3%	2
山形	90	99	90.9%	4	94	103	91.3%	3	94	104	90.4%	3
福島	182	201	90.5%	12	178	200	89.0%	12	177	195	90.8%	15
茨城	243	287	84.7%	7	251	300	83.7%	9	253	302	83.8%	9
栃木	163	227	71.8%	6	158	228	69.3%	6	162	227	71.4%	7
群馬	241	295	81.7%	6	249	306	81.4%	7	250	314	79.6%	8
埼玉	664	881	75.4%	18	676	903	74.9%	20	696	926	75.2%	19
千葉	629	816	77.1%	13	644	829	77.7%	14	641	842	76.1%	16
東京	6,531	19,588	33.3%	142	6,638	20,258	32.8%	141	6,732	20,938	32.2%	141
神奈川	1,276	1,657	77.0%	26	1,314	1,695	77.5%	27	1,343	1,738	77.3%	28
新潟	256	289	88.6%	10	259	287	90.2%	11	258	284	90.8%	11
富山	100	122	82.0%	3	99	120	82.5%	3	101	121	83.5%	4
石川	152	173	87.9%	5	154	172	89.5%	5	162	186	87.1%	6
福井	105	113	92.9%	2	106	117	90.6%	4	110	124	88.7%	5
山梨	108	128	84.4%	0	109	128	85.2%	0	109	126	86.5%	0
長野	220	249	88.4%	4	225	255	88.2%	5	229	259	88.4%	4
岐阜	163	204	79.9%	9	166	207	80.2%	10	162	208	77.9%	11
静岡	423	498	84.9%	7	433	503	86.1%	12	439	519	84.6%	13
愛知	1,347	1,996	67.5%	44	1,373	2,039	67.3%	45	1,389	2,076	66.9%	49
三重	153	187	81.8%	1	161	194	83.0%	1	158	193	81.9%	2
滋賀	136	149	91.3%	1	134	155	86.5%	0	136	157	86.6%	0
京都	636	787	80.8%	20	644	813	79.2%	19	658	824	79.9%	19
大阪	3,461	4,652	74.4%	90	3,526	4,717	74.8%	96	3,563	4,790	74.4%	97
兵庫	807	970	83.2%	22	798	978	81.6%	26	803	999	80.4%	25
奈良	153	176	86.9%	1	154	176	87.5%	1	161	184	87.5%	1
和歌山	128	144	88.9%	2	129	145	89.0%	2	130	146	89.0%	3
鳥取	62	66	93.9%	5	65	67	97.0%	5	64	66	97.0%	5
島根	74	85	87.1%	2	75	85	88.2%	2	74	81	91.4%	2
岡山	316	408	77.5%	14	318	410	77.6%	14	321	407	78.9%	14
広島	481	594	81.0%	18	488	607	80.4%	20	479	613	78.1%	19
山口	154	177	87.0%	10	152	176	86.4%	10	159	182	87.4%	10
徳島	75	93	80.6%	5	74	90	82.2%	5	71	85	83.5%	6
香川	115	177	65.0%	2	115	184	62.5%	2	112	188	59.6%	2
愛媛	114	166	68.7%	4	118	165	71.5%	3	116	163	71.2%	5
高知	74	88	84.1%	0	75	90	83.3%	0	78	91	85.7%	0
福岡	955	1,319	72.4%	29	977	1,373	71.2%	35	993	1,414	70.2%	36
佐賀	100	108	92.6%	5	99	107	92.5%	5	98	107	91.6%	5
長崎	131	161	81.4%	9	132	159	83.0%	9	136	163	83.4%	9
熊本	227	282	80.5%	11	229	282	81.2%	13	227	283	80.2%	13
大分	138	156	88.5%	14	139	159	87.4%	18	140	160	87.5%	17
宮崎	116	136	85.3%	17	116	136	85.3%	19	115	138	83.3%	19
鹿児島	171	217	78.8%	21	170	221	76.9%	21	170	219	77.6%	21
沖縄	189	268	70.5%	7	193	273	70.7%	10	202	276	73.2%	10
全国合計	23,371	41,155	56.8%	691	23,740	42,200	56.3%	741	24,028	43,230	55.6%	760

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全弁護士数は、日本弁護士連合会資料による。

(注3) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

(人)

地 方 事 務 所	令和3年度				令和4年度			
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約 法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約 法人数
札幌	692	821	84.3%	33	700	859	81.5%	35
函館	46	53	86.8%	2	47	55	85.5%	2
旭川	73	79	92.4%	5	73	79	92.4%	5
釧路	73	83	88.0%	11	75	84	89.3%	11
青森	92	109	84.4%	5	92	112	82.1%	6
岩手	91	101	90.1%	3	93	104	89.4%	3
宮城	422	479	88.1%	16	430	494	87.0%	16
秋田	67	75	89.3%	2	68	76	89.5%	2
山形	93	103	90.3%	3	92	104	88.5%	3
福島	173	192	90.1%	14	178	198	89.9%	13
茨城	249	293	85.0%	10	250	299	83.6%	12
栃木	160	229	69.9%	7	164	232	70.7%	7
群馬	247	312	79.2%	8	256	325	78.8%	9
埼玉	687	918	74.8%	19	693	957	72.4%	21
千葉	632	831	76.1%	16	647	867	74.6%	16
東京	6,804	20,806	32.7%	148	6,859	22,119	31.0%	151
神奈川	1,355	1,723	78.6%	27	1,363	1,779	76.6%	27
新潟	258	284	90.8%	11	261	287	90.9%	11
富山	106	125	84.8%	4	109	130	83.8%	5
石川	164	184	89.1%	7	169	189	89.4%	8
福井	113	121	93.4%	5	111	119	93.3%	6
山梨	109	125	87.2%	0	110	129	85.3%	2
長野	226	260	86.9%	4	228	265	86.0%	5
岐阜	165	213	77.5%	12	166	217	76.5%	15
静岡	433	520	83.3%	16	444	532	83.5%	18
愛知	1,381	2,039	67.7%	51	1,387	2,099	66.1%	55
三重	158	192	82.3%	2	156	193	80.8%	2
滋賀	136	163	83.4%	1	142	166	85.5%	1
京都	663	818	81.1%	21	671	852	78.8%	22
大阪	3,567	4,755	75.0%	100	3,590	4,928	72.8%	103
兵庫	808	983	82.2%	25	813	1,028	79.1%	27
奈良	159	180	88.3%	2	166	191	86.9%	2
和歌山	126	144	87.5%	3	129	150	86.0%	3
鳥取	67	70	95.7%	5	67	72	93.1%	5
島根	72	82	87.8%	2	70	80	87.5%	3
岡山	324	402	80.6%	14	325	412	78.9%	14
広島	475	609	78.0%	19	484	629	76.9%	19
山口	149	177	84.2%	10	140	179	78.2%	9
徳島	69	85	81.2%	6	70	88	79.5%	6
香川	112	185	60.5%	3	118	195	60.5%	3
愛媛	111	159	69.8%	5	110	161	68.3%	5
高知	80	94	85.1%	0	81	97	83.5%	1
福岡	987	1,410	70.0%	37	1,000	1,459	68.5%	37
佐賀	94	104	90.4%	5	97	105	92.4%	5
長崎	133	158	84.2%	9	133	157	84.7%	10
熊本	224	281	79.7%	12	223	283	78.8%	12
大分	141	165	85.5%	19	142	165	86.1%	19
宮崎	118	143	82.5%	21	117	144	81.3%	20
鹿児島	167	219	76.3%	20	171	229	74.7%	21
沖縄	205	281	73.0%	12	213	288	74.0%	12
全国合計	24,056	42,937	56.0%	792	24,293	44,961	54.0%	825

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全弁護士数は、日本弁護士連合会資料による。

(注3) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

付表 2-2 契約司法書士数・契約司法書士法人数の推移（地方事務所別）

(人)

地方事務所	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数	契約者数	全司法書士数	契約率	契約法人数
札幌	235	497	47.3%	3	236	506	46.6%	4	234	511	45.8%	5
函館	10	37	27.0%	3	10	37	27.0%	2	10	35	28.6%	2
旭川	32	70	45.7%	0	32	74	43.2%	0	32	71	45.1%	0
釧路	27	83	32.5%	0	28	81	34.6%	0	27	81	33.3%	0
青森	27	124	21.8%	2	27	118	22.9%	1	27	121	22.3%	1
岩手	49	141	34.8%	3	51	146	34.9%	3	52	138	37.7%	3
宮城	100	326	30.7%	4	99	328	30.2%	4	102	333	30.6%	4
秋田	55	112	49.1%	1	54	110	49.1%	1	54	109	49.5%	1
山形	76	156	48.7%	0	77	153	50.3%	0	77	156	49.4%	0
福島	115	279	41.2%	3	119	279	42.7%	2	118	272	43.4%	3
茨城	120	335	35.8%	1	114	340	33.5%	0	111	334	33.2%	0
栃木	81	232	34.9%	0	76	227	33.5%	0	74	233	31.8%	1
群馬	106	297	35.7%	6	110	292	37.7%	5	112	291	38.5%	5
埼玉	251	910	27.6%	8	245	901	27.2%	7	248	911	27.2%	7
千葉	161	742	21.7%	8	157	741	21.2%	6	162	747	21.7%	6
東京	764	4,294	17.8%	35	759	4,396	17.3%	31	764	4,395	17.4%	33
神奈川	432	1,189	36.3%	17	450	1,207	37.3%	16	466	1,220	38.2%	16
新潟	104	292	35.6%	5	101	294	34.4%	7	99	292	33.9%	7
富山	55	154	35.7%	2	56	152	36.8%	1	55	150	36.7%	1
石川	78	205	38.0%	0	78	199	39.2%	0	79	200	39.5%	0
福井	50	124	40.3%	2	47	118	39.8%	5	46	118	39.0%	4
山梨	47	133	35.3%	0	47	133	35.3%	1	49	130	37.7%	1
長野	142	367	38.7%	1	143	363	39.4%	1	143	361	39.6%	1
岐阜	93	343	27.1%	4	90	339	26.5%	3	89	330	27.0%	3
静岡	151	500	30.2%	14	160	495	32.3%	13	160	493	32.5%	15
愛知	570	1,298	43.9%	19	572	1,303	43.9%	13	565	1,306	43.3%	14
三重	99	252	39.3%	1	96	248	38.7%	2	94	242	38.8%	2
滋賀	85	233	36.5%	3	82	229	35.8%	4	81	234	34.6%	4
京都	246	572	43.0%	10	252	584	43.2%	9	249	575	43.3%	11
大阪	679	2,406	28.2%	31	686	2,415	28.4%	27	715	2,433	29.4%	28
兵庫	452	1,059	42.7%	7	451	1,055	42.7%	7	458	1,040	44.0%	8
奈良	67	215	31.2%	2	66	211	31.3%	2	65	210	31.0%	3
和歌山	58	168	34.5%	0	59	167	35.3%	0	61	163	37.4%	0
鳥取	49	97	50.5%	1	50	94	53.2%	1	50	92	54.3%	1
島根	31	109	28.4%	0	39	108	36.1%	0	39	107	36.4%	0
岡山	130	368	35.3%	7	132	358	36.9%	7	134	367	36.5%	8
広島	237	536	44.2%	8	234	540	43.3%	8	238	533	44.7%	7
山口	82	226	36.3%	2	78	227	34.4%	2	78	223	35.0%	2
徳島	40	143	28.0%	1	43	144	29.9%	1	40	138	29.0%	1
香川	74	172	43.0%	1	75	172	43.6%	0	73	175	41.7%	0
愛媛	70	240	29.2%	3	70	241	29.0%	2	72	241	29.9%	2
高知	72	116	62.1%	4	67	112	59.8%	4	63	112	56.3%	4
福岡	415	988	42.0%	13	415	985	42.1%	13	410	998	41.1%	14
佐賀	48	123	39.0%	7	49	125	39.2%	7	49	126	38.9%	8
長崎	57	156	36.5%	2	57	162	35.2%	2	59	160	36.9%	2
熊本	138	329	41.9%	7	137	328	41.8%	7	137	334	41.0%	8
大分	61	166	36.7%	3	62	168	36.9%	3	59	164	36.0%	3
宮崎	77	174	44.3%	2	72	167	43.1%	2	75	165	45.5%	2
鹿児島	149	328	45.4%	4	152	329	46.2%	4	160	322	49.7%	4
沖縄	93	216	43.1%	4	91	223	40.8%	5	86	226	38.1%	8
全国合計	7,440	22,632	32.9%	264	7,453	22,724	32.8%	245	7,500	22,718	33.0%	263

(注1) 契約司法書士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全司法書士数は、日本司法書士会連合会資料による。

(人)

地 方 事 務 所	令和3年度				令和4年度			
	契約者数	全司法 書士数	契約率	契約 法人数	契約者数	全司法 書士数	契約率	契約 法人数
札幌	243	515	47.2%	5	246	520	47.3%	8
函館	10	36	27.8%	2	11	37	29.7%	2
旭川	32	72	44.4%	0	30	70	42.9%	0
釧路	29	79	36.7%	0	29	81	35.8%	0
青森	28	120	23.3%	1	30	118	25.4%	1
岩手	47	135	34.8%	3	48	138	34.8%	3
宮城	100	330	30.3%	6	100	335	29.9%	6
秋田	56	110	50.9%	1	56	112	50.0%	1
山形	75	156	48.1%	0	73	155	47.1%	0
福島	116	270	43.0%	3	117	274	42.7%	3
茨城	111	331	33.5%	0	111	339	32.7%	0
栃木	76	235	32.3%	1	77	234	32.9%	1
群馬	114	300	38.0%	5	107	297	36.0%	5
埼玉	250	931	26.9%	8	249	960	25.9%	8
千葉	160	762	21.0%	6	163	777	21.0%	6
東京	775	4,494	17.2%	34	783	4,553	17.2%	34
神奈川	462	1,235	37.4%	17	469	1,257	37.3%	20
新潟	98	293	33.4%	7	102	288	35.4%	7
富山	55	151	36.4%	1	55	144	38.2%	1
石川	78	198	39.4%	1	75	195	38.5%	1
福井	45	121	37.2%	4	45	121	37.2%	4
山梨	48	132	36.4%	1	48	127	37.8%	1
長野	144	363	39.7%	1	142	366	38.8%	1
岐阜	85	327	26.0%	3	85	327	26.0%	3
静岡	165	493	33.5%	15	164	488	33.6%	17
愛知	566	1,303	43.4%	16	572	1,312	43.6%	17
三重	94	241	39.0%	2	94	237	39.7%	2
滋賀	79	237	33.3%	5	80	232	34.5%	5
京都	247	577	42.8%	13	243	588	41.3%	15
大阪	726	2,449	29.6%	32	741	2,481	29.9%	35
兵庫	456	1,044	43.7%	10	463	1,041	44.5%	10
奈良	65	209	31.1%	3	63	210	30.0%	3
和歌山	61	166	36.7%	0	60	167	35.9%	0
鳥取	49	90	54.4%	1	47	87	54.0%	1
島根	38	105	36.2%	0	41	107	38.3%	0
岡山	135	372	36.3%	8	141	371	38.0%	8
広島	239	532	44.9%	10	238	536	44.4%	10
山口	79	228	34.6%	2	78	226	34.5%	2
徳島	40	138	29.0%	1	41	137	29.9%	2
香川	73	183	39.9%	0	70	179	39.1%	0
愛媛	73	236	30.9%	2	70	235	29.8%	2
高知	62	113	54.9%	4	63	115	54.8%	4
福岡	411	1,018	40.4%	14	408	1,027	39.7%	17
佐賀	44	127	34.6%	9	44	123	35.8%	9
長崎	59	155	38.1%	2	59	150	39.3%	2
熊本	142	333	42.6%	8	143	322	44.4%	8
大分	58	164	35.4%	3	55	168	32.7%	4
宮崎	76	159	47.8%	2	76	159	47.8%	2
鹿児島	162	317	51.1%	4	160	312	51.3%	4
沖縄	89	222	40.1%	8	90	224	40.2%	8
全国合計	7,525	22,907	32.9%	284	7,555	23,059	32.8%	303

(注1) 契約司法書士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全司法書士数は、日本司法書士会連合会資料による。

付表 2-3 法律相談援助件数の推移（地方事務所別）

(件)

地方事務所	平成30年度					令和元年度					令和2年度				
	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	簡易援助件数	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	簡易援助件数	相談件数計	センター相談件数	事務所相談件数	特定援助対象者法律相談件数	簡易援助件数
札幌	11,778	638	11,140	20	105	11,485	682	10,803	40	87	9,921	482	9,439	26	101
函館	2,459	1,373	1,086	25	24	2,274	1,182	1,092	35	24	2,366	1,223	1,143	39	39
旭川	2,862	607	2,255	4	27	2,957	519	2,438	1	24	2,396	380	2,016	3	25
釧路	3,547	370	3,177	2	71	3,153	334	2,819	1	60	2,859	285	2,574	0	83
青森	4,819	2,491	2,328	6	67	4,538	2,332	2,206	5	47	4,158	1,547	2,611	0	77
岩手	1,214	180	1,034	4	5	1,288	228	1,060	2	7	1,336	252	1,084	4	10
宮城	3,048	761	2,287	2	14	3,744	1,069	2,675	4	10	4,122	951	3,171	0	10
秋田	3,244	1,196	2,048	5	44	3,432	1,252	2,180	5	35	3,011	1,064	1,947	7	37
山形	3,290	733	2,557	3	60	3,414	736	2,678	0	57	3,926	832	3,094	6	95
福島	1,341	305	1,036	7	8	1,834	469	1,365	5	18	2,009	341	1,668	5	12
茨城	2,110	346	1,764	1	37	4,445	407	4,038	5	66	5,291	341	4,950	5	101
栃木	2,164	331	1,833	11	17	3,297	369	2,928	14	32	3,335	297	3,038	4	40
群馬	3,437	2,081	1,356	18	13	3,715	2,016	1,699	7	6	3,633	1,813	1,820	6	11
埼玉	13,457	5,656	7,801	36	105	14,474	5,634	8,840	19	112	13,200	3,475	9,725	26	124
千葉	11,837	5,977	5,860	12	51	11,510	5,472	6,038	19	51	11,057	330	10,727	20	64
東京	40,460	27,173	13,287	30	144	38,807	25,433	13,374	51	130	35,773	9,041	26,732	67	102
神奈川	17,923	9,053	8,870	34	107	18,703	9,542	9,161	83	77	17,104	5,659	11,445	90	115
新潟	4,898	1,970	2,928	3	41	4,969	1,903	3,066	3	42	4,841	1,655	3,186	0	29
富山	1,892	814	1,078	3	33	1,924	753	1,171	11	24	1,694	674	1,020	12	25
石川	2,318	825	1,493	4	9	2,059	732	1,327	9	19	2,056	723	1,333	2	25
福井	1,604	684	920	6	11	1,806	651	1,155	6	23	1,508	429	1,079	5	16
山梨	2,487	1,424	1,063	10	37	2,947	1,850	1,097	8	23	3,068	1,630	1,438	7	20
長野	4,061	677	3,384	4	36	4,327	598	3,729	2	38	4,510	275	4,235	3	33
岐阜	4,054	1,928	2,126	5	30	3,841	1,805	2,036	1	23	3,376	1,360	2,016	0	40
静岡	6,778	4,285	2,493	2	58	6,804	4,268	2,536	3	56	6,615	3,737	2,878	5	59
愛知	11,013	6,011	5,002	28	68	11,503	6,125	5,378	16	93	10,933	4,845	6,088	13	82
三重	2,840	1,256	1,584	5	30	3,037	1,225	1,812	6	40	2,764	688	2,076	9	38
滋賀	3,084	1,052	2,032	28	32	3,262	1,107	2,155	27	27	2,976	872	2,104	21	27
京都	7,201	3,746	3,455	29	40	7,189	3,777	3,412	40	27	6,032	3,020	3,012	63	22
大阪	25,363	13,580	11,783	37	62	24,432	13,030	11,402	53	83	20,725	9,699	11,026	57	71
兵庫	13,595	6,170	7,425	7	78	13,393	5,849	7,544	19	77	12,078	5,164	6,914	19	60
奈良	4,186	1,029	3,157	17	30	3,896	828	3,068	14	23	3,677	666	3,011	22	22
和歌山	2,869	1,550	1,319	14	19	2,675	1,399	1,276	13	20	2,429	1,271	1,158	14	17
鳥取	2,453	941	1,512	1	28	2,364	892	1,472	1	22	1,971	596	1,375	4	20
島根	2,294	955	1,339	5	24	2,260	853	1,407	12	31	2,223	750	1,473	11	32
岡山	4,978	2,535	2,443	31	42	4,833	2,220	2,613	21	46	4,810	2,024	2,786	44	55
広島	12,832	5,000	7,832	15	98	10,837	3,946	6,891	21	85	7,876	2,006	5,870	23	80
山口	2,717	1,026	1,691	3	28	2,660	896	1,764	4	31	2,450	691	1,759	6	30
徳島	2,482	726	1,756	5	13	2,477	1,118	1,359	5	16	2,315	998	1,317	6	23
香川	2,423	1,011	1,412	24	64	2,375	840	1,535	18	58	2,278	749	1,529	34	63
愛媛	3,025	991	2,034	6	25	2,994	785	2,209	8	33	2,734	749	1,985	12	37
高知	2,637	1,216	1,421	5	42	2,706	1,419	1,287	6	40	2,367	1,115	1,252	2	31
福岡	15,923	7,032	8,891	4	100	15,555	6,706	8,849	6	131	14,078	5,804	8,274	6	159
佐賀	3,072	624	2,448	4	42	3,321	623	2,698	4	35	3,154	589	2,565	2	40
長崎	5,098	2,066	3,032	10	107	4,907	1,965	2,942	7	75	4,509	1,631	2,878	15	97
熊本	6,631	2,067	4,564	10	86	6,432	1,986	4,446	13	74	6,457	1,816	4,641	8	88
大分	4,094	1,900	2,194	2	36	4,101	1,935	2,166	3	41	3,889	1,603	2,286	7	60
宮崎	4,666	1,278	3,388	5	93	4,666	1,201	3,465	6	86	3,971	807	3,164	0	98
鹿児島	5,664	1,143	4,521	9	90	5,265	1,095	4,170	3	77	5,031	901	4,130	2	64
沖縄	6,392	3,135	3,257	9	69	6,198	3,132	3,066	3	73	5,968	2,741	3,227	1	83
全国合計	314,614	139,918	174,696	570	2,500	315,085	135,188	179,897	668	2,435	290,860	90,591	200,269	743	2,692

(注1) センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張相談（特定援助対象者法律相談件数を含む）・巡回相談の件数を含む。
 (注2) 特定援助対象者法律相談援助は、平成30年1月24日開始

(件)

地方事務所	令和3年度					令和4年度				
	相談 件数計	センター 相談件数	事務所 相談件数	特定援助 対象者法律 相談件数	簡易援助 件数	相談 件数計	センター 相談件数	事務所 相談件数	特定援助 対象者法律 相談件数	簡易援助 件数
札幌	9,773	433	9,340	23	93	9,678	532	9,146	41	83
函館	2,419	1,289	1,130	22	38	2,139	1,140	999	30	45
旭川	2,136	358	1,778	12	32	2,008	442	1,566	4	24
釧路	2,888	272	2,616	0	54	2,713	316	2,397	0	48
青森	4,266	1,795	2,471	0	71	4,430	2,339	2,091	3	40
岩手	4,457	1,205	3,252	5	97	4,494	1,349	3,145	12	73
宮城	9,579	4,850	4,729	8	51	9,676	4,991	4,685	9	46
秋田	2,997	1,130	1,867	5	34	3,070	1,189	1,881	5	29
山形	3,779	758	3,021	1	75	3,155	710	2,445	2	50
福島	5,315	1,242	4,073	6	48	5,405	1,262	4,143	13	63
茨城	5,954	777	5,177	3	94	6,133	778	5,355	3	97
栃木	3,511	377	3,134	5	40	3,483	671	2,812	13	34
群馬	3,073	1,539	1,534	10	5	3,372	1,616	1,756	18	19
埼玉	12,980	4,194	8,786	5	78	12,410	3,006	9,404	19	115
千葉	12,786	503	12,283	28	69	12,795	444	12,351	76	101
東京	38,297	11,317	26,980	63	139	38,209	13,088	25,121	65	128
神奈川	18,902	5,737	13,165	128	111	18,814	7,236	11,578	209	95
新潟	5,148	2,082	3,066	2	42	5,077	2,120	2,957	1	28
富山	1,662	616	1,046	20	34	1,619	514	1,105	15	42
石川	2,221	813	1,408	4	29	2,211	736	1,475	3	31
福井	1,579	487	1,092	7	13	1,638	606	1,032	17	17
山梨	2,520	1,443	1,077	7	37	2,331	1,290	1,041	19	17
長野	3,529	253	3,276	3	24	3,609	491	3,118	2	50
岐阜	3,496	1,486	2,010	0	34	3,376	1,440	1,936	0	46
静岡	6,775	4,070	2,705	2	53	7,177	4,494	2,683	6	69
愛知	11,145	5,009	6,136	11	74	10,793	4,615	6,178	7	83
三重	2,796	784	2,012	13	24	2,685	808	1,877	13	33
滋賀	3,176	985	2,191	19	30	2,996	1,023	1,973	28	24
京都	6,132	3,295	2,837	44	20	6,253	3,436	2,817	32	26
大阪	22,788	11,830	10,958	56	74	24,502	13,092	11,410	67	45
兵庫	12,606	6,400	6,206	29	68	12,121	6,096	6,025	16	66
奈良	4,013	646	3,367	26	26	3,790	459	3,331	21	27
和歌山	2,234	1,089	1,145	16	20	2,266	1,168	1,098	20	15
鳥取	2,112	755	1,357	0	40	2,171	854	1,317	5	24
島根	2,072	684	1,388	5	19	1,911	707	1,204	10	27
岡山	4,705	2,090	2,615	68	52	4,498	1,971	2,527	50	47
広島	8,157	2,423	5,734	11	60	7,805	2,496	5,309	38	55
山口	2,727	742	1,985	2	28	2,517	634	1,883	9	38
徳島	2,327	1,114	1,213	3	13	2,151	871	1,280	1	19
香川	2,357	744	1,613	44	51	2,285	860	1,425	29	63
愛媛	2,901	848	2,053	16	39	2,613	666	1,947	13	36
高知	2,297	1,112	1,185	5	32	2,365	1,157	1,208	5	36
福岡	15,171	6,498	8,673	26	146	15,034	6,545	8,489	20	147
佐賀	3,342	635	2,707	1	49	3,378	575	2,803	0	45
長崎	4,118	1,475	2,643	12	98	4,209	1,655	2,554	8	103
熊本	6,070	1,677	4,393	1	80	5,052	1,502	3,550	3	78
大分	3,902	1,840	2,062	7	61	3,768	1,781	1,987	2	45
宮崎	3,919	1,136	2,783	1	78	3,923	1,086	2,837	5	70
鹿児島	5,296	859	4,437	3	63	5,069	902	4,167	0	68
沖縄	6,365	3,137	3,228	1	104	6,585	3,233	3,352	12	117
全国合計	312,770	106,833	205,937	789	2,744	309,762	110,992	198,770	999	2,727

(注1) センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張相談（特定援助対象者法律相談件数を含む）・巡回相談の件数を含む。
(注2) 特定援助対象者法律相談援助は、平成30年1月24日開始

付表 2-4 令和4年度法律相談援助の事件別内訳（地方事務所別）

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売事件	ハーグ条約事件	その他の事件
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札幌	9,678	748	684	1,432	376	1,491	1,102	2,593	351	8	2,526	2,033	4,559	62	0	297
函館	2,139	156	189	345	101	321	364	685	80	1	423	415	838	21	2	66
旭川	2,008	177	153	330	52	343	265	608	89	1	372	460	832	15	0	81
釧路	2,713	170	130	300	95	596	375	971	85	0	478	705	1,183	19	0	60
青森	4,430	345	377	722	205	643	662	1,305	190	10	945	940	1,885	9	0	104
岩手	4,494	378	402	780	204	806	812	1,618	210	0	921	623	1,544	31	0	107
宮城	9,676	904	882	1,786	418	1,584	1,426	3,010	597	13	1,640	1,630	3,270	78	1	503
秋田	3,070	282	256	538	127	520	456	976	97	5	584	605	1,189	11	0	127
山形	3,155	246	319	565	71	668	480	1,148	123	2	437	703	1,140	10	0	96
福島	5,405	623	637	1,260	252	986	690	1,676	283	0	634	1,130	1,764	18	0	152
茨城	6,133	383	401	784	207	1,149	701	1,850	306	4	1,726	1,109	2,835	24	0	123
栃木	3,483	328	293	621	112	538	326	864	107	1	494	1,121	1,615	34	0	129
群馬	3,372	223	195	418	79	747	352	1,099	151	1	772	658	1,430	14	0	180
埼玉	12,410	1,034	818	1,852	559	2,442	1,170	3,612	442	13	3,650	1,865	5,515	77	0	340
千葉	12,795	898	879	1,777	552	2,035	1,491	3,526	488	15	3,447	2,506	5,953	58	0	426
東京	38,209	3,749	2,889	6,638	2,481	4,939	3,638	8,577	1,864	22	9,517	6,438	15,955	181	1	2,490
神奈川	18,814	1,353	1,240	2,593	920	2,946	2,061	5,007	545	16	5,260	3,535	8,795	79	0	859
新潟	5,077	551	375	926	167	1,020	685	1,705	186	3	889	962	1,851	19	0	220
富山	1,619	99	171	270	60	334	189	523	123	0	247	322	569	12	0	62
石川	2,211	193	196	389	85	531	250	781	87	6	342	409	751	19	0	93
福井	1,638	118	102	220	62	329	268	597	79	0	272	336	608	15	0	57
山梨	2,331	229	133	362	108	549	228	777	119	4	466	413	879	26	0	56
長野	3,609	375	301	676	141	918	296	1,214	133	1	676	614	1,290	27	0	127
岐阜	3,376	272	210	482	132	692	384	1,076	176	1	813	599	1,412	26	0	71
静岡	7,177	747	606	1,353	289	1,351	758	2,109	248	1	1,435	1,405	2,840	40	0	297
愛知	10,793	1,026	957	1,983	516	1,990	1,058	3,048	454	12	2,581	1,799	4,380	73	0	327
三重	2,685	218	190	408	129	511	247	758	90	2	436	780	1,216	22	1	59
滋賀	2,996	329	225	554	96	662	324	986	137	1	467	435	902	16	0	304
京都	6,253	655	547	1,202	472	948	821	1,769	266	15	1,200	962	2,162	25	0	342
大阪	24,502	2,542	1,882	4,424	1,022	2,920	2,013	4,933	1,211	6	7,698	3,970	11,668	182	3	1,053
兵庫	12,121	1,084	827	1,911	480	1,887	1,438	3,325	478	13	2,979	2,369	5,348	69	0	497
奈良	3,790	334	321	655	158	670	462	1,132	157	4	830	603	1,433	42	0	209
和歌山	2,266	180	135	315	79	465	293	758	77	0	516	420	936	29	0	72
鳥取	2,171	131	165	296	89	401	300	701	120	2	342	492	834	17	0	112
島根	1,911	140	150	290	93	347	317	664	81	3	321	348	669	19	0	92
岡山	4,498	482	463	945	207	800	623	1,423	240	2	954	556	1,510	49	0	122
広島	7,805	822	680	1,502	385	1,513	990	2,503	320	5	1,547	1,166	2,713	69	0	308
山口	2,517	218	221	439	74	423	303	726	127	9	539	477	1,016	20	0	106
徳島	2,151	156	138	294	58	443	247	690	66	1	510	395	905	10	0	127
香川	2,285	196	169	365	87	397	260	657	93	5	567	407	974	23	0	81
愛媛	2,613	256	195	451	122	393	269	662	104	3	734	459	1,193	30	0	48
高知	2,365	222	170	392	82	394	231	625	97	0	350	750	1,100	5	0	64
福岡	15,034	1,218	1,313	2,531	692	2,289	1,569	3,858	430	4	4,191	2,716	6,907	139	0	473
佐賀	3,378	375	310	685	109	595	345	940	195	3	630	727	1,357	3	0	86
長崎	4,209	401	309	710	174	635	568	1,203	171	2	823	924	1,747	38	0	164
熊本	5,052	505	495	1,000	211	808	582	1,390	157	5	597	1,521	2,118	43	0	128
大分	3,768	414	241	655	194	688	358	1,046	187	5	949	625	1,574	9	0	98
宮崎	3,923	427	335	762	101	599	498	1,097	117	6	1,007	673	1,680	21	0	139
鹿児島	5,069	497	444	941	261	937	723	1,660	165	7	781	1,134	1,915	54	0	66
沖縄	6,585	702	601	1,303	410	935	863	1,798	227	36	913	1,596	2,509	35	3	264
全国合計	309,762	28,111	24,321	52,432	14,156	51,128	35,131	86,259	12,926	279	71,428	57,840	129,268	1,967	11	12,464
割合		9.1%	7.9%	16.9%	4.6%	16.5%	11.3%	27.8%	4.2%	0.1%	23.1%	18.7%	41.7%	0.6%	0.0%	4.0%

付表 2-5 代理援助・書類作成援助件数の推移（地方事務所別）

(件)

地方事務所	代理援助					書類作成援助				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
札幌	5,609	5,365	4,965	4,789	4,370	127	113	98	106	102
函館	946	861	923	862	818	8	5	6	3	0
旭川	1,004	1,086	874	802	736	15	12	6	13	6
釧路	1,201	1,001	956	994	886	3	11	9	6	11
青森	1,384	1,270	1,265	1,240	1,255	25	21	15	6	4
岩手	1,285	1,210	1,111	1,009	1,090	51	46	57	45	48
宮城	2,862	2,680	2,756	2,550	2,478	16	6	9	19	14
秋田	856	867	764	727	782	28	25	25	14	15
山形	1,038	1,128	1,054	985	887	9	4	2	4	1
福島	1,168	1,197	1,185	1,158	1,188	18	18	17	18	14
茨城	1,700	1,617	1,448	1,356	1,445	12	15	12	14	23
栃木	1,100	1,248	1,084	1,126	1,104	18	12	7	6	15
群馬	1,192	1,219	1,237	1,105	1,127	41	35	38	34	30
埼玉	5,482	5,414	4,905	4,686	4,517	74	87	88	59	83
千葉	4,521	4,304	4,131	4,237	4,225	59	46	46	51	55
東京	16,552	15,136	13,850	13,565	13,589	125	118	103	115	93
神奈川	7,189	6,925	6,762	6,842	7,087	151	159	277	313	327
新潟	1,649	1,642	1,736	1,737	1,576	93	121	107	80	82
富山	535	558	469	439	498	21	22	17	17	31
石川	1,039	780	815	808	803	21	17	21	19	16
福井	568	647	557	502	495	6	4	9	7	6
山梨	592	598	638	573	563	8	7	6	7	6
長野	1,328	1,293	1,282	1,127	1,072	46	57	30	23	27
岐阜	978	1,009	953	977	902	17	15	8	12	11
静岡	2,113	2,098	2,121	2,040	2,065	225	238	228	237	221
愛知	4,604	4,397	4,223	3,780	3,771	159	113	139	133	110
三重	853	868	877	873	806	40	47	50	33	34
滋賀	1,060	991	1,038	998	960	37	32	37	38	59
京都	2,388	2,492	2,368	2,220	2,129	183	202	217	280	269
大阪	11,563	10,882	10,086	9,982	10,008	471	432	478	459	376
兵庫	4,451	4,755	4,318	4,116	4,039	392	386	415	385	375
奈良	1,523	1,412	1,263	1,313	1,293	14	25	27	16	17
和歌山	980	837	803	685	722	21	14	11	17	9
鳥取	678	638	620	589	597	8	5	4	1	2
島根	638	621	634	542	498	6	7	2	2	1
岡山	1,392	1,416	1,498	1,403	1,464	60	51	56	46	68
広島	2,421	2,546	2,657	2,650	2,413	54	43	52	42	38
山口	997	901	807	853	777	12	13	22	20	13
徳島	690	687	687	676	648	24	28	26	21	26
香川	689	719	614	653	636	4	8	6	2	3
愛媛	785	723	648	632	626	14	15	19	16	17
高知	635	635	630	612	557	95	71	55	45	31
福岡	6,138	6,233	5,411	5,977	5,494	373	296	296	301	232
佐賀	819	916	871	875	851	35	32	20	13	20
長崎	1,340	1,299	1,100	1,159	1,164	12	25	16	15	18
熊本	1,600	1,475	1,444	1,565	1,384	49	53	37	32	27
大分	1,117	1,148	1,013	980	988	10	9	9	8	9
宮崎	1,588	1,555	1,384	1,260	1,232	24	20	29	20	17
鹿児島	1,602	1,494	1,507	1,597	1,517	78	72	92	87	76
沖縄	1,388	1,444	1,288	1,252	1,462	130	96	120	133	170
全国合計	115,830	112,237	105,630	103,478	101,594	3,522	3,309	3,476	3,393	3,258

付表 2-6 令和4年度代理援助の事件別内訳（地方事務所別）

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売事件	ハーフ条約事件	その他の事件
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札幌	4,370	209	120	329	44	798	471	1,269	67	26	1,985	539	2,524	79	0	32
函館	818	21	11	32	11	122	157	279	8	9	353	112	465	12	0	2
旭川	736	33	32	65	6	111	117	228	13	2	274	125	399	21	0	2
釧路	886	30	26	56	7	153	106	259	11	4	420	115	535	13	0	1
青森	1,255	57	27	84	17	194	125	319	19	11	556	228	784	15	0	6
岩手	1,090	24	26	50	7	238	123	361	8	7	523	120	643	11	0	3
宮城	2,478	130	91	221	33	517	219	736	51	10	1,067	302	1,369	38	0	20
秋田	782	48	15	63	18	130	81	211	9	5	359	107	466	6	0	4
山形	887	70	35	105	8	208	110	318	13	3	307	120	427	8	0	5
福島	1,188	85	41	126	13	291	112	403	25	9	450	132	582	24	0	6
茨城	1,445	35	40	75	16	282	126	408	18	14	668	213	881	27	0	6
栃木	1,104	50	27	77	8	197	69	266	11	5	554	147	701	9	0	27
群馬	1,127	54	26	80	10	285	113	398	20	11	433	136	569	22	0	17
埼玉	4,517	202	93	295	54	925	419	1,344	44	40	2,139	495	2,634	83	0	23
千葉	4,225	124	66	190	39	752	420	1,172	33	38	2,163	491	2,654	83	0	16
東京	13,589	677	339	1,016	334	2,285	1,223	3,508	176	105	6,267	1,766	8,033	238	3	176
神奈川	7,087	276	162	438	155	1,378	787	2,165	60	58	3,096	926	4,022	127	0	62
新潟	1,576	109	47	156	21	361	229	590	19	6	528	225	753	23	0	8
富山	498	23	14	37	4	141	59	200	12	0	154	68	222	14	0	9
石川	803	41	25	66	10	239	91	330	18	8	241	93	334	27	0	10
福井	495	33	19	52	4	132	68	200	11	2	164	49	213	8	0	5
山梨	563	36	20	56	12	140	44	184	4	6	218	73	291	7	0	3
長野	1,072	59	41	100	13	287	85	372	20	8	416	127	543	10	0	6
岐阜	902	39	24	63	13	192	75	267	13	7	428	101	529	9	0	1
静岡	2,065	125	65	190	30	426	187	613	22	8	897	248	1,145	52	0	5
愛知	3,771	232	116	348	58	903	343	1,246	50	29	1,544	383	1,927	79	0	34
三重	806	38	21	59	11	152	61	213	12	5	372	105	477	22	0	7
滋賀	960	41	37	78	19	240	117	357	19	9	346	98	444	20	0	14
京都	2,129	115	67	182	68	443	344	787	32	34	776	201	977	31	0	18
大阪	10,008	653	327	980	192	1,525	966	2,491	131	94	4,554	1,339	5,893	150	10	67
兵庫	4,039	225	86	311	56	739	506	1,245	56	25	1,712	521	2,233	77	0	36
奈良	1,293	81	33	114	24	267	162	429	22	10	500	135	635	50	0	9
和歌山	722	42	22	64	7	175	92	267	15	5	281	64	345	16	0	3
鳥取	597	36	25	61	7	144	74	218	9	5	209	73	282	11	0	4
島根	498	26	11	37	7	111	55	166	5	2	200	67	267	9	0	5
岡山	1,464	57	45	102	15	358	232	590	21	12	554	129	683	29	0	12
広島	2,413	154	63	217	41	608	230	838	27	20	921	294	1,215	35	0	20
山口	777	50	30	80	7	167	75	242	7	8	312	102	414	17	0	2
徳島	648	35	15	50	9	161	72	233	3	3	246	87	333	10	0	7
香川	636	41	25	66	9	155	57	212	13	5	270	50	320	8	0	3
愛媛	626	23	17	40	10	96	46	142	8	1	343	71	414	7	0	4
高知	557	34	9	43	7	96	44	140	11	5	273	62	335	8	0	8
福岡	5,494	260	200	460	80	951	592	1,543	63	59	2,365	802	3,167	87	0	35
佐賀	851	67	21	88	6	174	70	244	15	10	366	96	462	5	0	21
長崎	1,164	55	33	88	15	189	124	313	18	4	561	140	701	21	0	4
熊本	1,384	81	52	133	18	286	126	412	13	7	584	191	775	12	0	14
大分	988	45	24	69	6	222	85	307	13	4	461	102	563	16	0	10
宮崎	1,232	71	44	115	8	187	135	322	10	8	550	184	734	25	0	10
鹿児島	1,517	76	65	141	36	265	168	433	22	6	626	228	854	22	0	3
沖縄	1,462	107	70	177	29	258	220	478	21	19	473	223	696	32	0	10
全国合計	101,594	5,235	2,890	8,125	1,632	19,656	10,612	30,268	1,321	791	44,059	12,805	56,864	1,765	13	815
割合		5.2%	2.8%	8.0%	1.6%	19.3%	10.4%	29.8%	1.3%	0.8%	43.4%	12.6%	56.0%	1.7%	0.0%	0.8%

付表 2-7 令和4年度代理援助の事件結果別内訳（地方事務所別）

(件)

担当事務所	合計	判決	和解成立	調停成立	免責決定	示談成立	調停不成立	過払金回収	審判	認可決定	申述受理	和解不成立	示談不成立	個別契約解除	辞任解任	その他
札幌	4,345	155	185	412	1,542	421	103	0	285	56	76	0	12	15	298	785
函館	886	16	32	65	341	98	16	1	113	20	16	0	9	1	25	133
旭川	838	37	45	82	210	92	20	0	97	8	27	0	10	4	36	170
釧路	967	17	97	96	371	36	20	0	42	11	15	1	17	26	38	180
青森	1,187	31	115	112	446	27	22	0	68	22	22	0	23	8	72	219
岩手	1,005	15	96	86	417	34	20	0	47	28	26	0	2	8	51	175
宮城	2,496	88	150	260	827	215	50	1	118	35	35	1	17	16	200	483
秋田	676	20	67	53	294	13	9	1	15	20	8	0	7	2	39	128
山形	874	37	102	90	291	48	18	0	25	27	13	1	20	2	47	153
福島	1,190	49	94	137	372	70	40	0	69	19	8	0	32	8	68	224
茨城	1,343	53	148	114	539	20	20	2	41	17	13	0	5	18	97	256
栃木	1,119	51	114	112	394	24	33	0	38	24	5	0	17	0	68	239
群馬	1,163	57	136	167	306	19	48	0	63	22	8	0	14	16	69	238
埼玉	4,586	178	336	518	1,664	280	144	0	200	26	73	0	45	9	318	795
千葉	4,355	127	305	357	1,818	142	85	3	227	39	58	0	23	121	309	741
東京	14,143	551	845	1,049	4,841	1,059	336	7	511	56	194	1	139	182	1,023	3,349
神奈川	6,814	232	652	553	2,325	220	156	4	351	56	95	0	57	16	404	1,693
新潟	1,587	39	180	207	402	115	50	0	129	28	10	1	75	23	12	316
富山	453	35	46	36	130	5	14	1	32	7	4	0	0	0	32	111
石川	761	33	32	95	183	86	27	0	54	11	4	0	8	6	10	212
福井	515	25	54	53	154	15	9	0	32	12	7	1	1	1	0	151
山梨	527	19	37	72	200	46	18	0	27	5	9	0	2	1	8	83
長野	1,211	38	134	149	423	48	20	0	57	24	8	0	14	0	59	237
岐阜	933	33	80	109	363	22	14	0	62	9	2	0	9	23	45	162
静岡	2,201	60	110	212	740	189	48	0	91	33	14	0	31	29	148	496
愛知	3,921	175	204	453	1,327	310	131	1	248	18	37	0	82	12	175	748
三重	858	43	36	113	323	65	15	1	52	9	4	0	9	0	49	139
滋賀	831	41	75	111	240	24	28	1	55	10	1	0	9	1	50	185
京都	2,157	95	184	242	659	104	64	0	228	12	42	0	17	11	81	418
大阪	9,918	324	630	713	3,506	548	205	4	503	78	182	0	237	45	389	2,554
兵庫	4,073	205	259	386	1,302	276	105	0	337	35	66	2	120	15	14	951
奈良	1,340	63	61	158	370	127	48	0	98	12	18	0	46	2	4	333
和歌山	592	21	47	78	202	41	26	0	32	9	5	0	22	3	28	78
鳥取	566	26	31	66	187	62	15	0	29	5	3	0	3	0	9	130
島根	521	15	54	58	157	11	1	0	30	10	6	1	9	0	19	150
岡山	1,344	55	110	140	509	12	9	0	133	19	13	0	4	0	7	333
広島	2,691	102	262	320	840	84	63	0	163	32	18	1	37	18	49	702
山口	774	47	74	80	250	50	22	0	48	15	2	0	2	1	40	143
徳島	699	23	57	83	217	16	20	0	49	13	7	0	15	0	35	164
香川	649	31	32	73	230	54	12	1	28	10	4	0	22	0	26	126
愛媛	607	19	49	50	258	19	16	1	26	11	2	0	2	4	46	104
高知	530	18	29	47	205	30	12	0	27	7	2	0	16	0	40	97
福岡	5,575	250	348	379	1,877	372	157	3	349	65	75	0	76	24	402	1,198
佐賀	804	41	84	112	265	38	11	0	40	16	9	0	3	12	38	135
長崎	1,125	31	23	64	431	106	25	1	73	14	19	0	9	3	65	261
熊本	1,502	81	156	156	490	44	30	0	69	11	7	1	1	28	85	343
大分	893	23	43	113	336	61	10	1	42	19	6	0	1	15	46	177
宮崎	1,285	37	143	98	477	8	15	0	99	18	8	0	4	1	88	289
鹿児島	1,517	49	80	131	506	161	32	0	72	16	16	0	18	1	81	354
沖縄	1,311	72	62	123	366	142	32	0	77	7	13	0	31	0	72	314
全国合計	102,258	3,883	7,325	9,543	35,123	6,109	2,444	34	5,701	1,086	1,315	11	1,384	731	5,414	22,155
割合		3.8%	7.2%	9.3%	34.3%	6.0%	2.4%	0.0%	5.6%	1.1%	1.3%	0.0%	1.4%	0.7%	5.3%	21.7%

2 民事法律扶助業務

3 国選弁護等関連業務

4 司法過疎対策・常勤弁護士

5 犯罪被害者支援業務

6 災害対応

7 受託業務

8 その他

付表 2-8 令和4年度書類作成援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地方事務所	合計	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売事件	ハーグ条約事件	その他の事件
		損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
札幌	102	0	1	1	0	0	46	46	0	0	54	0	54	0	0	1
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	6	0	0	0	0	0	3	3	1	0	2	0	2	0	0	0
釧路	11	0	0	0	0	0	9	9	0	0	2	0	2	0	0	0
青森	4	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	0	2	0	0	0
岩手	48	0	0	0	0	0	7	7	0	0	36	5	41	0	0	0
宮城	14	0	0	0	0	0	5	5	0	0	9	0	9	0	0	0
秋田	15	0	0	0	0	0	4	4	0	0	11	0	11	0	0	0
山形	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
福島	14	0	0	0	0	0	3	3	0	0	11	0	11	0	0	0
茨城	23	0	0	0	0	2	2	4	0	0	19	0	19	0	0	0
栃木	15	0	0	0	0	0	2	2	0	0	13	0	13	0	0	0
群馬	30	0	0	0	0	1	0	1	0	0	29	0	29	0	0	0
埼玉	83	0	1	1	0	0	11	11	0	0	70	1	71	0	0	0
千葉	55	0	0	0	0	0	36	36	0	0	19	0	19	0	0	0
東京	93	1	0	1	0	0	31	31	0	0	60	1	61	0	0	0
神奈川	327	0	0	0	1	1	85	86	0	0	234	2	236	3	0	1
新潟	82	0	0	0	0	0	55	55	0	0	24	3	27	0	0	0
富山	31	0	1	1	0	0	19	19	0	0	10	1	11	0	0	0
石川	16	0	0	0	0	0	4	4	0	0	12	0	12	0	0	0
福井	6	0	0	0	0	0	4	4	0	0	2	0	2	0	0	0
山梨	6	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	0
長野	27	0	0	0	0	0	2	2	0	0	23	1	24	1	0	0
岐阜	11	0	0	0	0	0	5	5	0	0	6	0	6	0	0	0
静岡	221	0	1	1	0	0	50	50	0	0	160	9	169	1	0	0
愛知	110	0	1	1	1	1	15	16	1	0	91	0	91	0	0	0
三重	34	0	0	0	0	0	13	13	0	0	21	0	21	0	0	0
滋賀	59	0	0	0	0	0	47	47	0	0	10	2	12	0	0	0
京都	269	1	0	1	0	0	225	225	0	0	40	3	43	0	0	0
大阪	376	0	1	1	0	0	190	190	0	0	185	0	185	0	0	0
兵庫	375	0	0	0	0	0	301	301	0	2	71	1	72	0	0	0
奈良	17	0	1	1	0	1	9	10	0	0	5	1	6	0	0	0
和歌山	9	0	0	0	0	0	1	1	0	0	8	0	8	0	0	0
鳥取	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0
島根	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
岡山	68	0	0	0	0	4	38	42	0	0	22	3	25	1	0	0
広島	38	0	0	0	0	0	14	14	0	0	24	0	24	0	0	0
山口	13	0	0	0	0	0	3	3	0	0	9	1	10	0	0	0
徳島	26	1	0	1	0	0	6	6	0	0	18	1	19	0	0	0
香川	3	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
愛媛	17	0	0	0	0	0	6	6	0	0	11	0	11	0	0	0
高知	31	2	0	2	0	0	2	2	0	0	27	0	27	0	0	0
福岡	232	0	0	0	0	0	68	68	0	0	158	6	164	0	0	0
佐賀	20	0	0	0	0	0	6	6	0	0	10	2	12	1	0	1
長崎	18	0	0	0	0	0	7	7	0	0	9	0	9	2	0	0
熊本	27	0	1	1	0	1	6	7	0	0	19	0	19	0	0	0
大分	9	0	0	0	0	0	2	2	0	0	7	0	7	0	0	0
宮崎	17	0	0	0	0	0	10	10	0	0	7	0	7	0	0	0
鹿児島	76	0	0	0	0	0	41	41	0	0	34	0	34	1	0	0
沖縄	170	0	0	0	1	0	11	11	0	1	157	0	157	0	0	0
全国合計	3,258	6	8	14	3	11	1,407	1,418	4	3	1,760	43	1,803	10	0	3
割合		0.2%	0.2%	0.4%	0.1%	0.3%	43.2%	43.5%	0.1%	0.1%	54.0%	1.3%	55.3%	0.3%	0.0%	0.1%

3. 国選弁護等関連業務



3-1 令和4年度における業務の概況

被疑者国選弁護人制度とは、勾留された（勾留状が発付された）被疑者が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、国（裁判所）が弁護人（被疑者国選弁護人）を選任する制度である。法テラスは、平成18年10月の同制度開始当初から、被疑者国選弁護人を選任するための役割（被疑者国選弁護人候補者の指名通知業務）を担ってきた。

制度開始時点の被疑者国選弁護の対象事件は、殺人や現住建造物等放火などの重大事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に限られていたが、平成21年5月21日（裁判員制度施行と同日）に、対象事件が拡大（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件。窃盗や詐欺等も該当）され、対象事件数は約10倍に増加した。さらに、平成30年6月1日には、勾留状が発付された全ての被疑事件にまで対象事件が拡大された。

また、法テラスでは、特に迅速な選任が要請される被疑者国選弁護事件については、原則数時間以内、遅くとも24時間以内に指名通知を行う運用をしており、99.0%以上の事件で24時間以内に指名通知を行っている。

令和4年度も、迅速な指名通知を行うための体制整備や運用改善に努め、99.9%の事件について24時間以内に指名通知を行った。

3-2 国選弁護関連業務

(1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件に関し、①国選弁護人になろうとする弁護士との契約締結、②個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び裁判所、裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という。）への通知、③国選弁護人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている。

(2) 国選弁護制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された者（被疑者）や起訴された者（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は法律の規定により、裁判所等が弁護人を選任する制度である。

統計年報によれば、令和4年に国選弁護人が選任された割合は、勾留状が発付された被疑事件については86.6%（注1）、被告事件については、地裁事件で84.6%、簡裁事件で92.0%（注2）であった。

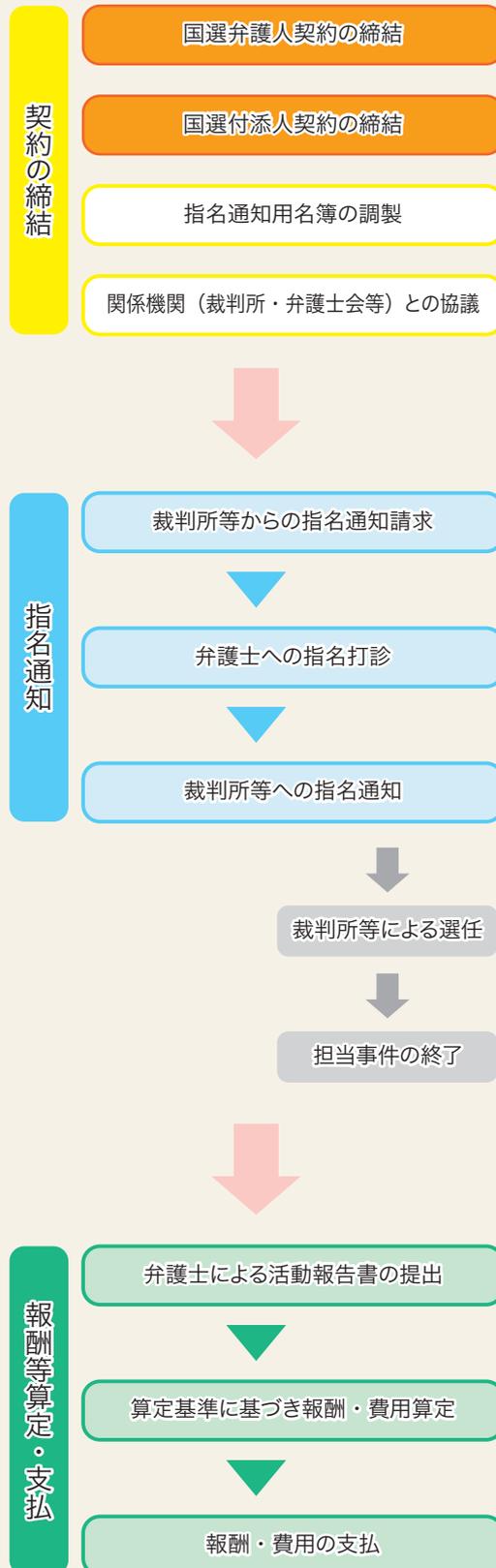
平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が選任されていたが、同年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に関して国選弁護人が選任されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件）の被疑者についても国選弁護人が選任されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発付されている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

「3-1」で述べたとおり、平成30年6月1日以降の被疑者国選弁護事件の対象は、勾留状が発付された全ての事件に拡大されることとなり、暴行、住居侵入など従前の被疑者国選対象事件より軽い法定刑の事件についても国選弁護人が選任されることになった。

（注1） 令和4年検察統計年報及び令和4年司法統計年報の数値を基に算出

（注2） 令和4年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人がついた被告人数に対し、国選弁護人が選任された被告人数の割合

資料 3-1 国選弁護等関連業務の概要



資料 3-2 勾留状が発付された被疑事件のうち国選弁護人が選任された割合

<被疑者>

	勾留状発付数 ①	選任数 ②	②/①
令和4年	80,996	70,176	86.6%

(注) ①は令和4年検察統計年報、②は令和4年司法統計年報を基に作成

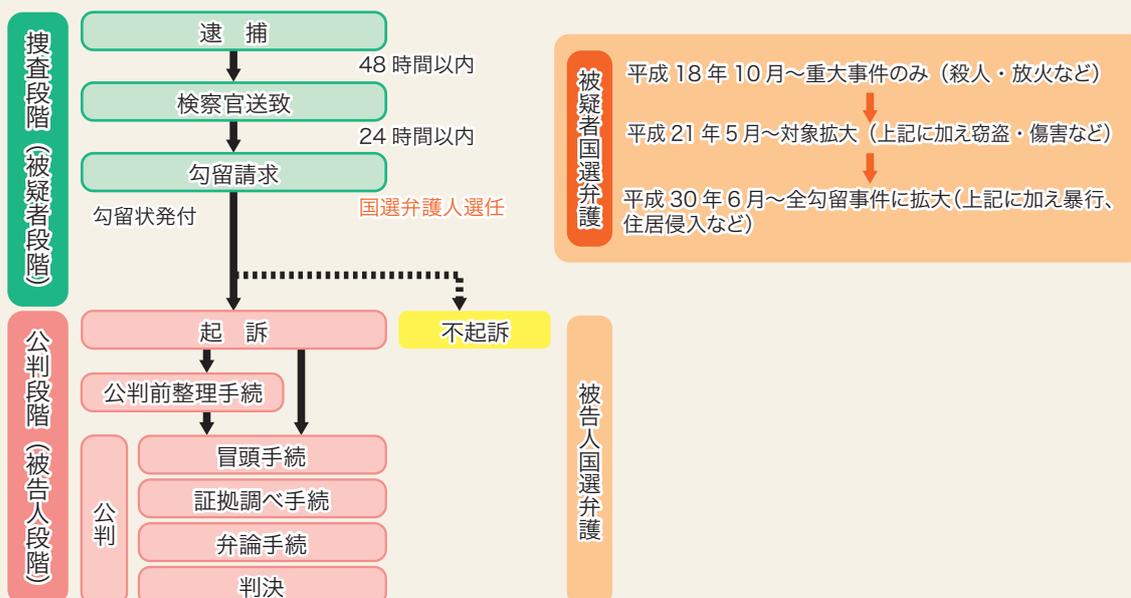
資料 3-3 通常第一審事件のうち国選弁護人が選任された割合

<被告人>

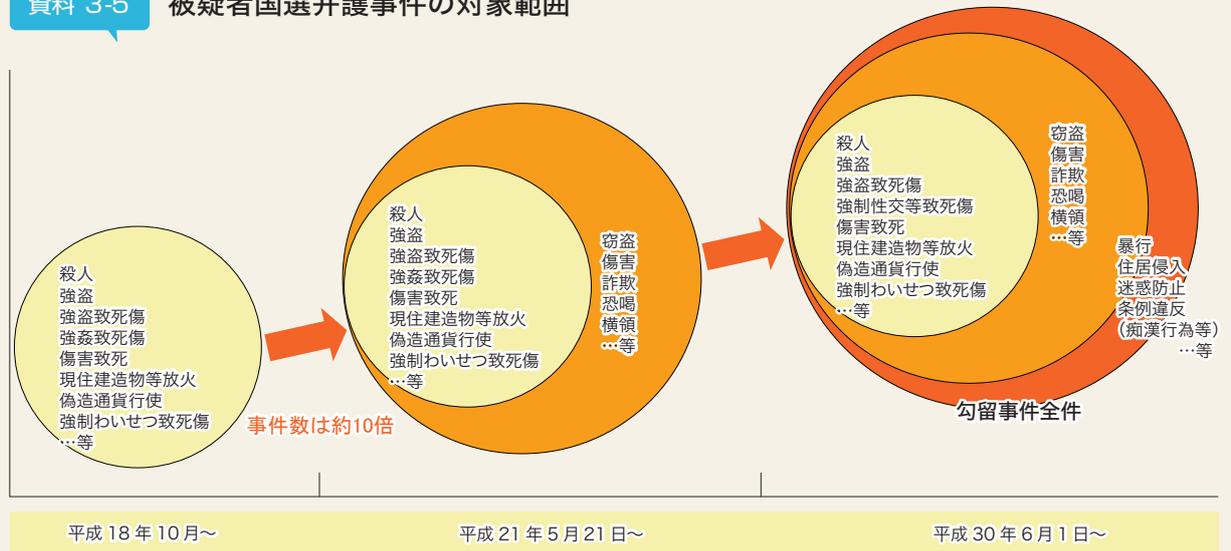
令和4年		終局総人員 ①	うち弁護人のついた被告人 ②		③/②
			うち国選 ③		
令和4年	地裁	42,278	42,072	35,591	84.6%
	簡裁	2,629	2,578	2,372	92.0%

(注) ①～③はいずれも令和4年司法統計年報を基に作成

資料 3-4 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-5 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(注) 令和 5 年 7 月の改正刑法施行により、罪名は以下のとおり変更となった。
 強制性交等致死傷→不同意性交等致死傷、強制わいせつ致死傷→不同意わいせつ致死傷

(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

平成 18 年 10 月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の 2 種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の 2 種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成 18 年 5 月 25 日法務大臣認可。その後複数回変更があり、令和元年 9 月 5 日法務大臣認可版が現在の最新版。以下「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の数は、各弁護士会の協力を得て毎年増加し、令和 5 年 4 月 1 日時点で 31,958 名となっており、これは全国の弁護士数の約 71.1% に当たる。

資料 3-6 国選弁護人契約弁護士数・契約率の推移



(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

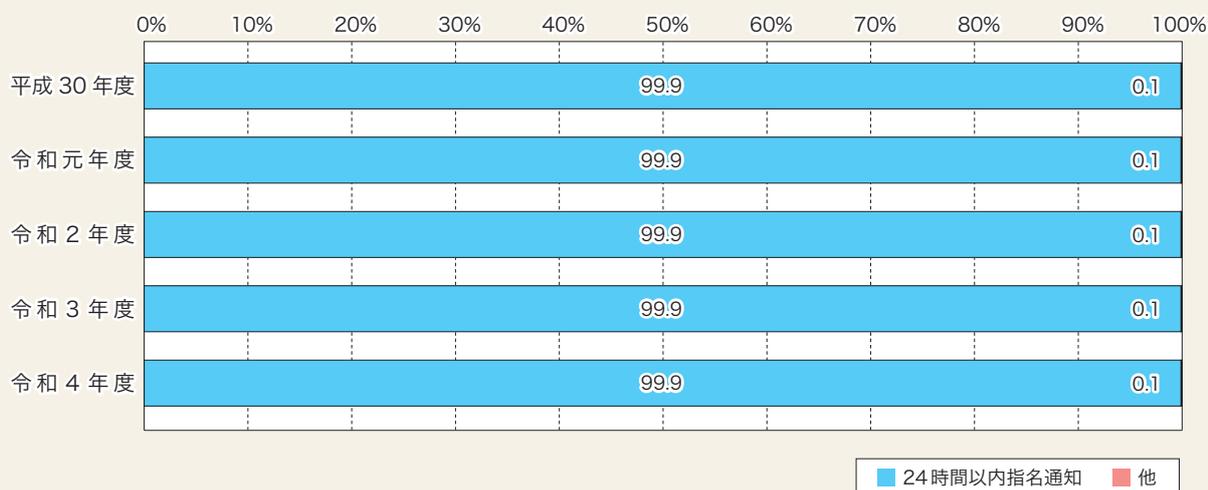
(4) 国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、全ての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じ、被疑者国選弁護事件用名簿、被告人国選弁護事件用名簿等の名簿を調製している。

「遅滞のない指名通知」とは、具体的に、地方事務所において、裁判所との協議により、被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選弁護事件については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用である。なお、被疑者国選弁護事件については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年以降、常に99.0%以上の高い割合を維持しており、令和4年度においても、99.9%と極めて高い割合となっている。

資料 3-7 被疑者国選弁護事件のうち 24 時間以内に指名をした割合

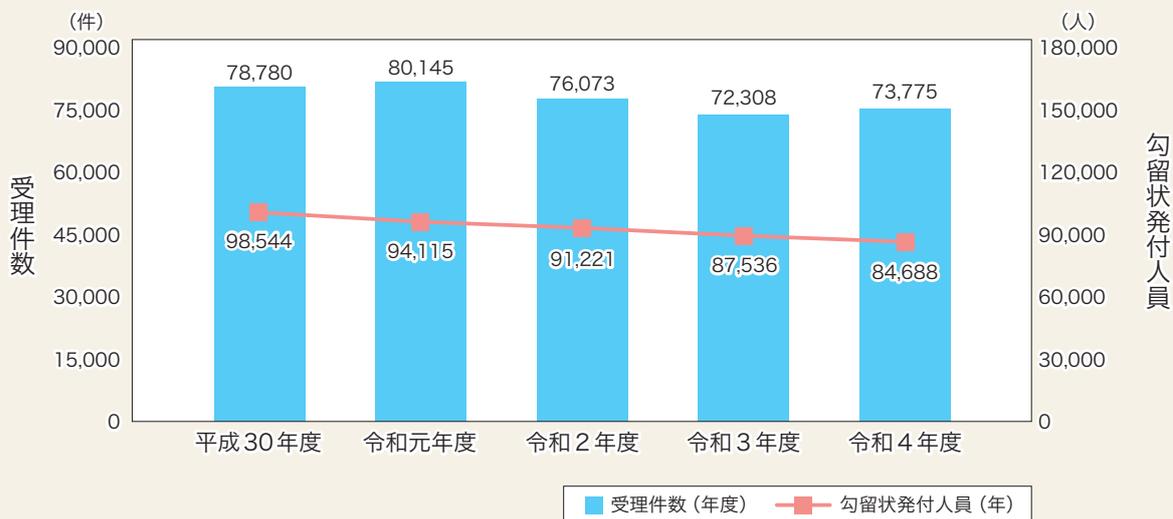


一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

令和4年4月から令和5年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護事件は73,775件、被告人国選弁護事件は44,046件（合計117,821件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護事件は約6,148件、被告人国選弁護事件は約3,671件（合計約9,819件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数から被疑者国選弁護事件は約122件増加した一方、被告人国選弁護事件は約212件減少した。

被疑者国選弁護事件については平成24年度以降緩やかな減少傾向にあったところ、平成30年6月1日から対象事件が全ての勾留事件に拡大したため、平成30年度に一旦増加に転じた。その後は、令和元年度を境に再び緩やかな減少傾向が続いていたが、令和4年度は前年度より約2.0%の微増となった。被告人国選弁護事件については、平成21年度以降緩やかな減少傾向にあり、令和4年度は前年度より約5.5%減少した。

資料 3-8 被疑者国選弁護事件受案件数の推移



(注) 勾留状発付人員は、各年の司法統計年報の「請求により勾留状が発付された人員」(全簡裁・全地裁)による。

資料 3-9 被告人国選弁護事件受案件数の推移



(注) 起訴人員は、各年の検察統計年報による(略式起訴人員を含む。)

(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬及び費用は、従前は裁判所が金額を決定し支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始以降は、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬及び費用は、国選弁護人契約約款で定める「報酬及び費用の算定基準」(以下「算定基準」という。)に基づき算定される。算定基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標を基に、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で(労力基準)、②一定の成果に対しては別途報酬(成功報酬)の加算を行う(成果基準)、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護事件については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。具体的には、4日に1回の接見を基準接見回数と定め、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準接見回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、基準接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-10 被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	基準接見回数に満たない接見回数の場合 20,000円×接見回数	
	基準接見回数以上の接見をした場合 20,000円×(基準接見回数-1)+26,400円	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回超から9回超まで	上記16,000円に加え3回目以降1回につき+4,000円
	基準10回超以上	基準9回超までの多数回接見加算の合計額44,000円に加え、基準10回超以降1回につき+3,000円(上限あり)

次に、第一審の被告人国選弁護事件については、①労力基準として、公判期日における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別(即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件)によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標を基に類型分けをし、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実に対して法定刑が軽い罪の事実が認定(縮小認定)されたときや、示談成立等の特別の成果があっ

たとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護事件についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-11 被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-12 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護士2名以上	弁護士1名
公判前整理手続1～4回	(裁判官1 裁判員4) 170,000円 (裁判官3 裁判員6) 190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5～7回 (かつ公判3日以上)	240,000円	300,000円
公判前整理手続8～10回 (かつ公判3日以上)	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 (かつ公判4日以上)	400,000円	500,000円

資料 3-13 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

例：地裁単独	公判時間	公判1回目	公判2回目以降
	～45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスは、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。

報酬及び費用の金額並びに内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスは、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあった場合は再算定を経たときに、不服申立てがない場合は不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。報酬及び費用の算定に対する令和4年4月から令和5年3月までの不服申立件数は、合計271件、1か月当たり約23件であり、前年度における1か月当たり平均件数約21件に比べて増加した。

(6) 国選算定基準の改正

算定基準を改正するためには、綜合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣との協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経た上で、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約の下では、改正の実現は容易ではない。しかし、法テラスでは、国選弁護人契約弁護士からの不服申立てを受け止め、必要に応じて算定基準改正のための手続をとってきた。次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護算定基準の改正に結実したもののうちの主なものである。

- ①平成19年4月1日の改正では、示談に関し、全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ②平成19年11月1日の改正では、否認事件等に関し、200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③平成20年9月1日の改正では、それまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円（を上限とする実費）に増額した。
- ⑤平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書（住民票や戸籍謄本等）の発行手数料についても、訴訟準備費用の支給対象になった。
- ⑥平成30年4月1日の改正では、勾留期間延長決定に対する準抗告の申立てにより、原決定の取消し、勾留延長請求の却下及び被疑者の釈放があった場合も、新たに支給対象になり、また、上訴国選弁護人が上訴取下げにより国選弁護人の選任の効力が失われたことを知るまでの間に行った活動費用（交通費等）なども支給対象となった。

(注) 上記①～⑥の日付は、いずれも施行日

3-3 国選付添関連業務

(1) 業務の概要

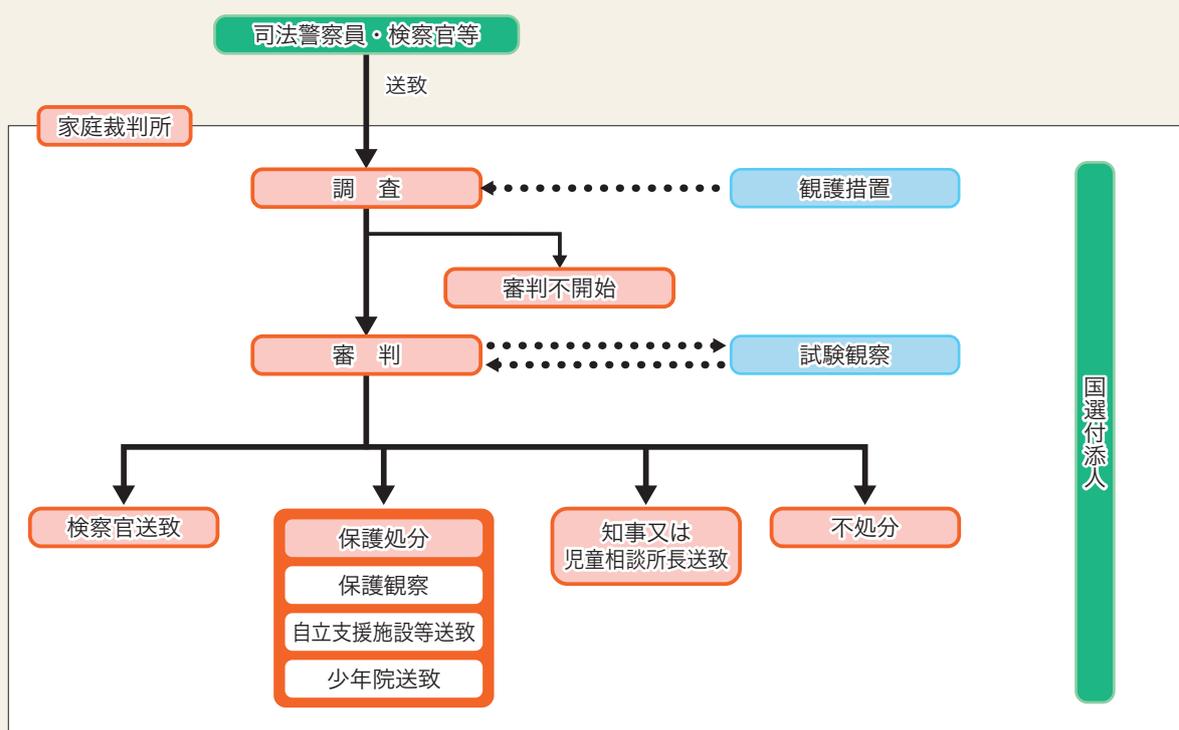
法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、①国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、②国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、③国選付添人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている（資料3-1参照）。

この業務を始めたときには、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた（少年法第22条の2第1項）。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ（同法第22条の3第1項）、また、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができることとされていた（同法22条の3第2項）。

その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法第211条（業務上過失致死傷等）の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（少年法第22条の4第1項。なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された。）が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり（同法第22条の5第2項）、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

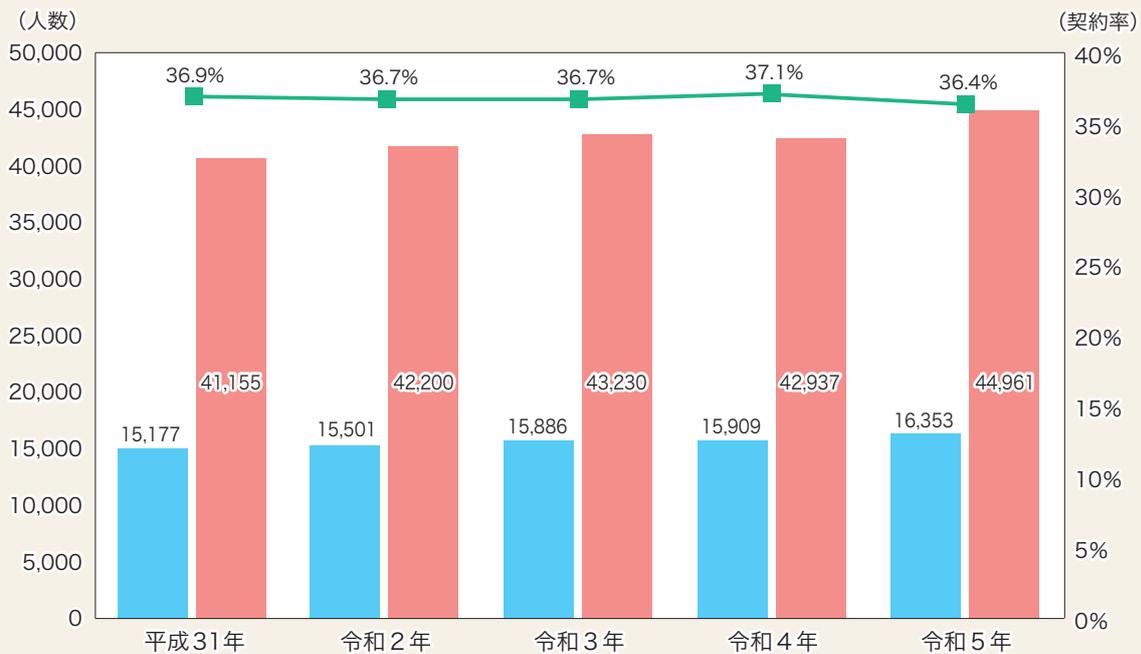
さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、同法第22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が更に拡大することとなった。

資料 3-14 少年事件の流れと国選付添制度



国選付添人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得て毎年増加し、令和5年4月1日時点で16,353名となった。

資料 3-15 国選付添人契約弁護士数・契約率の推移



(注1) いずれも4月1日現在
 (注2) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

令和4年4月から令和5年3月までの国選付添事件の受理件数は合計2,996件である。平成27年度以降、受理件数は横ばい状態を経て令和元年度以降は減少傾向にあったが、令和4年度は前年度より15.1%の増加に転じた。在宅事件を除く国選付添人の選任率は、終局総人員中9.4%、観護措置人員中67.8%、付添人選任数中69.8%である。

資料 3-16 国選付添事件受理件数の推移



資料 3-17 少年保護事件のうち国選付添人が付された割合

	終局総人員 ①	うち観護 措置あり ②	うち付添人あり		終局総人員中 の選任率 ④／①	観護措置人員 中の選任率 ④／②	付添人選任数 中の選任率 ④／③
			③	うち国選 付添人あり ④			
令和4年	27,604	3,834	3,724	2,599	9.4%	67.8%	69.8%

(注1) ①②は、令和4年司法統計年報を基に作成。③④は、最高裁判所の提供値によるもの。

(注2) 国選付添人選任数は、法テラスの国選付添事件受理件数とは異なる。

(注3) 令和4年の数値中、同年3月以前は一般保護事件の数値、同年4月以降は少年保護事件の数値である。

(注4) 少年保護事件とは、一般保護事件と道路交通保護事件であり、道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件である。

(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬及び費用は、国選弁護人契約約款における算定基準と同様の考え方の下に設計されており、国選付添事件については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することにしている。前記(1)のとおり、国選付添人が付される事件は、手続の種類(検察官が関与しない単独事件、検察官が関与しない合議事件、検察官が関与する事件)に応じて算定基準を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設けている。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分につかない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添事件についても、国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-18 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-19 実質審理期日に対する加算報酬

例：単独 （検察官不関与）	審理時間	審理1回目	審理2回目以降
	～ 45分未満	0円	6,400円
	45分～ 1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～ 2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～ 3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～ 4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～ 5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護士契約弁護士数・契約率の推移（地方事務所別）

(人)

地方事務所	平成31年4月1日現在			令和2年4月1日現在			令和3年4月1日現在			令和4年4月1日現在			令和5年4月1日現在		
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率
札幌	589	807	73.0%	603	812	74.3%	622	826	75.3%	617	821	75.2%	656	859	76.4%
函館	50	54	92.6%	50	54	92.6%	50	54	92.6%	49	53	92.5%	51	55	92.7%
旭川	67	73	91.8%	73	79	92.4%	71	79	89.9%	71	79	89.9%	72	79	91.1%
釧路	76	81	93.8%	75	80	93.8%	77	82	93.9%	76	83	91.6%	78	84	92.9%
青森	100	113	88.5%	100	114	87.7%	100	112	89.3%	98	109	89.9%	101	112	90.2%
岩手	96	104	92.3%	98	102	96.1%	97	101	96.0%	96	101	95.0%	98	104	94.2%
宮城	398	457	87.1%	407	471	86.4%	421	483	87.2%	420	479	87.7%	433	494	87.7%
秋田	69	77	89.6%	65	76	85.5%	63	75	84.0%	63	75	84.0%	64	76	84.2%
山形	93	99	93.9%	95	103	92.2%	93	104	89.4%	96	103	93.2%	95	104	91.3%
福島	189	201	94.0%	185	200	92.5%	177	195	90.8%	172	192	89.6%	178	198	89.9%
茨城	256	287	89.2%	268	300	89.3%	274	302	90.7%	267	293	91.1%	262	299	87.6%
栃木	188	227	82.8%	188	228	82.5%	193	227	85.0%	188	229	82.1%	192	232	82.8%
群馬	263	295	89.2%	267	306	87.3%	275	314	87.6%	274	312	87.8%	287	325	88.3%
埼玉	754	881	85.6%	756	903	83.7%	776	926	83.8%	760	918	82.8%	786	957	82.1%
千葉	729	816	89.3%	727	829	87.7%	737	842	87.5%	727	831	87.5%	760	867	87.7%
東京	12,126	19,588	61.9%	12,826	20,258	63.3%	13,250	20,938	63.3%	13,385	20,806	64.3%	13,936	22,119	63.0%
神奈川	1,452	1,657	87.6%	1,486	1,695	87.7%	1,530	1,738	88.0%	1,528	1,723	88.7%	1,579	1,779	88.8%
新潟	253	289	87.5%	255	287	88.9%	256	284	90.1%	254	284	89.4%	258	287	89.9%
富山	108	122	88.5%	104	120	86.7%	102	121	84.3%	109	125	87.2%	115	130	88.5%
石川	165	173	95.4%	165	172	95.9%	173	186	93.0%	169	184	91.8%	175	189	92.6%
福井	104	113	92.0%	103	117	88.0%	109	124	87.9%	110	121	90.9%	109	119	91.6%
山梨	118	128	92.2%	119	128	93.0%	120	126	95.2%	120	125	96.0%	121	129	93.8%
長野	236	249	94.8%	236	255	92.5%	237	259	91.5%	236	260	90.8%	243	265	91.7%
岐阜	170	204	83.3%	168	207	81.2%	172	208	82.7%	174	213	81.7%	176	217	81.1%
静岡	430	498	86.3%	427	503	84.9%	439	519	84.6%	445	520	85.6%	456	532	85.7%
愛知	1,696	1,996	85.0%	1,696	2,039	83.2%	1,727	2,076	83.2%	1,702	2,039	83.5%	1,743	2,099	83.0%
三重	166	187	88.8%	173	194	89.2%	164	193	85.0%	163	192	84.9%	163	193	84.5%
滋賀	119	149	79.9%	113	155	72.9%	108	157	68.8%	110	163	67.5%	113	166	68.1%
京都	630	787	80.1%	643	813	79.1%	651	824	79.0%	645	818	78.9%	672	852	78.9%
大阪	2,903	4,652	62.4%	2,974	4,717	63.0%	3,033	4,790	63.3%	3,087	4,755	64.9%	3,091	4,928	62.7%
兵庫	751	970	77.4%	745	978	76.2%	781	999	78.2%	770	983	78.3%	800	1,028	77.8%
奈良	159	176	90.3%	158	176	89.8%	166	184	90.2%	164	180	91.1%	170	191	89.0%
和歌山	130	144	90.3%	128	145	88.3%	128	146	87.7%	125	144	86.8%	128	150	85.3%
鳥取	66	66	100.0%	67	67	100.0%	64	66	97.0%	66	70	94.3%	69	72	95.8%
島根	76	85	89.4%	75	85	88.2%	73	81	90.1%	74	82	90.2%	72	80	90.0%
岡山	335	408	82.1%	334	410	81.5%	340	407	83.5%	336	402	83.6%	345	412	83.7%
広島	448	594	75.4%	434	607	71.5%	430	613	70.1%	414	609	68.0%	436	629	69.3%
山口	152	177	85.9%	148	176	84.1%	157	182	86.3%	151	177	85.3%	151	179	84.4%
徳島	85	93	91.4%	82	90	91.1%	78	85	91.8%	76	85	89.4%	75	88	85.2%
香川	134	177	75.7%	141	184	76.6%	139	188	73.9%	133	185	71.9%	140	195	71.8%
愛媛	129	166	77.7%	129	165	78.2%	127	163	77.9%	120	159	75.5%	116	161	72.0%
高知	82	88	93.2%	84	90	93.3%	85	91	93.4%	88	94	93.6%	90	97	92.8%
福岡	1,014	1,319	76.9%	1,049	1,373	76.4%	1,078	1,414	76.2%	1,078	1,410	76.5%	1,132	1,459	77.6%
佐賀	98	108	90.7%	99	107	92.5%	97	107	90.7%	94	104	90.4%	97	105	92.4%
長崎	149	161	92.5%	148	159	93.1%	151	163	92.6%	146	158	92.4%	149	157	94.9%
熊本	236	282	83.7%	231	282	81.9%	234	283	82.7%	229	281	81.5%	231	283	81.6%
大分	140	156	89.7%	140	159	88.1%	142	160	88.8%	145	165	87.9%	147	165	89.1%
宮崎	121	136	89.0%	120	136	88.2%	119	138	86.2%	120	143	83.9%	120	144	83.3%
鹿児島	203	217	93.5%	206	221	93.2%	205	219	93.6%	203	219	92.7%	210	229	91.7%
沖縄	196	268	73.1%	197	273	72.2%	206	276	74.6%	207	281	73.7%	217	288	75.3%
合計	29,297	41,155	71.2%	30,160	42,200	71.5%	30,897	43,230	71.5%	30,950	42,937	72.1%	31,958	44,961	71.1%

(注) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

3 国選弁護等関連業務
4 司法過疎対策・常勤弁護士
5 犯罪被害者支援業務
6 災害対応
7 受託業務
8 その他

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	被疑者	被告人								
札幌	1,701	1,301	1,473	1,229	1,576	1,171	1,365	996	1,565	971
函館	220	131	191	121	226	167	256	163	187	102
旭川	305	192	233	171	241	187	268	173	271	138
釧路	358	251	345	253	393	218	382	193	342	181
青森	353	320	426	287	444	272	461	297	419	279
岩手	474	328	481	327	462	294	430	258	406	241
宮城	1,274	821	1,385	867	1,300	848	1,313	826	1,400	816
秋田	324	304	276	297	253	228	210	216	238	172
山形	369	255	413	281	404	270	303	211	255	175
福島	891	692	962	625	840	547	719	509	807	501
茨城	1,851	1,235	1,769	1,172	1,803	1,128	1,690	1,011	1,770	959
栃木	1,188	968	1,261	906	1,237	894	1,221	971	1,196	925
群馬	1,660	864	1,585	747	1,735	702	1,444	569	1,552	605
埼玉	3,638	1,741	4,154	2,028	4,428	2,289	4,077	1,754	4,049	1,554
川越	662	282	905	383	948	447	872	285	824	319
千葉	3,459	2,017	3,531	2,186	3,178	1,882	2,946	1,928	3,186	1,743
松戸	826	364	760	358	786	417	825	478	855	421
東京	9,597	8,981	9,773	8,453	8,747	7,549	9,005	7,198	9,196	6,876
多摩	2,492	1,199	2,478	1,050	2,508	1,101	2,394	974	2,509	990
神奈川	2,851	1,749	2,798	1,519	2,581	1,519	2,488	1,426	2,579	1,507
川崎	600	324	681	286	773	342	632	402	572	285
小田原	589	317	527	276	527	292	515	325	489	298
新潟	1,096	781	1,052	714	794	632	864	625	933	578
富山	448	225	333	238	392	281	429	284	448	259
石川	634	402	710	407	612	411	585	373	525	309
福井	455	211	505	222	450	267	417	225	367	203
山梨	518	504	515	499	457	413	535	412	470	362
長野	624	521	647	566	619	545	584	451	590	431
岐阜	902	690	1,122	804	999	695	979	643	1,032	512
静岡	693	391	743	365	713	351	682	347	706	301
浜松	804	409	803	400	792	325	810	291	743	252
沼津	1,017	433	853	469	804	430	769	377	770	345
愛知	4,518	2,191	4,959	2,487	4,515	2,426	4,117	2,186	4,247	2,050
三河	1,492	679	1,614	658	1,495	753	1,442	707	1,467	692
三重	871	623	947	728	1,042	762	905	726	808	643
滋賀	888	625	823	632	760	551	762	483	859	550
京都	1,809	1,093	1,575	913	1,384	930	1,371	987	1,364	828
大阪	5,525	4,893	5,846	5,300	5,318	4,587	4,902	4,242	5,225	4,213
兵庫	2,356	1,236	2,289	1,181	2,085	1,074	1,882	1,033	2,024	982
姫路	1,120	560	1,027	572	986	613	926	537	1,048	535
阪神	980	503	988	499	1,066	549	968	520	1,057	484
奈良	690	473	761	533	748	524	676	488	737	447
和歌山	583	398	584	372	515	380	493	362	551	390
鳥取	306	224	293	203	341	195	309	203	291	154
島根	377	269	284	247	299	263	359	284	367	292
岡山	1,204	852	1,222	781	1,148	820	1,105	838	1,162	817
広島	1,836	1,094	1,904	1,081	1,807	848	1,781	874	1,663	917
山口	753	749	724	570	628	488	588	447	580	410
徳島	309	280	318	257	235	245	231	196	203	162
香川	585	790	772	746	750	641	580	578	580	584
愛媛	729	661	466	510	440	538	419	476	383	381
高知	419	389	411	331	403	358	482	341	484	328
福岡	3,002	2,123	3,026	2,066	2,784	1,899	2,425	1,648	2,212	1,493
北九州	1,080	743	1,139	753	1,015	675	961	601	933	522
佐賀	373	291	355	274	463	258	361	233	309	206
長崎	499	402	521	349	492	392	459	329	409	299
熊本	725	554	667	539	653	489	647	492	697	483
大分	422	321	417	299	472	309	420	263	407	264
宮崎	497	358	508	354	446	327	521	364	531	354
鹿児島	579	365	513	360	537	336	476	312	517	327
沖縄	1,380	920	1,502	909	1,224	732	1,270	653	1,409	629
合計	78,780	53,862	80,145	53,010	76,073	50,076	72,308	46,594	73,775	44,046

付表 3-3 国選付添人契約弁護士数・契約率の推移（地方事務所別）

(人)

地方事務所	平成31年4月1日現在			令和2年4月1日現在			令和3年4月1日現在			令和4年4月1日現在			令和5年4月1日現在		
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率
札幌	547	807	67.8%	560	812	69.0%	592	826	71.7%	585	821	71.3%	619	859	72.1%
函館	47	54	87.0%	47	54	87.0%	48	54	88.9%	47	53	88.7%	49	55	89.1%
旭川	62	73	84.9%	68	79	86.1%	66	79	83.5%	66	79	83.5%	67	79	84.8%
釧路	67	81	82.7%	66	80	82.5%	68	82	82.9%	68	83	81.9%	71	84	84.5%
青森	85	113	75.2%	86	114	75.4%	85	112	75.9%	83	109	76.1%	86	112	76.8%
岩手	78	104	75.0%	78	102	76.5%	76	101	75.2%	76	101	75.2%	79	104	76.0%
宮城	320	457	70.0%	330	471	70.1%	346	483	71.6%	342	479	71.4%	358	494	72.5%
秋田	60	77	77.9%	57	76	75.0%	56	75	74.7%	56	75	74.7%	56	76	73.7%
山形	83	99	83.8%	84	103	81.6%	84	104	80.8%	86	103	83.5%	88	104	84.6%
福島	163	201	81.1%	158	200	79.0%	150	195	76.9%	148	192	77.1%	152	198	76.8%
茨城	206	287	71.8%	211	300	70.3%	216	302	71.5%	215	293	73.4%	217	299	72.6%
栃木	141	227	62.1%	144	228	63.2%	147	227	64.8%	144	229	62.9%	144	232	62.1%
群馬	209	295	70.8%	217	306	70.9%	220	314	70.1%	218	312	69.9%	229	325	70.5%
埼玉	508	881	57.7%	514	903	56.9%	532	926	57.5%	529	918	57.6%	557	957	58.2%
千葉	529	816	64.8%	537	829	64.8%	546	842	64.8%	539	831	64.9%	568	867	65.5%
東京	2,952	19,588	15.1%	3,058	20,258	15.1%	3,121	20,938	14.9%	3,179	20,806	15.3%	3,218	22,119	14.5%
神奈川	1,014	1,657	61.2%	1,047	1,695	61.8%	1,075	1,738	61.9%	1,071	1,723	62.2%	1,102	1,779	61.9%
新潟	178	289	61.6%	180	287	62.7%	183	284	64.4%	183	284	64.4%	185	287	64.5%
富山	85	122	69.7%	84	120	70.0%	85	121	70.2%	92	125	73.6%	92	130	70.8%
石川	124	173	71.7%	126	172	73.3%	136	186	73.1%	133	184	72.3%	134	189	70.9%
福井	95	113	84.1%	95	117	81.2%	100	124	80.6%	101	121	83.5%	101	119	84.9%
山梨	93	128	72.7%	94	128	73.4%	97	126	77.0%	98	125	78.4%	98	129	76.0%
長野	186	249	74.7%	186	255	72.9%	188	259	72.6%	188	260	72.3%	193	265	72.8%
岐阜	132	204	64.7%	131	207	63.3%	136	208	65.4%	137	213	64.3%	140	217	64.5%
静岡	342	498	68.7%	347	503	69.0%	355	519	68.4%	359	520	69.0%	371	532	69.7%
愛知	970	1,996	48.6%	1,009	2,039	49.5%	1,037	2,076	50.0%	1,021	2,039	50.1%	1,072	2,099	51.1%
三重	109	187	58.3%	114	194	58.8%	110	193	57.0%	112	192	58.3%	112	193	58.0%
滋賀	115	149	77.2%	110	155	71.0%	106	157	67.5%	108	163	66.3%	111	166	66.9%
京都	398	787	50.6%	407	813	50.1%	421	824	51.1%	417	818	51.0%	431	852	50.6%
大阪	1,558	4,652	33.5%	1,608	4,717	34.1%	1,651	4,790	34.5%	1,686	4,755	35.5%	1,712	4,928	34.7%
兵庫	591	970	60.9%	598	978	61.1%	636	999	63.7%	630	983	64.1%	654	1,028	63.6%
奈良	132	176	75.0%	133	176	75.6%	137	184	74.5%	135	180	75.0%	142	191	74.3%
和歌山	93	144	64.6%	94	145	64.8%	98	146	67.1%	95	144	66.0%	97	150	64.7%
鳥取	58	66	87.9%	59	67	88.1%	57	66	86.4%	60	70	85.7%	62	72	86.1%
島根	65	85	76.5%	64	85	75.3%	63	81	77.8%	64	82	78.0%	63	80	78.8%
岡山	272	408	66.7%	270	410	65.9%	275	407	67.6%	273	402	67.9%	281	412	68.2%
広島	341	594	57.4%	340	607	56.0%	338	613	55.1%	331	609	54.4%	353	629	56.1%
山口	137	177	77.4%	132	176	75.0%	139	182	76.4%	132	177	74.6%	133	179	74.3%
徳島	83	93	89.2%	82	90	91.1%	78	85	91.8%	76	85	89.4%	75	88	85.2%
香川	107	177	60.5%	112	184	60.9%	110	188	58.5%	104	185	56.2%	110	195	56.4%
愛媛	103	166	62.0%	98	165	59.4%	95	163	58.3%	92	159	57.9%	89	161	55.3%
高知	71	88	80.7%	73	90	81.1%	73	91	80.2%	75	94	79.8%	77	97	79.4%
福岡	738	1,319	56.0%	766	1,373	55.8%	802	1,414	56.7%	811	1,410	57.5%	846	1,459	58.0%
佐賀	92	108	85.2%	93	107	86.9%	91	107	85.0%	87	104	83.7%	90	105	85.7%
長崎	137	161	85.1%	137	159	86.2%	141	163	86.5%	137	158	86.7%	141	157	89.8%
熊本	192	282	68.1%	187	282	66.3%	189	283	66.8%	183	281	65.1%	185	283	65.4%
大分	101	156	64.7%	102	159	64.2%	109	160	68.1%	112	165	67.9%	114	165	69.1%
宮崎	113	136	83.1%	112	136	82.4%	111	138	80.4%	112	143	78.3%	110	144	76.4%
鹿児島	149	217	68.7%	147	221	66.5%	151	219	68.9%	151	219	68.9%	152	229	66.4%
沖縄	146	268	54.5%	149	273	54.6%	160	276	58.0%	162	281	57.7%	167	288	58.0%
合計	15,177	41,155	36.9%	15,501	42,200	36.7%	15,886	43,230	36.7%	15,909	42,937	37.1%	16,353	44,961	36.4%

(注) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
札幌	59	59	44	45	59
函館	6	12	7	10	14
旭川	9	13	8	3	11
釧路	11	8	5	8	6
青森	17	10	12	10	14
岩手	15	16	17	8	7
宮城	36	30	26	35	31
秋田	5	4	5	3	5
山形	17	8	9	13	9
福島	33	16	16	17	17
茨城	88	73	68	58	49
栃木	69	42	43	25	32
群馬	41	69	37	31	68
埼玉	147	136	136	93	137
川越	39	43	23	43	35
千葉	163	99	112	101	155
松戸	34	25	26	26	41
東京	200	214	187	219	181
多摩	135	111	121	116	102
神奈川	215	252	168	158	169
川崎	45	53	46	35	50
小田原	42	39	37	48	49
新潟	47	42	24	10	21
富山	18	19	13	11	9
石川	17	15	12	12	16
福井	0	15	4	11	15
山梨	14	29	25	19	24
長野	36	23	29	17	23
岐阜	31	42	30	26	35
静岡	11	14	13	12	18
浜松	29	28	21	21	38
沼津	36	33	22	26	21
愛知	209	195	147	124	178
三河	56	72	66	58	57
三重	42	40	39	29	23
滋賀	51	55	34	33	52
京都	64	66	89	58	65
大阪	474	479	398	298	390
兵庫	105	103	96	72	78
姫路	39	35	64	55	40
阪神	46	47	59	46	44
奈良	31	26	21	11	28
和歌山	14	16	17	32	34
鳥取	10	10	12	13	13
島根	13	9	11	4	7
岡山	47	51	37	44	53
広島	84	74	55	54	50
山口	36	31	20	21	15
徳島	13	15	14	7	7
香川	34	29	32	26	29
愛媛	32	12	18	19	26
高知	17	16	17	22	19
福岡	135	121	98	79	103
北九州	43	38	52	63	29
佐賀	14	13	13	8	13
長崎	13	26	10	24	9
熊本	42	26	27	24	39
大分	15	26	21	4	8
宮崎	26	14	30	14	32
鹿児島	42	26	38	22	15
沖縄	77	62	60	70	79
合計	3,489	3,325	2,941	2,604	2,996

4. 司法過疎対策と 常勤弁護士に関する業務



4-1 令和4年度における業務の概況

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条その他法令に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士である。「スタッフ弁護士」とも呼ばれている。

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護、司法過疎対策等を担い、セーフティネットとして、一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担っている。加えて、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など、法テラスが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されている。

(2) 司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。法テラスは、そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。

法テラスでは、常勤弁護士が司法ソーシャルワークの担い手として、民事法律扶助を活用した出張法律相談や事件受任などを意欲的に行っている。そのほかにも、常勤弁護士が地方事務所の職員と協力し、各地域の司法アクセスに関する課題やその解消方法を検討するとともに、関係機関に対する業務説明等を実践している。

今後も、司法ソーシャルワークに関する業務等において、司法アクセス障害の解消に向け、様々な取組を行っていく予定である。

4-2 業務の概要

常勤弁護士が重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせるものである（総合法律支援法第30条第1項第7号）。

法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置し、そこに常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱わせている。また、司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談等を実施している。

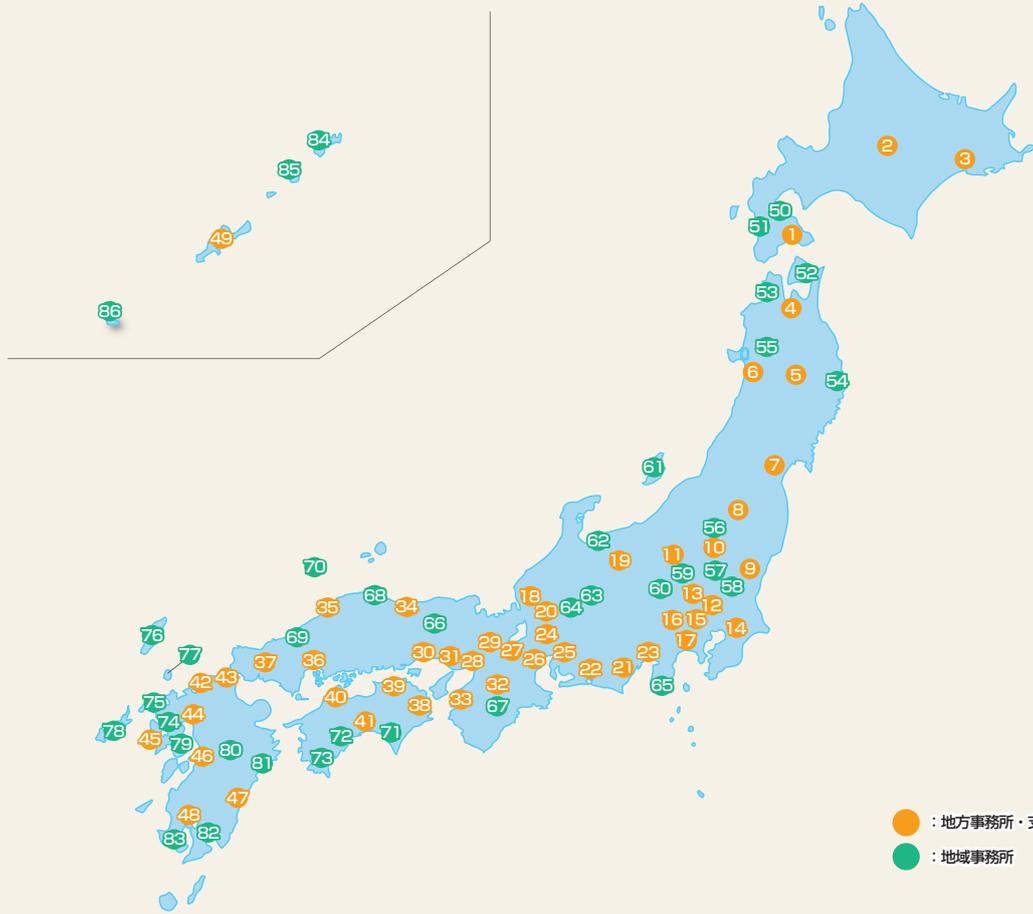
4-3 常勤弁護士の配置

常勤弁護士は、令和5年3月31日現在、合計204名となり、資料4-1のとおり、合計86か所の事務所（全国49か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）等に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1

常勤弁護士配置先一覧（令和5年3月31日現在）



●：地方事務所・支部
●：地域事務所

(人)

地方事務所（42か所）・支部（7か所）		*数字はスタッフ弁護士数	
1	函館地方事務所	2	26 三重地方事務所
2	旭川地方事務所	1	27 滋賀地方事務所
3	釧路地方事務所	2	28 大阪地方事務所
4	青森地方事務所	1	29 京都地方事務所
5	岩手地方事務所	1	30 兵庫地方事務所
6	秋田地方事務所	2	31 兵庫地方事務所阪神支部
7	宮城地方事務所	2	32 奈良地方事務所
8	福島地方事務所	1	33 和歌山地方事務所
9	茨城地方事務所	2	34 鳥取地方事務所
10	栃木地方事務所	1	35 島根地方事務所
11	群馬地方事務所	2	36 広島地方事務所
12	埼玉地方事務所	8	37 山口地方事務所
13	埼玉地方事務所川越支部	2	38 徳島地方事務所
14	千葉地方事務所	5	39 香川地方事務所
15	東京地方事務所	23	40 愛媛地方事務所
16	東京地方事務所多摩支部	6	41 高知地方事務所
17	神奈川地方事務所	1	42 福岡地方事務所
18	福井地方事務所	1	43 福岡地方事務所北九州支部
19	長野地方事務所	1	44 佐賀地方事務所
20	岐阜地方事務所	1	45 長崎地方事務所
21	静岡地方事務所	4	46 熊本地方事務所
22	静岡地方事務所浜松支部	2	47 宮崎地方事務所
23	静岡地方事務所沼津支部	2	48 鹿児島地方事務所
24	愛知地方事務所	3	49 沖縄地方事務所
25	愛知地方事務所三河支部	4	

(人)

地域事務所（37か所）		*数字はスタッフ弁護士数	
50	八雲地域事務所	2	69 浜田地域事務所
51	江差地域事務所	2	70 西郷地域事務所
52	むつ地域事務所	2	71 安芸地域事務所
53	鱒ヶ沢地域事務所	1	72 須崎地域事務所
54	宮古地域事務所	1	73 中村地域事務所
55	鹿角地域事務所	1	74 佐世保地域事務所
56	会津若松地域事務所	1	75 平戸地域事務所
57	下妻地域事務所	2	76 対馬地域事務所
58	牛久地域事務所	2	77 吉岐地域事務所
59	熊谷地域事務所	3	78 五島地域事務所
60	秩父地域事務所	3	79 雲仙地域事務所
61	佐渡地域事務所	2	80 高森地域事務所
62	魚津地域事務所	2	81 延岡地域事務所
63	中津川地域事務所	1	82 鹿屋地域事務所
64	可児地域事務所	1	83 指宿地域事務所
65	下田地域事務所	2	84 奄美地域事務所
66	福知山地域事務所	1	85 徳之島地域事務所
67	南和地域事務所	2	86 宮古島地域事務所
68	倉吉地域事務所	1	

(注) 熊谷、下妻、佐世保地域事務所については、扶助・国選対応地域事務所である。

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
常勤弁護士配置数	198	201	194	183	204

4-4 常勤弁護士の確保

(1) 説明会等の活用

ア 情報発信

有能で志の高い弁護士を数多く採用するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象とする後記の説明会やイベントの機会に、常勤弁護士の採用案内パンフレット、ポスター等を配布している。インターネット上においても法テラスのホームページ等で情報発信をしており、令和3年度からは、常勤弁護士のドキュメンタリー動画をYouTubeの法テラス（公式）チャンネルで公開し、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する情報を常時発信している。

イ 就職説明会の開催等

令和4年度は、司法修習終了直後の弁護士を採用するため、司法修習生を対象とする採用情報等に関する就職説明会をオンラインで合計12回開催した。また、常勤弁護士の多様な取組と魅力について紹介するため、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象に、常勤弁護士による連続講演会録画視聴会（全3回）をオンラインで開催した。その他、弁護士会等が主催する就職説明会への参加（合計9回）、法科大学院等が主催する就職説明会への参加（合計5回）、司法試験予備校が主催するイベントへの参加（合計3回）、日本弁護士連合会との共催による法科大学院生を対象とした業務説明会（合計2回）、高校生・大学生向けのイベントへの参加、大学・法科大学院の講義への常勤弁護士の講師派遣（合計16回）、各地の法律事務所での司法修習生等の訪問受入れなど、常勤弁護士の業務内容等を周知するための活動を行った。

ウ エクスターンシップ及び選択型実務修習の受入れ

常勤弁護士の業務を直接体験し、その業務への理解を深めてもらうため、全国の法科大学院からの依頼を受け、各地の法テラスの法律事務所において法科大学院生のエクスターンシップの受入れを実施している。

これに加え、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの法律事務所における司法修習生の受入れも実施している。

エ 法曹経験者に向けた広報

以上とは別に、法曹として一定の実務経験を有する人材を確保するため、日本弁護士連合会が運営する求人情報サイトに常勤弁護士の募集情報を常時掲載している。併せて同会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも募集案内を掲載して周知を図っている。このように、転職を検討している弁護士に焦点を絞った情報発信を行うことで、経験豊富な中堅弁護士の採用に向けた効果的な周知を図るなど、幅広い層に対して積極的な広報活動を行っている。

(2) 採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度によって採用した常勤弁護士については、比較的短期間で即戦力となるよう養成するため、集合研修や養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施している。

なお、常勤弁護士の採用に当たっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

4-5 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している他の支部が存在しない地域において、当該地方裁判所支部管内の人口や、民事・刑事の各事件数、弁護士会・地方公共団体その他関係機関の支援体制などを考慮して、司法過疎地域事務所を設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
過疎地域事務所 設置数	35	34	34	34	34

いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償でも法律事務全般（総合法律支援法第30条第1項第7号に規定する法律事務）を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

ア 本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような様々な研修を実施している。

裁判員裁判においては、一般事件の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされることがあるため、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士等が実際に取り扱った裁判員裁判を素材として、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所を訪れる相談者が精神疾患その他様々な困難を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視点を持ち、適切な対応ができるようになることを目的としたパーソナリティ障害対応研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士の更なる資質の向上を図るため、法律事務所へ赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした業務研修を実施している。

司法修習終了直後に採用した常勤弁護士については、法テラスの法律事務所へ赴任する前に、他の常勤弁護士に比してより綿密な指導・育成が必要であるため、1年間の養成期間満了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・刑事事件の基礎的な処理方法などに関する研修を実施している。

イ その他の研修

全国を9つのブロックに分け、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し運営する、地方の実情に応じたブロック別研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

資料 4-4 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1 本部主催研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和4年5月19日～20日(74期) 令和5年1月19日～20日(75期)	【新任業務研修】(集合形式) 日本司法支援センターの組織及び業務の解説、法テラス業務についての講義、演習等
令和4年6月27日～28日、 12月15日～16日(74期) 令和5年2月21日～22日(75期)	【定期業務研修】(集合形式) 民事演習、刑事演習、先輩常勤弁護士との座談会等
令和4年7月13日、8月2日	【刑事特別研修】(WEB形式) 研修用設例を元にした刑事演習
令和5年3月16日～17日	【赴任前業務研修】(集合形式) 民事法律扶助業務について、国選弁護業務について、受託業務について、有償事件について、マネジメント講習(法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方)、スタッフ弁護士としての心構え、各種規程と手続について等

(2) 赴任中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和4年6月10日～11日	【法廷弁護技術研修】(集合形式) 法廷弁護についての演習及び講義
令和4年7月25日～26日	【パーソナリティ障害対応研修】(集合形式) 模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション、講義「難しい相談者・依頼者の理解のために」、同「对人的困難の精神分析的・精神医学的理解」、事例検討会等
令和4年11月17日～18日	【赴任2年目業務研修】(集合形式) 刑事演習、労働事件演習等
令和5年3月6日～7日	【赴任4年目業務研修】(集合形式) 刑事事例研究演習、民事事例研究演習、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント等

(3) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
令和4年8月2日	【裁判員裁判専門研修】(WEB形式) 責任能力を争う事件の基礎知識についての講義、事例紹介
①令和4年10月7日 ②令和5年3月28日	【裁判員裁判事例研究研修】(集合+WEB形式) 責任能力が問題となる事件での取調べ対応、起訴前鑑定を踏まえた方針決定、鑑定人尋問の目標や注意点、「幼児に対する保護責任者遺棄致死事例」での量刑のケースセオリー、量刑が問題となる事例での配布資料等をテーマとした事例研究研修

(4) 霊感商法等対策に関する業務研修

実施日	講義・演習内容
①令和4年11月8日 ②令和4年11月29日 ③令和4年12月22日	【基礎的な研修】(WEB形式) 霊感商法等による被害への対策と法律事務をテーマとした研修
令和5年3月8日	【被害実態等に関する研修】(集合形式) 被害の経験談、家族への対応方法、カルト宗教による被害とその予防、カルト問題の本質と弁護士の使命等をテーマとした研修

(5) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
下記2参照	【ブロック別研修】(集合形式) 各ブロックにおいて講義・講演内容を策定
令和4年9月9日	【全国経験者交流会】(集合+WEB形式) 全国各地に赴任している常勤弁護士による各地での活動報告、現制度の在り方や問題点、今後の課題等に関する議論等

2 ブロック別研修

各ブロック別地方事務所の構成と研修実施内容

(注) 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟

実施日	研修内容
①令和4年6月16日～17日	精神科医療に関する講義及び施設見学、常勤弁護士による事例・活動報告等
②令和4年11月22日	「社会的養護出身者や若者が抱える問題点や支援の在り方、法的支援の必要性」をテーマとする講義及び施設見学、常勤弁護士の活動・取組の報告等

関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野

実施日	研修内容
①令和4年4月15日	「刑事弁護における福祉連携」をテーマとする出口・入口支援についての講義、常勤弁護士による事例報告等
②令和4年10月14日	量刑事件の公判弁護活動についての模擬事案を用いた実演による事例検討

近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山

実施日	研修内容
①令和4年7月8日	常勤弁護士による各法律事務所における運営・業務の取組報告、事例検討・意見交換等
②令和5年2月14日	兵庫県における「子どもの意見表明支援員」(一時保護中の児童を対象とした出張相談の取組)を参考に、他地域での同様の取組についての実践検討

中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山

実施日	研修内容
①令和4年7月28日～29日	黒部市社会福祉協議会による地域連携事業の講義、引きこもり支援をテーマとする施設見学、常勤弁護士による活動報告等
②令和5年2月10日～11日	名古屋国際センター職員による外国人相談に関する事例・課題についての講義、常勤弁護士による活動・事例報告等

中国ブロック：広島・山口・鳥取・島根

実施日	研修内容
①令和4年7月29日～30日	被災者支援活動の質の向上をテーマとした被災地視察、法テラス広島の広島県災害復興支援士業連絡会の事務局としての活動報告、各法律事務所の活動報告等
②令和4年11月17日～18日	松江市の成年後見制度利用促進活動についての講義、性暴力被害に関する講義、常勤弁護士による事例報告等

九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄

実施日	研修内容
①令和4年6月23日～24日	常勤弁護士の活動・取組等の報告、福岡地検刑事部長による刑事事件についての講演、ブロック内の刑事無罪事件の事例報告等
②令和4年12月1日～2日	法律相談についての事例検討、常勤弁護士による司法ソーシャルワーク活動報告、関係機関との連携活動についての検討等

北海道・東北ブロック合同：函館・旭川・釧路・宮城・福島・岩手・秋田・青森

実施日	研修内容
①令和4年5月26日～27日	常勤弁護士による事例・活動報告、行政担当者が考える法テラスとの連携必要性、精神科医による障がい者等への対応方法についての講義等
②令和4年11月25日～26日	福祉機関関係者による業務内容・弁護士との連携事案についての講義、行政での生活保護担当部署経験のある常勤弁護士による生活保護制度についての講義等

四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

実施日	研修内容
①令和4年6月24日～25日	刑事事件における実務についての講義、再犯防止についての講義及び施設見学等
②令和4年12月16日～17日	徳島県地域生活定着支援センター職員による高齢者、受刑者等への法的支援についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の経験豊富な弁護士が研究員として、常勤弁護士が取り扱う主に裁判員裁判について個別具体的な指導・助言を日常的に行うことにより、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・裁判員裁判以外の刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行っている。指導・助言を行っているのは、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、元常勤弁護士、ソーシャルワーカーとしての経験を有する社会福祉士等の専門員である。そのほか、若手の常勤弁護士に対するフォローアップを実施するなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室が、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。

5. 犯罪被害者支援業務



5-1 令和4年度における業務の概況

(1) 犯罪被害者支援ダイヤルのフリーダイヤル化

コールセンターに設置している犯罪被害者支援ダイヤル（5-3（1）参照）について、利用者の経済的負担の軽減と利用促進を図るため、令和4年4月1日からフリーダイヤルを導入した。これを踏まえ、令和4年度における犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ件数は、平成18年の開設以来最多となる20,889件となり、累計件数は20万件を超えた。

資料5-1は、犯罪被害者支援ダイヤルにたどり着きやすくするために令和4年1月31日に設けた犯罪被害者支援専用Webページであり、フリーダイヤル化した令和4年度においてもポスターやリーフレット等に2次元コードを掲載して同ページへ誘導している。

資料 5-1

法テラス犯罪被害者支援専用Webページ



専用Webページ
トップ画像



※こちらからページ全体を
ご覧いただけます。

(2) DV等被害者法律相談援助業務の状況

DV等被害者法律相談援助（5-4参照）では、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため令和2年5月11日から時限的に行っていた電話やオンラインを活用した法律相談（DV等被害者電話等相談援助）について、令和4年4月1日付けで業務方法書及びDV等被害者法律相談援助業務運営細則を改正し、同日より新型コロナウイルス感染症などの事情がない平常時においても、DV等被害者電話等相談援助が実施できるようになった。令和3年度末までのDV等被害者電話等相談件数の割合は、全援助件数のうち9.1%であったところ、令和4年度では19.2%となり、平常化を周知したことで電話等を利用した法律相談が促進された。

DV等被害者法律相談援助の法律相談類型のうち児童虐待については、虐待を受けた18歳未満の児童本人が利用を申し出る必要があることから、児童に対しての制度周知が重要となるため、令和元年度から児童向けに分かりやすく説明したポスター及びポケットカード（資料5-2参照）の作成・配布に努めているところ、令和4年度においては、小中学校及び公立図書館等約6,800施設へ配布して掲示を依頼した。また、児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画（資料5-3参照）については、引き続きYouTubeの法テラス（公式）チャンネルへ掲載するとともに動画広告として配信しており、令和4年度における総再生回数は約102万回となった。

資料 5-2 児童向けポスター及びポケットカード



資料 5-3 制度周知用アニメーション動画



公式YouTube



※こちらから動画をご覧いただけます。

(3) 研修の実施

令和4年度においては、性犯罪・性暴力被害者に対する支援をより適切に行うため、全国の担当職員が内閣府主催のオンライン研修を受講した。

また、児童虐待の被害者対応を適切に行うため、外部（NPO法人）講師による被虐待児への初期対応技術に関する研修を4回実施した。

その他にも、ロールプレイ方式による内部研修の実施や、関係機関が開催する研修へ参加して、二次的被害の防止に努めるなど、職員が業務において必要となる知識やスキルを取得するなどして対応能力の向上に取り組んだ。

(4) 刊行物の改訂

犯罪被害者支援に関するポスターやリーフレットなどの刊行物について、改めて訴求対象や利用目的等を整理し、これまでの掲載内容やデザインを一新するとともに、新たな種類のポスターやリーフレットを加え、より効果的な制度周知に努めた。

資料 5-4 改訂した犯罪被害者支援ポスター（リーフレットは「法テラスの刊行物」172ページ参照）



一般の方向けポスター



被害にあわれた方向けポスター

5-2 犯罪被害者支援業務の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方や御家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) DV等被害者法律相談援助業務
- (オ) 被害者国選弁護関連業務
- (カ) 被害者参加旅費等支給業務

経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-5に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-5 犯罪被害者支援業務の流れ



5-3 犯罪被害者支援に関する情報の提供等

(1) 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターには、一般ダイヤル（サポートダイヤル）の電話番号のほか、犯罪被害にあわれた方や御家族の方のための専用ダイヤル「犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、損害の回復や苦痛の軽減につながる法制度や適切な相談窓口の情報提供を行っている。

ア 問合せ件数

犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ件数の推移は資料5-6のとおりである。令和4年4月1日からフリーダイヤルを導入したこともあり、令和4年度は、平成18年の業務開始以来最も多かった令和3年度をさらに上回り、前年度比31.3%増の20,889件となった。

資料 5-6 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移



【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和4年度末の問合せ件数(累計)

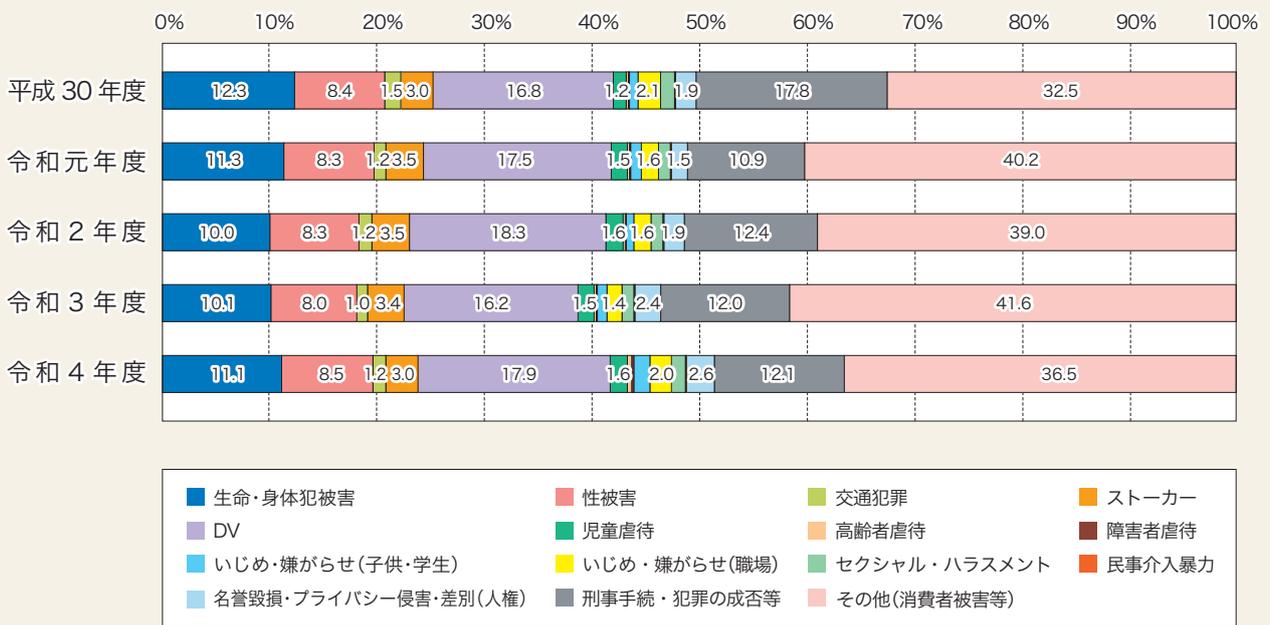
犯罪被害者支援ダイヤル (件数)	204,838 件
------------------	-----------

イ 問合せ内容

令和4年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料5-7のとおりである。

DVに関する問合せが最も大きな割合を占め、次いで刑事手続・犯罪の成否等に関する問合せ、生命・身体犯被害に関する問合せと続いた。

資料5-7 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移



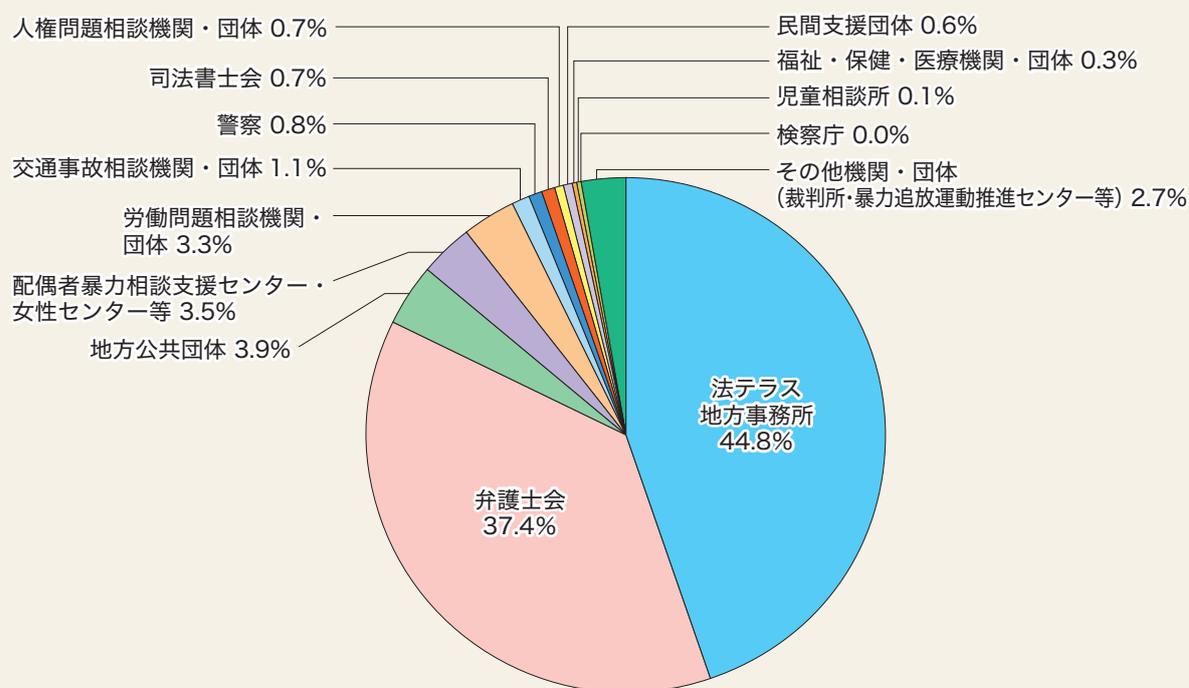
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
平成30年度	12.3%	8.4%	1.5%	3.0%	16.8%	1.2%	0.2%	0.1%	0.8%	2.1%	1.3%	0.1%	1.9%	17.8%	32.5%
令和元年度	11.3%	8.3%	1.2%	3.5%	17.5%	1.5%	0.2%	0.1%	1.0%	1.6%	1.1%	0.1%	1.5%	10.9%	40.2%
令和2年度	10.0%	8.3%	1.2%	3.5%	18.3%	1.6%	0.2%	0.1%	0.7%	1.6%	1.1%	0.1%	1.9%	12.4%	39.0%
令和3年度	10.1%	8.0%	1.0%	3.4%	16.2%	1.5%	0.2%	0.1%	0.9%	1.4%	1.1%	0.1%	2.4%	12.0%	41.6%
令和4年度	11.1%	8.5%	1.2%	3.0%	17.9%	1.6%	0.4%	0.2%	1.5%	2.0%	1.3%	0.1%	2.6%	12.1%	36.5%

ウ 紹介先

令和4年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、法テラス地方事務所が最も高く44.8%を占めている。これは犯罪の被害にあわれた方やその御家族などにとってアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っているためである。次いで弁護士会が37.4%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、DV被害に関して配偶者暴力相談支援センター、パワハラ・セクハラ等被害に関して労働問題相談機関・団体など法的支援以外の支援が必要な場合には、被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-8

令和4年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳

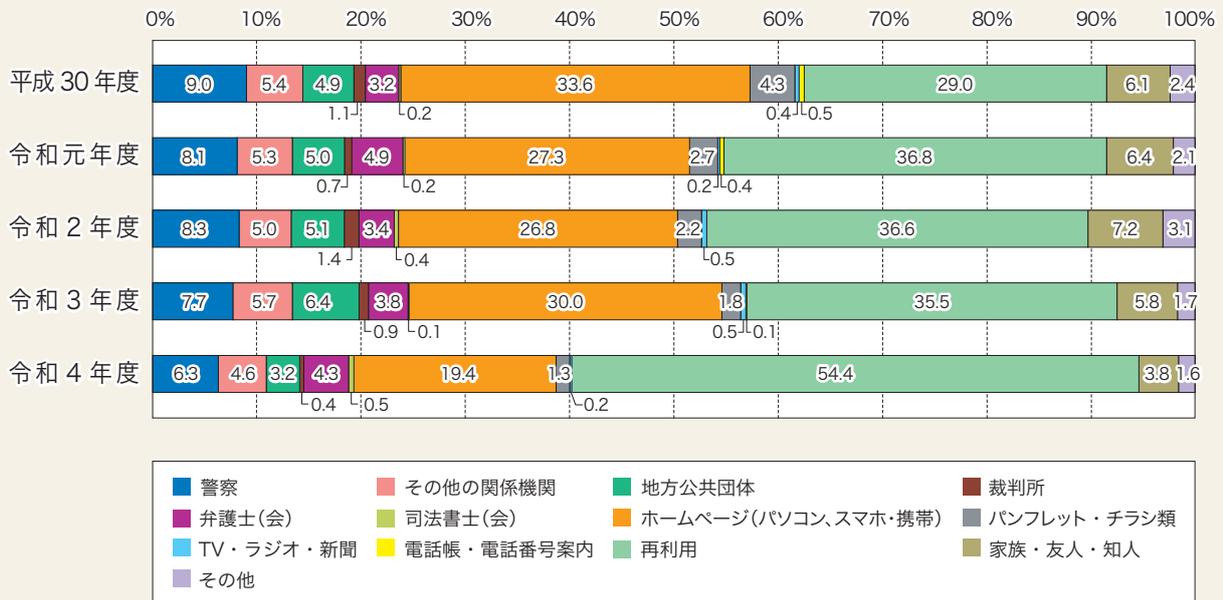


エ 認知媒体

令和4年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体（注）の内訳は、資料5-9のとおりである。再利用割合が増加した要因としては、犯罪被害者支援ダイヤルをフリーダイヤル化したことが考えられる。次いでホームページが高い割合を占めている。

（注）認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと。

資料5-9 犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体内訳の推移



（注）認知媒体は、令和4年9月に聞き取りを行い、任意で回答を得られたものを基に算出

(2) 地方事務所

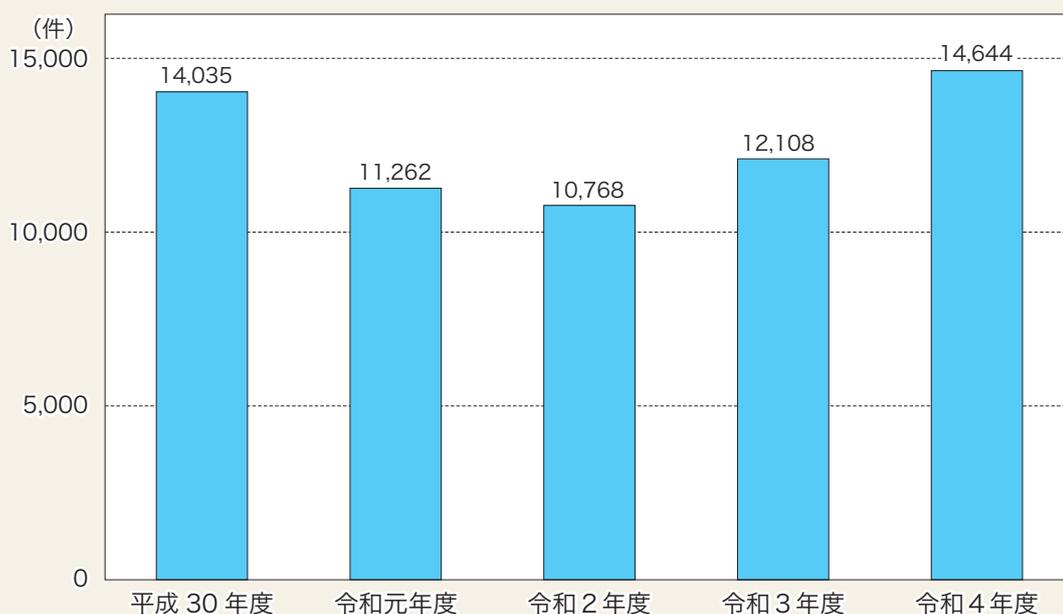
全国の地方事務所では、犯罪被害者支援ダイヤルと同様の情報提供を電話及び面談により行うほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務における指名通知を行っている。

ア 問合せ件数

地方事務所における問合せ件数は、資料5-10のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。

近年の問合せ件数は、新型コロナウイルス感染症による行動制限や対面業務の縮小などの影響を受けて伸び悩んでいたが、令和4年度は、感染状況等の改善や犯罪被害者支援ダイヤルフリーダイヤル化の周知活動などにけん引され、コロナ禍以前の平成30年度を上回った。

資料 5-10 地方事務所問合せ件数の推移



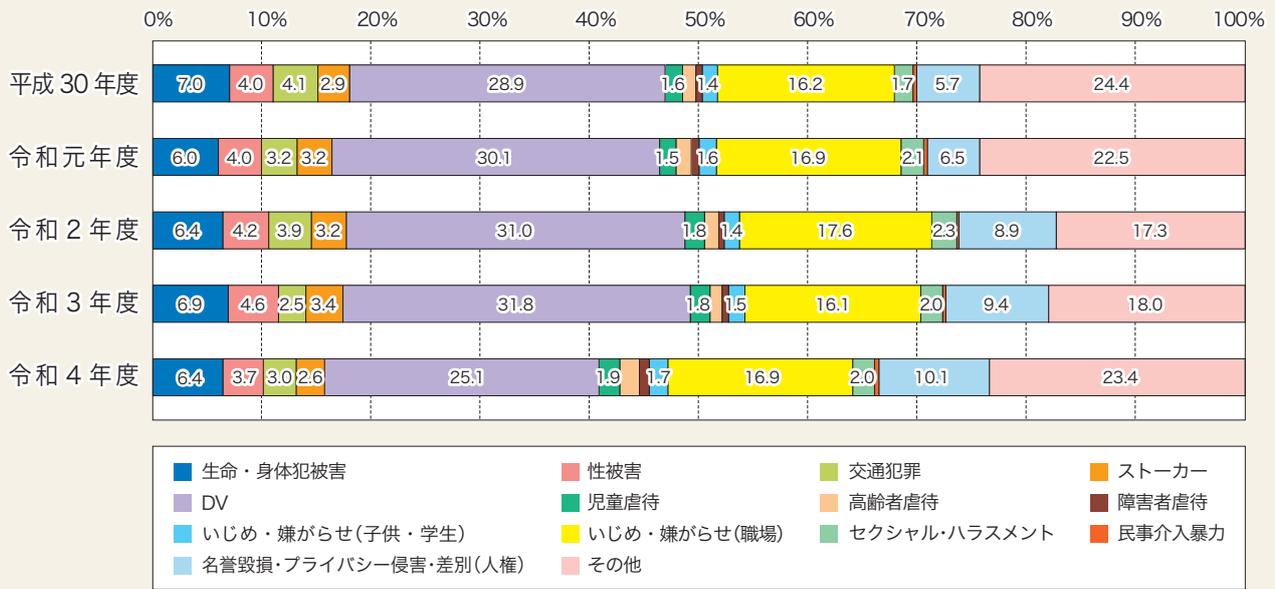
【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和4年度末の問合せ件数(累計)

地方事務所 (件数)	208,317 件
------------	-----------

イ 問合せ内容

令和4年度の問合せ分野別内訳は、資料5-11のとおりである。DVに関する問合せの割合が依然として高く、全体の25.1%を占め、次いでいじめ・嫌がらせ（職場）と続いている。

資料5-11 地方事務所問合せ分野別内訳の推移

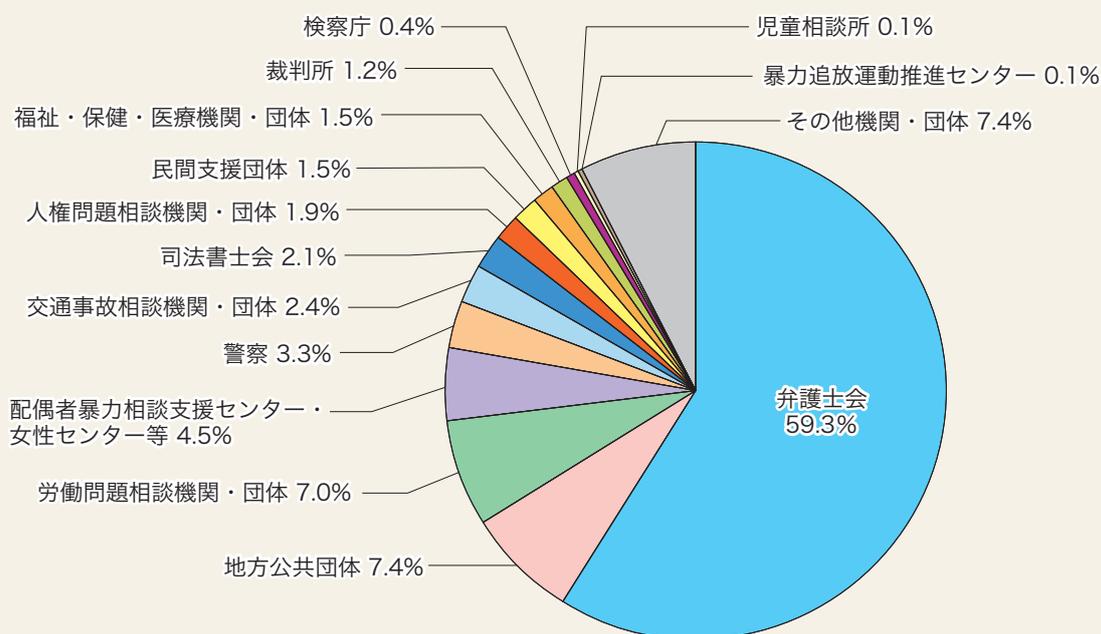


被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
平成30年度	7.0%	4.0%	4.1%	2.9%	28.9%	1.6%	1.2%	0.6%	1.4%	16.2%	1.7%	0.4%	5.7%	24.4%
令和元年度	6.0%	4.0%	3.2%	3.2%	30.1%	1.5%	1.4%	0.7%	1.6%	16.9%	2.1%	0.3%	6.5%	22.5%
令和2年度	6.4%	4.2%	3.9%	3.2%	31.0%	1.8%	1.3%	0.5%	1.4%	17.6%	2.3%	0.2%	8.9%	17.3%
令和3年度	6.9%	4.6%	2.5%	3.4%	31.8%	1.8%	1.1%	0.6%	1.5%	16.1%	2.0%	0.3%	9.4%	18.0%
令和4年度	6.4%	3.7%	3.0%	2.6%	25.1%	1.9%	1.8%	0.9%	1.7%	16.9%	2.0%	0.4%	10.1%	23.4%

ウ 紹介先

令和4年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、弁護士会が59.3%と最も高く、過半数を占めている。これは、地方事務所で行う相談以外に各地の弁護士会の相談を利用するケースが多いためである。次いで地方公共団体が7.4%、労働問題相談機関・団体が7.0%と高い割合になった。

資料5-12 令和4年度地方事務所紹介先関係機関内訳



Ⅱ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

法テラスでは、犯罪の被害について弁護士に相談をしたくてもその接点がない方のために、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っている。

(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、令和5年4月1日現在で3,963名となった。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-13 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

資料 5-14 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移 (地方事務所別)

地方事務所名	人数 (人)					地方事務所名	人数 (人)				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
札幌	204	217	218	215	230	愛知	150	156	160	157	152
函館	34	35	32	33	33	三重	41	41	44	44	38
旭川	14	14	15	15	15	滋賀	33	33	31	35	35
釧路	35	32	32	32	33	京都	202	209	215	214	209
青森	27	26	25	25	27	大阪	210	222	223	232	268
岩手	28	25	25	24	24	兵庫	107	126	157	189	192
宮城	43	55	56	60	71	奈良	43	30	32	32	33
秋田	39	37	35	35	34	和歌山	32	42	42	45	44
山形	56	61	60	59	58	鳥取	23	23	21	21	21
福島	48	47	44	44	45	島根	23	24	25	25	28
茨城	77	75	75	79	81	岡山	35	36	42	43	45
栃木	58	57	58	56	58	広島	44	45	44	44	44
群馬	43	43	43	51	51	山口	53	36	39	36	36
埼玉	41	43	45	48	47	徳島	43	42	41	41	28
千葉	85	80	101	109	84	香川	41	39	44	44	48
東京	379	385	404	413	420	愛媛	58	64	63	31	42
神奈川	213	211	214	218	209	高知	36	33	38	37	36
新潟	78	88	88	89	91	福岡	251	270	277	270	264
富山	29	30	31	31	31	佐賀	52	51	50	49	49
石川	55	42	28	37	38	長崎	57	57	55	56	56
福井	43	45	45	47	46	熊本	40	41	41	40	57
山梨	35	35	35	35	35	大分	61	62	61	64	63
長野	163	159	159	160	162	宮崎	35	29	30	32	32
岐阜	40	40	40	40	39	鹿児島	50	46	42	41	37
静岡	74	79	80	84	84	沖縄	62	63	64	64	60
合計	3,723	3,781	3,869	3,925	3,963						

(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

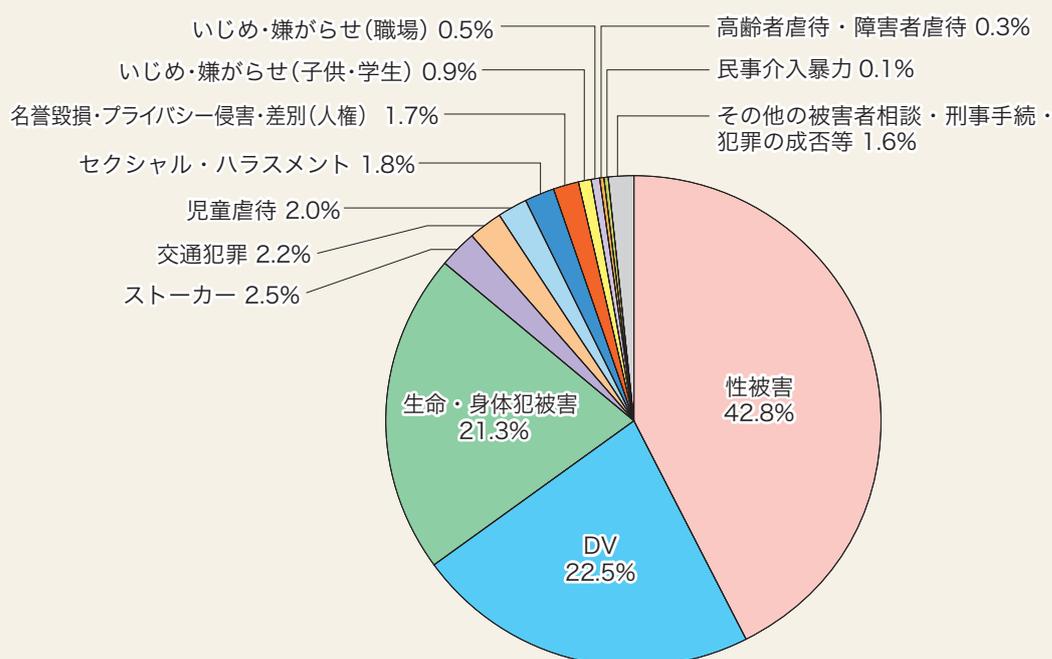
(イ) 弁護士紹介件数

令和4年度の弁護士紹介件数は1,529件であった。被害者の様々なニーズに対応するため、今後も全国で弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図っていかなければならない。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、性被害、DV、生命・身体犯被害の順に多く、これらの被害種別で全体の86.6%を占めている。

資料 5-15 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移



資料 5-16 令和4年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



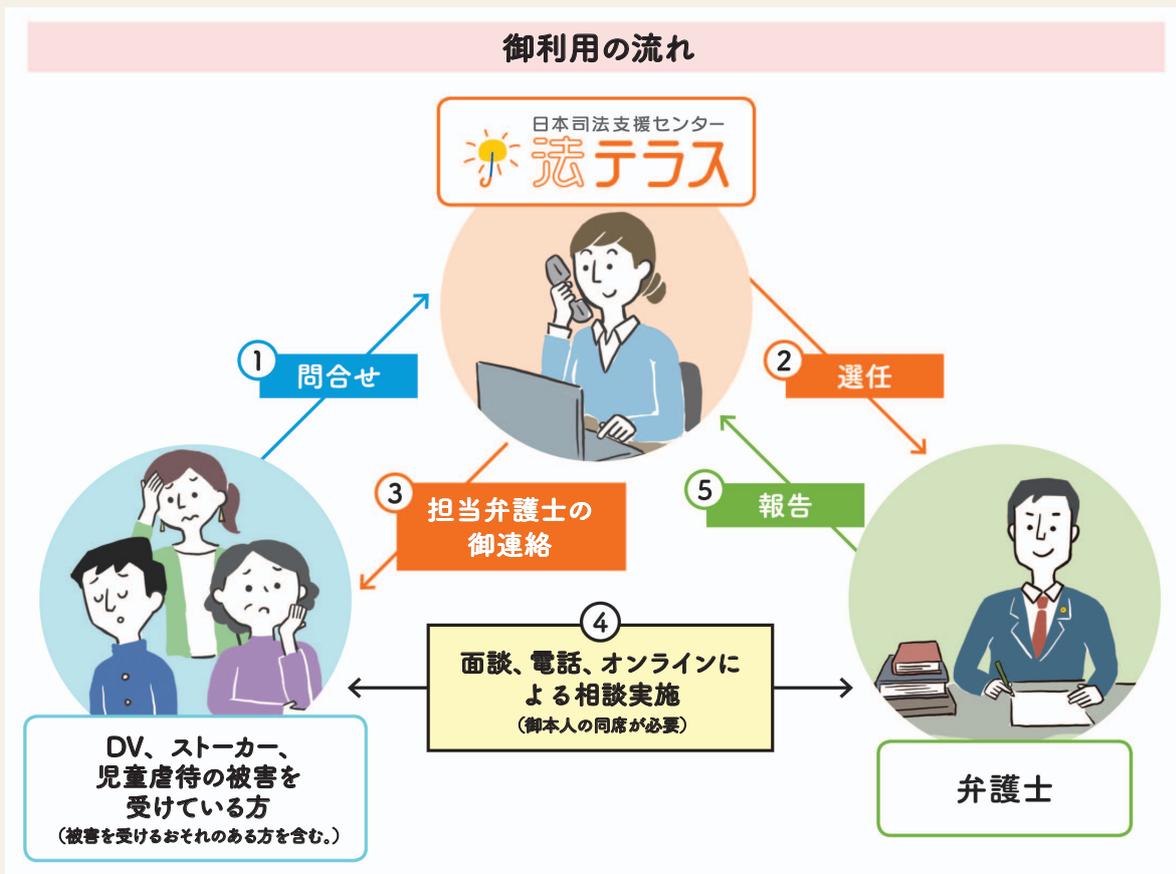
5-4 DV等被害者法律相談援助業務

法テラスでは、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方（犯罪を受けるおそれのある方を含む。）を対象に、「DV等被害者法律相談援助」を実施している。

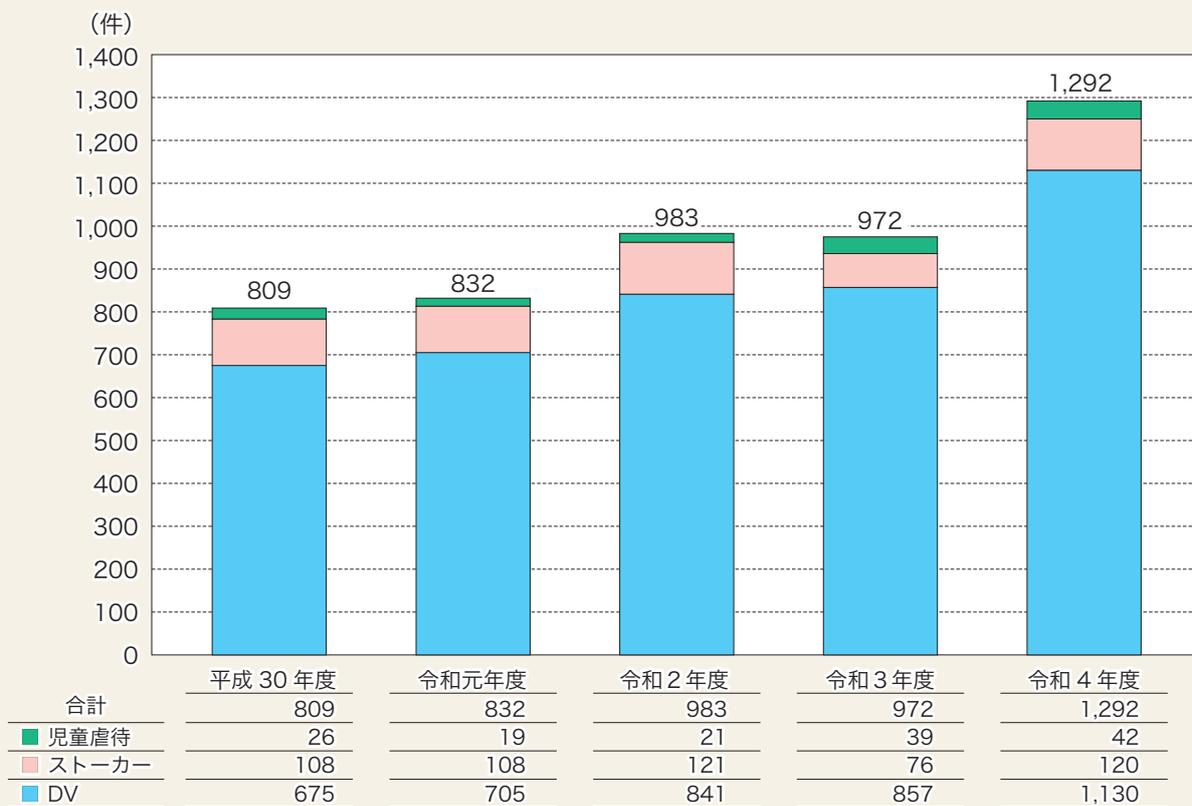
この業務は、事案の特殊性から速やかに弁護士へつないで法律相談を実施することを目指しており、対象者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（ただし、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる。）。

資料5-17は、制度利用の流れを説明したものであり、年度別援助件数の推移は資料5-18のとおりである。令和4年度は犯罪被害者支援ダイヤルフリーダイヤル化の影響もあり、前年度比で約1.3倍の1,292件と制度開始以来最多となった。事件類型別の割合は、DVが全体の87.4%を占め、次いでストーカーが9.2%、児童虐待が3.2%であった。

資料 5-17 DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ

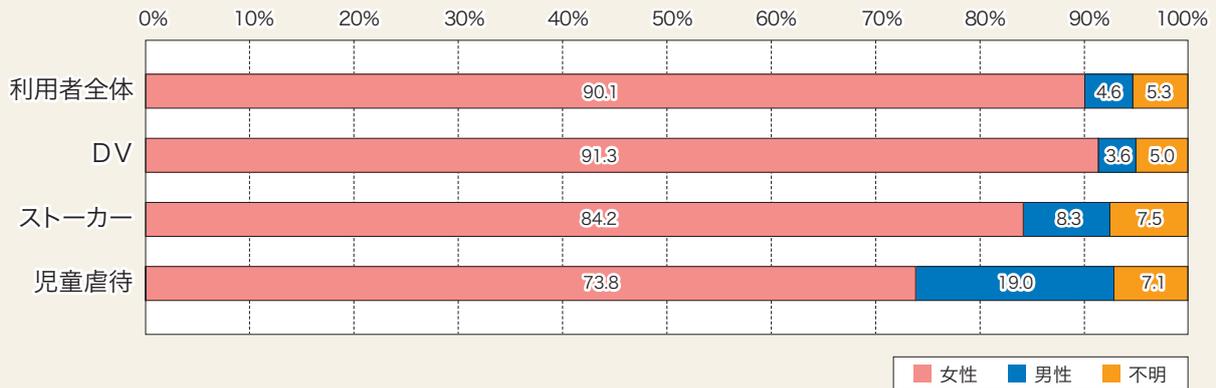


資料 5-18 DV等被害者法律相談援助件数の推移

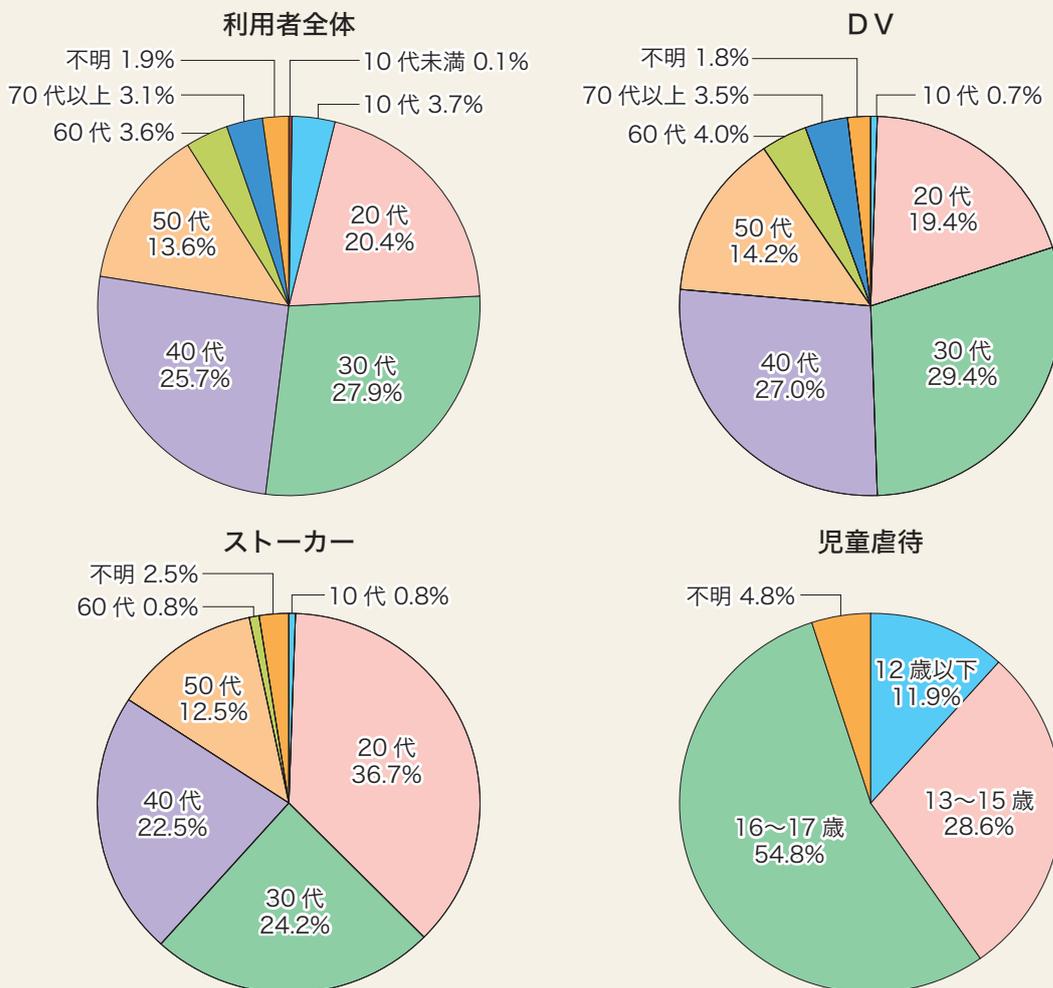


利用者の性別・年代の内訳は、資料5-19及び資料5-20のとおりである。女性利用者が大きな割合を占めているが、全ての被害種別で男性利用者も一定数見られた。利用者全体を年代別に見ると、30代が27.9%と最も多く、20代から40代が全体の74.0%を占めた。

資料5-19 令和4年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別



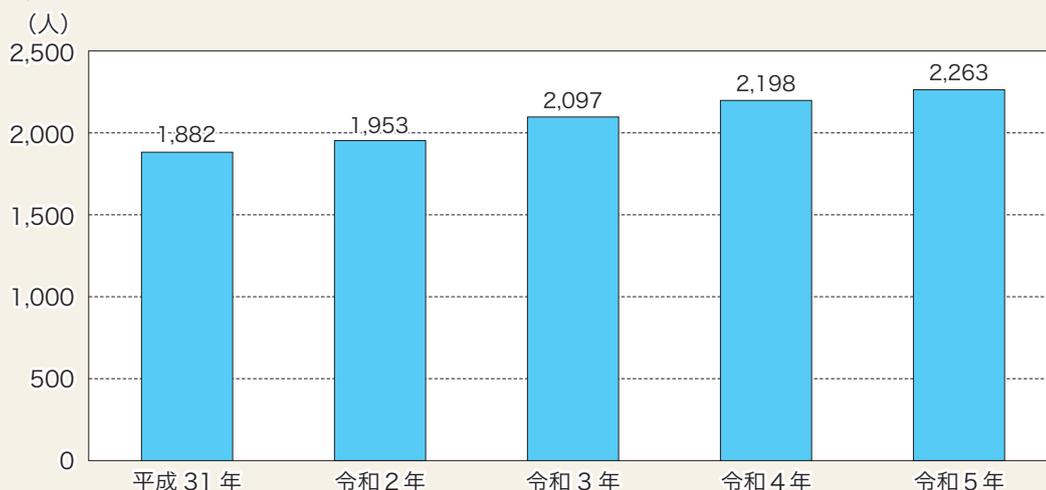
資料5-20 令和4年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代



DV等被害者援助弁護士数の推移は、資料5-21のとおりである。令和5年4月1日現在で前年度より65名増加の2,263名となった。

地方事務所別のDV等被害者援助弁護士数は、資料5-22のとおりである。

資料 5-21 DV等被害者援助弁護士の推移



(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-22 DV等被害者援助弁護士数の推移(地方事務所別)

地方事務所名	人数					地方事務所名	人数				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
札幌	90	97	100	104	109	愛知	85	86	86	86	85
函館	16	16	18	18	19	三重	13	14	14	14	15
旭川	26	24	25	23	21	滋賀	20	21	21	21	20
釧路	34	34	35	35	36	京都	33	34	42	43	44
青森	23	21	22	22	22	大阪	68	68	71	77	84
岩手	31	30	30	28	28	兵庫	29	32	36	39	43
宮城	49	48	48	49	49	奈良	30	38	43	45	50
秋田	10	11	11	11	12	和歌山	30	29	30	34	34
山形	40	40	39	38	39	鳥取	17	17	22	24	24
福島	39	40	38	40	39	島根	11	12	15	15	16
茨城	36	36	37	38	37	岡山	40	40	41	42	40
栃木	11	11	11	12	12	広島	23	23	24	25	25
群馬	26	27	27	28	27	山口	28	29	29	29	29
埼玉	55	55	55	58	63	徳島	23	21	21	22	23
千葉	47	46	47	46	48	香川	23	23	27	27	30
東京	267	284	289	306	320	愛媛	16	17	18	18	21
神奈川	61	74	93	111	124	高知	16	17	19	19	19
新潟	26	34	43	50	59	福岡	91	93	115	123	119
富山	19	19	21	21	20	佐賀	32	30	29	28	28
石川	50	52	54	63	62	長崎	37	44	46	48	48
福井	30	30	30	32	31	熊本	32	34	33	33	32
山梨	30	31	31	31	30	大分	47	47	47	59	60
長野	31	32	32	31	31	宮崎	16	17	17	18	18
岐阜	22	23	23	23	23	鹿児島	9	8	18	15	15
静岡	31	31	60	59	59	沖縄	13	13	14	17	21
合計	1,882	1,953	2,097	2,198	2,263						

(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

5-5 被害者国選弁護関連業務

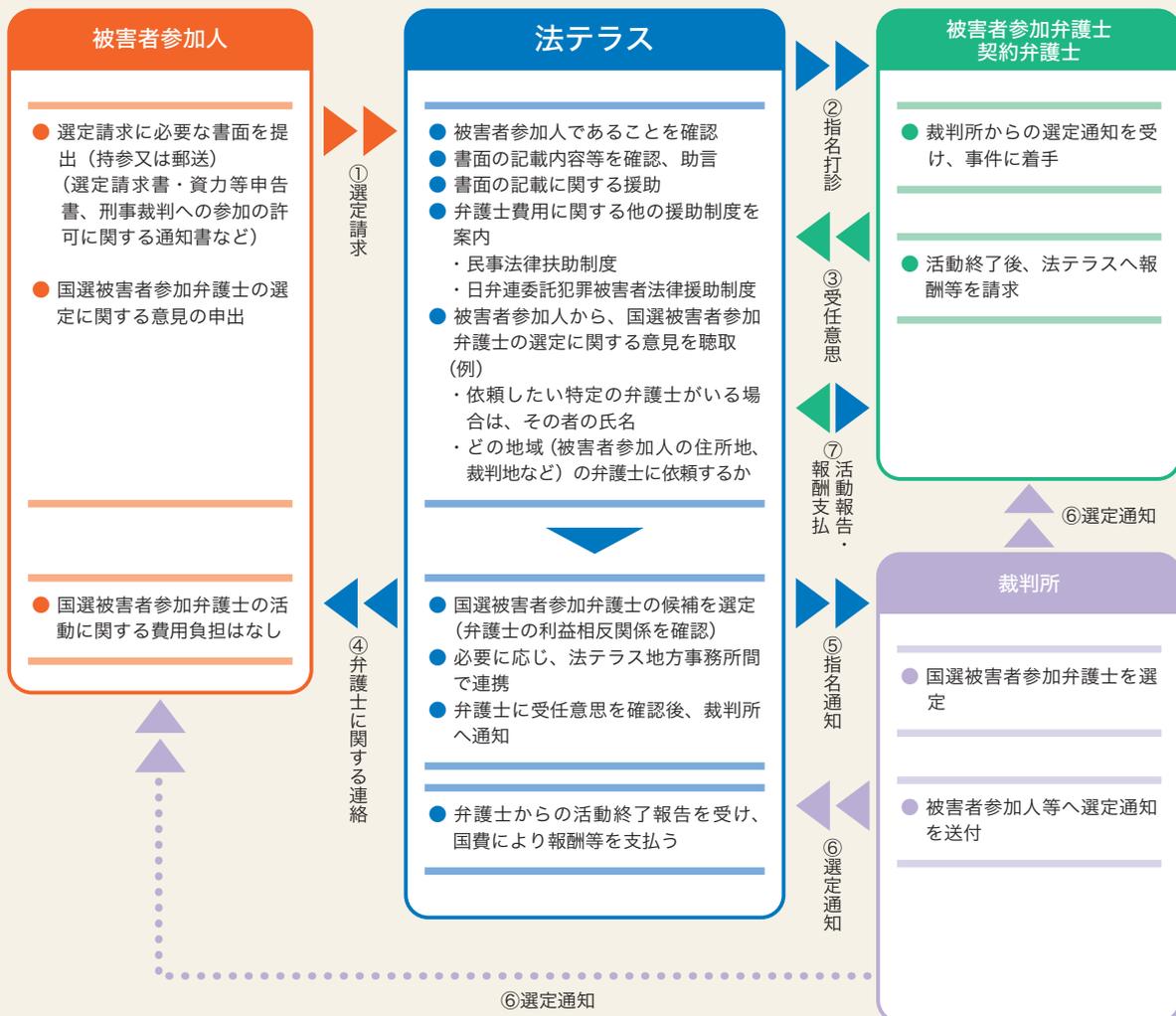
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の概要

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②不同意わいせつ・不同意性交等（令和5年7月の改正刑法施行以前における罪名は強制わいせつ・強制性交等）等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人からの選定請求の受付及び意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-23 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、令和5年4月1日現在で前年度より125名増加の5,756名となった。

被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各弁護士会との連携のもと契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-24 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-25 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移 (地方事務所別)

地方事務所名	人数					地方事務所名	人数				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
札幌	219	235	236	233	252	愛知	187	183	184	181	189
函館	34	35	35	35	35	三重	56	57	60	60	60
旭川	53	57	58	58	56	滋賀	38	43	41	44	48
釧路	50	51	51	51	53	京都	169	186	198	199	197
青森	27	27	29	31	32	大阪	229	276	297	312	333
岩手	36	37	37	35	36	兵庫	157	156	162	174	178
宮城	100	100	102	104	111	奈良	79	80	85	86	90
秋田	27	26	25	25	26	和歌山	34	56	60	58	57
山形	55	56	54	54	56	鳥取	36	39	37	37	37
福島	56	54	50	50	50	島根	39	42	42	40	42
茨城	142	144	146	144	142	岡山	77	77	85	86	90
栃木	80	82	82	82	85	広島	152	154	156	166	167
群馬	76	75	78	82	83	山口	103	99	105	98	97
埼玉	83	89	88	90	92	徳島	50	50	50	49	48
千葉	258	252	251	248	249	香川	37	38	43	42	46
東京	708	752	780	804	821	愛媛	48	48	47	43	46
神奈川	251	261	269	275	280	高知	45	48	50	54	56
新潟	119	120	120	119	125	福岡	279	301	314	316	312
富山	35	36	40	40	40	佐賀	70	71	71	70	71
石川	59	58	55	52	51	長崎	90	89	92	92	92
福井	58	59	60	61	62	熊本	136	130	132	131	130
山梨	42	43	44	44	44	大分	75	73	72	77	78
長野	144	145	146	148	154	宮崎	97	92	90	91	93
岐阜	34	37	37	37	37	鹿児島	55	54	45	41	41
静岡	114	114	115	118	118	沖縄	52	53	64	64	68
						合計	5,250	5,440	5,570	5,631	5,756

(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

イ 選定請求状況

令和4年度は691件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から令和5年3月までに受け付けた選定請求は累計6,748件となった。

過去5年間の罪名内訳をみると、例年強制わいせつ・強制性交等々の罪の割合が最も高く、令和4年度においても54.7%と全体の半数を超えている。

資料 5-26 選定請求件数及び罪名内訳の推移

(件)

罪 名	選定請求件数					(割合)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
殺人(殺人未遂)	79	74	61	61	57	(8.2%)
傷害	73	66	75	67	98	(14.2%)
傷害致死	31	14	26	32	31	(4.5%)
強制わいせつ、強制性交等 ^(注)	295	316	367	390	378	(54.7%)
危険運転致死傷	12	13	14	13	11	(1.6%)
業務上過失致死傷	2	2	1	2	2	(0.3%)
重過失致死傷	1	0	2	0	0	(0.0%)
過失運転致死傷等	75	54	72	52	53	(7.7%)
逮捕・監禁等	10	9	11	7	7	(1.0%)
略取・誘拐等	10	12	8	7	16	(2.3%)
人身売買	0	0	0	0	0	(0.0%)
強盗致死傷、強盗・強制性交等 ^(注)	40	19	40	27	31	(4.5%)
その他刑法犯	7	13	13	3	5	(0.7%)
特別法犯	0	3	1	0	2	(0.3%)
合計	635	595	691	661	691	(100.0%)

(注) 令和5年7月の改正刑法施行により、罪名は以下のとおり変更となった。

強制わいせつ→不同意わいせつ、強制性交等→不同意性交等、強盗・強制性交等→強盗・不同意性交等

資料 5-27

通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と
国選被害者参加弁護士への委託人員数 (司法統計による)

(人)

	被害者参加を 許可された人員数 ①	国選被害者参加弁護士への 委託人員数 ②	国選被害者参加弁護士が 付された割合 ②/①
令和4年	1,476	655	44.4%

5-6 被害者参加旅費等支給業務

(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。

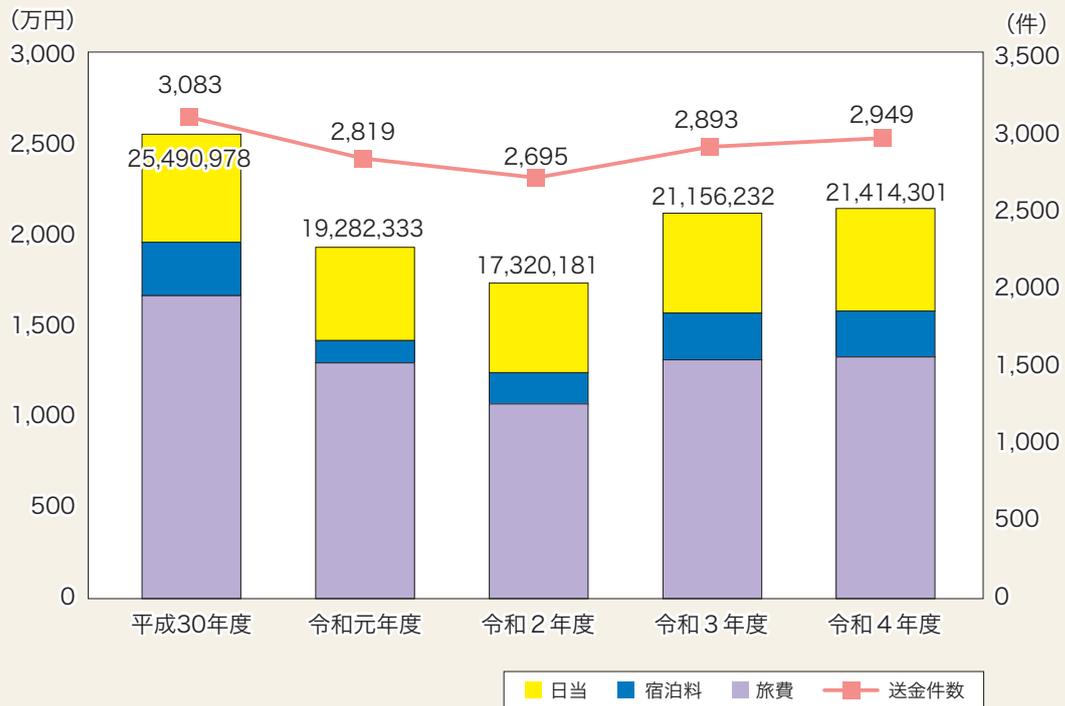
資料 5-28 被害者参加旅費等の支給の流れ



(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

令和4年度は被害者参加人から2,816件の請求を受け、計2141万4301円の旅費等を送金した。今後も裁判所等と連携して、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-29 被害者参加旅費等支給業務実績の推移



	請求 件数	送金							
		旅費		日当		宿泊料			
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成30年度	3,111	3,083	25,490,978	2,992	16,628,478	3,002	5,934,500	174	2,928,000
令和元年度	2,818	2,819	19,282,333	2,760	12,936,633	2,761	5,119,200	74	1,226,500
令和2年度	2,758	2,695	17,320,181	2,573	10,683,981	2,630	4,918,100	118	1,718,100
令和3年度	2,977	2,893	21,156,232	2,831	13,106,232	2,816	5,480,800	131	2,569,200
令和4年度	2,816	2,949	21,414,301	2,870	13,263,301	2,875	5,631,200	149	2,519,800
計	14,480	14,439	104,664,025	14,026	66,618,625	14,084	27,083,800	646	10,961,600

6. 災害対応



法テラスにおける災害対応

大規模災害は、広範囲かつ長期的に多数の被災者の生命・生活に深刻な影響を及ぼす。それに伴い、多数の被災者が、不動産・二重ローン・相続・損害賠償など様々な法的問題を抱えることになる。被災地の復旧・復興を図り、被災者が平穏な生活を取り戻すためには、被災者の司法アクセスを確保し、これらの法的問題を解決していくことが不可欠となっている。

1 東日本大震災への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者への法的支援は、主として従来の情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行われていたが、被災者の実情により即した法的支援の充実を図るため、平成24年3月23日、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」という。）が成立し、同年4月1日から施行された。

法テラス震災特例法による新たな制度は、震災当時、被災地に住居や営業所等があった者であれば、資力を問わず援助を受けられること、裁判所の手続のほかに原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されることなどの特色があった。

このほか、法テラスは、岩手県、宮城県、福島県の3県に、合計7か所の被災地出張所を開設し、被災地域における司法アクセス改善を図るための拠点として、様々な活動を展開した。

なお、法テラス震災特例法は2度の改正による期間延長を経て、令和3年3月31日をもって失効した。これに伴い、東日本大震災法律援助業務における新規申込みの受付を終了し、7か所の被災地出張所のうち法テラス気仙と法テラスふたばを除く5か所を閉鎖したが、法テラスは、今後も民事法律扶助業務等を通じ、被災地や近隣住民への法的サービスの提供を行っていく。

(1) 令和4年度における震災法律援助業務の実施状況

令和4年度の震災法律援助業務の実施件数は、震災代理援助が496件、震災書類作成援助が0件であった。

震災代理援助及び震災書類作成援助の件数は、失効前に震災代理援助・震災書類作成援助を決定した援助事件の控訴審等の件数である。

2 総合法律支援法改正と被災者法律相談援助

法テラスは、法テラス震災特例法に基づく事業等により、東日本大震災被災者に対する法的支援についてもその一翼を担うようになった。他方で、東日本大震災被災者への法的支援を通し、大規模災害の被災者に対する迅速・適切な法的支援を行うための仕組みや制度創設の必要性なども認識されるようになった。

すなわち、東日本大震災被災者に対する法的支援を目的として成立した法テラス震災特例法は、その施行までに1年以上を要しており、大規模災害の都度、特例法を制定するのでは即応性の点で不十分であった。そこで、今後起こり得る大規模災害に備え、被災者が抱える多種多様な法的問題解決に向けた迅速な対応ができるような法的支援の恒久的仕組みを、法テラスの基本法である総合法律支援法の中にあらかじめ定めておく必要性が指摘された。

このような議論を踏まえ、東日本大震災から約5年後の平成28年5月27日、総合法律支援法が改正され、同年6月3日に公布された。これにより、新たな制度となる「大規模災害の被災者に対する法律相談援助制度」（以下「被災者法律相談援助」という。）が法テラスの業務となった。この制度は、政令によって対象となる「非常災害」を指定し、対象となる「地区」の範囲と「期間（1年を超えない。）」を定めることにより、被災者に対する資力を問わない無料相談を実施できるようにしたものである（総合法律支援法第30条第1項第4号）。

改正総合法律支援法は、平成28年熊本地震発生時にはまだ国会で法案審議中であったが、その後成立し、同年7月1日、政令により被災者法律相談援助が平成28年熊本地震に適用されることとなった。そして、地震発生日（平成28年4月14日）から1年間となる平成29年4月13日まで、被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談が実施された。

なお、この被災者法律相談援助は、その後、第2例目として平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、第3例目として令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）、第4例目として令和2年7月豪雨に適用された。令和4年度は被災者法律相談援助の適用はなかった。

3 被災者への情報提供

被災者がまず必要とするのは、法的支援制度を含めた各種情報である。

法テラスでは、東日本大震災後、法テラス・サポートダイヤルによる情報提供のほかに、法テラス災害ダイヤルを開設し、被災者の生活再建に役立つ法制度や各種手続、相談窓口などの情報提供を行っている。

また、メールによる問合せにも対応するほか、ホームページに各災害から派生する法的トラブルに関するQ & Aを掲載した特設ページを開設するなどし、被災者への情報提供を拡充している。

年	月・日	内 容
平成23年	3月11日	東日本大震災発生
	3月12日	理事長を本部長とする東日本大震災対策本部発足
	3月23日	日本弁護士連合会及び東京三弁護士会と共催で電話による情報提供を開始（以降順次、仙台弁護士会（4月11日）、日本司法書士会連合会（4月18日）、岩手弁護士会（5月23日）とも共催で実施）
	3月31日	避難所等において、民事法律扶助制度による巡回法律相談開始
	9月21日	被災者対応のため業務方法書を改正（民事法律扶助制度の特例措置）、法務大臣認可
	10月2日	・被災地出張所「法テラス南三陸」を開所（以降、平成25年3月までに更に6か所の被災地出張所を開所） ・各出張所で「よろず相談」を順次開始
	10月3日	被災者を対象とした民事法律扶助制度の特例措置開始（平成24年3月31日まで）
	11月1日	コールセンターに法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）を開設
	11月22日	「東日本大震災相談実例Q&A集」を10万部発行
平成24年	3月29日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）公布
	4月1日	・法テラス震災特例法施行（平成27年3月31日まで） ・法テラス震災特例法による被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談等（東日本大震災法律援助業務）を開始
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	4月14日	平成28年熊本地震発生 これを受け、平成28年熊本地震に関するQ&A等を掲載した特設ページをホームページに開設（4月18日）
	5月14日	法テラス災害ダイヤルを平成28年熊本地震被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	6月3日	・総合法律支援法の一部を改正する法律（改正総合法律支援法）公布 ・大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（被災者法律相談援助事業）が創設される
	7月1日	・改正総合法律支援法により被災者法律相談援助事業が施行 ・政令により平成28年熊本地震に同事業が適用され、業務開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	7月5日～ 7月6日	平成29年7月九州北部豪雨発生 これを受け、平成29年7月九州北部豪雨に関するQ&A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
平成30年	3月30日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	6月28日～ 7月8日	平成30年7月豪雨発生 これを受け、平成30年7月豪雨に関するQ&A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
	7月14日	・政令により平成30年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和元年6月27日まで） ・法テラス災害ダイヤルを平成30年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震発生 これを受け、平成30年北海道胆振東部地震に関するQ&A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月14日）
令和元年 (平成31年)	9月9日	令和元年台風第15号日本上陸（千葉県） これを受け、令和元年台風第15号に関するQ&A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月24日）
	10月12日	令和元年台風第19号日本上陸（伊豆半島） これを受け、令和元年台風第19号に関するQ&A等を掲載した特設ページをホームページに開設（10月15日）
	10月18日	・政令により令和元年台風第19号に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和2年10月9日まで） ・法テラス災害ダイヤルを令和元年台風第19号被災者も利用可能とし、情報提供を開始
令和2年	7月3日～ 7月31日	令和2年7月豪雨発生 これを受け、令和2年7月豪雨に関するQ&A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月10日）
	7月14日	・政令により令和2年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和3年7月2日まで） ・法テラス災害ダイヤルを令和2年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
令和3年	3月31日	・法テラス震災特例法の失効により、東日本大震災法律援助の新規申込み受付終了 ・被災地出張所「法テラス大槌」「法テラス東松島」「法テラス山元」「法テラス南三陸」「法テラス二本松」を閉鎖 ・「法テラス気仙」における「よろず相談」終了
令和4年	3月31日	「法テラスふたば」における「よろず相談」終了

資料 6-2 災害時に利用できる制度の比較

令和5年3月31日現在

業務	情報提供業務	民事法律扶助業務		震災法律援助業務
		一般法律相談援助	被災者法律相談援助	震災法律相談援助
根拠法令 条文	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号) 施行日：平成16年6月2日	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号) 施行日：平成16年6月2日	総合法律支援法の一部を改正する法律(改正総合法律支援法) 成立日：平成28年5月27日 (法律第53号) 施行日：平成28年7月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律 成立日：平成24年3月23日 (法律第6号) 施行日：平成24年4月1日 失効日：令和3年3月31日
	(第30条第1項第1号)	(第30条第1項第2号)	(第30条第1項第4号)	(第1条)
サービスの概要	①解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報提供(電話やメール等)、ホームページに災害特設ページを設け、災害に関するQ&A等を掲載 ②法テラス災害ダイヤルにて情報提供	経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあった際に、無料で法律相談を行う。	政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、災害発生から最長で1年間、無料で法律相談を行う。	東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方に対し、無料で法律相談を行う。
利用者の条件	特になし。	収入や資産(現金・預貯金)が一定基準以下であること	・大規模災害が発生した日に、政令で定められた被災地に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方 ・資力は問わない。	・東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村(東京都を除く。)に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方 ・資力は問わない。
無料法律相談の対象		刑事事件を除く全て	刑事事件を除く全て	刑事事件を除く全て
適用災害	①サポートダイヤル：全ての災害 ②法テラス災害ダイヤル：東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨	全ての災害	・平成28年熊本地震 ・平成30年7月豪雨 ・令和元年台風第19号 ・令和2年7月豪雨	東日本大震災
弁護士・司法書士による援助が必要な場合	業務	代理援助／書類作成援助		震災代理援助 ／震災書類作成援助
	サービスの概要	弁護士・司法書士費用等の立替え		弁護士・司法書士費用等の立替え
	利用者の条件	以下のいずれにも該当する方 ・収入や資産(預貯金・不動産等)が一定基準以下であること ・勝訴の見込みがないとはいえないこと ・民事法律扶助の趣旨に適すること		・東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村(東京都を除く。)に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方 ・資力は問わない。
	代理援助／書類作成援助の対象	[代理援助の対象] ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。) [書類作成援助の対象] ・訴状等の民事裁判上の書類		[代理援助の対象] 震災に起因する事件の以下の手続 ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。) ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 ・民事裁判等手続に先立つ和解の交渉(東京電力(株)に対する請求書提出等) [書類作成援助の対象] 震災に起因する事件の以下の書類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力(株)に対する請求書等
	立替費用の返済	原則として援助開始時から毎月返済		援助終了後から毎月返済

7. 受託業務



7-1 業務の概要

総合法律支援法第30条第2項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第1項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方公共団体、非営利法人又は国際機関の委託を受け、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行うことができることになっている。この規定に基づき、平成19年4月1日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務」を、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始した。前者については、令和2年3月末で受託を終了した。

こうした受託業務を通じ、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

日本弁護士連合会委託援助業務の内容等は、以下のとおりである。

7-2 日本弁護士連合会委託援助業務

(1) 業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象とし、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環を成す事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の9項目にわたり、活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-1のとおりである。

資料 7-1 日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（勾留状が発せられた被疑者を除く。）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他逮捕段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年（抗告・再抗告を含む。）。ただし、家庭裁判所又は抗告裁判所が国選付添人を付さなければならない場合を除く。	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	生命、身体若しくは自由（性的自由を含む。）に関する犯罪又はストーカー行為若しくはDVの被害を受けた者又はその親族若しくは遺族	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立て、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請、報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民認定申請者	難民認定申請、申請却下に対する審査請求、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動 3 子どもの手続代理人の活動（国選、私選を問わない。）
⑦	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る退院請求・処遇改善請求等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	心神喪失者等医療観察法に係る退院許可申立て・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

(2) 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②資力に乏しいこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（綜合法律支援法第29条第8項、第30条第2項第1号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むに当たり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込みの受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定や終結決定は、地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が事件の終了により財産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬や費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないといえなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることがある。負担の可否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続は日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

(3) 業務実績

令和4年度は、10,898件の援助申込みを受理した。前年度比では534件増（5.2%増）となり、令和元年度から令和3年度までは新型コロナウイルス感染症の影響から減少傾向にあったが、増加に転じた。

刑事被疑者弁護援助は、平成30年6月に施行された改正刑事訴訟法に基づく被疑者国選弁護人制度の拡大もあり、令和3年度まで年々減少していたが、令和4年度は、増加に転じている（前年度比10.9%増）。これは刑法犯認知件数（警察庁公表）が令和4年に増加に転じた情勢変化も影響していると思われる。少年保護事件付添援助も改正少年法に基づく国選付添制度の拡大により年々件数の減少が進んでいたが、若干増加している（前年度比3.9%増）。また、外国人に対する法律援助は、令和2年度から減少傾向が見られたが、大きく増加している（前年度比26.5%増）。犯罪被害者法律援助、難民認定に関する法律援助も昨年度から増加傾向にある。一方で、高齢者・障害者・ホームレス等の法律援助は減少傾向が続き、令和元年度比で65.5%まで減少した。また、子どもに対する法律援助も、成年年齢引下げの影響もあってか、減少した（前年度比15.3%減）。

令和4年度の援助項目ごとの申込受理件数（地方事務所別）の実績は、資料7-2のとおりである。また、平成30年度から令和4年度までの援助項目ごとの年度別申込受理件数の実績は、資料7-3のとおりである。

(4) 援助費用

令和4年度の援助費用は全体で7億7891万6442円であった。刑事被疑者弁護援助や少年保護事件付添援助、犯罪被害者法律援助、外国人に対する法律援助、精神障害者の法律援助が増加しているため令和3年度と比較すると4689万9759円増加（前年度比6.4%増）した。刑事被疑者弁護援助については、令和4年度から弁護士報酬が引き上げられている。

援助費用の内訳を項目別に見ると、犯罪被害者法律援助が27.1%を占めて最多となっている。平成30年度から令和4年度までの援助項目ごとの費用の実績は、資料7-4のとおりである。なお、援助に要する費用は、全て日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託経費から支出されている。

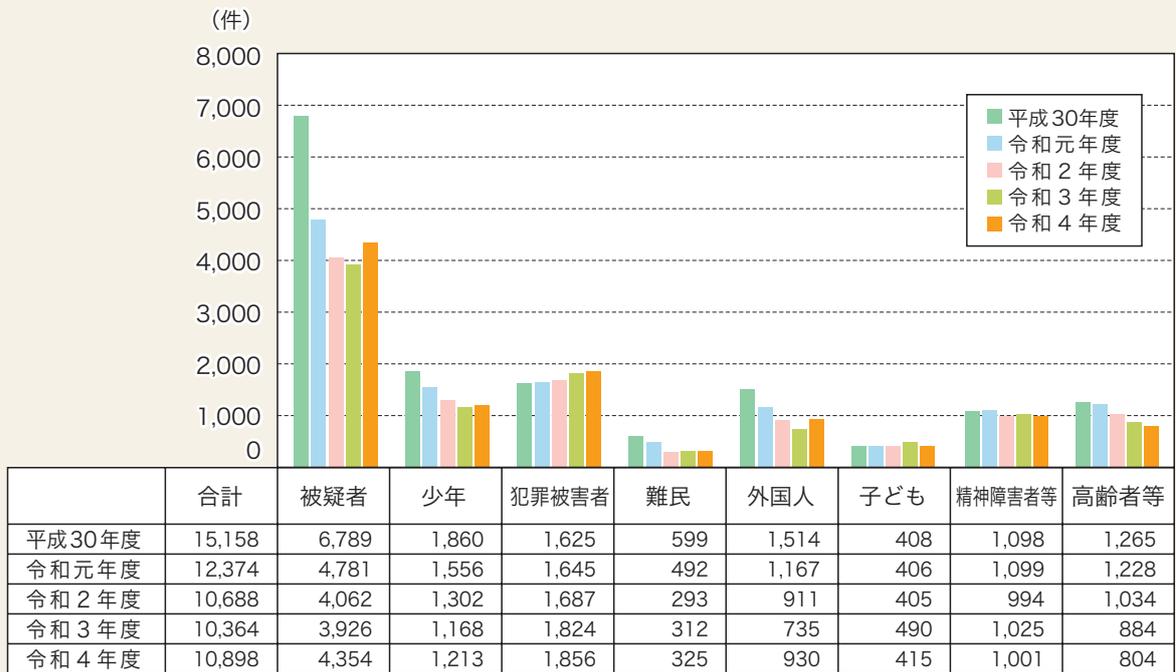
資料 7-2 令和4年度申込受理件数(地方事務所別)

(件)

	合計	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	外国人	子ども	精神障害者等	高齢者等
札幌	701	447	27	83	1	1	9	121	12
函館	65	49	3	10	0	1	1	1	0
旭川	32	25	3	0	0	1	1	2	0
釧路	22	12	4	5	0	0	0	0	1
青森	27	8	7	10	0	0	0	0	2
岩手	19	4	6	3	0	1	1	1	3
宮城	185	66	20	56	1	0	1	21	20
秋田	5	2	1	2	0	0	0	0	0
山形	5	0	0	3	0	0	0	0	2
福島	46	5	8	24	0	1	0	4	4
茨城	43	6	15	5	3	6	2	4	2
栃木	40	5	10	12	3	7	0	0	3
群馬	47	8	6	12	2	6	6	1	6
埼玉	525	129	66	88	34	69	15	12	112
千葉	444	152	73	89	2	35	16	37	40
東京	3,062	1,545	112	417	197	482	68	70	171
神奈川	499	74	65	235	1	26	56	21	21
新潟	30	7	5	10	0	0	4	2	2
富山	60	32	7	2	0	3	0	0	16
石川	116	25	18	19	0	3	7	40	4
福井	38	25	2	6	0	0	0	1	4
山梨	24	5	4	8	0	4	0	2	1
長野	23	3	3	5	0	3	2	1	6
岐阜	21	2	9	6	0	1	0	1	2
静岡	131	46	20	16	6	17	5	5	16
愛知	418	66	119	55	25	81	27	11	34
三重	49	11	5	6	0	5	1	12	9
滋賀	68	14	12	22	0	4	1	10	5
京都	196	106	26	30	0	3	8	11	12
大阪	1,416	880	147	118	31	91	36	31	82
兵庫	309	39	105	70	3	15	40	9	28
奈良	78	6	21	35	2	1	5	0	8
和歌山	43	6	5	10	0	1	15	4	2
鳥取	52	7	7	8	0	28	2	0	0
島根	16	4	2	5	0	0	0	1	4
岡山	88	11	22	32	0	0	15	1	7
広島	225	55	31	47	6	7	24	41	14
山口	14	2	5	4	0	1	0	0	2
徳島	28	3	6	10	0	0	3	2	4
香川	101	4	16	35	0	0	0	0	46
愛媛	37	4	10	22	0	1	0	0	0
高知	76	6	9	51	0	0	7	3	0
福岡	893	275	88	57	8	11	8	372	74
佐賀	83	22	9	16	0	1	8	15	12
長崎	33	4	10	10	0	3	1	3	2
熊本	106	17	24	27	0	1	1	31	5
大分	39	9	1	17	0	4	2	6	0
宮崎	68	28	7	14	0	0	5	13	1
鹿児島	67	2	8	17	0	1	0	39	0
沖縄	185	91	24	12	0	4	12	39	3
合計	10,898	4,354	1,213	1,856	325	930	415	1,001	804

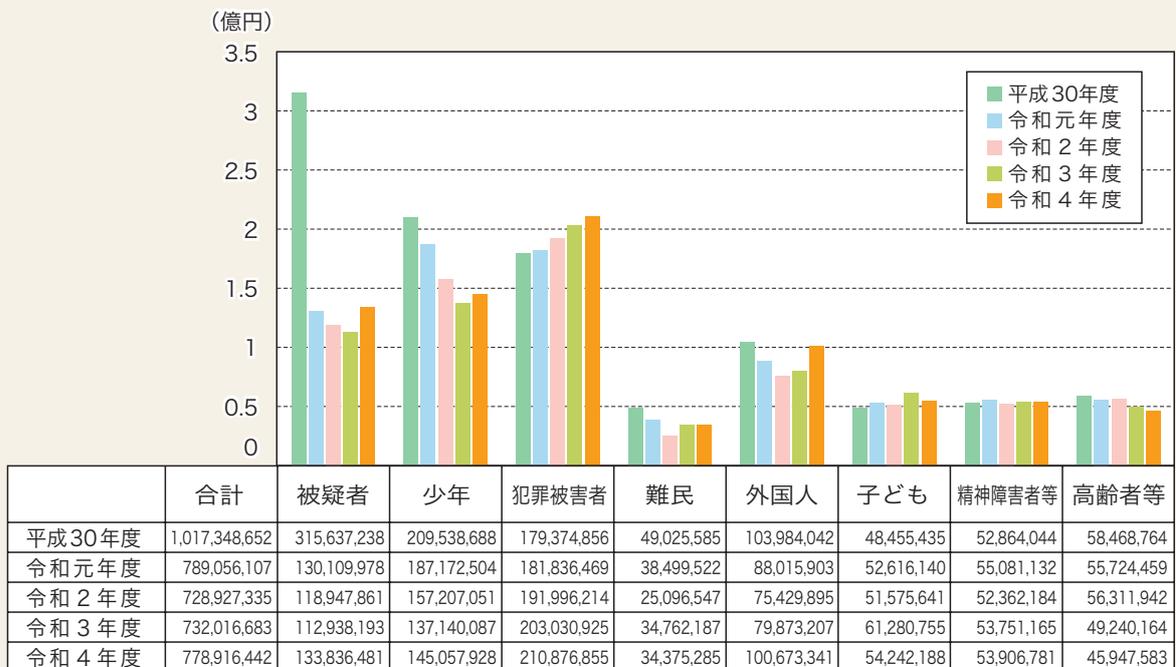
(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-3 事業種別申込受理件数の推移



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-4 事業種別受託業務援助費用の推移



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

8. その他



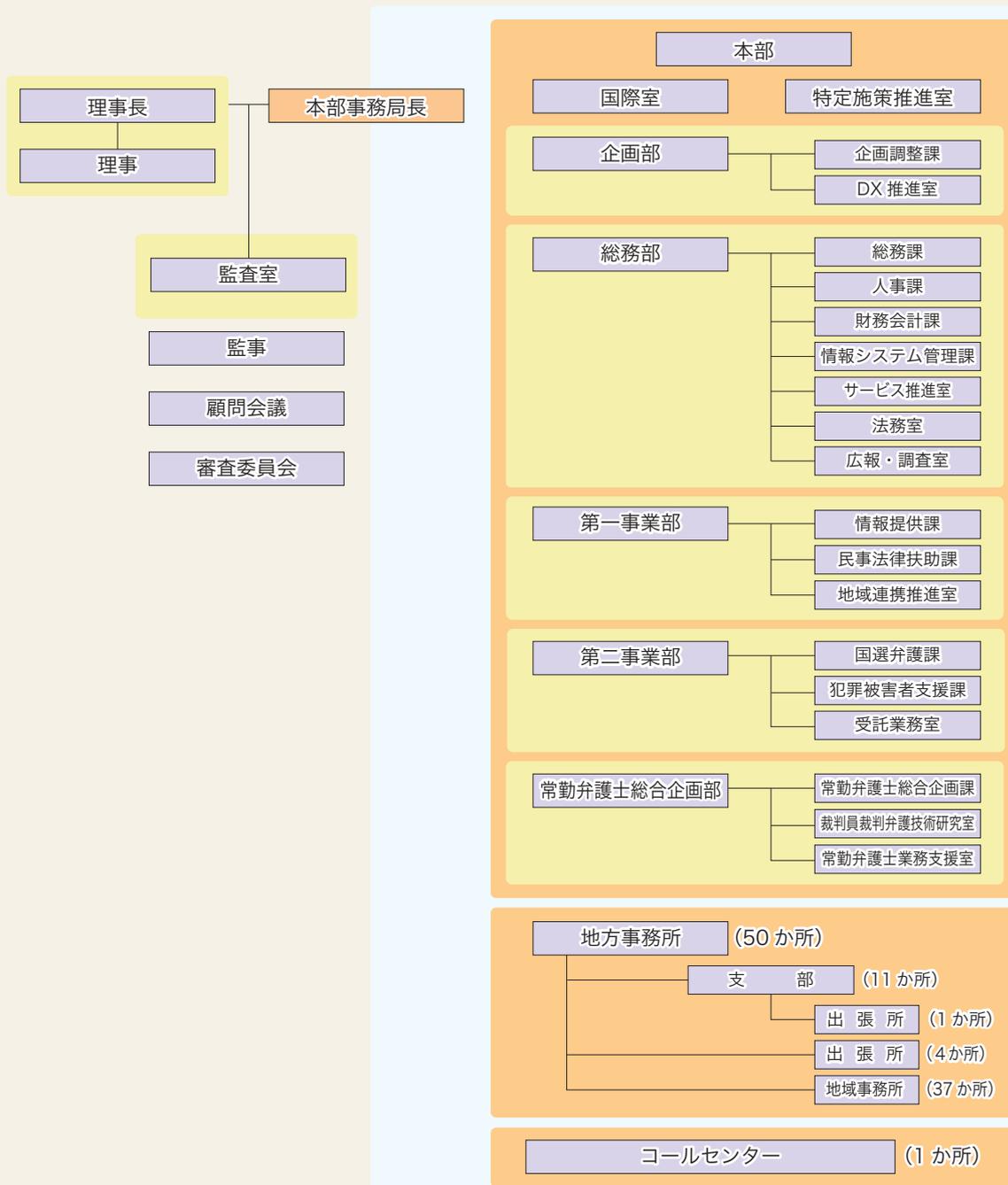
8-1 組織

(1) 本部と地方事務所の組織

本部及び地方事務所の組織図は、資料8-1のとおりである。

資料 8-1 本部及び地方事務所組織図

(令和5年4月1日現在)



(2) 事務所

全国の事務所所在地は、資料8-2のとおりである。

資料 8-2 法テラス全国事務所所在地 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
札幌地方事務所	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	北海道函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F	0503383-5560
函館法律事務所	040-0063	北海道函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F	0503383-5562
江差地域事務所	043-0034	北海道檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563
八雲地域事務所	049-3106	北海道二海郡八雲町富士見町21-1	0503383-8366
旭川地方事務所	070-0033	北海道旭川市3条通9-1704-1 TK フロンティアビル6F	0503383-5566
旭川法律事務所	070-0033	北海道旭川市3条通9-1704-1 TK フロンティアビル7F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	北海道釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567
釧路法律事務所	085-0847	北海道釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567
青森地方事務所	030-0861	青森県青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552
青森法律事務所	030-0861	青森県青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5554
むつ地域事務所	035-0073	青森県むつ市中央1-5-1	0503383-0067
鱒ヶ沢地域事務所	038-2761	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鱒ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369
岩手地方事務所	020-0022	岩手県盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546
岩手法律事務所	020-0022	岩手県盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-0465
宮古地域事務所	027-0083	岩手県宮古市大通4-4-22 宮古中央ビル2F	0503383-0518
気仙出張所	022-0003	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢9-5	0503383-1402
宮城地方事務所	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535
秋田地方事務所	010-0001	秋田県秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550
秋田法律事務所	010-0001	秋田県秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5549
鹿角地域事務所	018-5201	秋田県鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター2F	0503383-1416
山形地方事務所	990-0042	山形県山形市七日町2-7-10 NANA BEANS8F	0503383-5544
福島地方事務所	960-8131	福島県福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540
福島法律事務所	960-8131	福島県福島市北五老内町7-5 イズム37ビル3F	0503383-5542
会津若松地域事務所	965-0871	福島県会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521
ふたば出張所	979-0403	福島県双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3 広野みらいオフィス2F	0503381-3805
茨城地方事務所	310-0062	茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390
茨城法律事務所	310-0062	茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5389
下妻地域事務所	304-0063	茨城県下妻市小野子町1-66 セナミビル1F	0503383-5393
牛久地域事務所	300-1234	茨城県牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	0503383-0511
栃木地方事務所	320-0033	栃木県宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395
栃木法律事務所	320-0033	栃木県宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	群馬県前橋市千代田町2-3-12 しのめ信用金庫前橋営業部ビル4F	0503383-5399
群馬法律事務所	371-0022	群馬県前橋市千代田町2-3-12 しのめ信用金庫前橋営業部ビル4F	0503383-0513
埼玉地方事務所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375
埼玉法律事務所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5376

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
川越支部	350-1123	埼玉県川越市脇田本町 10-10 KJビル 3F	0503383-5377
川越法律事務所	350-1123	埼玉県川越市脇田本町 10-10 KJビル 3F	0503383-0022
熊谷地域事務所	360-0037	埼玉県熊谷市筑波 3-195 熊谷駅前ビル 7F	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	埼玉県秩父市番場町 11-1 サンウッド東和 2F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-5-1 Qiball (きぼーる) 2F	0503383-5381
千葉法律事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 3-3-8 日進センタービル 5F	0503383-0000
松戸支部	271-0092	千葉県松戸市松戸 1879-1 松戸商工会議所会館 3F	0503383-5388
東京地方事務所	160-0023	東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル 13F	0503383-5300
霞が関分室	100-0013	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3 弁護士会館 3F	0503383-5330
東京法律事務所	160-0004	東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 6F	0503383-0202
上野出張所	110-0005	東京都台東区上野 2-7-13 ヒューリック・損保ジャパン上野共同ビル 6F	0503383-5320
多摩支部	190-0012	東京都立川市曙町 2-8-18 東京建物ファール立川ビル 5F	0503383-5327
多摩法律事務所	190-0012	東京都立川市曙町 2-8-18 東京建物ファール立川ビル 5F	0503383-5314
多摩支部八王子出張所	192-0046	東京都八王子市明神町 4-7-14 八王子 ON ビル 4F	0503383-5310
神奈川地方事務所	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 10F	0503383-5360
川崎支部	210-0007	神奈川県川崎市川崎区駅前本町 11-1 パシフィックマークス川崎ビル 10F	0503383-5366
小田原支部	250-0012	神奈川県小田原市本町 1-4-7 朝日生命小田原ビル 5F	0503383-5370
新潟地方事務所	951-8116	新潟県新潟市中央区東中通 1 番町 86-51 新潟東中通ビル 2F	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	新潟県佐渡市河原田本町 394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター 2F	0503383-5422
富山地方事務所	930-0076	富山県富山市長柄町 3-4-1 富山県弁護士会館 1F	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0067	富山県魚津市釈迦堂 1-12-18 魚津商工会議所ビル 5F	0503383-0030
石川地方事務所	920-0937	石川県金沢市丸の内 7-36 金沢弁護士会館内	0503383-5477
福井地方事務所	910-0004	福井県福井市宝永 4-3-1 サクラ N ビル 2F	0503383-5475
福井法律事務所	910-0004	福井県福井市宝永 4-3-1 サクラ N ビル 2F	0503383-5475
山梨地方事務所	400-0032	山梨県甲府市中央 1-12-37 イリックスビル 1F	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野県長野市新田町 1485-1 長野市もんぜんぶら座 4F	0503383-5415
長野法律事務所	380-0835	長野県長野市新田町 1485-1 長野市もんぜんぶら座 4F	0503383-5414
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 1-27 第一住宅ビル 2F	0503383-5471
岐阜法律事務所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 1-27 第一住宅ビル 5F	0503383-5472
可児地域事務所	509-0214	岐阜県可児市広見 5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ 1F	0503383-0005
中津川地域事務所	508-0037	岐阜県中津川市えびす町 7-30 イシックス駅前ビル 1F	0503383-0068
静岡地方事務所	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町 2-1-1 札の辻ビル 5F	0503383-5400
静岡法律事務所	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町 2-1-1 札の辻ビル 5F	0503383-5404
沼津支部	410-0833	静岡県沼津市三園町 1-11	0503383-5405
沼津法律事務所	410-0833	静岡県沼津市三園町 1-11	0503383-5407
浜松支部	430-0929	静岡県浜松市中区中央 1-2-1 イーステージ浜松オフィス 4F	0503383-5410
浜松法律事務所	430-0929	静岡県浜松市中区中央 1-2-1 イーステージ浜松オフィス 4F	0503383-5408
下田地域事務所	415-0035	静岡県下田市東本郷 1-1-10 パールビル 3F	0503383-0024
愛知地方事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4-1-8 栄サンシティビル 15F	0503383-5460
愛知法律事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4-1-8 栄サンシティビル 15F	0503381-1396
三河支部	444-8515	愛知県岡崎市十王町 2-9 岡崎市役所西庁舎 1F (南棟)	0503383-5465

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
三河法律事務所	444-8515	愛知県岡崎市十王町 2-9 岡崎市役所西庁舎 2F (南棟)	0503383-5467
三重地方事務所	514-0033	三重県津市丸之内 34-5 津中央ビル	0503383-5470
三重法律事務所	514-0033	三重県津市丸之内 34-5 津中央ビル	0503383-5470
滋賀地方事務所	520-0047	滋賀県大津市浜大津 1-2-22 大津商中三楽ビル 5F	0503383-5454
滋賀法律事務所	520-0047	滋賀県大津市浜大津 1-2-22 大津商中三楽ビル 5F	0503381-0085
京都地方事務所	604-8187	京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町 435 京都御池第一生命ビルディング 3F	0503383-5433
京都法律事務所	604-8187	京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町 435 京都御池第一生命ビルディング 3F	0503383-5433
福知山地域事務所	620-0054	京都府福知山市末広町 1-1-1 中川ビル 4F	0503383-0519
大阪地方事務所	530-0047	大阪府大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 B1F	0503383-5425
大阪法律事務所	530-0047	大阪府大阪市北区西天満 3-1-6 辰野西天満ビル 3F	0503383-5425
堺出張所	590-0075	大阪府堺市堺区南花田口町 2-3-20 三共堺東ビル 6F	0503383-5430
兵庫地方事務所	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 13F	0503383-5440
兵庫法律事務所	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 12F	0503383-0466
阪神支部	660-0052	兵庫県尼崎市七松町 1-2-1 フェスタ立花北館 5F	0503383-5445
阪神法律事務所	660-0052	兵庫県尼崎市七松町 1-2-1 フェスタ立花北館 5F	0503383-5445
姫路支部	670-0947	兵庫県姫路市北条 1-408-5 光栄産業ビル第 2 ビル	0503383-5448
奈良地方事務所	630-8241	奈良県奈良市高天町 38-3 近鉄高天ビル 6F	0503383-5450
奈良法律事務所	630-8241	奈良県奈良市高天町 38-3 近鉄高天ビル 4F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	奈良県吉野郡大淀町下淵 68-4 やすらぎビル 4F	0503383-0025
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁 15 九番丁 MG ビル 6F	0503383-5457
和歌山法律事務所	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁 15 九番丁 MG ビル 6F	0503383-5458
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取県鳥取市西町 2-311 鳥取市福祉文化会館 5F	0503383-5495
鳥取法律事務所	680-0022	鳥取県鳥取市西町 2-311 鳥取市福祉文化会館 5F	0503383-5496
倉吉地域事務所	682-0023	鳥取県倉吉市山根 572 サンク・ピエビル 202 号室	0503383-5497
島根地方事務所	690-0884	島根県松江市南田町 60	0503383-5500
島根法律事務所	690-0884	島根県松江市南田町 60	0503383-5498
浜田地域事務所	697-0022	島根県浜田市浅井町 1580 第二龍河ビル 6F	0503383-0026
西郷地域事務所	685-0015	島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24-9 NTT 隠岐ビル 1F	0503383-5326
岡山地方事務所	700-0817	岡山県岡山市北区弓之町 2-15 弓之町シティセンタービル 2F	0503383-5491
広島地方事務所	730-0013	広島県広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1F	0503383-5485
広島法律事務所	730-0013	広島県広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 6F	0503383-5485
山口地方事務所	753-0045	山口県山口市黄金町 1-10 菜花道門キューブ 2F	0503383-5490
山口法律事務所	753-0045	山口県山口市黄金町 1-10 菜花道門キューブ 2F	0503383-0021
徳島地方事務所	770-0834	徳島県徳島市元町 1-24 アミコビル 3F	0503383-5575
徳島法律事務所	770-0834	徳島県徳島市元町 1-24 アミコビル 3F	0503383-5574
香川地方事務所	760-0023	香川県高松市寿町 2-3-11 高松丸田ビル 8F	0503383-5570
香川法律事務所	760-0023	香川県高松市寿町 2-3-11 高松丸田ビル 9F	0503383-5572
愛媛地方事務所	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-1-11 共栄興産一番町ビル 4F	0503383-5580
愛媛法律事務所	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-1-11 共栄興産一番町ビル 4F	0503383-5582
高知地方事務所	780-0870	高知県高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 2F	0503383-5577

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
高知法律事務所	780-0870	高知県高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 3F	0503383-5576
須崎地域事務所	785-0003	高知県須崎市新町 2-3-26	0503383-5579
安芸地域事務所	784-0003	高知県安芸市久世町 9-20 すまいるあき 4F	0503383-0029
中村地域事務所	787-0014	高知県四万十市駅前町 13-15 アメニティオフィスビル 1F	0503383-0467
福岡地方事務所	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル 4F	0503383-5501
福岡法律事務所	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル 4F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町 1-4-21 魚町センタービル 5F	0503383-5506
北九州法律事務所	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町 1-4-21 魚町センタービル 6F	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-4-8 太陽生命佐賀ビル 3F	0503383-5510
佐賀法律事務所	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-4-8 太陽生命佐賀ビル 3F	0503383-5512
長崎地方事務所	850-0875	長崎県長崎市栄町 1-25 長崎 MS ビル 2F	0503383-5515
長崎法律事務所	850-0875	長崎県長崎市栄町 1-25 長崎 MS ビル 3F	0503383-0031
佐世保地域事務所	857-0806	長崎県佐世保市島瀬町 4-19 バードハウジングビル 402 号室	0503383-5516
杵岐地域事務所	811-5135	長崎県杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦 174 吉田ビル 3F	0503383-5517
五島地域事務所	853-0018	長崎県五島市池田町 2-20	0503383-0516
対馬地域事務所	817-0013	長崎県対馬市厳原町中村 606-3 おおたビル 3F	0503383-0517
平戸地域事務所	859-5121	長崎県平戸市岩の上町 1507-1 NTT 平戸ビル本館 2F	0503383-0468
雲仙地域事務所	854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町 14-3 雲仙市小浜老人福祉センター 2F	0503383-5324
熊本地方事務所	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町 1-23 加地ビル 3F	0503383-5522
熊本法律事務所	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町 1-23 加地ビル 4F	0503383-0510
高森地域事務所	869-1602	熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1609-1 NTT 西日本高森ビル 1F	0503383-0469
大分地方事務所	870-0045	大分県大分市城崎町 2-1-7	0503383-5520
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-2-2 宮崎県企業局 3F	0503383-5530
宮崎法律事務所	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-2-2 宮崎県企業局 3F	0503383-5530
延岡地域事務所	882-0043	宮崎県延岡市祇園町 1-2-7 UMK 祇園ビル 2F	0503383-0520
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島県鹿児島市金生町 4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル 6F	0503383-5525
鹿児島法律事務所	892-0828	鹿児島県鹿児島市金生町 4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル 6F	0503383-0077
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿児島県鹿屋市大手町 14-22 南商ビル 1F	0503383-5527
指宿地域事務所	891-0402	鹿児島県指宿市十町 912-7	0503383-0027
奄美地域事務所	894-0006	鹿児島県奄美市名瀬小浜町 4-28 AIS ビル A 棟 1F	0503383-0028
徳之島地域事務所	891-7101	鹿児島県大島郡徳之島町亀津 553-1 徳之島合同庁舎 2F	0503381-3471
沖縄地方事務所	900-0023	沖縄県那覇市楚辺 1-5-17 プロフェスビル那覇 2F	0503383-5533
沖縄法律事務所	900-0023	沖縄県那覇市楚辺 1-5-17 プロフェスビル那覇 3F	0503383-5533
宮古島地域事務所	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里 1125 宮古合同庁舎 1F	0503383-0201
本部			
本部	164-8721	東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8F	0503383-5333
国際室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13F 外国人在留支援センター(フレスク)内	0570-011000
裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13F 外国人在留支援センター(フレスク)内	0503383-0062
常勤弁護士業務支援室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13F 外国人在留支援センター(フレスク)内	0503383-0062

(3) 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

(4) 主務大臣

法務大臣

(5) 資本金

3億5100万円（国の全額出資）

(6) 役員の状況

令和5年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	丸島	俊介	令和4年4月1日就任
理事	名執	雅子	令和4年4月1日就任
同	山崎	学	平成28年4月10日就任
同	北原	斗紀彦	平成30年4月10日就任
同	定塚	由美子	令和4年4月1日就任
監事	松並	孝二	令和2年8月31日就任
同	高橋	善也	令和4年9月1日就任
(前監事)	山下	泰子	令和4年8月31日退任

(7) 職員の状況

令和5年3月31日現在の職員の総数は1,501名（地方事務所の所長などの非常勤職員を含む。）である。

8-2 法テラスの認知状況

(1) 認知状況の推移

法テラスでは、国民の法テラスの認知状況を把握し、広報活動や各業務遂行上の参考とするため、平成19年度から毎年度「認知状況等調査」を実施している。

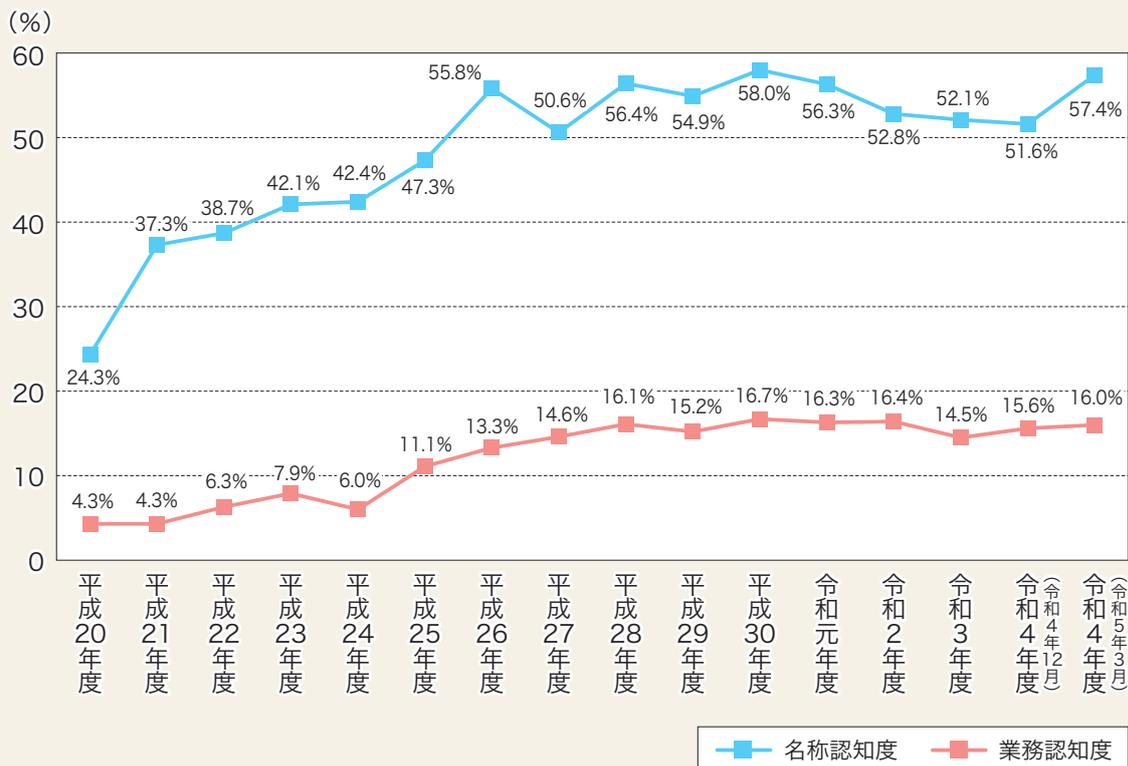
調査方法は、平成19年度から平成25年度までは電話による調査^(注1)で、平成26年度以降はインターネットによる調査^(注2)である。

なお、例年は12月頃に調査を実施していたが、令和4年度は令和4年12月中旬から令和5年3月中旬にかけて大規模な広報活動を行ったことを踏まえ、令和5年3月に2回目の調査を実施した。

(注1) サンプルは20代以上の男女1,100名。

(注2) 平成26年度から平成29年度までのサンプルは、都道府県ごとに20代、30代、40代、50代及び60代以上の男女各10名ずつで100名、合計4,700名。平成30年度以降のサンプルは、全国を9ブロック（北海道、東北、関東1、関東2、中部、関西、中国、四国、九州・沖縄）に分け、同様に各年代の男女50名ずつで500名、合計4,500名。

資料8-3 名称認知度及び業務認知度の推移



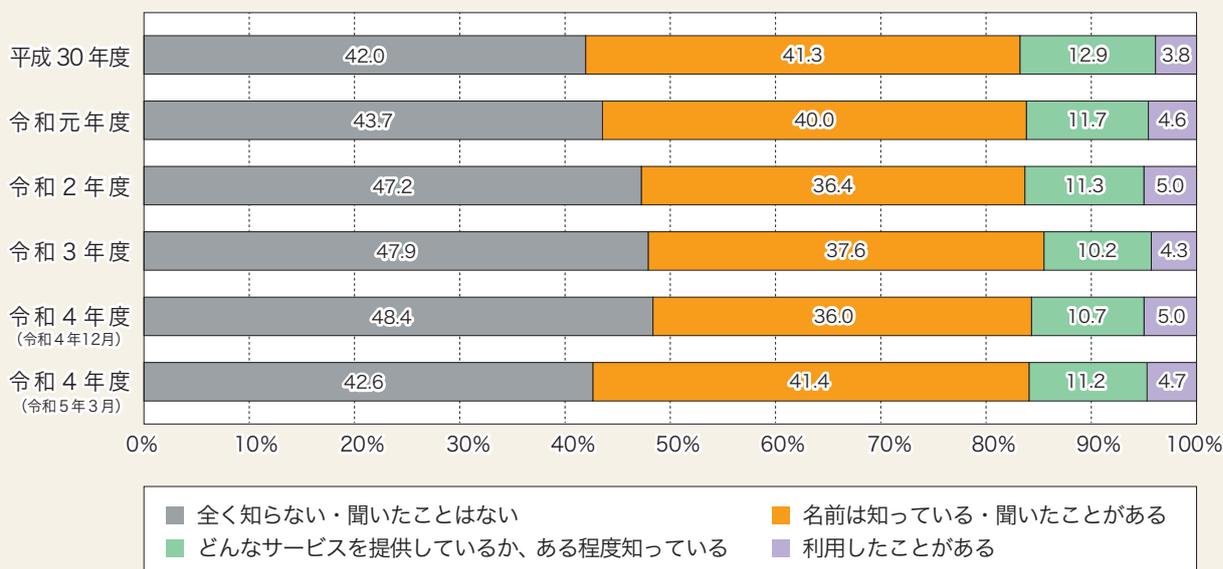
(2) 令和4年度の主な取組

令和4年12月中旬から令和5年2月中旬にかけて「靈感商法等対応ダイヤル」周知のためのテレビCMを、また、令和5年1月中旬から令和5年3月中旬にかけて「法テラス・サポートダイヤル」周知のためのテレビCMを全国で放映した。

さらに、令和4年12月中旬から令和5年1月中旬にかけて全国紙と地方紙へ新聞広告を出稿し、令和4年12月と令和5年3月にはラジオCMの放送を行った。

なお、昨年度と同様に、特に認知度の低い20代女性へのアプローチとして、若年層向けのイベントに協賛し、認知度向上等を図った。

資料8-4 認知状況の推移



名称認知度（「全く知らない」を除く回答割合）は、平成 19 年度 22.6%であったのが、年々上がり、平成 26 年度に初めて 5 割を超え、以降は 5 割以上を維持し、令和 4 年度は 51.6%（令和 4 年 12 月調査）及び 57.4%（令和 5 年 3 月調査）であった。

業務認知度^(注3)は、平成 19 年度 3.9%であったのが、おおむね年を追うごとに上がっていき、平成 25 年度に 11.1%と初めて 10%台となり、令和 4 年度は 15.6%（令和 4 年 12 月調査）及び 16.0%（令和 5 年 3 月調査）であった。

(注3) 平成 23 年度から平成 25 年度までは、「名前も知っているし、業務内容もある程度知っている」との回答及び「実際に利用したことがある」との回答を合計した割合であり、平成 26 年度以降は、「どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている（利用したことはない）」との回答及び「利用したことがある」との回答を合計した割合である。

(3) 性別・年代別認知度

令和 4 年度の性別・年代別の調査において、名称認知度が最も高かったのは令和 4 年 12 月調査では女性 60 代、令和 5 年 3 月調査では女性 50 代であった。

業務認知度が最も高かったのは令和 4 年 12 月調査では男性 20 代、令和 5 年 3 月調査では男性 60 代であった。

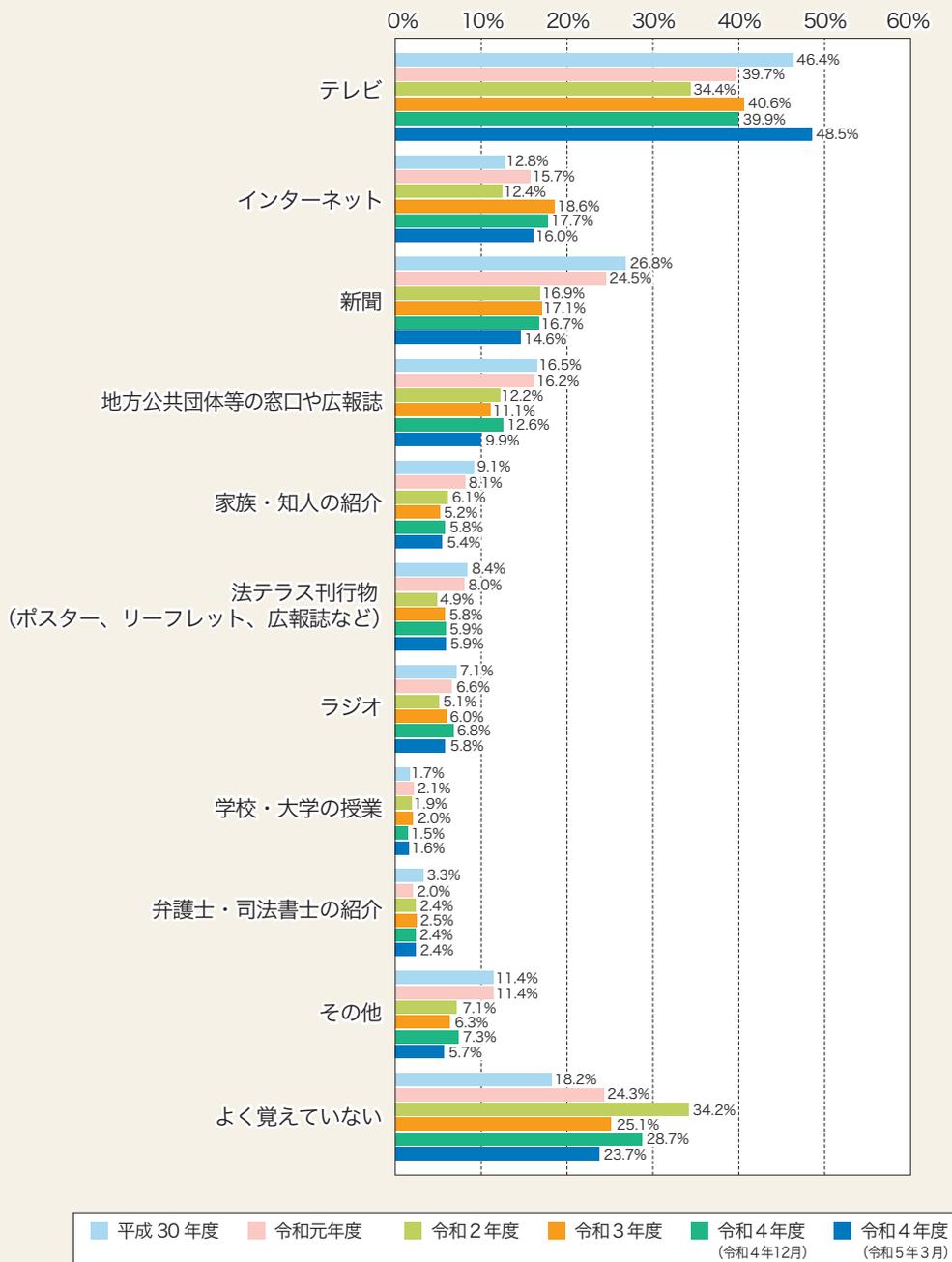
他方、女性 20 代は令和 4 年 12 月調査及び令和 5 年 3 月調査共に、名称認知度が同性の他の年代と比較しても著しく低かった。

(4) 認知経路

法テラスを何で知ったか（認知経路）について尋ねた結果は、資料8-5のとおりである。

令和4年12月調査及び令和5年3月調査共に「テレビ（テレビ番組・テレビCM）」が最も高く、次いで「インターネット」であった。

資料 8-5 認知経路の内訳の推移



(注1) 回答は、複数回答である。

(注2) 「その他」には、「政府広報」、「駅構内の広告や電車・バスの車内広告」、「イベント（街頭・図書館・各種勉強会など）」なども含まれる。

8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声

法テラスでは、総合法律支援法に基づく各種の法的サービスを提供しており、サービス提供の窓口となるサポートダイヤルや地方事務所はもとより、本部においても、利用者から、電話や書面、メールなどで様々な苦情や御意見・御要望（以下「苦情等」という。）が寄せられている。

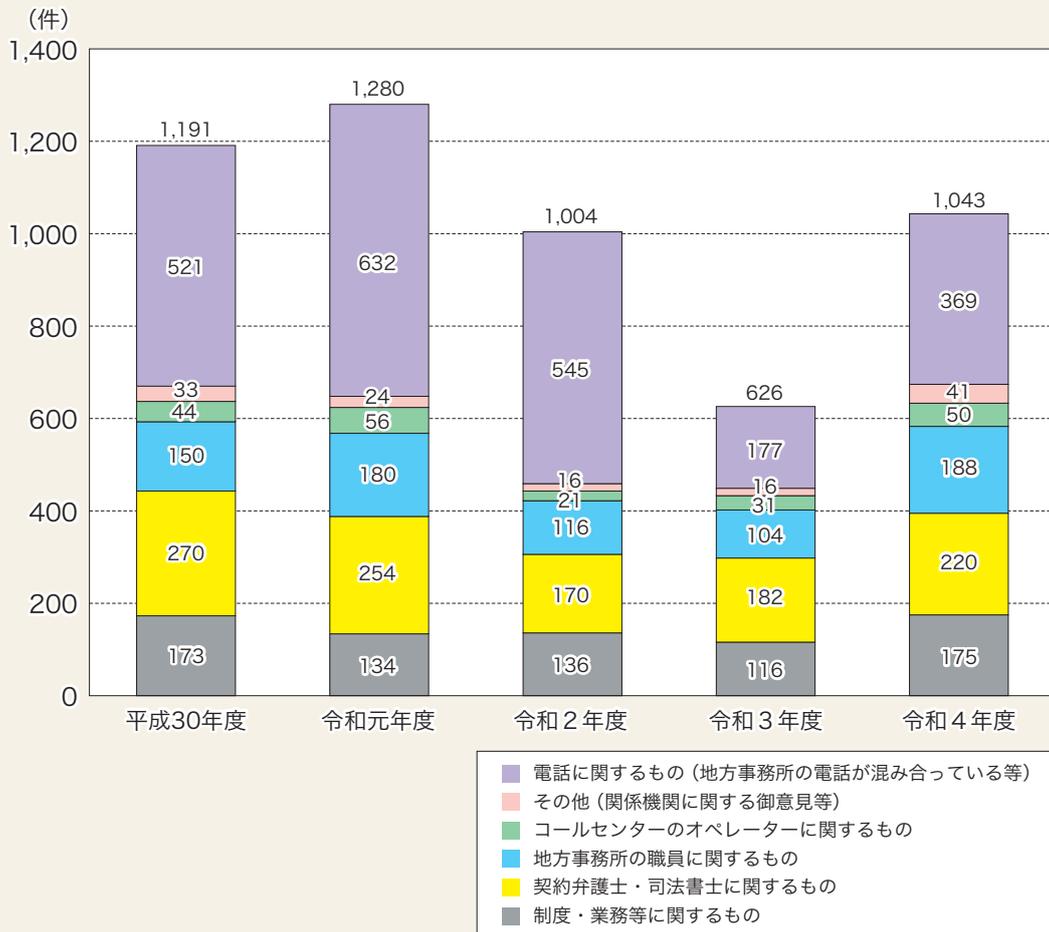
令和4年度の苦情等の受付件数は1,043件で、令和3年度の件数626件から約66.6%（417件）増加した（資料8-6参照）。

最も多く寄せられた苦情等は、「電話に関するもの（地方事務所の電話が混み合っている等）」であり、令和3年度の177件から約108.5%（192件）増加して369件となっている。地方事務所で受電しきれない入電をサポートダイヤルに転送する取組を平成27年10月から行っているほか、地方事務所の代表電話にナビダイヤルの振分機能を導入することにより、「電話が混み合って、なかなかつながらない」といった苦情が少なくなるよう改善に努めているところであるが、令和5年1月中旬から3月中旬にかけて、テレビCMや新聞広告を実施したことにより、お問合せが増加したことが要因と考えられる。

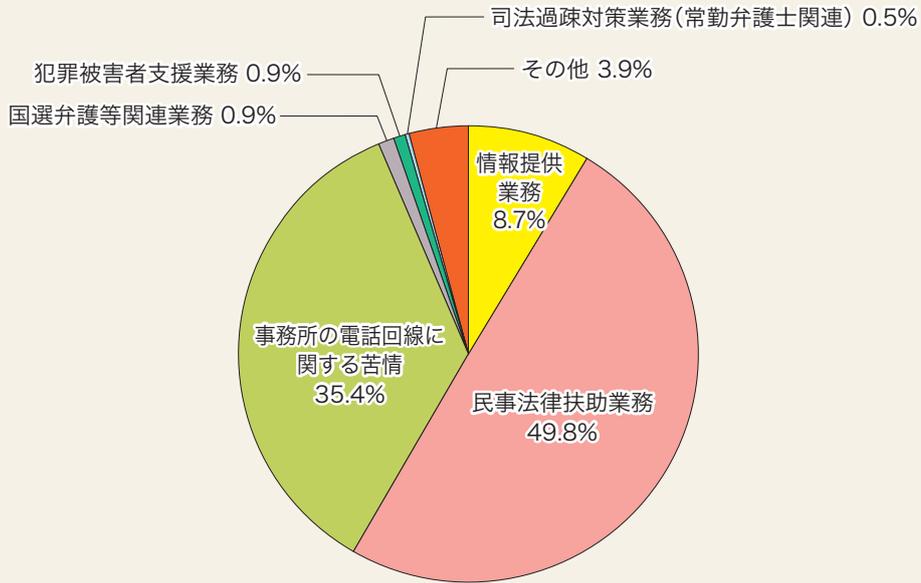
また、その他の苦情等としては、多い順に、「契約弁護士・司法書士に関するもの」、「地方事務所の職員に関するもの」、「制度・業務等に関するもの」、「コールセンターのオペレーターに関するもの」、「その他（関係機関に関する御意見等）」となっている（資料8-6及び8-7参照）。

これらの苦情等に対する取扱結果は、資料8-8のとおりであり、具体的取組事例等の一部を資料8-9で紹介している。

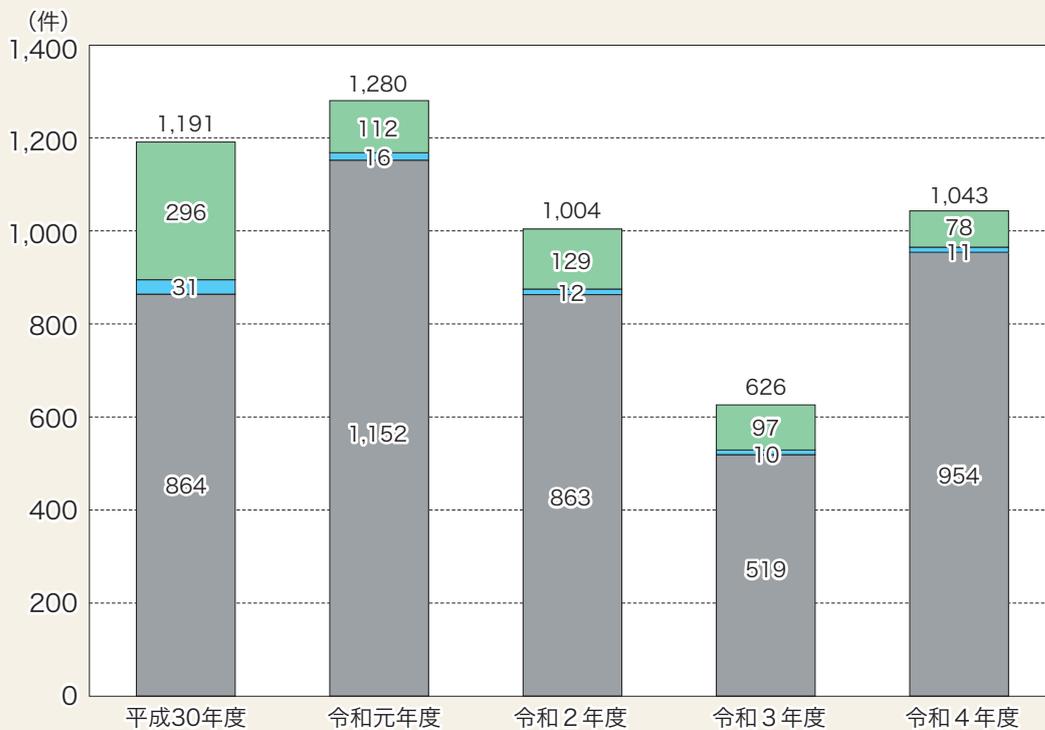
資料 8-6 苦情等受付件数・対象別苦情内訳の推移



資料 8-7 令和4年度業務別苦情内訳



資料 8-8 苦情等取扱結果の推移



〈苦情等取扱い結果の主な内容〉

- 関係課室・事務所等に苦情の内容を伝え配慮を求めたもの、対応策を実施したもの等
- 関係課室・事務所等で検討中のもの、関係機関との協議に付されているもの等
- 申出者や事案の特定ができなかったもの、初期対応で申出者が納得し、以上の対応を要しないと判断されたもの等

	皆様からの声	➡	法テラスの取組事例等
【情報提供関連業務】	<p>サポートダイヤルに子どもの件で問い合わせたところ、「弁護士会 子ども弁護士ダイヤル」を案内されたが、未成年者からの利用に限られ、親からの相談はできないと断られた。 親が相談できる窓口を教えてください。</p>	➡	<p>お問合せいただいた際の対応についてお詫びした。 関係機関を案内する際は、利用できる対象者を確認する等、誤りがないか確認を徹底するよう伝達した。</p>
	<p>サポートダイヤルに電話をして「〇〇市消費生活週末（土日祝日）電話相談」の電話番号を紹介された。電話してみると、「現在使われておりません。」とアナウンスが流れた。 正しい窓口情報を教えてください。</p>	➡	<p>御不便をお掛けしたことについてお詫びした。 確認したところ、データベースの情報が誤っていたため、当該関係機関のホームページを確認して、正しい電話番号を御案内した。 地方事務所へデータベース更新について注意喚起し、関係機関データベースの修正を行った。</p>
【民事法律扶助業務】	<p>予約を取りに地方事務所の窓口へ出向いたが、その時の担当職員の態度が悪かった。 耳が遠いのか何度も聞き返され、弁護士を紹介してほしいと伝え、と、「弁護士の紹介は行ってない。」と攻撃的な言い方であり、不愉快な思いをした。また、土日の相談希望であることを伝えると、「以前確認された弁護士リストを見ればよいのでは。」とぞんざいな扱いをされた。 少し言葉を選んで対応してほしい。</p>	➡	<p>御不快な思いをお掛けしたことをお詫びした。 対応した職員に確認したところ、次の相談が始まる時間になり、他の相談者の案内と申出者の対応に追われ焦り、失礼な言い方になってしまったのかもしれないとのことであった。 今後、窓口担当職員が対応に追われて相談者の案内等ができない場合は、他の職員に声をかけ、案内を代わる等の対応を取ることとした。</p>
	<p>地方事務所を訪れた際、対応した女性職員の声が大きく、私が伝えた名前や住所、相談の用件をその場で大声で復唱された。プライバシーに関することであり、ショックだった。</p>	➡	<p>御不快な思いをお掛けしたことをお詫びした。 受付で対応する際は、相談履歴等を確認するために、その利用者にも名前等の確認を行っているが、当該職員の対応は、秘匿したい情報の取扱いについて、配慮が欠けていた。 事務所内で本件について共有した上で、利用者の心情に寄り添って、個人情報に配慮し、丁寧な案内を心掛けるよう周知した。</p>
【その他】	<p>法テラスの法律事務所の職員と話し、折り返しの電話が来る予定だったが、17時まで待っても連絡がないため、サポートダイヤルに電話をした。 約束が守られず、迷惑をかけられた。</p>	➡	<p>御迷惑をお掛けしたことをお詫びした。 翌日以降に法律事務所へ御連絡いただくようお願いし、御了承いただいた。 対象となった事務所において、今後は、利用者への連絡が翌日以降になりそうときは、「御連絡が明日以降になるかもしれません。」と一言お伝えすることを徹底することとした。</p>
【感謝の言葉】	皆様からの声		
	<p>料金の請求が来て困っており、先日サポートダイヤルに電話をし、対応したオペレーターから、司法書士の無料相談を案内してもらった。その後、司法書士のアドバイスどおり、時効であることを債権者に伝えたと、支払う必要がないことが確認でき、解決した。 自分だけでは、司法書士の電話相談までたどりつけなかった。対応したオペレーターにも御礼を伝えてほしい。</p>		
	<p>相続問題でなかなか弁護士が見つからず困っていたところ、地方事務所の職員が親身に対応してくださり、相談することができた。全く何も知らなかったが、今後の手続のことを丁寧に助言してもらいとても助かった。弁護士相談を手配してくれた職員に御礼を伝えてほしい。</p>		

法テラスでは、これらの苦情等に対応する姿勢を「基本方針」（以下に掲載）としてまとめ、苦情等に対する取組事例等と併せ、ホームページに公表している。

基本方針

法律的なことで悩んでいる方や、困っている方、様々な事情で法律専門家等の援助が受けられない方のために、解決に向けた道しるべとなり、法律専門家等との架け橋となること。これが法テラスの仕事です。

法テラスでは、この仕事を、より多くの方に向けて、より良い方法で行うために、常に仕事のやり方を工夫したいと考えています。

このために、法テラスは、ご意見、ご要望、苦情など、法テラスに寄せられる様々な声を、法テラスのみならず、職員全員に宛てられたメッセージとして受け止め、責任ある対応をいたします。

お寄せいただいたご意見、ご要望、苦情をきっかけとして、業務のあり方を工夫するよう心掛けます。

法テラスに声をお寄せいただいた方の個人情報は、保有個人情報保護管理規程に基づいて保護します。

法テラスでは、以上を基本方針として、寄せられる様々な声を取り扱ってまいります。

8-4 審査委員会

(1) 審査委員会とは

ア 審査委員会の設置趣旨

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態は独立行政法人に準じた枠組みで作られており、その内部組織の構成は、独立行政法人としての自律性に基づき、自ら決定すべきものである。

一方で、法テラスは、その業務運営に当たり、業務遂行を担う契約弁護士及び司法書士等の法律専門家の職務の独立性などに配慮する必要もある。

そこで、総合法律支援法第29条は、契約弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について、弁護士等の職務の独立性を確保するとともに、その判断の客観性を確保するため第三者機関である審査委員会を法テラス内部に設置し、法テラスが契約弁護士等に対して契約上の措置をとる場合には、審査委員会の議決を経なければならないこととした（総合法律支援法第29条第8項第1号）。契約上の措置は、本来は、法テラスが契約当事者として判断すべき事項ではあるが、半面、契約弁護士等の職務の独立性にも深く関わる問題であることから、この点に配慮し、他の独立行政法人等にはない、審査委員会という独自の組織により審議を行う制度を設けたものである。

イ 法令上の根拠

「支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。」（総合法律支援法第29条第1項）

ウ 構成（資料8-10参照）

最高裁判所推薦裁判官1名、検事総長推薦検察官1名、日本弁護士連合会会長推薦弁護士2名、有識者5名の計9名で、理事長が任命する（総合法律支援法第29条第2項）。

エ 委員の任期

2年（総合法律支援法第29条第3項）。

なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる（総合法律支援法第29条第4項）。

資料8-10

日本司法支援センター審査委員会委員名簿（令和5年3月31日現在）

委員長	高橋	宏志	東京大学名誉教授
委員	岡本	直美	日本労働組合総連合会顧問
委員	小林	利治	前独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
委員	作間	功	弁護士（福岡県弁護士会）
委員	新河	隆志	最高検察庁検事 令和5年1月11日就任
委員	土屋	美明	共同通信社元論説副委員長
委員	永淵	健一	東京地方裁判所判事
委員	谷萩	陽一	弁護士（茨城県弁護士会）
委員	山本	一宏	司法書士（三重県司法書士会）
（前委員	竹内	寛志	最高検察庁検事） 令和5年1月10日退任

（委員については、五十音順・敬称略）

(2) 審査委員会の審議事項

ア 審査委員会の審議事項

審査委員会は、契約弁護士等の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く。）並びに法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項を審議し、議決するものとされている（総合法律支援法第29条第8項）。

契約弁護士等に対して契約に基づいてとる措置に関する事項について、審査委員会は、当該契約弁護士等に対し、契約に基づいた措置をとるべきか否か、措置をとるとしてどのような措置にするのかを審議し、議決することとなる（総合法律支援法第29条第8項第1号）。

契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置については、法律事務取扱規程に定めるとされている（総合法律支援法第35条第2項）ため、法律事務取扱規程の作成及び変更についても、審査委員会の議決を経なければならないこととされている（総合法律支援法第29条第8項第2号）。

イ 審査委員会の運営

委員長は委員の互選によってこれを定め（総合法律支援法第29条第9項）、委員長が審査委員会を主宰する（総合法律支援法第29条第10項）。

ウ 審査委員会の開催頻度等

令和4年度は、毎月1回程度開催した。

エ 審査委員会議決の内訳（資料8-11参照）

オ 公表事項

審査委員会議事録及び契約弁護士等にとった措置は、法テラスのホームページに掲載している。

資料 8-11 審査委員会議決の内訳

年	不措置	契約の効力の停止等	契約解除・契約締結拒絶期間設定措置							合計
			1年未満	1年	1年を超え 2年未満	2年	2年を超え 3年未満	3年	計	
平成30年度	11	4	0	8	1	10	1	9	29	44
令和元年度	4	0	2	7	1	8	4	0	22	26
令和2年度	4	3	2	4	2	6	1	7	22	29
令和3年度	2	3	1	6	1	9	0	15	32	37
令和4年度	1	2	2	6	3	9	0	8	28	31

8-5 顧問会議

(1) 設立の趣旨

法テラス本部では、より一層利用者本位の姿勢で業務を運営するため、各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、業務運営にいかすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した。

令和4年度は下記(3)のとおり1回開催し、令和4年度の業務実績(概況)等について報告を行い、特定施策推進室の取組(靈感商法等対応ダイヤルなど)について意見を聴取した。

(2) 顧問会議メンバー(令和5年4月1日現在、敬称略)

〈座長〉	村木 厚子	元厚生労働事務次官
	高木 剛	全国勤労者福祉・共済振興協会顧問
	津島 雄二	弁護士
	坂東 眞理子	昭和女子大学総長
	中山 弘子	元新宿区長
	北山 禎介	株式会社三井住友銀行名誉顧問
	松本 恒雄	一橋大学名誉教授・国民生活センター顧問
	(片山 善博)	大正大学教授・地域構想研究所長) 令和4年9月30日まで

(3) 顧問会議の開催状況

第21回 令和5年1月31日(火)

【報告案件】

・令和4年度における業務の概況について

【協議案件】

・特定施策推進室の取組(靈感商法等対応ダイヤルなど)について

8-6 地方協議会

開催の目的、状況

法テラスは、総合法律支援法第32条第4項で、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならないとされている。そこで、全国の地方事務所において管内関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。

開催に当たっては、司法ソーシャルワーク、特定援助対象者法律相談援助及び高齢者・障がい者対策に重点を置くとともに、DV等被害者法律相談援助など昨今の問題を踏まえた議題を設定することとした。制度説明以外にも常勤弁護士から活動事例を報告するなど具体的な情報を周知することで、関係機関・団体との更なる連携強化を図った。

令和4年度は、司法ソーシャルワークの一層の展開を図るため、福祉機関・団体を中心に参加を呼び掛けた地方事務所が多くあった。また、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、複数の地方事務所においてオンライン形式にて開催したほか、会場集合形式とオンライン形式を併用した開催とするなどの工夫も行った。地方事務所ごとの主な内容は、資料8-12のとおりであり、令和4年度中の延べ開催数は、全国で67回となった。

資料 8-12 令和4年度地方協議会開催一覧

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
札幌	令和4年11月21日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について	39名
函館	令和4年11月24日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について	31名
	令和4年11月24日	・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて	18名
旭川	令和4年11月28日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について	13名
釧路	令和5年3月3日	・成年年齢引下げに関連して今後増加が予想されるトラブル、消費者問題など	5名
青森	令和4年6月12日	・外国人対応について ・司法ソーシャルワークについて ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・オンライン面談相談と従来型相談業務の融合について	14名
	令和4年10月20日	・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて	33名
岩手	令和4年10月19日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて	15名
宮城	令和4年12月7日	・DV等被害者法律相談援助について	23名
秋田	令和4年10月21日	・高齢者・障がい者対策について ・シニア常勤弁護士による講演を中心とした協議会 演題 意思決定支援が目指すもの ～第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて～	46名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
山形	令和4年10月14日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について	30名
福島	令和4年10月18日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	16名
茨城	令和4年10月12日	・成年後見の実務の現状及び相続、遺言	54名
	令和4年10月25日	・高齢者を取り巻く問題（～財産問題、消費者問題、高齢者虐待、生活困窮者への対応等～）	55名
	令和4年10月28日	・成年後見及び死後の財産管理	46名
栃木	令和4年11月4日	・ワンストップ支援制度の現状について	9名
群馬	令和4年11月25日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・情報提供業務、民事法律扶助業務、犯罪被害者支援業務	82名
埼玉	令和5年2月6日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・常勤弁護士の活動報告について ・青少年の社会的養護～子どもをとりまく現状と社会的支援～	24名
	令和5年2月14日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について	34名
千葉	令和4年10月28日	・常勤弁護士の活動報告について ・高齢者・障がい者・DV支援機関との対応連携について	117名
東京	令和4年7月22日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・外国人対応について ・指定相談場所設置について	7名
	令和5年2月16日	・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・債務整理について	27名
神奈川	令和4年11月25日	・特定援助対象者法律相談援助について	132名
新潟	令和4年8月8日	・高齢者・障がい者対策について	9名
	令和5年2月2日	・辺境地区における司法サービス提供のあり方について	15名
富山	令和5年2月15日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	48名
石川	令和4年9月9日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・「所有者不明の土地等がからんだ相続問題」「高齢者の消費者被害を契機とした多重債務事案」を例とした法テラス活用法	27名
福井	令和4年11月4日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・法テラス業務全般説明	24名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
福井	令和5年2月10日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 法テラスの制度活用事例	16名
山梨	令和4年9月16日	・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて	60名
	令和5年3月1日	・ 高齢者・障がい者対策について ・ 生活困窮、更生保護	37名
長野	令和4年11月4日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 常勤弁護士の活動報告について	13名
岐阜	令和4年11月17日	・ 高齢者・障がい者対策について ・ 外国人対応について ・ 司法ソーシャルワークについて	30名
	令和4年11月24日	・ ケース会議援助プログラムについて ・ 「8050」問題における「50世代」に対する支援について	32名
静岡	令和5年1月31日	・ 高齢者・障がい者対策について	43名
愛知	令和5年2月14日	・ 外国人対応について	44名
三重	令和4年11月16日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ オンライン相談会のご提案	12名
滋賀	令和5年2月15日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 自己破産の基礎知識、弁護士業務について	35名
京都	令和5年2月22日	・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 高齢者虐待について	25名
大阪	令和5年2月24日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について	75名
兵庫	令和4年11月16日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・ 常勤弁護士の活動報告について	100名
奈良	令和4年11月29日	・ DV等被害者法律相談援助について ・ DVに関する相談への対応	35名
和歌山	令和4年12月1日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて	32名
	令和5年1月24日	・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 身近な事例に基づいた意見交換会、電話法律相談について	19名
鳥取	令和4年10月19日	・ 高齢者・障がい者対策について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 法テラス鳥取で今年度より開始した夜間相談 ・ 法テラス鳥取で実施している支援者向けサービス「福司サポートナビ」の業務報告及び周知	51名
島根	令和4年11月14日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について	32名
岡山	令和4年11月9日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・ 法テラス業務説明全般	9名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
広島	令和4年11月2日	・司法ソーシャルワークについて	13名
山口	令和4年9月12日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	11名
	令和4年11月29日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・最近の消費者被害事例、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに関して	51名
徳島	令和5年2月20日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・情報提供、民事法律扶助の各業務について	12名
香川	令和4年11月24日	・成年年齢引下げについて（現場関係者との意見交換）	9名
愛媛	令和5年3月16日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	約100名
高知	令和5年2月13日	・特定援助対象者法律相談援助について	6名
	令和5年2月15日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて	7名
	令和5年2月15日	・常勤弁護士の活動報告について	39名
福岡	令和4年10月7日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	18名
	令和5年3月1日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて	11名
	令和5年3月8日	・常勤弁護士の活動報告について ・弁護士による法律相談対応事例の紹介等について	10名
佐賀	令和5年2月20日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について	17名
長崎	令和4年8月29日	・ケース会議援助プログラムについて	21名
熊本	令和4年11月22日	・常勤弁護士の活動報告について	19名
大分	令和5年2月24日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について	14名
宮崎	令和5年2月13日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	8名
鹿児島	令和5年2月24日	・外国人対応について ・司法ソーシャルワークについて ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・常勤弁護士の活動報告について	44名
沖縄	令和4年10月25日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・常勤弁護士の活動報告について	44名
	令和4年11月22日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	35名

法テラス用語の解説

総務

1 司法制度改革／司法制度改革審議会意見書

「法の支配」の基本理念の下、「国民の期待に応える司法制度の構築」、「司法制度を支える法曹の在り方」及び「国民の司法参加」の3つの柱を基本理念として取り組まれた司法制度全般に関する改革（司法制度改革）に関し、平成13年6月、司法制度改革審議会が最終意見書を内閣に提出。

同意見書内において、「司法へのアクセスを拡充するため」「民事法律扶助の拡充、司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図る」ことが提言され、その運営主体等について総合的な検討を求められることから、法テラスの設立につながった。

2 総合法律支援法

司法制度改革審議会意見書を受け、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを基本理念とする総合法律支援構想を具体化するため、平成16年6月2日に公布された法律。

法テラスは、この法律に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

3 法テラス震災特例法

東日本大震災の被災者への法的支援を目的として、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）が制定された。

法テラスはこの特例法に基づき、震災法律援助業務を行った（令和3年3月31日限りで失効）。

4 全国の法テラス事務所

- 地方事務所：地方裁判所の本庁所在地に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持ち、法テラスの全ての業務を行う。
- 支部：人口や裁判事件数が多い都市など、地方事務所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄し、法テラスの5つの主要業務を行う。
- 出張所：民事法律扶助業務を中心に、情報提供業務も行う。
- 地域事務所：弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置し、常勤弁護士が常駐する。
- 被災地出張所：東日本大震災の被災者支援のために岩手、宮城、福島のか所に設置された臨時出張所。いずれも、沿岸部の津波被災地や原発事故の被害者が多く住む地域に置かれ、車内で相談できる移動相談車両を備えている。7か所中5か所が令和3年3月31日をもって閉鎖したが、2か所（岩手県（気仙）、福島県（ふたば））は継続している。

情報提供業務

5 法テラス・サポートダイヤル

全国からの問合せに応じるための、法テラス独自のコールセンター。研修を受けたオペレーターが対応し、電話とメールによる、法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っている。

電話番号は「0570-078374（おなやみなし）」。

6 多言語情報提供サービス

外国語話者からの問合せに応じるためのサービス。専用電話番号を設け、利用者、通訳業者、法テラス職員の3者間でつなぎ、法的トラブルの解決に役立つ日本の法制度と相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

電話番号は「0570-078377（おなやみナイナイ）」。

7 法テラス災害ダイヤル

東日本大震災の発生をきっかけに設けられた被災者専用のフリーダイヤル。政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、無料で法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っている。

これまでの対象災害は、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨。

電話番号は「0120-078309（おなやみレスキュー）」。

8 「よくある質問と答え」（FAQ）

サポートダイヤルや地方事務所に入った問合せに対し情報提供をするために、法制度情報を「よくある質問と答え」として法テラスがデータベース化して整備したもの。令和5年3月31日現在、約5,000件のFAQを整備している。

民事法律扶助業務

9 センター相談／事務所相談

- センター相談：法テラスの事務所で実施する法律相談。
- 事務所相談：契約弁護士・司法書士の事務所で実施する法律相談。

10 出張相談／巡回相談／指定相談場所

- 出張相談：弁護士・司法書士が出張して実施する法律相談。
- 巡回相談：地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所として指定し、弁護士・司法書士がその場所に赴いて実施する法律相談。
- 指定相談場所：地方事務所長が指定し、法律相談援助を行う場所。

11 法律相談援助

民事法律扶助業務で一般的な法律相談。
収入や資産が一定の基準を下回る方を対象に、弁護士・司法書士による無料法律相談を行う。

12 特定援助対象者法律相談援助

平成30年1月24日施行。
認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある方（特定援助対象者）を対象として、特定援助機関からの申入れにより、資力にかかわらず弁護士・司法書士が出張相談を行う。
資力が一定の基準を超える場合は、法律相談料は対象者の負担となる。

13 被災者法律相談援助

平成28年7月1日施行。
政令で指定された大規模災害により被災された方を対象として、災害発生日から1年を超えない範囲で、資力を問わない無料法律相談を行う。
これまでに平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨に適用された。

14 緊急時電話等相談援助

新型インフルエンザ等緊急事態の発生により、面談での法律相談の実施が困難となった場合に、その代替措置として、一定の実施期間を定めて、電話やインターネット上のWeb会議ソフト等を用いて法律相談を行う。令和2年5月11日に開始され、令和5年3月31日に廃止された。

15 通常電話等相談援助

新型インフルエンザ等緊急事態の発生の有無にかかわらず、既設の相談場所に赴くことが困難な方を対象として、電話やインターネット上のWeb会議ソフト等を用いて法律相談を行う。令和4年4月1日に開始され、令和5年3月31日に廃止された。

16 電話等相談援助

対象者を限定せず、電話やインターネット上のWeb会議ソフト等を用いて法律相談を行う。令和5年4月1日に開始された。

17 震災法律相談援助

「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行った。
なお、令和3年3月31日で同法は失効したため、本制度の新規援助申込みの受付も同日付けで終了した。

18 代理援助／書類作成援助

- 代理援助：民事裁判等手続に関し、代理人となる弁護士・司法書士費用（着手金・実費・報酬金など）の立替えを行う。
- 書類作成援助：裁判所に提出する書類の作成を司法書士又は弁護士に依頼する費用の立替えを行う。
いずれも立替金の償還は原則として援助開始時から始まる。

19 震災代理援助／震災書類作成援助

「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、震災に起因する事件について、弁護士・司法書士費用等の立替えを行った（震災代理援助、震災書類作成援助）。
いずれも立替金の償還は援助終了後から始まる。
なお、令和3年3月31日で同法は失効したため、本制度の新規援助申込みの受付も同日付けで終了した。

20 簡易援助

法律相談に付随して被援助者名義の簡易な法的文書の作成をすること。

21 援助開始決定／終結決定

- 援助開始決定：代理援助・書類作成援助を開始することを審査で決定すること。審査では、立替額や事件の処理方針などを決定する。
- 援助終結決定：事件が終了したとき又は援助を継続する必要がなくなったときに、代理援助・書類作成援助の終了を審査で決定すること。審査では、報酬金・立替残金の支払方法などを決定する。

法テラス用語の解説

22 立替金(着手金・実費・報酬金)

法テラスが被援助者に代わって一時的に支払う弁護士・司法書士費用等。被援助者は原則毎月法テラスに償還する。以下の金員を立て替える。

- 着手金：弁護士等が事件の依頼を受けたときに支払を受ける金員。事件等の結果の成功、不成功の如何にかかわらず弁護士等が受け取るもの。
- 実費：弁護士等が受任した事件の事務の処理に伴って必要となる費用。裁判記録謄写料、照会手数料、出廷・打合せのための交通費、通信費、予納郵券など。
- 報酬金：弁護士等が一定の成果を得られたときに支払を受ける金員。

23 償還

法テラスが立て替えた費用を被援助者が分割で返済すること。

24 免除／猶予

- 免除：立替金の償還を不要とすること。
- 猶予：立替金の償還を一定期間止めること。いずれも、一定の要件等がある。

25 ハーグ条約

オランダのハーグで採択された、国家間の不法な児童連れ去り防止を目的とした多国間条約である「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の通称。法テラスでは、ハーグ条約事件の日本国内における民事裁判等手続について、民事法律扶助業務を行っている。

26 民事法律扶助契約弁護士・司法書士

法テラスとの間で、民事法律扶助業務に係る事務の取扱いについて契約を締結した弁護士・司法書士のこと。

国選弁護等関連業務

27 国選弁護制度(国選弁護人契約、国選弁護人契約弁護士)

刑事事件で勾留・起訴された者が、貧困等の理由で自ら弁護人を依頼できない場合に、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱う契約(国選弁護人契約)を結んだ弁護士(国選弁護人契約弁護士)の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選弁護人として定める制度。

28 国選付添制度(国選付添人契約、国選付添人契約弁護士)

少年事件について、一定の重大事件等の場合に、法テラスとの間で国選付添人の事務を取り扱う契約(国選付添人契約)を結んだ弁護士(国選付添人契約弁護士)の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選付添人として定める制度。

29 指名通知請求／指名打診／指名通知／選任

個別事件の国選弁護人等を定めるために、裁判所は法テラスに対し、候補者を裁判所に通知するように依頼する(指名通知請求)。

法テラスは、契約弁護士の中から候補者を選び、国選弁護人等に指名することを候補者に打診し(指名打診)、承諾を得て裁判所に通知する(指名通知)。

これを受けて、裁判所は、同候補者を国選弁護人等として選任する(選任)。

司法過疎対策・常勤弁護士

30 常勤弁護士(スタッフ弁護士)

法テラスとの間で、総合法律支援法第30条その他法令に規定する法テラスの業務に関し、主として他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士。民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

31 司法過疎地域

弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域。

32 司法過疎地域事務所

法テラスが司法過疎地域に設置した法律事務所。そこに常駐する常勤弁護士が、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱う。

33 有償事件

民事法律扶助、国選弁護等関連事件及び受託事件以外の事件で、常勤弁護士が依頼者等から相当の対価を得て取り扱う事件。基本的には、司法過疎地域事務所において取り扱っているが、それ以外の法律事務所においても、例外的に取り扱うことがある。

34 隣接法律専門職者

弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者。

35 司法ソーシャルワーク

地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組。

36 養成事務所・養成常勤弁護士

常勤弁護士が、全国各地の法テラスの法律事務所へ赴任する前に、原則1年間、一般の法律事務所において、経験豊富な指導弁護士による指導を受けながら業務を行うことを「養成」と呼んでいる。養成を行う法律事務所のことを養成事務所といい、そこで養成を受ける常勤弁護士のことを養成常勤弁護士という。

犯罪被害者支援業務

37 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターに設置している、犯罪被害に関する問合せ専用の電話窓口。犯罪被害者支援の知識や経験を持ったオペレーターが法制度や相談窓口等の情報提供を行っている。必要に応じ、法テラス地方事務所へ支援の引継ぎを行う。

電話番号は「0120-079714（なくことないよ）」。

38 DV等被害者法律相談援助

平成30年1月24日施行。

特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を受けている方に対し、資力にかかわらず弁護士が再被害の防止に必要な法律相談を行う。

対象者に一定の基準を超える資産がある場合、法律相談料は対象者の負担となる。

39 被害者参加制度（被害者参加人、被害者参加弁護士）

一定の犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、刑事裁判に直接参加することができる制度。

刑事裁判への参加を許可された被害者等を被害者参加人、被害者参加人の委託を受けた弁護士を被害者参加弁護士という。

40 被害者参加人のための国選弁護制度（被害者参加弁護士契約弁護士）

経済的に余裕がない被害者参加人に対し、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度。法テラスが、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約、国選被害者参加弁護士候補の指名、国選被害者参加弁護士に対する報酬の算定・支払等の業務を行っている。

なお、国選被害者参加弁護士となるための契約を法テラスと結んだ弁護士を被害者参加弁護士契約弁護士という。

41 選定請求／指名打診／指名通知／選定通知

被害者参加人のための国選弁護制度を利用する被害者参加人は、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士を選定することを請求する（選定請求）。必要書類の提出は法テラスを通して行う。

法テラスは、被害者参加弁護士契約弁護士に対し、国選被害者参加弁護士の候補として指名することを打診し（指名打診）、承諾を得て、裁判所に通知する（指名通知）。

裁判所は、被害者参加人・被害者参加弁護士契約弁護士・法テラスに対し、当該弁護士を国選被害者参加弁護士として選定したことを通知する（選定通知）。

42 被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して裁判に出席した被害者参加人に、国が旅費・日当・宿泊料（宿泊が必要と認められる場合）を支給する制度。

法テラスが、旅費等の算定・支払等の業務を行っている。

法テラスの刊行物

法テラスのことを分かりやすく説明した様々な刊行物を作成しています。各刊行物については、法テラスのホームページからPDFデータでダウンロードすることができます。

法テラスを利用したい方へ

組織概要を知りたい方へ

日本司法支援センター
法テラス

誰に相談したらいい?
弁護士・司法書士の費用が心配。
こんなこと悩んでいるのかな?
犯罪の被害にあっしまった...

まずは**法テラス**へ。

詳しくはこちらの案内を
まずは法テラスのウェブサイトへご確認ください。
0570-078374
IP電話からは、03-6745-5601

法テラスは、国が設立した公的法人です。

一般リーフレット

無料法律相談
弁護士・司法書士費用等の立替え

申込み
●収入、学費減免(国庫、県庫)を
活用します。
●国庫(国庫)貸付も活用できる場合、
無料法律相談の予約をお願いします。

無料
法律相談
●相談の経緯、弁護士・司法書士費用等の立替
換(代金控除)・書類作成期間中の滞りも無料
とされる方には、立替えを承っております。

審査
●審査ではお金の0-100%の条件を全て満たす
必要があります。審査は迅速な対応を
目指してまいります。
●審査に合格した場合は、立替えの申請
書を作成していただきます。
●立替えの申請書は、立替えの申請書
と併せて提出してください。
●立替えの申請書は、立替えの申請書
と併せて提出してください。

補助開始
決定
●立替えの申請書が承認された後、立替えの
申請書を作成していただきます。
●立替えの申請書は、立替えの申請書
と併せて提出してください。

実行終了
●立替えの申請書が承認された後、立替えの
申請書を作成していただきます。
●立替えの申請書は、立替えの申請書
と併せて提出してください。

詳しくは、お近くの法テラスまでお問い合わせください。

借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害...
こんなときは、まずは**法テラス**へ。

日本司法支援センター
法テラス

身近な法的トラブル
お気軽にお問合せください。

法テラスは、国が設立した公的法人です。
法テラス公式ホームページ <https://www.houfersu.or.jp>

パンフレット

法テラス白書
令和3年度版

日本司法支援センター(法テラス) 編集

日本司法支援センター
法テラス

白書

日本司法支援センター
法テラス

法テラスは、国が設立した公的法人です。

法人パンフレット

利用対象者別パンフレット

日本司法支援センター
法テラス

法テラスは、国が設立した公的法人です。

遺言・相続問題・成年後見...
**トラブルにあったら、
まず法テラスへ**

よかった、
電話して。
法テラスに

【法テラスの電話番号はこちら】
0570-078374
IP電話からは 03-6745-5601

【法テラスの電話番号はこちら】
0120-079714
IP電話からは 03-6745-5601
平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00

【法テラスの電話番号はこちら】
0120-005931
平日 9:30~17:00 (※お電話受付時間、お電話受付時間についてはお問い合わせください。)

高齢者支援パンフレット

日本司法支援センター
法テラス

お金の問題... 相続の問題...
**トラブルにあったら、
まず法テラスへ**

これって法律上のトラブルかな?
誰に頼いたらいいんだろう?

そんなときは...
法テラスに
ご相談ください。

あなたに役立つ情報を
ご案内します。

【法テラスの電話番号はこちら】
0570-078374
IP電話からは 03-6745-5601

【法テラスの電話番号はこちら】
0120-079714
IP電話からは 03-6745-5601
平日 午前9:00~午後9:00 土曜日 午前9:00~午後5:00

「法テラス」は国によって作られました。
このパンフレットは、高齢者や障害者などのための「法テラス」です。
お問い合わせは、高齢者や障害者などのための「法テラス」です。
お問い合わせは、高齢者や障害者などのための「法テラス」です。

知的障害者支援
パンフレット

日本司法支援センター
法テラス

日本司法支援センター
点字パンフレット

点字パンフレット

犯罪被害者支援リーフレット

犯罪被害者支援

犯罪の被害にあわれた方や
ご家族の方へ

もしも被害にあわれたら、
お話しませんか?
弁護士に相談しませんか?

犯罪被害者支援ダイヤル
0120-079714
IP電話からは、03-6745-5601
受付時間: 9:00~21:00 (土曜) 9:00~17:00 (日曜)

日本司法支援センター
法テラス

法テラスは、国が設立した公的法人です。

DV等被害者法律相談援助

DV、ストーカー、
児童虐待

これらの被害、
弁護士に相談しませんか?

犯罪被害者支援ダイヤル
0120-079714
IP電話からは、03-6745-5601
受付時間: 9:00~21:00 (土曜) 9:00~17:00 (日曜)

日本司法支援センター
法テラス

法テラスは、国が設立した公的法人です。

犯罪被害者支援Q&A
ドメスティック
バイオレンス(DV)

犯罪被害者支援センター
法テラス

法テラスは、国が設立した公的法人です。

犯罪被害者支援Q&A
ストーカー

犯罪被害者支援センター
法テラス

法テラスは、国が設立した公的法人です。

犯罪被害者支援Q&A
児童虐待

犯罪被害者支援センター
法テラス

法テラスは、国が設立した公的法人です。

犯罪被害者支援Q&A
刑事手続

犯罪被害者支援センター
法テラス

法テラスは、国が設立した公的法人です。



法律問題Q&Aシリーズ

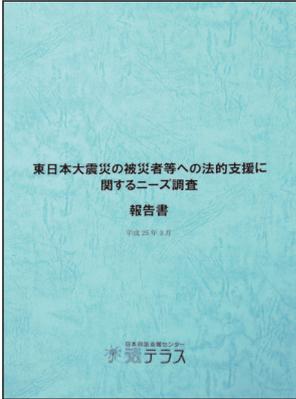
広報誌



シリーズ内容
離婚問題、相続問題、労働問題、多重債務問題、
成年後見、身近なトラブル

調査報告書

紀要



東日本大震災の被災者等への法的支援に関する
ニーズ調査報告書

法律扶助のニーズ及び
法テラス利用状況に関する
調査報告書

総合法律支援論叢

法テラス白書 令和4年度版

令和5年10月発行

編著・発行者 日本司法支援センター
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 0503383-5333
<https://www.houterasu.or.jp>

印刷・製本 若越印刷株式会社

日本司法支援センター
 **法テラス**

法的トラブルのお問合せは…

法テラス・サポートダイヤル

お な や み な し
0570-078374

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

犯罪被害者支援ダイヤル

な く こ と な い よ
0120-079714

※IP電話からは、03-6745-5601にお電話ください。

法テラス災害ダイヤル

(震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル)

お な や み レスキュー
0120-078309

※被災者の方専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。

受付時間／平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

法テラス ホームページ

<https://www.houterasu.or.jp>



スマートフォンサイト



日本司法支援センター

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F TEL0503383-5333 (IP電話)